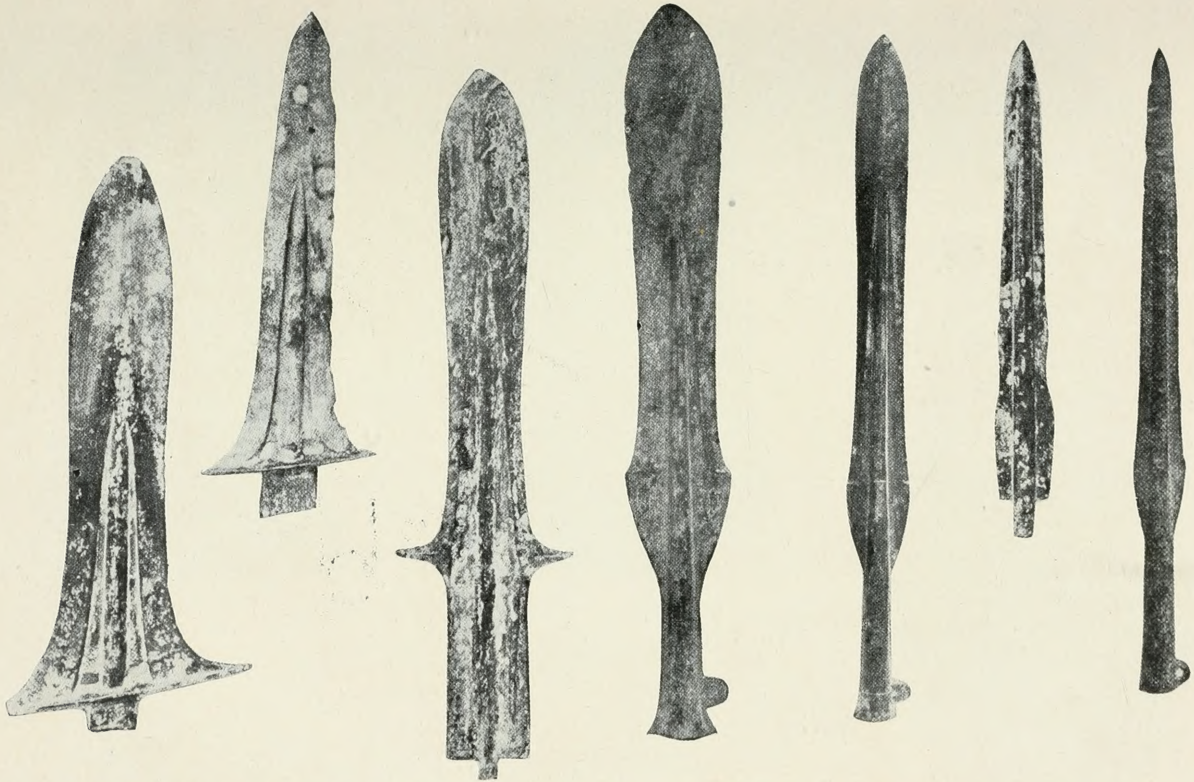
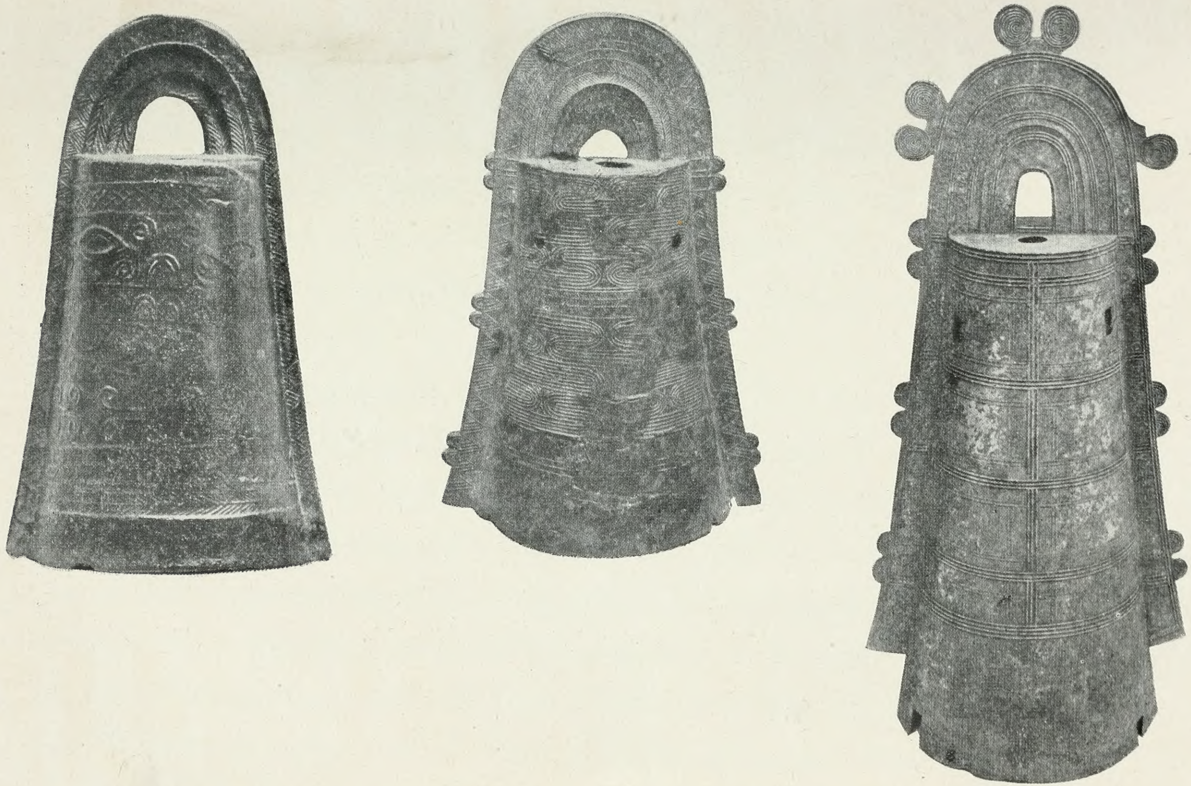
日本古代史の基礎問題

渡部義通　伊豆公夫
早川二郎　秋澤修二
共著

白揚社上梓



銅劍　向つて右端1は狹鋒銅鉾、2は細形銅劍、これらを第一類型と謂ふ。3と4は廣鋒銅劍、5は平形銅劍、6と7はクリス型銅戈と名づける。第二類型。(附圖解說參照)



銅鐸　向つて左端は特殊紋式（安藝國安佐郡福木村大字福田字木ノ宗山發見）中央は流水紋式（但馬國城崎郡港村大字氣比發見）右端は袈裟襷紋式（紀伊國日高郡東内原村大字荊木發見）。（附圖解說參照）

本論文集の刊行に就いて

こゝに渡部・早川・伊豆・秋澤の四論文を集め『日本古代史の基礎問題』と題名して刊行する。渡部の論文は土地關係の發展、特に屯倉＝田莊及び國家的土地所有に內在せる階級關係の考察を通じて、早川のものは『部』及び『トモ（伴）』の研究によつて、伊豆のそれは政治的支配形態の發展を對象としながら、また秋澤の論文は全體的生產諸關係に視角をおいて、それぞれ所謂「上代」から「奈良朝」に至る社會の基本構成とその日本的具體性の檢討を試みたものである。

吾々は唯物論硏究會東洋史部會において、こゝ數ケ月に亙り、日本古代史の共同硏究に從事した。そこで各參加者は一定のプランに基づく主要項目を分擔硏究し、各自の順次の報告に對しては、資料及び方法に就き全く忌憚なき、而かも最も虛心坦懷な討論が續けられた。右の論文はその第一の成果である。從つて、これらは多かれ少なかれ執筆者四人の他若干の諸君の共同勞作である。

吾々の意見には、問題の核心的部分においてなほ幾分の間隔がある。各自のイニシアティブが充分に活かされてゐる本論文において、讀者は多分それを看取するであらう。けれども、かゝる異見の存在は、この先き、吾々の共同硏究にとり些かの障碍をなすものではなく、却つて、ヨリ正しい硏究を結實せしむる前提に他ならない。

この論文は何れも未定稿的なものであり、吾々の硏究の進行狀態より見ても素より不滿少しとしない。それにも拘

はらず・わが「上代」乃至「奈良朝」時代の社會經濟的構成・日本古代社會の具體的な性格に關して、未だ殆んど開拓されしところ少なき現狀に臨み、たとへ充分の究明を與へ得ないまでも、若干の問題を新たに提起し些少の示唆を與え得るかも知れぬ點に、本論集刊行の意味があると吾々は考へる。

とは云へ、單に日本古代史の領域に限つて見るも、吾々に殘された問題はなほ餘りに多い。いな、眞實を云へば、吾々は熱心な共同研究の數ケ月を經ていま漸く問題の緒についたゞけである。それは吾々の非才微力に因るものであるが、しかし、吾々は共同の研究を通じて、それこれの博識よりも更に大きな事實を學んだ。すなはち、些かの私心もなき精進的共同研究――それのみが最後に最も健全な研究を達成し得るものであり、また、將來正しい研究の仕方として諸方面に開かれる道であらうことを學んだのである。

古代史の研究が爾後の歷史の正しい把握にとつて不可缺的意義を有することは多言を俟つまい。吾々はこの先きなほ、廣く先學の教示を受け、同僚と相携へて同じ研究を續け、斯學の發展に微力を傾けたいと思ふ。こゝに刊行の論集もひたすらかゝる意圖から計畫されたものである。從つて、この書が廣汎に讀まれ、多數の讀者より嚴正な批判を受けることは、著者の深く希望するところである。

〔附記〕――秋澤が止むを得ざる事情から新稿を成すことが出來ず、同人の分だけ最近の舊稿を載せねばならぬことになつた。秋澤の見解はこの稿以來勿論發展してゐる。けれども、この稿の見解は同人現在のそれと根本的に變るところがないやうに思はれる。

卷末に附した地圖は共働者三澤の手に成るものである。同人の多忙のため、分擔の執筆が間に合はなかつたのは遺憾で

あるが、この地圖に盛られたものは、吾々の論文を基礎づける大きな意義を有つてゐる。

一九三六年四月

著者共識

目次

附　録

日本「古代」に於ける土地所有關係の發展

渡部義通

一、はしがき――問題の所在

本稿では日本「古代」の土地所有關係の歷史が取扱はれる。こゝに「古代」とは、纖起的社會構成としての所謂『古典的社會』のみを云ふのではなく、大ざつぱに王朝初期をも含む爾前の全時代をも指すのである。

筆者のプランは、考察の重點を、就中、「上代」における土地所有の特徴的類型、及びその王朝的・國家的土地所有への變遷の必然性と社會史的意義とにおく豫定である。けれども、西紀一・二世紀以來列島の諸社會に起つた著しく不均等な發展の結果として、「上代」には土地所有の幾多の歷史的類型が並存混在してをり、當時の特徴的な土地關係――日本土地所有制の歷史における上代的形態なるものは、正にそれらの相互規定的な關係と發展のうちにのみ現はれたのである。王朝時代の土地國有制（＝班田制）の必然性も意義も、そのことの具體的な究明なくしては理解されない。そこで、特にかゝる諸類型の歷史的位置を明かにし、それらの並存混在の狀態と要因を示し、わが「古代」史の流れの中でその相互にからみ合ひ規定し合ひながら特徴的な諸關係へ發展した次第を語ることが、問題の理解を容易にするであらう。いま、太古より奈良朝末頃に至るまでの土地制度史風な叙述形式をとつたのは、かうした考へからである。

ところが、諸種の土地所有關係の本質は、單にその表徴的な形態からのみ把え得るものではない。その關係は、つねに社會的諸關係の不可分の一環として、他の生產手段（特に勞働力）の存在形態乃至所有關係との必然的關聯にお

いて實在する。だから、それは所與の社會經濟的構成との不可分的な考察を通じてのみ正しく理解される。然るに他面では、所與の時代の規定的・特徴的な土地所有關係には――農業が支配的産業部門たる社會に就いて云へば――當時の基底的生産諸關係が表現され・或は内在する。だから、そこでは、規定的土地關係の分析を通じて、同じ時代の規定的な生産諸關係に對し――從つてまた、當該社會構成の特質に對する――一應の見透しが與へられるわけである。かゝる意味から、筆者は、土地所有關係の歷史のうちに社會の構成史を見やうとする點に、なるべく留意するつもりである。

とは云へ、右のことがらを詳細に亙つて分析論攷するが如きは、もとより限られた小稿のよくするところでない。それ故に、土地所有關係乃至田制等に就てさへ、差し當り重要ならぬ問題は全く省略するか一言的に觸るゝに止めるの他はないし、比較的重要な部分にあつても一々の資料的說明を省かねばならぬ場合のあらうことを斷つておく。

二、原生的「制度」としての土地共有

A　原始日本における土地共有

この列島に人間の歷史がはじまつた實年代は的確には判らない。しかし、それが頗る悠遠な昔であること、そして物質文化的資料の示すところでは、當時の住民が漸く最も原始的な土器を所産した程度の・至つて低位の文化段階に

あつたこと等は明かである。

この時代の道具は石木器・骨角器・土器などで、極めて粗笨な未分化的な（種類の少ない）ものであり、金屬の使用は未だ全く知られなかつた。從つて、この時代は一般に石器時代と呼ばれ、また、當時の特徴的な土器に代表されて「繩紋土器文化期」とも云はれてゐる。

繩紋土器時代の最古期の聚落遺蹟は大部分海岸や島嶼等の洪積層上に見出され、次期のものは海岸より稍活內奥の高地に、次いで丘上より平野に移らうとする地帶にあるのが普通である。[1] それはこの全時期に亘る他の遺蹟の樣相や道具の性質など〻共に、遺蹟形成者達が漁撈や狩獵を中心とする所謂『採取經濟』に依存してゐたことを示してゐる。彼等が集團生活を營んでゐたことは居住址の群在などから知り得るが、集團と集團との間には未だ恒常的な經濟關係が築かれず、個々の集團はそれ〴〵閉鎖的孤立的な體制における一社會をなしてゐたらしい。その社會は原生的に血緣者から成つてをり、一團の生活活動はすべて協同的集團的方法と慣習的規律下で遂行された。社會の統率者はあつたが、その權威はたゞ全成員の聲望に基づけるものにすぎず、その地位は敬愛すべき「公僕」として社會活動の指導＝組織に有能さを示す間のみ維持されたのである。かやうな社會には、身の廻りの僅かな所持品などを他にして何らの私的財產もなく、階級なるものも知られなかつた。實際この時代を通じて、財產の私有や階級の存在を示すやうな如何なる徵證も見出されない。[2]

土地の私有の如きはもとより考へ得られない。否、ひたすら採取經濟に依りながら四季に處を變へて放浪生活の營まれた時期[3]において、個々人による土地所有に何の意味もなかつたことは自明であらう。同じ時期には、各集團の固

定せる「領域」さへもなく、たゞ彼等の一時的な聚落をめぐる一定圏の生産（採取活動）區域のみが、その期間に限り個々集團の占有領域をなしたにすぎない。その期間その領域において他集團の侵略を防ぐことは、一社會の成員の共同義務であつた。そこに一定期間に亘る土地占有形態としての「領域」が形成されはしたが、しかもその地點乃至範圍は動搖的であつて、內部的には未だ何らの土地「所有」制なるものを發達せしめない。土地は「無所有」である。

集團（共同體）による土地所有制の發達は、この時代の後期における定着生活の開始[4]によつて先づ條件づけられる。聚落地點を中心として生産活動の一定圏が稍々永續的に固成されるからである。だが、それは他集團の同様の占有地帶の並存＝接觸によつてはじめて確然たるものとなる。そして、こゝで各個の占據領域の上に――若干の圍繞する緩衝地帶によつて他領と區別されるところの[5]――共同體的所有が成立した。然るに、渺小たる列島も當時にあつては尙人跡未踏の廣域をなしてをり、聚落の移動＝新設の餘地に不足はたかつた。それ故に、新しい占據＝占有は次ぎ次ぎと新たな所有領域を形成して行く。この現象は同一集團の移動の場合にも、共同體が分析し母體から遠く離行せる場合にも同様であつた。だが、個々の共同體が幾多の姉妹共同體に分枝した場合には、それらは一般に母體共同體と共に胞族的社會を形成し、同時に主要た生産領域及び聚落地を一定の慣習に從ひ各個の共同體に分割用益せしめる新しい「制度」を産み出した。とは云へ、かゝる場合もまたそれは依然として原生的共同體的土地「所有」制であり、「無所有」である。

日本石器時代（繩紋土器文化期）における土地「所有」制はかやうな過程を辿つて發達し、且つ大體かゝる段階に

止まつたらしく見える。占有が則ち所有であるところの・而かもその主體は常に血緣共同體――おそらくは氏族乃至胞族――であつたところの土地關係、これが世界史的に共通せるわが原生的な土地制度であつた。

この段階の土地「所有」制成立さへ、當時の個々の社會において・また諸地方によつて必ずしも同じ時期ではない。個々の社會（例へば漁獵中心の部落や狩獵を主とする部落）または諸地方によつて發展の水準乃至條件を若干異にしたからである。それにも拘はらず、これ等の差異は當時未だ諸社會の發展に格段的な間隔を生ぜしめるほど著しいものではなかつた。繩紋文化期における考古學的資料に現はれた地方的差異の僅微な樣相がそれを物語つてゐる。

B　共有地分割用益制の起源・發展

『繩紋式文化』をもつて特色づけられ・それを原生的文化内容としたところの列島社會は、周末乃至漢代文化を源流とする大陸文化の强度の影響の下に、西暦前後以來飛躍的な發展の時期を迎へた。この時期の文化的遺物は繩紋式諸文化に比して著しく發達し或ひは新異な内容を加へた一系列の特徴ある型質を備へ、總じて所謂『彌生式文化』の名の下に包攝されてゐる。この故に同じ一期間をば彌生式文化時代と呼ぶ。

當時の主要な遺跡は、はじめは繩紋式文化期末の傾向を繼承して海岸線（低地）に散在せる聚落の附近に・時代を下るにつれ沖積平野へ移行築成された聚落の附近に・多く見出され、他方では甲斐・大和・信濃等の例の如く丘陵地點に向つて延びてゐる。[6] この事實は、同じ文化段階にあつた住民が前時代の採取經濟生活から農耕生活に轉入しつゝあつたことゝ密接に關聯するのである。

農業はこの時代に入つてはじめて起源したものではなく、原始的な耕圃形態では既に先行文化段階の後期に發現したらしい。それは、この列島人の人種構成上重要な要素をなせるツングース族がおそらくは原始農業の技術を抱いて可成り早期に移住して來たと考へられる理由のあること、繩紋式文化の後期聚落の低地移行的（半獵半農化的――）傾向、その他の諸事情から推定される。けれども、わが「農業時代」の黎明期は實に彌生式文化と共に開かれた。彌生式土器を繩紋土器に代位せしめた大陸先進文化の深刻な影響は、これと接觸せる列島諸社會へ全面的に働き、從來漸く狹隘さを意識されつゝあつた産業部門に對し、比較的急速に發展・變遷の道を拓いた。就中、それは發達せる農業諸技術・水稻・金屬製の道具（特に鐵の文化）を傳流させることによつて、農業生産の飛躍的な發展――農業をば正規の・而かも爾後一・二世紀間にして支配的な産業部門たらしめたところの發展――を導出したのである。[8] 農業を代表せる水稻耕作の可成りの盛行が早くもこの文化時代の比較的早期の遺蹟に見られ、[9] また、西暦一・二世紀頃までに西日本における先進的諸地方へ布及してゐる事實がそれを證する。[10]

農業の發達・特に鐵製農具の所産を槓杆として起つたその著しい發展は、當時の生産諸力を劃期的に高めた。農業及び工藝諸部門における生産力は交互作用的に躍進の途を辿り、共同體における計畫的分業が發達しつゝあつた。[11] 個々の氏族社會の人口は著しく增殖し、分析――移住が諸地方に進行し、彼此相接して膨大な聚落[12]が出現するに至つた。

同じ過程において土地は生産の直接的手段となり・採取經濟時代に比べてその社會的重要性が一層加重した。そしてこゝに、土地そのものに對する社會的關心の高まりと、從つてまた「領土權」發達との必然的條件がある。氏族・胞

族乃至部族領の境界線は益々明確にされ、その侵略は直ちに『力』の使用――戰鬪を意味するに至つた。

然るに、同じ時期を通じて、嘗つて多くの姉妹氏族間に行はれたと同樣の共同地の分割用益制が、各氏族そのものの内部に發現する。換言すれば、それは、かつて原則的であつたところの氏族による集團的協同的生産樣式の分壞過程＝氏族の世帶協同體への分化過程の進行である。原始社會における協同的集團的生産（經營）にはかゝる協業樣式と勞働要具自體の有つ原始性（低劣な生産性及び個人使用的性質）との基本的な矛盾が潜在した。[13] それにも拘はらず、協同的集團的生産は勞働要具における原始性そのものゝ故に――從つて、勞働生産力が極めて貧弱であり・人間による自然力の利用＝控制の力が極度に微弱であつた狀態の下で、必然的（必須的）だつたのである。けれども今や、要具は依然として個人用的なものであつたとは云へ、その生産性は遙かに高度なものとなつた。加之、農業はその經營技術上、開墾や大きな土木工事等を除いては、必ずしも集團的勞働（多數者協業）を要せぬばかりか、頗る膨脹せる氏族人口をして同一協業に參與せしめることは――當時の諸條件の下では――不自然なものとなつた。かくして、勞働力の適當な分配・ヨリ小さなグループをもつて編成された協業の必要が起つた。

他面では、その頃既に發達したと考へられる『對偶婚』の一般化によつて、氏族内に幾多の近親血緣團が形成されつゝあつた。それは一夫一婦的單一家族よりも、はるかに廣汎な・謂はゞ幾組もの家族を包攝したやうな外貌を成してをり、また原則として同一屋下乃至近接せる家屋に住居し、古語に『屋族（ヤカラ）』などゝ呼ばれたグループである。かうした小集團が、右に述べた農業生産の諸事情に照應してそれぞれ生産の一單位となり、やがて經營の主體ともなつて、所謂『世帶共同體』を形成したのである。[14] だが、世帶共同體は未だ氏族から獨立しそれに對立する社會關係では、

なく、寧ろ氏族に包攝され氏族的「有機體」を形成するところの同質的要素に他ならなかつた。社會經濟的單位はなほ氏族であり、世帶共同體の諸活動は氏族長及び氏族會議の直接的指導＝監督の下におかれたのである。

土地は原則上從來の如く氏族的所有であり、從つて「無所有」的形態をとつた。そして、生産單位たる世帶共同體の農業經營は、そこでは自から何らかの形態における共同耕地の分割用益制を導いた（この社會段階における共有地配分用益制の開始は一の世界史的事實である）。だが、それが世界的に廣く行はれた定期地割制[15]的類型であつたか、古代支那やわが律令期に見る如き班田制的類型であつたかを明かにし得る直接的な資料はない。吾々はたゞ、古日本の住民と血縁的文化的な親緣關係にあつたと考へられ・且つ近來まで古代日本の社會的諸關係及び過程を縮圖的に存續したとも思はれる琉球の土地制度が――共有耕地用益の部面にのみ就いて云へば――門族（氏族）による原始的共有より班田制的形態へ・次いで定期割替制的形態への發展を辿りたる明跡を見ることによつて、わが氏族社會の內に原[16]生せる耕地分割用益の一般的樣相を推想し得るだけである。それ等の耕地は、當時の聚落立地の景觀による古琉球の例を見るも、聚落近接の周圍地帶に拓かれるのを常態とした。山林・未拓の原野・河川藪澤の如きは、おそらく從來そのまゝのかたちで各世帶共同體の自由共益に委された。大化前後の詔や令の規定に見る山川藪澤の公私共益制は正にさうした太古的遺制に他ならない。

さて、氏族・胞族及び部族領の一應の固定化と「領土權」の發達、氏族共有耕地及び世帶共同體によるその分割用益制の發生等――これらは、列島の石器時代末期から金石併用期にかけて（所謂「彌生式文化期」において）、先行時代の原生的土地共有制の礎上に發展したる特筆すべき土地關係であり、また、當該時代を通じての原則的な・支配

的な土地關係であつた。然るに、かゝる土地制度は列島の全域において時間上の同一期に發現したのではなかつた。それは既述の如く、大陸文化――周末漢代文化――の壓倒的影響の下に自己發展せる當時の先進社會に起つた制度であるが、同文化の傳流は列島全域に亘つて同時的に進行したのではないからである。その最初期の觸發地點は北九州であり、以後略々一・二世紀間に畿内及び東海一部を界とする西日本の要衝地方が同一の文化をもつて彩色された。[17] 換言すれば、西日本の進歩的社會が金石併用期文化の脚光を浴びて登場し・右の土地制度を所産した同じ時代において、一般に東日本一帶及び西日本部僻の諸地方はなほひたすら石器文化と採取經濟に依存してをり、前項に叙べたやうな全く初原的土地關係を持續しつゝあつたのである。

1) 森本六爾氏「考古學」（歴史教育講座、第二輯）、二四―五頁

2) 禰津正志氏「原始日本の經濟と社會」（歴史學研究、所載號論文）

3) 4) 森本氏、前掲、三六頁

5) ツングース族の例によると、かゝる中立地帶は、しば〳〵隣接諸族の共同的狩地であつた（「滿洲史研究」――柴三九男氏論文「ツングース族の土地關係」）

6) 森本氏、前掲、二六頁

7) 拙著「日本原始社會史」、五章五節

8) 拙稿「日本農業時代の黎明」（歴史科學、九年五月號論文）

9) 中山平次郎氏「燒米を出せる竪穴址」（考古學雜誌、一四卷一號論文）――この遺跡は筑後國八女郡長峯村大字岩崎字小

坂にあり、同伴土器の性狀によれば「彌生文化」の比較的早期にぞくするものである。底面部徑二米八五の竪穴から、一寸程（一部）の層をなす燒米（水稻種）が出で、而かもそれが斷續的に廣さ約一町先きまで續いてゐる。

10) 禰津氏、前掲論文

11) 拙著、前掲、六章三節。森本氏、前掲、三八頁

12) 彌生式時代の居住址は先行文化期のそれに比し、一層群集數が大になる。東京市久ケ原遺蹟の如きは千をもつて數ふるほどの竪穴が群在する――森本氏、同上、三三頁

13) マルクス「ヴェラ・ザスリッチへの手紙」參考（マル・エン全集、邦譯、二一卷）

14) 京大考古學教室報告、第一一册、「筑前須玖史前遺跡之研究」によれば、遺蹟B地點（東西五間、南北九間の一區）から一〇個の甕棺が出土した。一般に副葬品なく、その中の第一號棺のみに細形銅劍が副葬されたのを見た。第一號と第二號とは埋葬方位を同じふして相並び、他の諸棺の散在的埋葬と樣相を異にせる向きがある。その他種々の徴象により、また前後の時代の遺蹟遺物の諸狀態などに照考して、おそらくは世帶共同體がこの頃形成されてゐたと考ふべき理由を得るのである。

15) エミール・ド・ラヴレー「原始財産」（改造社、長野氏譯）には、このことについて夥多の例證が見られる。

16) 田村浩氏「琉球共産村落の研究」――特に、その三章二節「久高・渡名喜・渡嘉敷の共有制度」參照

17) 森本氏、前掲、一八頁。本論文集――三澤氏附圖及び解說參照

三、土地私有の發生並びに征服＝被征服關係を通じて成立せる土地關係

A　氏族社會の矛盾としての土地の私有化過程

けれども、右に述べたところは、彌生式（金石併用期的）の段階における土地制度の原則的部面であり又同時期における西日本と東日本との一般的差異なのであつて、この期間を通じすべての諸社會がそれに應じた程度と法則において・且つ文化段階を異にし或ひは同じふする社會間の接觸＝諸交渉において、「社會範圍」の不斷の擴大と社會關係の若干の複雜化乃至變質過程を示しつゝ發展し續けたのは云ふまでもない。

共有地分割耕作――『分割勞働』（マルクス）――は、それが定期割替制であれ班田制であれ、はじめは單に生産單位として現はれた世帶共同體をして間もなく私的經濟體の傾向を辿らしめるに至つた。すなはち、それは一定の規制の下で共有地を用益する氏族內の分枝體にすぎないが、然かも、その地の收穫を私收する自然的傾向乃至關係の發達につれ、或る程度まで動產的な「私富」蓄積の可能性を取得する。[1] 然るに、このことは個々の共同體の利害的關心(個人性)を刺戟し、班田制又は耕地割替制の强靱な制約の中で、なほ用益地と個々の共同體との結合の傾向――用益地の私有化的傾向――を促進する。そして、かゝる傾向こそ、正に原生的共有（從來の共同體所有）の反措定的運動

――父家長的體制の成立によつて鋭く發展するところの――の初原的な現はれに他ならない。從來の氏族的「所有」＝共有（無所有）そのものが、かゝる形態において共同體的私有に轉化しやうとし、世帶共同體が動產的な富の所有主體となり、また、それによつて、不動產的富の私有化の前提的契機をなすに至るのである。

かくして、共同體的私有への傾向はまた、それと並んで必然に『私有地』の發生を導く。土地の私有化は、歴史上一般的には、共有耕地の上に行はれるに先立つて、先づ宅地・園圃等の上に[2]・次いで永續的な占有＝用益を通じて具體化したやうである。共同用益地（未拓の山野藪澤地等々）とは一般に私的な自由用益に委された土地の謂ひであつて、その開墾者は當該區域に一定の「私有權」を認められたらしい。このことは、エミール・ド・ラブレーの「原始財產」に擧げられた事例によれば、氏族による一般的所有（共有）の分壞期における諸種族に見られる。これと略々同じ段階を辿りつゝあつた臺灣土蕃がまたかやうな制度を有した。例へば、そのサイシャット族の場合『原野及び畑地には氏族共有の原則が行はれ』てゐたが、『水田は開墾した者の家族有』であり、『氏族の各員は氏族有……の山林原野を開墾することができ』た[3]。また、班田制乃至定期地割制の行はれてゐた琉球の諸地方でも、『仕明地』即ち開墾地は開墾者の私有＝世襲地であつた[4]。わが上代にも、原野の一區域に『シメ』繩を張り廻して先占の意思を表はし・この區域への他の侵略を許さぬといふ古習の行はれたのを見る（別註）が、時代的背景は兎もあれ、この占有形式そのものは共用地の自由占有に源泉する遙かに太古的な慣習の存續であると考へられる。また、王朝時代の土地國有制の下でさへ開墾地の私占＝私有を許されたが、これは公文[5]に見る如き班田地の狹少化を緩和する政策に出でたるものとのみ解すべきでなく、寧ろ私領擴大に熱心せる當時の大小土豪や自營農民が、自墾地の公收に反對したことに主因

があつたと見るべきであらう。

自墾地を永續的に占有=用益する慣習は、かくして當時の氏族社會の內部に潛在せる原則的共同體的私有制とは異るところの新關係、すなはち土地私有關係の萠芽を導いた。もちろん、それははじめ決して不動的な制度ではなく・また、現に北方ツングースや臺灣土蕃の若干諸族に見る如く、[6] 必ずしも排他的性質を貫くものでもなく、從つてなほ傳統的共有の原則を脅威する程度に達したかつたばかりか・必要あれば原則上の形態へ解消され得たほどの部分的な要素であつたと思はれる。にも拘はらず、それは氏族內に漸く「個人的利害」なるものをおくものとして、更に原始社會(特に氏族社會)の基底的關係たる共有制に對する根本の矛盾――而かもやがてその發展と共にすべての舊い諸關係を變質させ解體させて行く矛盾――の發現として、刮目さるべき事態でなければならなかつた。

土地私有はそれが如何なる事情から發生したにもせよ、先づ私財增收の欲望の前提となり、また實際その實現を可能ならしめた既存の動產私有制に不可分の關聯をもつて起つたものであり、[7] そして一度發生した後は、逆にかゝる欲望を刺戟して財產私有制一般の發展を促し・原始的土地制度そのものを侵蝕して行く。かくして、『分割勞働』――私的占有の源泉――の發達・生產經濟單位としての世帶共同體の發展に聯關して起つた自墾地私有制は、やがて、內部的には、班田乃至地割に當つて良田の追求へ人々を驅立て、曳いては共有耕地そのものゝ侵蝕に・及び他の生產手段(特に勞働力)の取得に向はしめるところの氣運を生じた。

この場合、族長群や富者等はその權力と富を利用してかゝる諸條件を取得し擴大するために有らゆる對內的對外的機會を把えんとした。而して、一度かゝる諸契機を握り個人的私富(欲望)と權力とをこれに依存せしめつゝあつた

族長らは、その偉大なる權威をひたすら彼等の有能な資性と全社會的聲望に托した先行時代の酋長とは次第に別個なものへ變つて行く。すなはち、彼等は輝しい社會的「公僕」から、その手に勞働收取の諸契機を把握せるところの政治的支配者に化しつゝあつたのである。同じ過程を通じて、世帶共同體は一般に漸く內部的な變質を辿り、父家長家族的な——所謂『戸』としての——性質を帶びて來る。族長及びその近親族圈には身分的特權が形成されて氏族內に世襲的『宗族』なるものが現はれ、一般氏人の間にも富戸と貧戸とが現はれる。それと共に、社會經濟的單位は實質上氏族より『戸』へ轉じ、漸くにして村落共同體が出現する。一般的に云つて、一元的體制をなせる氏族社會は多元的構成への過渡期——而かも終端的な段階——に立つた。

西暦二世紀頃までに——金石併用末期に立つ——西日本の先進的社會（北九州・畿內・內海沿岸等の要衝地點）は宛かもかうした段階を辿りつゝあつたのである。貴族的「墓制」における墳丘の發達[8]、箱式組合石棺（cist）の發展、豐富な副葬品[9]、等々——それらは、多かれ少なかれ私富の蓄積と收取勞働の結集・從つてまた個々の父家長的「共同體」の形成等を前提せずには考へられぬところの・そして正に身分・階級の生成過程を明示してゐるところの著しい考古學的證徵に他ならない。

B　征服＝被征服關係を通じて形成された新たな土地關係

かうした歷史的＝社會的動向の發現は、東日本一帶及び西日本の僻遠地方にあつてはなほ一・二世紀乃至三・四世紀ほども後れてゐる。然かも、かゝる後進地方に於ける氏族的諸關係の解體過程は、やがて既に別個の歷史的諸條件

の下で――從つて異れる形態において――進行するのである。いま、西日本の先進氏族社會に起つた右の如き諸矛盾は、ひとり內進的なものではなくて必然に外延的なものでもあつた。早くも潛在的な私有制と貧富の對立を內包したところの氏族社會（私富と權力――收取＝支配――をめざしてゐたその支配者層）は、この頃以來益々富榮の源泉を外部の廣汎な地盤に求めて行つた。諸社會間の接觸＝交涉はそれにつれて一層繁くなつたが、かゝる諸交涉のうち最も直接的にして激しい契機は、先進的勢力を主導とせる征服戰であつた。氏族乃至部族間の戰鬪は太古以來の事象であつた。全國諸地方から無限に發見される石鏃・石劍等々は、少くともその一面を語るものである。その頃の戰鬪は主として採取生活に好適な地點の掠奪戰であり、敗戰集團がその地から驅逐されるか殲滅されるかによつて局を結んだ。然るに今や（一・二世紀）、征戰の直接の目的・動機・乃至內部的要因は兎もあれ、終局において更に一の新關係が加つた。支配＝服屬の關係がこれである。（二つの時代の戰果に見るかやうな差異は、一般的には生產段階の相異に因るものであり、支配＝服屬形態の發現は生產諸力のヨリ高い段階に照應せるものであつた[10]）。

征服戰の激成と擴大化は、一面において幾多の部族聯合乃至同盟の形成の促進條件となり、他面では諸地方における政治的統一運動の發展を意味した。そして、この過程は被征服社會が何らかの形で被收取對象化される過程である。被征服地帶が略收されて征服族の間に分配されるやうな場合には、敗北集團は先行時代におけるが如く追逐・殲滅されるか、或ひはその土地から引裂かれて奴隷化された。最後の形態は既述の如き勞働收取の著しい證跡を示すところの當時代に入つて發現した關係であつて、特に征服者側における餘剩生產の一定の可能的條件を前提とするものである。反之、服屬地域が從前通り土着集團乃至その首長のために「安堵」された場合には、所謂『貢納制』なる新

しい收取形態が成立した。それは被征服集團の酋長や首長を通じ・集團全體として・臨時または恒例的に生産物を貢納させる形態であつて、特に被征服者側における餘剩生産の一定の發展を前提とするが、同時に征服者社會における生産諸力の一般水準に制約されて生じた關係である。從つて、それは被征服集團をそのまゝの生産様式において收取する一形態であり、發展せる奴隷收取の如く直接に彼等の人格的所有を基礎とするものではなく・また農奴――封建的――收取の如く支配者の土地へ彼等を隷屬せしめることによつて成立せるものでもなくて、むしろ政治的收奪の一様式（變型）に他ならない。それにも拘はらず、强制的貢納制はその恒常化につれて實質上一つの對立的生産關係を生み、被收取民に種族奴隷的性格――『ヘロト型』奴隷の外貌をとるところの――を負はしめ、その土地に征服者社會の「勢力範圍」たる性質を帶ばしめるのである。こゝに征服＝被征服關係を通じ、『貢納制』によつて特徴づけられた一つの新しい――しかも頗る廣汎に亘るところの――土地關係が成立しつゝある（貢納制は次ぎの時代の規定的土地關係たる屯倉＝田莊的關係の下に見るところの或る型の收取様式に類似するが、しかし後述の如く同質的なものではない）。そしてかゝる關係は、正に共同體的所有（共有）の反措定化の過程に照應する。

かやうに征服戰は崩壊過程における氏族社會の自己運動として種族奴隷・貢納制等の新しい收取＝支配關係を導くことにより、一方では被征服地方の社會體制の潛在的な萌芽的な矛盾を觸發し、他方では上述の如き自己の內在的矛盾を擴大的に再生産するところの諸因たらしめるのである。

1）マルクス「ヴェラ・ザスリッチへの手紙」（改造社版、マル・エン全集、二一卷、四二二頁）――『共同體は、それ自身の體內に毒素をもつてゐます。……だが、根本的なのは、私的占有の源泉としての分割勞働であります。それは動產………の

蓄積を可成ならしめます。』（傍點―W）

2) 家屋・屋敷地・園庭等が他の不動産（耕地）に先立つて私有化されたらしい證跡は、記紀・令制等に著しく現はれてゐる（なほ、横井時冬氏「日本不動産發達史」參考）。

3) 吉場强氏「土地の氏族的共有から家族的共有への轉化過程――臺灣高砂族についての考察」（歷史科學、四卷一一號）

4) 田村浩氏、前掲、一一〇、一二三、三二四頁その他。

5) 續日本紀、養老十七年四月、太政官奏――所謂『三世一身』の詔令

6) 吉場氏、前掲論文。ツングース族の例については、柴氏の前掲論文

7) マルクス「ヴェラ・ザスリッチへの手紙」、前掲、四〇五頁參考

8) 後藤守一氏「日本考古學」（平凡社刊、「東洋考古學」所收）

9) 彌津氏、前掲論文

10) 拙著、前掲、四一一―二二頁

（別註）常陸風土記、行方郡石村ノ條――『玉穗宮（？）大八洲所馭天皇之世、有レ人箭括麻多知、點ニ自レ郡西谷之葦原一墾ニ闢新治田一、此時夜刀神（虵）相群引率、悉盡到來、左右防障、勿レ令ニ耕佃一、於レ是麻知大起ニ怒情一、標レ杭、置ニ堺堀一、告ニ夜刀神ニ云、自レ此以上聽レ爲ニ神地一、自レ此以下須レ作ニ人田一、……卽還發ニ耕田十町餘一云々』

四、私有地の擴大兼併・大土地所有（屯倉・田莊）と『勞働奴隷』制の發現

A　諸豪族の土地私有と私奴婢の發生

土地の私有・人間勞働の收取・征服＝强力支配――これらは一・二世紀の崩壞期氏族社會の胎內に發生・發展しつゝある基本的矛盾であつた。しかもこれらの矛盾は、それ自身が描き出し・且つ次ぎ次ぎに列島の諸地方を捲き込んだところの歷史的波紋の中で、絕えず擴大的に生產され、三・四世紀に入り遂に氏族社會の構成的基礎を覆して、私有財產制と收取＝支配關係に基づく最初の『階級社會』を形成するに至る。

三・四世紀における先進的社會では鐵器生產が漸く盛行し・主要な產業部門から殆んど太古的諸道具を驅逐しつゝあつた。そこでは、開墾（耕地の擴大）・耕作上の進步（＝土地生產性の增加）・家畜の使用[1]・經營施設及び技能の發達等々によつて、農業生產性に劃期的な發展が起つた。そして、それはまた、この時期に徐々多樣化された生產部門の上に多かれ少かれ起つたところの發展でもあつた。社會は富を造出すべき未曾有の物質的前提を得たわけである。

既に土地の私有・貧富の懸隔・勞働收取の起つたところでは、生產諸力の發展は、何よりも先づ、かゝる諸關係の發展及び狀態擴大の拍車的條件をなした。前時代（一・二世紀前後）に早くも私有地の取得を開始した族長その他の權

勢富者らは、一般に農業生産力が高まり・土地の現實的價値が加重され・土地が益々重要財産となるや、これを獲得・確保するために從前以上の積極さを示すに至る。既述の如く、共同體的私有形態における潛在的な土地私有の要因は共同原野の自力開墾による私有地の發生を契機として具現化されつゝあつたが、前時期（金石併用期）にあつては、自力開墾がたとへ行はれたにしても、なほ廣大な發展が制約されてゐた。製鐵技術の低劣・殊に農具として鐵器生産の未發達[2]・大きな私有勞働力の缺除等々がその制約的諸條件であり、他面では、當時の「半」氏族的機構乃至原則がなほ不斷にその發展を抑束してゐたからである。換言すれば、土地私有は氏族共有に對して例外的存在であり、またこの種共有制の原則に從屬した。

然るに、いまや諸事情が變化してゐる。社會經濟單位は、氏族の單なる分枝體としてその同質的要素でしかなかつた世帶共同體ではなく、もはやそれぞれ獨立自營するところの父家長的家族[3]（『戸』）であつた。族長層は氏族的意志（氏族會議）に從屬するところの單純な氏族機關ではなく、却つて自から氏人の支配者たる地位に立つた。加之、廣大な私有地からの收得こそいまは個人的富榮と權力との物質的土臺をなしつゝあつた。他面、生産諸技術の發展は格段的であり、農具としては鐵製の鍬・犂・鎌等々[4]が多産された。そして、この勞働要具の高まれる生産性は勞働收取の可能條件をなすものであつた。かゝる歴史的諸條件の下で、先きに開かれた土地の私有化乃至兼併過程が急速に進行しはじめたのは自明であらう。然るに、廣大な地積の開墾や私領の兼併等がすべての戸或ひは個人にとつて現實上可能なわけではなかつた。それには比較的精鋭な農具や餘分の人手がなければならず・一般的に云つて一定の私富の蓄積と勞働力とが前提されねばならないが、どの家族或ひは誰れでもかゝる諸條件の所有者であつたわけではないから

である。一般の戸にとつては最低生活の再生産と族長家族への給付[5]が手一杯であり、私富蓄積の餘地もなかつた。精鋭な農具の生産は盛んになつたが、なほ彼等の手の容易くは及び難いものであつた[6]。他人の勞働收取の如きは、勿論實現され得ぬ希望にすぎなかつた。これらの諸條件を現實に所有したものは、小數の富者・就中族長等の層に他ならない。かくして、發展せる生産諸力は自墾地私有の公平な原則の下で最も不公平な現實を生み、この社會に造出された新文明の「恩澤」をこれらの富權階層に享受せしめた。

云ひ換へれば、土地の私有化は實際上族長や富者らによつて開始され・或ひは促進されたのである。彼等の開墾事業及び私有地の耕作は時として支配下の氏人達の徭役によつたこともあらうが、はじめは寧ろ自家の勞働力を主として充てたと考へられる。しかし、それには一般家族員とは異れる勞働力が附加されてゐた。文獻上『ヤツコ』(奴婢)と呼ばれたものがこれである。それは原始的な世帶共同體の父家長的大家族制への轉化過程において、後者の内部に潛在的・可能的に現はれる。換言すれば、當時の社會經濟的單位たる『戸』それ自體――從つてまた當該社會――が必然に潛在的な奴婢制を内在してゐたのである。既述の初原的奴隷制(種族奴隷)の存在こそ、その前兆的なものであつた。そして、奴婢・すなはち、父家長的な奴隷制は、私有財産及び戸の社會史的意義が更に加重され強大化されて來るにつれ、他面では對外諸交渉の擴大に伴つて、初めて公然たる姿をとつて現はれ、發展しはじめた。それは先づ、他の共同體から裂きとられ・個々の戸に附加されたところの勞働力であつた。從つて、彼等の前身は分配され掠收された種族奴隷であり・或ひは何らかの事情で主人の手に入つた異族であつたらう。彼等は大體二世紀前後迄の歴史過程に、はじめ富權者の奢侈手段として現はれ・主人の屋内に住み主人及び主家の雜役に從事したらしい。勿論彼等

は生産部面にも勞働したであらうが、しかし、一般的に云つて他の生産手段の私有・特に土地私有が或る程度まで發展しない間——私有地が或る程度以上に擴大化されぬ限り——は、寧ろ補助的勞働力をなしたにすぎない。けれども、生産諸技術の發展によつて勞働收取の前提が擴大され、他面では對外諸交渉（征服戰・交易その他）の一層發展するに從ひその數が益々多くなり・その生産部面への使用の比重が益々加重して來る。彼等の存在は土地私有化乃至私有地擴大の刺戟及び要因となり、また逆に私有地擴張が彼等を擴大的に「生産」し・勞働力としてのその意義を強めて行く。

この頃になると、私有地は最早土地共有制に對して單なる從屬的な形態ではなく、後者と相並び・その存在は確立され・獨立の意義をもつて來る。蓋し、これが所有者は強大な實力を有する族長や富者であつて、彼等は有ゆる手段方法をもつて既得權を確保強化し得たし、また、爾來漸く彼等の物質的基礎が主としてこゝに移行されるからである。

B 『勞働奴隷』制の發達と大土地所有の發現

共有原野の自力開墾に出發した私有地は、それが共同體的所有（共有）の原則によつて支配されぬ獨立の存在を得るに至るや、必然に歴史的衝動をもつて自己を發展させる。益々多數の奴隷を使役して開墾地が擴大された[7]のは云ふまでもなく、やがては開墾の豫定區域として未拓の原野山川の占有が起り・勞力を加へられざる私有地が發生する。[8] 他方では、班田または定期地制に際して良田及び比較的廣積の耕地が族長や富者の手に收められる傾向、而かも、それが彼等の永占有に歸し漸次に私有地の一部を形成する傾向が強まる。[9] 劣弱な者・貧しい家族には中下田が配當され

がちになり[10]、かつて開墾せる猫額の私有地等はよしあつたにしても、いまは殆んど權富者の侵掠を防ぎ得なかつたであらう[11]。また、かうした情勢の他面では、舊い共有耕地がそのまゝ族長家族の世襲私有地化されがちであり、少くともその傾向があつた。それは酋長が一族の代表者として一族の共同財產を總代してゐた頃の舊慣（舊制）が、酋長を支配的族長化さしめた新しい諸條件の下に續けられたことから——正しく云へば、この舊慣をたてとせる族長家族の略收によつて起つた——事態であつて、琉球における「根地」（或ひは「根田」）の歷史に一般的な例を見る（すなはち、現代まで琉球各地方に見られた「根地」若しくは「根田」なる田種は、原始時代に門族（clan）の先占によつて生じた門有地（氏族共有地）であつたが、家族の出現により門族の「根所」たる大屋（所謂『宗族』）の私有地化したものである）[12]。かやうにして、私有地は內部的に舊氏族の共有地を、種々の部面より有ゆる手段を通じて蠶蝕し、一歩々々原始的共有の傳統と原則を解體させて來た。

然るに、同じ過程はまた、私有地が他族の領域を侵して擴設される過程でもあつた。多くの場合、それは征服行爲を通じ諸强族の協力をもつて行はれ、「勳功恩賞」の名の下に被征服地の分配によつて實現された。けれども、それがしば〳〵强族各自の力をもつて遂行されたことも勿論である。そして、後者の場合は直接に侵掠の形態をとつたばかりでなく、後述の如く、贖罪・收賄・寄進・その他各種の手段が講ぜられた。爾來、土地の獲得・私有地擴設の運動はあらゆる征服戰の內面に動き、社會的紛爭の最も主要な原因をなして行く。吾々はかやうな情勢及び過程を稍々後代に成る傳說や記事の中に判然と看取し得るが、その早くもこの頃に著しく現はれた事象であつたことは、土地問題に關することが凡そ三・四世紀に當る傳說的記事の中に漸く多く現はれることからも、後述する種々の事情からも察知する

ことが出來る。

私有地は叙上の如くして擴大され・延設兼併され・族長や富者等の益々主要な收入の基礎となり、最も重要な財產の一となるに至つた。漸くにして、屯倉・田莊などゝ呼ばれる大土地所有が現はれ、日本史上最初の土地貴族——土地關係の側面から見て——が政治的樞要地區をめぐつて諸地方に發生しつゝあつた。その所有形態には、後述の諸事情によつて、直轄私有地乃至私領地的な若干の類型が生じたが、何れも私有的關係を形成したことは云ふまでもない。

共有耕地の割當制はなほ現行されてゐたらしく・專らそれに依存せる一般自營農民の如く豪族等も亦その配分に預つてゐたとは云へ、それらは最早彼等の收入の主要源泉ではなくて單に僅少なる副收であり・しばしば彼等の私有地擴張の一契機となれるに過ぎなかつたことは右に述べた通りである。また、この社會では共有耕地の割當制そのものが變質してゐた。各耕作者が彼等自身の計算をもつて配當耕地を耕作し・且つ個人的にその收穫を私有する傾向乃至事實は既にこれより一・二世紀前に——進步的社會に——現はれたが、いまや、それが完全に制度化される。生產經濟主體は完全に父家長的家族であり、各家族（戶）間には生產物の處分に就いて何等の共同性も無くなつた。加之、彼等の聚落はもはや昔日の如く獨り血緣同族から成るのではなく、其處に移住し或ひは「植付」けられた雜多の異族をも包括する傾向を示し、それらの新成員が次第に住民としての一定の權利と義務を有する場合さへ生じたであらう。住民はひたすら自然的血緣關係によつて結合された時代から漸く地緣的集團として結合されつゝある。要するに、こゝでは氏族共同體の本質は全く喪失し・地緣團體が漸く形成されてゐる。けれども原生的な「制度」にして・また悠久の傳統であつたところの——耕地の共同所有——耕地割替制的乃至班田制的分割勞働は、それによつて直ちに

全く破壞されたのではなかつた。この新たな組織を有する聚落内の諸關係は、それ自身私有財産制一般の發展を刺戟する必然の要因を内包し・たしかに共同體的土地關係の矛盾として現はれて來たとは云へ、たほ、血縁的共同體の「頑強いがしかし狹隘な――結縁を破つて『ヨリ一層、同化し、擴大することができ……かつ、他人との接觸に堪へることができる』社會關係[13]――農業共同體――として、舊い慣制を繼承したのみでなく、また發展させ得たのである（所謂『村落共同體』の内部で）。勿論、或るところでは既に各自の耕地を私有し・たゞ圍繞する森林や荒蕪地だけを共有するにすぎない村落も出現したであらうが、それは當時最も先進的な地方にあつてさへ一般的な現象ではなかつたらしい（後述）。

かやうに、土地制當制は大土地私有の發展せる社會の眞中にも存續し、しばしば後者の發展を制約した。それにも拘はらず大土地所有は、富權者階層の『力』によつて强行的に擴設されて行く。この場合それを可能ならしめた一般的な前提が生産諸力の發展であり・就中私有奴隸の發達であつたことは前述した。奴隸――『喋る勞働手段』――は當時の生産諸力中規定的な要因として發達しつゝあつた。だが、それは他の生産手段の擴大乃至集中が一定程度まで進行しない間――また、進行しない處では、前時期の如く所有者（家族）の補助的な勞働力たるに止まり、『奢侈奴隸』或ひは父家長的『家内奴隸』たる域を出でることが出來なかつた。然るに、その數が多くなり・それに照應して私有の生産手段が擴大され・諸豪族の物質的土臺が益々奴隸勞働に依存して來るにつれ、奴隸制は一段の發展をなした。それは――當時の日本的條件の下では――特に大土地所有の發達と不可分的に發展し、先づかゝる所有地における勞働手段として集團的に使役されるに至つて、それ自身前段階とは異れる・更に高度な範疇へ發展した。すなは

ち、それは『勞働奴隷』（エンゲルス）として現はれたのである。先進的社會に起つた屯倉＝田莊等の勞働力がかうした奴隷から成つてゐた多くの例は後述される。

私有地の擴張乃至兼併が一定段階まで發展し、奴隷勞働の重要性・その社會的意義がかやうに加重されて來ると、嘗つて一・二世紀頃まで一般的であつた『種族奴隷』制――部族または氏族による共同的奴隷所有形態――は當時の土地貴族（＝奴隷所有者）階級にとつて堪え難い桎梏となつた。蓋し、種族奴隷は一つの『公共團體的財産』に他ならぬが、奴隷の所有形態がかゝるものである限り、而して、原始貴族等がなほかゝる團體の一員であつた限り、彼等はその『共同社會のうちにおいてのみ彼等の勞働奴隷に對する支配力を所有してをり、そのために既に公共團體財産の形態に拘束され』ねばならなかつたからである。[14] 勿論、奴隷が一般に種族奴隷の形態をとつた前時代にあつてさへ、それは現實において支配的活動的な族長及び富者達の共有財産であつたにすぎない。そして、かゝる共有形態は、はじめは征服者社會そのものゝ氏族的體制によるものであり、その崩壊期においては、種族奴隷――被征服民――に對する關係の上に築かれた族長等の自生的な聯合のために存續したのであつた。然るにいまや、地方的にもせよ支配的政權が一應確立され、その內部で各族長または富者らが土地貴族＝奴隷所有者として相對立するに至つて、かうした「共有」制自體が彼等の桎梏となつたのである。そこで、被征服集團からの收取物分配の様式に變化が起らざるを得なかつた。すなはち、以前には種族奴隷を共同的に使役＝收取するか・彼等からの貢納物を適宜に分配するか、精々のところ彼等を臨時に私用することが一般的な形態であつた。けれども、いまでは種族奴隷そのものゝ分配＝私有が問題であつた。そして、それは大體二様の形態をとつて實現された。被征服地の分配と、捕虜の直接的私有

とがこれである（先きに、三・四世紀以後の征服戰の內面に强族等の私有地獲得の衝動が働いてをり、征服戰が多くの場合被征服地帶の分配を作ふことが特徵的になり、更に、このことが大土地所有發現の一要因をなした、と云つたのはかゝる事情による）。捕虜は私奴婢として主に農耕や工藝的生産部面などに使役され、分配＝私有された被征服地は或る類型（後述）の屯倉＝田莊として所有され・そこに新たな收取關係が成立した。

とは云へ、征服戰がすべての場合被征服地域の分配・或ひは被征服者の分配を作つたものでないのは云ふまでもない。それら（被征服地域及び民衆）が從前の如く征服者側の共同所有にぞくしたこともあるのは勿論である。また、それは相戰ふ者の力の關係その他の諸事情に因つても異る。戰爭が政治的妥協をもつて結ばれた場合、または被征服地帶が頗る遠隔に在つたやうな場合には、その地方（集團）に對する統制乃至行政が從前の如く酋長や支配的族長の手に保留され、征服者側は彼等に「忠誠」と若干の貢納を保證させるか、僅かな部分的地域の分割をもつて滿足せねばならなかつた。しかし、被征服集團は、若しも彼等の統制者が既に一つの支配＝收取者であつた場合には、こゝに二重の收取を負ふことになり、また、然らざる場合にも、結局同じ立場へ促された。彼等の酋長または首長が、何れにしても征服者社會の政治機構に編制され（國造その他）、後者はまた間もなく征服者社會の社會關係の導入に努めたからである。

C　階級社會の成立――列島社會の著しい不均等な發展

奴隸（大土地）所有者は上記の如き諸過程の中でわが歷史上最初の支配＝收取者として・またかゝる社會關係によ

つて裏づけられた特權的身分――貴族層として現はれた。一・二世紀前後の支配者達も既にかうした性格と色彩とを著しく帶びてはをつたが、しかし、彼等の權富と身分はなほ主として生産手段の私有――終端期に入つてその可成りの進行を見たところの――によつて基礎づけられるに至らず、寧ろその動産的な私富・傳統の身分的地位等に負ふたものであり、また多分に、彼等が未だ共同體的公務の善き擔當者であつたこと・共同體的紐帶（諸關係）が未だ繕ろひ難く切斷されてゐなかつたことに因るものであつた。その頃の彼等の物質的土臺（收入・私富）は主に舊「氏人」からの收納・若干の私奴婢の收取などであり、私田その他私有財産への依存傾向が漸く強まりつゝあつたといふにすぎない。從つて、舊共同體への彼等の依存性は尙強く、彼等は半ば舊い社會的規制に從屬し、階級として共同體から獨立の地位を占めるに至らなかつた。

然るに、事情は一變して來た。彼等の家族の物質的基礎は主として多數の私有奴隷・廣大な私田――膨大な蓄積及び掠取等々――に移行した。舊い同族者たる自營農民からの收納の如きは既に彼等の一部的財源たるにすぎなくなつた。舊い共同體に對する彼等の依存性は薄らぎ、彼等は、共同體から遊離獨立せる階級として自己を結成する。而かも、その立脚せる新たな地盤は舊い諸關係と相容れぬ矛盾的要素から成るものであつた。從つて、舊い諸關係は彼等の桎梏となり・彼等は新たな社會關係の積極的擔當者となつた。故にまた、拘束的な規範は彼等によつて打破され・舊い制度や傳統はたゞ彼等の武器となり得る限り新たな意義をもつて利用された。それと共に、共同體に對する彼等の關係が一變する。彼等はいまや單に公務の擔當者或ひは有力な成員であつたばかりでなく、共同體の支配者層であり、また、その就任せる機構は既に共同體的意思を遂行するものでなくて、個人的權富の擴充を目ざして機能するも

のに變つた。

こゝに至つて、舊「氏人」による給付の意義もまた變つて來た。かつて酋長が共同體の成員達から受けた給付は、共同體的「分業」としての酋長職に對する公的な給付であつた。だから、そこには如何なる收取關係も存在せず、たゞ歴史的諸條件の變化過程にそれを生み得る萠芽が深く潛在したゞけであつた。その萠芽は私有財産制の發展——就中、奴隷收取・不動産私有の發展過程を通じて成長し・熟成して來た。すなはち、原始共同體が崩壞して村落共同體が形成され・同じ臍緒に結ばれた舊「氏人」が個々の自營農民になり・酋長が支配者化するにつれ、かゝる給付そのものが政治的意義をもつて來る。それはもはや單純な共同體的分配關係ではなく、政治機構のために・政治機構によつて・徴收される「給付」であり、『租税』的性質を帶びたものとなる（而かも、族長が——琉球の「根地」＝「根田」制に見る如く——舊共同體の共有地の上に總體的に私有權を打ち立てるやうな場合には、後述のやうに「地代」的形貌さへ生じて來る）。

かくして、族長等と同族自營農民との間に必然的向立の道が開かれた。だが、向立はそこにのみ起つたのではなく、共有地侵掠に對する一般共同體員の不滿として・共同體的秩序と私有制的要因の相剋としてヨリ廣汎な部面より生じ、一般的に云へば、「貴族」と「平民」・富者と貧民との向立として現はれた。かゝる諸向立が奴隷所有者と奴隷との向立を根本的契機として發現し・その發展につれて激成されて行く事情は後に述べる。

この社會は氏族社會の徴標的外皮を未だ全く脱ぎ去つたのではない。いな、そこにはなほ舊社會の觀念・傳統・慣習・規範・制度等々の或るもの・或る部面が根強く生きてゐた。それにも拘はらず、社會の構成的基礎はもはや血縁共

通及び氏族的所有（乃至共同體的私有）にあつたのではなく、生産諸手段の私有とそれに基づくところの階級向立であつた。先行社會——氏族社會——の規範や諸制度はそれが新しい支配收取の機構として適應し得る限りにおいて存續したにすぎない。從つて、それらは當該社會を如何なる原始的色彩をもつて色づけやうとも、旣に社會自體の運動法則を規定することが出來ない。社會はいまや氏族社會と異つた特殊の法則によつて支配される。換言すれば、この社會は終端的な氏族社會——一般に原始社會——の終末期でさへもなく、一の『階級社會』に他ならない（その基本的＝特質的構成に就いては後述する）。

この時期に入つて、主なる部族同盟における『國家』的要素が著しく目立つて來た。同盟の構成は過去の一・二世紀間特に激成された諸勢力との抗爭（征服戰）を通じ、廣大な地域集團に對する治力乃至統制力の樹立によつて、益々擴大複雜化され、その機能は必然に政治化せざるを得なかつた。[15] 而かも、社會が階級的構成をとつて以來、統制機構は奴隷（大土地）所有者階級の獨占に歸し・民主的機關——例へば『氏族會議』の如き——は解體されるか全く無力化され、「平民」の發言權が抑止された。それは漸次社會より獨立してこれを支配する機構となる。（二十五字略）そこで、かゝる機能を貫徹すべき新しい「實力」と機能者を支養すべき財物を有たねばならない。こゝに『租稅』が起源し・從來とは異る意義を帶びて「軍力」が常備される。一言にして云へば、正に三・四世紀に入つて支配＝收取者の權力が組織化され・『……』成立[16]への明兆が現はれるのである。

例へば魏志[17]は——

『其國（耶馬臺國）俗……尊卑各有㆓差序㆒、足㆓相臣服㆒、收㆓租賦㆒、有㆓邸閣㆒、國々有㆑市、交㆓易有無㆒、使㆓大倭監㆒

之、自女王國以北特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、……下戸與大人相逢道路、逡巡入草、……』『乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、……自爲王以來、少有見者、以婢千人自侍、……宮室樓觀、城柵嚴設、常有人持兵守衛、云々』・更に『卑彌呼以死、大作冢徑百餘歩、徇葬者奴婢百餘人……云々』と誌して、當時の『……』的概相・階級統治の狀態を窺知させる。 また、三・四世紀以後特に顯著なる巨大な墳丘・豪華な石廓・豐富貴重たる副葬品・他面における共同體「庶民」の墓地の消失・等々の考古學的資料は、一方では上述せる支配＝收取（膨大な奴隸・莫大な私富の蓄積）、及び貴族群の階級結成と權力の組織化を、他方では舊氏人＝「庶民」階級の零落狀態を語る好個た・而かも一般的識標なのである。

然るに、かゝる諸樣相は、三・四世紀頃には、なほ、例へば畿內・北九州・內海兩岸・山陰（出雲地方）等の如き、當時の最も先進的な若干地方に見出されたにすぎず、それもこれらの諸地方に普遍的なものではなかつた。また、それらの識標的文化が右の諸地方に同時的に發現し・全然同じ水準の發達を遂げたものでもなかつた。 それは大和を中心とする畿內に發し・漸次西日本の樞要地方乃至東日本の若干地方に傳播＝發現したものであり、[18] また畿內に最も精華的な發展を見たところの・しかも前時代と異つて著しく列島獨特の色合を示せる文化であつた。[19] これらの事實は、何よりも先づ、文化の指導的地位が北九州から畿內の先進社會に移行したること、及び列島文化段階の一段の發展を示してゐる。そして、それはまた、「大和勢力」と大陸勢力（支那・朝鮮等）との間に直接的な諸交渉が頻行されるに至つたこと、列島先進社會――就中畿內社會を中心として見られた生產諸力の躍進、及び「大和勢力」の覇勢的趨向等を語るものである。

こゝに「大和勢力」とは大和國家に結集された政治勢力に他ならない。その政治的統一運動はこの時代に入つて猛烈に進行し出した。この情勢は漸くわが古傳說（記紀）や支那史籍等のうちに漠然と現はれ、また、畿内を中心とする文化圏の急速な擴延[20]によつて示唆される。然るに「大和勢力」のかくも大きな發展及び進出は、その創造的・獨自的諸文化に表現を見る如く、生産諸力の躍進に――列島におけるその最高の發展に基づくものであつた。そして、かゝる生産諸力はまた、大陸先進文化の直接不斷の影響を享けながら、勞働收取制の基礎上に發展したものであり、逆にそれによつて同じ階級社會の一そうの發展的要因となり、國内統一運動の力の源泉をなしたものである。

かくして、國内統一運動は發展したる階級社會の避け難い自己運動であり、その社會經濟的諸關係が――政治的交涉（征服戰・政治協定その他）を直接の契機として――種々の段階にある他の社會（關係）と相接觸し・互ひに作用し合ふところの過程でもあつた。この過程において規定的要因となつたものは、云ふまでもなく先進社會（主として征服者社會）の諸關係に他ならない。それは征服戰において服屬關係なる一つの關係を生み出したばかりでなく、諸交涉を通じて、自己の階級的諸關係を直接に服屬社會へ移植し、或ひは後れた社會（氏族的乃至村落共同體的）に潜在する諸矛盾を觸發激成して、後者に對する徐々な・または急激なる解體的影響を擴大した。

大和政府の國内統一の運動は、この時代には、先づ西日本に主なる成功を納め、東日本にも着々としてその歩を進めつゝあつた。それは、一般的に云つて、その政治圏域――直接間接の勢力範圍――の擴延の度に略々對應し、多かれ少かれ、進歩的諸文化及び社會關係をその地域に傳流移植することにより、益々廣汎な諸社會における生産力の水準及び社會段階を高めた。そして、この發展が諸社會を一般に（それらの程度に應じ）舊秩序の崩壊へ動向づけるも

のであつたことは云ふまでもない。

だが、この一般的な發展と正に同じ過程に、列島における生産力の水準・從つてまた社會段階に極めて不均等の發展が現はれたことは深い注意に價する。かゝる不均等な發展は、既述の如く、早くも金石併用期に稍々著しく見られたところであるが、その時期には、それが主として大陸文化（彌生式・金屬文化）の影響の下に現はれ、文化の傳流が主として非政治的對外諸交渉に依つて行はれ、從つて發展の差異が地理的な諸條件に負ふところの傾向が強く、而かも、概して西日本と東日本を大別し、西日本において北九州・內海の要津・畿內の一部を中心とする若干の諸地方に多少の先進相を見る程度にとゞまつた。右の諸社會は他に對し既に段階的の不均等さを呈示しつゝあつたとは云へ、未だ多く構成的差異をなす迄には至らず、ために社會關係の接觸において相互が受けとる影響は異質的・決定的なものではなかつた。三・四世紀に入つても、右の地方的等差は大體引繼がれた。けれども、こゝでは、（イ）諸文化の指導的地位が大和勢力の中樞に移り、（ロ）諸地方にそれ〴〵古墳の群在をもつて標識される中心地帶（所謂『古墳地帶』）が形成され、（ハ）同じ地方において「古墳地帶」と然らざる地域の文化的差異が著しく、（ニ）その差異は文化段階的な差異のみでなく既に構成上の差異——質的な差異を成すに至り、（ホ）その故に社會關係の接觸において進歩的社會關係の規定性が一層顯著になり、（ヘ）この規定性に基づき兩者の接合點に種々なる段階乃至形態をなすところの諸關係を發現する——等々。

而して、かゝる事實及び動向は、一面では、（一）大和勢力（政府）が益々急速に東漸せる大陸先進文化の直接の享受者となつたばかりでなく・殆んどその獨占者たらんとしてをり、（二）こゝに輸入され創造された新鋭文化及び

こゝに發展せる新しい社會關係が特に國內統一運動を通じて諸地方に影響し、（三）その際、これが最も直接的な繼受者は必然に各地方における政治的中心地帶（社會）であり、（四）從つて、こゝに最も急速な社會的發展が起り・階級社會が成立し・權力と富とが集中されつゝあつたことに依つて現はれたのであり、他面では、（五）僻鄙の低位社會が新鋭な勞働技術や諸文化に殆んど直觸することなく、從つて依然低劣な技術と舊い規範に依存し續け、（六）その征服された場合、征服者の政治的行爲はこの社會に何ら直接の發展的要因を齎らさぬのみか、多くは却つて收奪的收取をもつて疲れしめ、（七）征服行爲がそこに新しい社會關係を設定せる場合でも、この關係は必ずしも直ちに舊秩序を解體せず・寧ろ多くは必然に舊秩序の礎上に形成され、（八）また、低位社會がかゝる政治的關係に立入らぬ場合には、固く殼を閉して傳統の封鎖孤立的存在を續けたこと、等々に依つて起つたのである。一般的に云へば、當時の著しい不均等な發展は、廣汎に繼存せる氏族的乃至村落共同體的社會の封鎖孤立性に基づき且つ各社會が地理的條件及び政治的事情等々のため、高度の諸文化を極めて不均等に享受したことに係はる。交通の未發達な當時において、地形錯綜せる列島の自然的環境が、この事情に重要な役割を演じたのは云ふまでもない。

かゝる理由から、例へば、大和の如く當時最も先進的であつた地方にも、少しく山間僻地に入れば極めて低位的集團が群居したのである。[21]（このことは、何れの地方でも同樣であつた）。かくして、當時の列島にはその文化段階及び基本構成を異にするところの諸社會が並存混在してをり、それらが西日本においては既に大部分大和政府によつて直接間接に支配されてゐたのであるが、この事實こそ、後述の如く、わが最初の階級社會に極めて特徵的な形態をとらしめる點で、特に留意を要する。

然るに、東日本に就いては、事情は稍々異る。一般的に云へば、中部地方や關東はこの時期に至つて漸く彌生式文化をもつて塗り換えられ、[22]鐵器文化の影響の下で金石併用期に入つてゐたのである。從つて、その生産力の水準や社會段階などもなほ西日本の進歩的社會に對して頗る低位であつたと考へられる。だが、後に間もなく大和政府の國內統一運動の主力が東方へ傾注されるに及んで、東日本の樞要地帶は飛躍的な發展を遂げる。西日本にあつては、例へば、石器文化から鐵器文化への發展は、短期の青銅文化を包含して進み、また諸文化及び社會制度等も比較的順調に段階的に發展した。然るに、東日本では、西日本に起つた諸文化の自然的傳流を受けたのみでなく、中央との政治的交渉過程を通じて、既に自己とは格段的な發展を遂げた諸文化をば急速に移植した。(こゝに、東日本文化の飛躍的傾向を見る。[23]) 從つて、舊い社會關係の解體過程は西日本とは別個な歴史的諸條件の下で進行したわけであり、その解體の樣相にも自から西日本とは異れるものがあつた。東日本の氏族的乃至村落共同體的諸關係が遙か後代まで存續せる他面において、例へば群馬・信濃・三河・武藏等僅か數ヶ地方に膨大な古墳地帶が形成されたこととの歴史的秘密がこゝにある。

1) 森本氏によると、彌生式文化時代末期に牛馬が飼養され・生産部面に使用された(同氏、前掲書、三九頁)。その時期に果してかゝる事實があつたかどうかは尙今後の調査に俟たねばなるまいが、鐵製農具が盛行し出した頃には、犁・馬鍬の類も現はれるので、牛馬耕などの行はれ出した證跡はある。しかし、それは最も進歩的な社會の一部上層貴族等の所有に關はるものであつたこと、それすら稍々普及したのは上代末期以後であつたといふことに留意されねばならない。

2) 金石併用期にも鐵器生産は可成り盛んであつた。それはこの時代の比較的早期の遺跡からさへ多量の溶滓を伴出すること

からも明かである。然るに、同文化遺跡からしば〳〵鐵劍等の如き武器が見出されるのに、一般に農具類の發見された例を見ない。これは考古學に素人なる筆者の寡聞かも知れないが、少くとも鐵の鍬・鋤・鎌等々が盛んに所產されたのは、早く見て三・四世紀に入つてゞあるらしい。

3) 律令初期の『戶』について見ると、それを構成する者は、（一）戶主の配偶者及び直系親屬、（二）傍系親屬、（三）戶主の姻族、（四）戶口の姻族、（五）寄口（又は寄人）、（六）奴婢等で、戶口數は十數人乃至數十人を普通とし、中には百數十人に達するものもある。すべて「家長」の統率の下にあり、法制上の一單位であつた。（また實際上の社會經濟的一單位を成した場合もあらうが、この頃には寧ろ「房戶」が單位化してゐたやうである――後述）。上代の「戶」も大體それと同樣であつたらしい。尤もこれは若干地方の民間戶籍によつたのであるから、多數の奴婢などを有する豪族のそれがヨリ大きな戶口をなしてゐたであらうことは勿論である。三・四世紀の普通の戶も、これらのことから推想されやう。但し、たとへ家屋は別個の場合があつても、律令期の房戶の如く社會經濟的單位をなすやうな戶中の戶は未だなく、それ自體が一單位であつたこと、そして民間の戶にあつては、後代に見る如き統率者の絕對的な地位はたゞ傾向として存在したにすぎなかつたであらうこと、その共同體的性質が一そう强度であつたらうこと等は明かである。

4) 彌津氏、前揭論文

5) こゝに勞働給付と云つた場合、氏人が氏ノ上に對して負ふた勞役及び現物納付の兩面の慣習的義務を含めてゐる。この義務は、氏族社會における公的機關としての酋長の仕事と直接生產者との「分業」が起つたときに現はれたところの一般氏人の義務の直接の繼續である。勿論、兩時代においてその社會的意義には變化があつた――それについては後に詳述する。

6) このことは、既に共同體の間に富貧の差異が生じてをり、社會的富及びこれを所產＝增殖する諸手段が益々族長や富者ら

の側に集中されつゝあつた事情から、他面では鐵器がなほ頗る貴重な品に屬したと云ふ點から容易に察しられる。鐵の農具が王朝時代に入つてさへ尙充分に普及し難く、從つて如何に貴重必須のものであつたかについては、祿令中に位階に應じ鐵鍬等が給與される例のあつた事實も參考される。上代においても民間では木鍬・國串、石器類などが農耕に使用されたことがあるらしい——（拙著「日本原始社會史」一五九頁。彌津氏、前掲論文）

7) 豪族が奴隷や歸化民などを使役して私田の開發に努めた例は可成り多い（拙稿「屯倉＝田莊の研究」——（歷史科學、五卷一號）

8) 孝德紀に諸豪族が「國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財と爲」し・「勢有る者、水陸を分割きて私地と爲」すことを禁戒した詔があり、後にもしば／＼同旨の勅詔が發せられた。一度土地私有が起り共同原野の開墾が公認されるや、直ちにこの傾向の導かれたのは云ふまでもあるまい。

9)。10)・11) 既に氏族時代において酋長の分前は一の優先的なものとなる。この例は世界史的であり、また彼等がやがて自己を支配者たらしめた一の前提であつた。權勢ある者が班田に際し如何に良田を占め、且つその私有化に努めたかは、强力な中央權力の下で班田制の「理想」が强行された時代においてさへ、なほそのことの著しかつた事實を見れば判らう。10)・11)の事例も同樣、上代末期及び律令期の事情が參考される。

12) 田村氏「琉球共產村落之硏究」、二一〇頁

13) マルクス「ヴェラ・ザスリッチへの手紙」、前掲、四〇四頁

14) マルクス「ドイッチェ・イデオロギー」（岩波版、一三六—七頁）

15) 拙著、前掲、九章四節

16) 國家成立の過程については、「本論文集」所收、伊豆公夫氏論文參照

17) 「魏志」はA・D・二三八年の編述に成る。從つて、それ以前の列島の狀態——而かも、最も先進的社會の事象——を描述したものであるが、これによつて三世紀前後、既に「國家」的形相の著しい諸面をうかゞひ得る。

18) 例へば、赤松啓介氏の研究（「東播の古代社會情勢概觀」——歷史科學、四卷九號）によると、大和河內地方における前方後圓墳の上限年代は大體三・四世紀であるが、東播地方のそれは五世紀以後であるらしく、また、その副葬品の內容（文化水準）は前者に比し「年代の著しく下降し」たものである。これらは、かやうな文化が先づ大和河內地方に起源し、次第に西日本に傳へられた樣相を示すものでなくてはならない。長門地方の古墳から舊い偏鉾・銅劍等を出だすのも同樣の例である。

19) 銅鐸・前方後圓墳の如きが大陸との直接的聯關なき列島獨自の文化（形式）であることは既に學界に定說的である。また、一・二世紀頃——北九州が最も先進的であつた頃の文化、例へば鏡の如きは殆んど全く大陸產の輸入品に限られてゐたが、後漢末から三國時代に相當する三世紀頃に入つて、畿內を中心として盛んに仿製鏡が所產され出した。（後藤守一氏「漢式鏡」八八八—九〇頁參照）。云ふまでもなく生產諸力一般の著しい發展によつて、列島獨自の文化が創出されてゐたことの一證である。

20) 森本氏、前揭

21) 神武紀によると、吉野地方には「國樔（クズ）」（國栖）等と云つて、なほ採取經濟の段階にあつた低位集團が住居してゐた。吉野川の上流域の山間は畿內における繩紋土器遺跡地帶として著明であり、發達した石劍その他の石器類を所產する。石劍は北九州などにも出土するが、北九州などの場合は他の地方に比し先進文化としての意義をもち、吉野地方のそれは、寧ろ、

四、私有地の擴大兼併・大土地所有（屯倉・田莊）と「勞働奴隸」制の發現

後れた文化の殘存たる意義をしか有たぬ（と考ふべき理由がある）。かうした點から見ると、この地域には後代まで頗る低位の集團があつたらしいから、神武紀に右のやうな物語が出て來たのも、決して偶然ではない。

22) 森本氏、前揭、一九頁

23) 例へば、西日本の古墳（内型）は粘土槨（及び礫槨）→竪穴石室→横穴式石室といふ風に、一般に大體の時代的文化的序層をもつて比較的順調な發達をなしてゐるが、東日本になると粘土槨・礫槨の如き前期型を缺き、後期の——而かも全國的に汎行されたところの——型式のものが一般である。また、外形式から云へば、前方後圓墳は多いがその前期をなす圓墳は殆んど發見されない。更に、同じ前方後圓墳であつても、その内の副葬品の如きは畿内等に比して頗る後れた文化内容を示してゐる（例へば、駿河國駿東郡浮島村大字船津字陣ケ澤の「原史時代末期」の小圓墳からは小銅鐸の如き舊い時期の文化的遺物が發見された——「考古學雜誌」、二十三卷四號）。このことは、前者の場合、西日本の先進社會が古墳文化の後半期に入つてから、その直接的影響の下に、東日本の最初の古墳文化が——先行形式を飛び越えて——發達したものであることを示し、また後者のやうに新しい形式に原始的内容が盛られた場合は、その形成された時代において、築造者達の文化が畿内等の同型古墳築造者に比して甚だ低位な狀態にあつたことを示すものであつて、何れも大和政府による國内統一運動、先進的な社會關係及び諸文化の急速强烈な影響）から生じた樣相に他ならない。そして、東日本のかゝる樣相は大體三・四世紀以後に起つたものとせねばならない。

五、屯倉＝田莊的形態における所有關係

A　屯倉＝田莊の語義及び構成

右のやうに、生産諸力の水準・從つてまた文化段階乃至構成を異にする諸社會——氏族的關係・村落共同體的關係・階級的諸關係等——が並存混在し・一定の法則において相作用しながら發展してゐたとすれば、問題の土地問題においても、それに對應せる種々の制度及び類型が現行し・或ひは互ひに結び合つて特殊の過渡形態を生じつゝあつたことは言を俟つまい。すなはち、最も先進的な部面には既述の如く奴隷勞働との必然的聯關において發展したる大土地私有制があり、最も後進的部面にはいまなほ氏族的所有が原則的な存在をなし・更に他のところでは村落共有制・排地割當制が一般的制度であつたと見られやう。勿論かゝる土地制度（關係）は當該社會の內部的な發展につれてそれぞれ一定の徐々な發展を辿つてゐたし、他面では、先進的社會關係に牽引され或ひはその上に直接設定された新關係によつて、比較的急速な發展を促され、また幾多の複合的形態を生じたのである。

上代における豪族所有地は『ミヤケ』・『タドコロ』などゝ呼ばれた。『ミヤケ』は屯倉・莊家・宮家・御宅・三宅等と書き、原義上はミ（御）ヤケ（宅）またはミ（御）ヤ（屋）ケ（禾）＝（即ち稼穡の收獲物の藏庫——何れにしても或種の建造物——を意味した[1]ものらしく、「釋日本紀」の著者は『屯倉、兼方案之、天子之米稟也』と述義し

てゐる。[2] 例へば播磨風土記に『大雀天皇（仁德）御世遣レ人、喚ニ意伎、出雲、伯耆、因幡、但馬五國造等一……此時所作之田卽號ニ意伎田、出雲田、伯耆田、因幡田、但馬田一、卽彼田稻收納之御宅、卽號ニ餝磨御宅一、又云ニ賀和良久三宅ニ』とあるが、[3] こゝに『ミヤケ』とは所有耕地そのものを指したのではなく、其處からの收穫物を納めた建築物を稱したものである。然るに、右の例に見る如く、かゝる建造物は周圍の一定の耕田と不可分の關係にあるのであつて、特に區別して云ふ場合に、或種の田（『屯田』）に對して『ミヤケ』と稱されたらしい。また、建物及び耕地等を包括せる場合には、一般に『屯倉』によつて代表されたものゝやうである。それは、仁德紀に「於ニ纒向玉城宮一御宇天皇（垂仁）之世、科ニ太子大足彥尊一、定ニ倭屯田一也、……凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、云々」と云ふ記事があつて『倭屯田』の設定を傳へてゐるのに、古事記景行段ではそれを『倭屯倉』と呼んでゐることからも知られる。この場合、屯田と屯倉とが混同されてゐるのではなく、一定の耕田が其處にある建造物によつて代表されたのであり、或ひはその屯田が御宅に附屬してゐたことを意味するのである。

同樣のことは『タドコロ』の場合にも見られる。『タドコロ』は田莊・田庄・糧地・田地（清寧紀）等と書かれたが、『田莊』と書かれるのが一般である。そして、田莊とは字義の通り田地と莊舍との結合體を指したのであるが、その際やはりそれが莊舍によつて代表され、耕田が莊舍に附屬的に包括されたものであつたことは『……分ニ大連奴半與ニ宅、爲ニ大寺奴、田莊ニ』といふ記事（崇峻紀）において、宅＝田莊の觀念が直接結合されてゐるに見て明かであらう。

ところが、『ミヤケ』・『タドコロ』といふ語は、後には必ずしもその建造物を指すのではなく、次第に或種の所有

地自體をさへ意味するに至つた。しばしば「屯倉の田部」などと書かれた場合がこれであり、また三野縣主小根が漢彥に「田地」（タドコロと訓ず）を與へたといふ記事（清寧紀）も然る觀念をもつて書かれてゐる。

かやうに、屯倉・田莊は本來或る目的をもつて設定された建造物を意味し・またそれによつて一定の田地をも代表しながら、次いで主にそれへ附屬するところの田地自體を指稱するに至つたのであるが、このことは、屯倉・田莊の起源及び發展について若干の示唆を與へてゐる。即ち、土地私有が認められ・私有地擴大の可能的諸條件が發達するにつれ、權富ある者相競ふて土地の獲得に努めた次第は前述した通りであるが、その主なる一手段は共有地の先占＝開墾であつた。目的の土地が多少とも遠隔であつたやうな場合には、そこに開墾事業の勞働力・諸要具等を集めおき、且つ工事の指揮監督に任ずる機關を設けた。そのために「事務所」たるべき舍屋・若干の倉庫・勞役者の住居等の必要であつたのは云ふまでもない。開墾が一應現實された後は、これらの建造物が管理者や勞役者の住居乃至道具や收穫物の藏庫として保たれねばならなかつた。それは後世の莊園に於けると同樣であつて、こゝに建造物と田地とは不可分的に結合された一の所有對象となるわけである。他の場合には、或る土地に先づ豪族の別莊が設けられ、周圍の耕田が占有されるか、共地が開墾されることによつて屯倉・田莊が成立する。[4)] かゝる場合の私有地の設定は何れも舍宅の建設を前提としたのであつて、そこに當該區域が所有者の舍宅をもつて代表されるに至つたことの起源的な一根據があらう。更に、他の方法――例へば成田の寄進・掠收等――によつて同樣の私有地が形成された場合には、何よりも先づ、收穫物の一時的藏庫がなければならず、また時として管理者等の住居も必要とした。その際にも、かゝる建造物はそれをめぐる當該地域とその所有權を代表したであらう。先きに述べた如く、家屋・宅地等は私有權の最も早

く確立された不動產であり、その存在によつて所有者の權利が主張され得たからである。しかし、舍屋をもつて所有地を代表させた時期は、一般的に云つて、土地よりも收納物が重視された時期であつて、土地所有といふことが第一義になつて來るに從ひ、事情が變化する。この場合には舍屋は寧ろ從屬的な意義しか有たない。そこで、屯倉・田莊なるものは、第一に――而かも直接的に――一定の土地關係を意味するやうになつたのである。大化の詔に、『昔在(ムカシ)の天皇等の立てたまへる子代の民、處々の屯倉、及び別に臣連、伴造、國造、村首の有てる部曲の民、處々の田庄を罷めよ』とあるが、茲に廢止された屯倉及び田庄が舍宅・藏庫の如きものでなく・私有の土地を指したものであることは、何人も否定しないであらう。

かう考へると、屯倉と田莊との內容は同く同一であつたことが判る。右の詔では『天皇等の立てたまへる……屯倉、臣連（以下）の有てる田庄……』と區別して誌され・大日本史[5]をはじめ後世の學者の多くもかゝる區別をなしてゐるが、記紀には國造縣主等が自己の屯倉を獻上した記事があり、また寺領等を三宅と呼び[6]田莊と稱した[7]例があるから、二者の區別は素より嚴密なものではない。また、語義から云ふも屯倉が獨り皇領のみを指すべきいはれのないことは明かであり、特にこれを當時皇室と中央諸豪族との立入れる社會的諸關係に就いて見るならば、皇領たると他の貴族所有地たるとによつて――屯倉と呼ばうが田莊と呼ばうが――內容的に異るところがあつたとは考へられない。前者を官田・後者を私田となすところの大日本史流の見解は、勿論當時の社會經濟的諸關係の認識に基づけるものではなくて、論者一個の政治的思想の產物に他ならない。從つて、屯倉に關する硏究は資料の少ない『田莊』の性質を究明させるものである。

かくて、屯倉＝田莊は第一に上代貴族一般に見られた或る一定の土地關係であつた。それは耕田・土地・舍宅・倉庫・その他の諸施設（堤樋・池堰等々）を包括するところの所有關係であつた。[8] だが、それがその意義を實現するためには、かゝるものゝ所有主體と・その田地における直接生産者と・多くの場合その管理者等とがなければならず・從つてまた、必然に一定の收取關係が前提されるのである。その意味において、屯倉＝田莊なるものは土地所有形態に表現された階級關係に他ならない。そしてこゝに、屯倉＝田莊的所有關係を通じて當時の階級關係の規定的一部面の照出され得る理由がある。

B　豪族の「私田」乃至「私領」としての屯倉＝田莊

屯倉＝田莊的土地所有に就いては先づ次ぎの諸點が注意されねばならない。

（イ）それは、個人のために創設され・個人に所屬した。——記紀には屢々『御名代』・『御子代』の設定を傳へてゐるが、前者は或る個人（皇子女等）の名を後世に傳へる目的をもつて、また後者は子無き場合、その名を永久に傳へ殘さんために、その名を『部』又は土地に附し・これを當人所有の部または領地となしたもので、對象が土地であつた場合には屯倉と同じ性質を帶びた。[9] 然し、子代或ひは名代として創設されたものでない場合にも、屯倉が私人のために設けられた例は少くない。[10] また、屯倉＝田莊が個人に所屬した直接の例は、大化の改新の際中大兄皇子が自己所有の屯倉一百八十一所を獻上したといふ所傳（孝德紀）、物部守屋所有の田莊が『聖德太子傳曆』に『大連私田』と誌してゐること[11] 等々に見るところである。

（ロ）所有者は屯倉＝田莊に對する處分權を有した――屯倉＝田莊は屢々贖罪のための對象物となり、また個人から個人へ贈與された。例へば、古事記（安康段）によると都夫良意富美（圓大臣）が弑逆者に加擔せるかどにより「五處ノ屯倉」を獻じて自頸した記事があり、繼體紀（二十二年條）には筑紫の磐井の叛亂後その子筑紫君葛子が父に坐して誅せられんことを恐れ糟屋屯倉を獻じて死罪を贖はんとした話があり、安閑紀（元年）には、伊甚（下總）國造稚子直なる者が失態の罪を贖ふために皇后へ屯倉を獻じ、大河内直味張が私田の罪を恐れて田六町を大伴大連に賄賂した話が見える（同種の例はなほ頗る多い）。贈與に就いては、武藏國造笠原直使主が同族小杵（コキ）なる者との爭ひに支援を受けた悦びから四ケ所の屯倉を設定獻上した記事（安閑紀）、阿閇臣事代が民地を獻じた話（顯宗紀）、その他がある。田莊を軍功者に賜つた例（履仲紀）もこれに他ならない。

（ハ）屯倉＝田莊收穫物の私用――その收穫物が原則として所有者の私用に充てられたことは云ふまでもないが、孝德紀によると吉備島の皇祖母がその所有地の穫稻をもつて『貸（イラシ）稻（イネ）』を行はれた事情が明かであるから、屯倉＝田莊の收穫物がかやうに私收の增殖等に利用された場合もあつたであらう。

（ニ）屯倉に對する世襲權――『凡倭屯田（屯倉）者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖ニ帝皇之子一、非ニ御宇一者不レ得レ掌矣』（仁德紀）といふ記載は、この屯倉が特別の意義を有するものであつたことを示すものではあるが、同時に屯倉の世襲權を示す一例でもある。なほ、屯倉管掌者がその職を世襲した若干の例もあるから、[12] かゝる場合には屯倉＝田莊の所有者も亦世襲的にそれを相續したものと考へられる（特に、墾田に成れる屯倉＝田莊の場合には、墾田そのものゝ性質からも世襲相續されるのが當然であつた）。

（ホ）子孫への分配――武内宿禰は九人の子女にその所領を分配したと傳へられる[13]（これ等の子孫がその地名を冠して波多・許勢・蘇我・葛城・等々を氏名とした）。

かくの如く、屯倉＝田莊は個々の貴族のために設定され・所有者はその自由な處分權を有し・種々の私的用益をなしてをり、また、それが或ひは分配され或ひは世襲的に相續されたのである。物部大連が亡滅してその所有地が沒收された後にも、物部氏の系裔がなほ中流貴族として存續してゐたのを見ると、さうした所有地は必ずしも一族全體に屬したものではなく、おそらく「個人的」所有權に屬したと考へられる――それは豪族の大所有地であり、一の「私田」に他ならない。（例へば、「聖徳太子傳暦」が『大連私田。』と誌し、また、大日本史が『田莊即私田。臣連伴造等所有也』と云つてゐるのも參考されるであらう）。

だが、屯倉＝田莊における「個人的」所有權或ひは「私田」性と云ふも、それは後世の私有權と全く同質的たるを意味しないし、また同質たるを得ない。蓋し、當時の社會經濟的單位は父家長的大家族（「戸」）であつて、その内部には未だ不動産所有權の分化――個々の家族員によるその私有權――が發生しないか、僅かに現はれつゝあつたに止まり、而して、父家長的家族にあつては、體制上の代表たる家長がその所有權を代表するばかりでなく、彼の決定的な權力において自恣的にかゝる權利を執行したからである。從つて、父家長的家族による「私有」は事實上、多くの場合家長による「私有」に他ならなかつた（それ故にまた、家族員が土地所有者となるや否や多くは母體から分れて一家を形成した――上代豪族の子弟が成長と共にそれぞれ一家を形成し各自の氏姓を稱してゐるのは、かうした事情に因る）。

屯倉＝田莊が上代貴族の「私田」乃至「私領地」であつた、といふだけでは、しかし、その社會經濟的特質に就いて殆んど何ものも究明されない。屯倉＝田莊を王朝貴族の莊園・封建諸侯の領地・現代の地主的所有より區別して、それ自體を特徴づけるものは、何よりも先づ、その内部における生産諸關係に他ならぬからである。それ故に、こゝでは屯倉＝田莊の所有者と耕民との基本的な關係――收取支配様式が問題にされねばならない。

C　屯倉＝田莊の耕民――史料上に現はれた彼等の一般的性質とその類型

屯倉＝田莊の所有者が氏姓帶有の社會的グループの上層を形成せる支配階級であつたことは記紀を一見するだけで明瞭である。そして、この種の土地において、彼等の收取對象となつたものは、『田部』（「田部ノ丁（ヨボロ）」）・或ひは『钁丁（クハヨボロ）』などゝ呼ばれた。

田部は第一にこの種の土地において直接生産に從事せる『部民』の集團であるが、他の『部』と同じく必ずしも血緣的團體ではなく、寧ろ、原則上は血緣的なるものと全く無關係の存在であつた。それは時として諸國造からの貢人をもつて編成され、また秦人・高麗人・韓人等の歸化人等から成ることもあつた。[14] 從つて、それが必ずしも屯倉＝田莊の地に本來的に土着してゐた農民でなかつたことも自明である。

彼等は本來的な土着民であつたか否かを問はず、田部となるや否や一般に田部の名籍（ナフダ）に編入されて、一定の屯倉＝田莊の耕民であることを明かにされたらしい。敏達紀三年の條に、蘇我馬子を吉備國に遣して白猪屯倉と田部とを增設し・田部の名籍を白猪史膽津（白猪屯倉の司）に授けたといふ記事があり、また、欽明紀（三十年條）には、籍を

脱して課を免る者が多かつたので、白猪の田部の丁(ヨボロ)の籍を檢定し、『田戸(タノヘ)』（釋日本紀に「田戸(タツナヘ)」と訓す）を編制した、と誌されてゐるが、かゝる次第は彼等が所謂「私民」であつたことから、自然に要求されたことであらう。

田部の使役様式は資料的には大體二樣のものに現はれる。第一の・最も特徴的なのは彼等を一定の屯倉＝田莊に居住させ恒常的に勞役せしめる形態であつたにちがひない。『令二諸國一興三田部屯倉一』（景行紀）・『以三小墾田屯倉與二毎レ國田部一…………以三櫻井屯倉與二毎レ國田部一云々』（安閑紀）等のやうに屯倉と田部が多く連記されてゐるのは、屯倉＝田莊の設立乃至增設と田部の編成乃至擴張が不可分のものであつたからであり、また、安閑紀には季節的召役を受けた『钁丁』がやがて三島竹村屯倉の田部としてその恒常的な耕民となつたらしい記事が見える。第二の様式は臨時的乃至季節的召役で、例へば播磨風土記には、筑紫の田部を召集して播磨國揖保郡枚方の土地を開墾させた、といふ所傳があり、また、安閑紀（三年條）には、大河内直味張が贖罪のため春秋二季に各々五百丁の『钁丁』を獻つたとの記事がある。然し、前者の場合、筑紫の田部の播磨召役は臨時であつても、筑紫においては恒常的なものであつたらうと考へられ、『钁丁』の場合は後述のやうに田部と稍々類型を異にする農民であるから、一般的に云つて、田部が屯倉＝田莊における恒常的な耕民であつたことは疑ひない。

彼等の身分的地位は自營農民（「自由民」・良民）よりも甚だ低卑であつた。例へば——

（イ）　安閑紀によると、河内縣の部曲(ウヂヤツコ)（大河内直味張が贖罪のために獻じた「私民」）が三島竹村屯倉に土着せしめられて田部となつた。また、「春日部ノ屯倉」の如く、部名を帶びた屯倉が見えるのも、異類の部曲を點定して田部としたことを示すものであらう。[14]

(ロ)　履仲紀に、叛逆に加擔した阿曇連濱子を罪して墨刑に處し、濱子に從つた海人等の罪を許して、倭ノ蔣代屯倉に役した記事がある。

(ハ)　日本武尊の東征に際して捕虜となつた蝦夷が神宮に獻じられたといふ所傳(捕虜が貴族や寺院等に配屬されたのは、雜役や農耕等に使役するためであつたらう)。

(ニ)　秦人・高麗人・百濟人その他多數の歸化人が田部として使役された例は既述の通りであるが、彼等の多くは後述のやうに捕虜・貢人乃至身分の卑しい「歸化」人であつたにちがひない。

(ホ)　安閑紀の三島竹村屯倉の田部に就いて見ると、田部の子孫は世襲的に田部となつたらしい。それは屯倉＝田莊等が世襲的に所有された前記の事實を考へ合はすれば容易に肯ける。

(ヘ)　右(イ)の所傳は、單に豪族の部曲が田部となつたことを示すのみでなく、「田部的身分」のものが贈與されたことのあるを示してゐる。

かくして、田部の一般的な姿は稍々明瞭になる。それは當時の自營農民よりも身分の卑しい『不自由民』であり、屯倉＝田莊所有者の生産手段の一として世襲的・人格的に所有者に私屬せる農耕『部民』である。だが、屯田＝田莊の耕民たる意味で同じく田部と呼ばれた者の間にも、若干の類型的差異があつた。而して、その類型は主に收取形態、或ひは勞働形態における差異によつて分別され得る。それに關しては先づ、安閑紀に屯倉首が『屯倉之税』を掌つた例があり[15]、また、欽明紀には田部より『課』を徴したらしい記事があること[16]に注意されねばならない。「大日本農史」の著者は『屯倉税を收入せしめしは臣下の所有の屯倉の税也、古來稻穀を徴收する制は無かりしを是に至つて始めて

收稅官を置いて屯倉の稲穀を輸さしむること起れり、但し人民一般の田租を徴せしにはあらず』[17]と記し、屯倉之稅が「臣下」私有の屯倉——卽ちその所有者より徴收されたものであつて、直接耕民に對する「田租」でないことを說いてゐる。この說にはたほ多少の疑問なきを得ないが、然し、『稅（タチカラ）』の原義はおそらく「田畠の產み出したもの」・卽ち耕田所產物の意であり、また田部の『課（エツキ）』も單に田部の一般的負擔義務を意味したもので、何れも後代の『租』・『調』の如く一般自營農民に課された類型に屬せしめ難いことは略々確かである。田部が捕虜・歸化人・「部曲（ウヂヤツコ）」・その他本居の土地から引裂かれて編制された隸民——これらの形態は前述した——であつた場合には、收取形態は頗る明瞭である。この場合、彼等はおそらく屯倉＝田莊の要具を以つて集團的に勞役し・主人の給糧に生を托し・餘剩勞働の全部を收取されたにちがひない[18]。そして、主人の財產的生產手段の一にすぎざるその奴隸的性格が彼等に最も著しく現はれる。

反之、後れた社會——例へば農業共同體を包括する土地がそのまゝ屯倉＝田莊化され・共同體人口が——從來の內的諸關係を存續しつゝ——そのまゝ田部とされたやうな場合には、田部の收取は槪して異れる形態をとつた。かゝる場合、屯倉＝田莊の設定が直ちに耕民相互間の從來の諸關係を變革したわけではない。從つて、彼等の間には尙例へば耕地配當制乃至班田制的舊慣等が存續し得たし、また多少とも自己の計算のための可能的條件が殘された。だが、彼等はいまや自分達の共同地においてゞはなく收取者の土地において生產するのであり、寧ろ被收取者たるが故に・「私民」化の故に・その土地を用益するのである。上記せる屯倉の『稅（タチカラ）』・『課（エツキ）』等は、その餘剩勞働の決定的部分を占むるところの・おそらくは彼等の給付形態であつたらう。そこで、この種の耕民は著しく『農奴』的外貌を呈せる

ものであつた。

屯倉＝田莊の耕民には更に第三の類型があつた。古文獻に『钁丁（クハヨボロ）』と呼べるものである。安閑紀（三年條）には、大河内直味張が贖罪のために春秋二季各々五百丁の钁丁を天皇に獻上したといふ記事、同紀の他の個所には、難波屯倉と郡毎の钁丁を宅媛に賜つたとの所傳があるから、钁丁なる類が屯倉＝田莊耕民の一型をなすものであつたことは明かである。それは語義から見れば農具（钁（クハ））を所持せる勞役民であり、資料の示すところでは季節的召役を課された耕民であつたらしい。その點で、彼等は第一類型の田部と異り・第二類型の耕民とも異る。だが、その勞役は彼等が召役される土地の用益者たるが故に課されたのではなく——換言すれば土地への隷屬・土地關係に因るものではなくて、彼等の人格的隷屬に基づけるものであり、その限りにおいて勞働力の直接的な收略を意味した。かゝる事情は、彼等をして農具を所持する一種の生産手段以外のものたらしめない。また、安閑紀（三年條）の例によれば、その钁丁は一豪族の「部曲」（私有民）であり・「主人」の贖罪のために勞役せしめられた程であるから、その如何に隷從的な身分であつたかゞ窺はれるのみでなく、半奴隷的性格を帶びたものであつたことを知り得る。

右の如く、屯倉＝田莊の耕民には大體三つの類型があつたやうである。そして、この類型は屯倉＝田莊の形態上に對應的な類型を生ぜしめた。本稿では、所說の便宜上、その耕民が本居から引裂かれて集團的に編成されてゐたところの屯倉＝田莊を第一類型と呼び、共同體を包括せる土地の上にそのまゝ設定されたるを第二類型と稱し、更に「钁丁」型の耕民に對應するを第三類型の屯倉＝田莊と云つておく。けれども、古文獻において、それらが然かく確然と區別されてゐないのは勿論であり、また、事實上嚴密に範疇化し得るものでもなかつた。而かも、耕民および屯倉＝

田莊の各類型はそれぐ〵無關係的な存在ではなく、相互に密接な・且つ不可分的な關係を有ち・且つ當時の歴史的諸條件が所産したる必然的諸形態なのである。そこで、かゝる諸形態が如何にして生じたか・その何れが規定的であつたかゞ定められねばならない。が、それ前に、一應屯倉＝田莊の管掌形態に言及する必要がある。

D　屯倉＝田莊の管掌者の地位・管掌形態

屯倉の所有主とその耕民との間に立つて管掌事務に任じた者は、屯倉首（ミヤケノオビト）・屯田司（ミヤケノツカサ）・田令・督領等と呼ばれた。いま、如何なる者がその司となつたかを明かにするため、先づ管掌者姓氏の稍々明かな・主要な屯倉を左に擧げておかう。

△茨田屯倉（河内國）——司＝茨田連・茨田勝。姓氏錄河内の條に「茨田勝、呉國王孫皓之後、意富加牟枳君之後也、大鷦鷯天皇（仁德）御世、賜二茨田邑一、因爲二茨田勝一」とあり。（「勝」は姓の一種）。

倭屯倉（大和國）——司＝出雲臣。御宇天皇の直領（仁德紀參照）

△五處屯宅（大和國）——司＝園人首。古事記（安康段）に「先日所二問賜一之女子……亦副二五處之屯宅（ミヤケ）一以獻（所謂五村宅者、今葛城之五村苑人也）。苑人とは園部のことで、その首長（伴造）は園人首と云ふ。然るに、姓氏錄、大和蕃別の條に「園人首、出レ自二百濟人知豆神之後一也」とあり。

△身狹屯倉（大和國）——司＝身狹村主（欽明紀十七年條）。姓氏錄、左京諸蕃の條に「牟佐村主、呉孫權男高之後也」とあり。

匝布屯倉（大和國）――司＝大宅臣。「天押帶日子命（孝昭帝兄）、春日臣、大宅臣、粟田臣、云々……之祖也」（古事記、孝昭段）

依網屯倉（河内國）――司＝依網田部連。天孫本紀に「饒速日命十四世孫、物部古連公、依網田部連等祖」とあり。

櫻井屯倉（河内國）――司＝櫻井田部連。國造本紀、穴門國造の項に「櫻井田部連同祖……速都鳥命、定二賜國造一」とあり。

大戸屯倉（河内國）――司＝大戸首。姓氏錄、河内皇別の條に「大戸首……河内日下大戸村、造二立御宅一、爲レ首仕奉行、仍賜二大戸首姓一」とあり。

△難波屯倉（攝津國）――司＝難波吉士。吉士は本來韓渡來の者に賜つた姓であり、北史によれば、新羅十七等の第十四に「吉士」とあるから、これはおそらく韓の歸化人系であらう（？）

△茅渟山屯倉（和泉國）――司＝茅沼山村主の關係者らしい。茅沼村主は坂上系圖によると阿知使主に隨つて歸化した漢人である。

狹屋部子代屯倉（攝津國）――司＝狹屋部首。姓氏錄、攝津神別によれば「伊香我色雄命之後也」。狹屋部は宅媛の子無きをもつて御子代として置かれた部であり、狹屋部屯倉はこの部民を田部としたものであらう。

△三島竹村屯倉（攝津國）――司＝不詳。攝津には三宅連なる系裔が多い。おそらくこの屯倉の司と關係があらう。姓氏錄、攝津蕃別に「三宅連……新羅國王子、天日桙之後也」、また古事記（垂仁段）に「三宅連等之祖、名

多遲麿理」とあり。

△深草屯倉（山城國）――司＝秦造家に關係があるらしい（太田亮「日本古代氏族制度」）。欽明朝に「……秦大津父者、……得レ自ニ山背國紀伊郡深草里一」とあり。

○伊賀屯倉（伊賀國）――司＝伊賀臣ならん。伊賀國伊賀郡はその本居。

○山田原屯倉（伊勢國）――司（督領）＝新家連阿久多。新家連（物部氏系）――度會郡領家也。同助督――礒連牟良と傳へらる。

○竹村屯倉（伊勢國）――司（督領）＝麻績連廣背。麻績部の伴造家。皇太神宮儀式帳に「難波朝廷、天下立レ評給時仁……以ニ十郷一竹村立ニ屯倉一、麻績連廣背、督領仕奉支」。

鈴鹿屯倉（伊勢國）――司＝三宅連。「尾張國風土記、愛知縣福興寺（俗名、三宅寺）……三宅連麻佐所レ奉レ造也」

（太田亮「日本古代氏族制度」）

大住屯倉（相模國）――司＝大田部直氏？　類聚國史五四に「大同二年十月……相模國人大田部直守宅賣、一産ニ一男二女一、賜ニ稻三百束一」云々。

○伊甚屯倉（上總國）――司＝伊甚國造。古事記の註に「天菩比命之子建比良鳥命、此……伊自牟國造……」。國造本紀に「伊甚國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、安房國造祖、伊許保止命孫、伊已侶止定ニ賜國造一」。安閑紀元年の條參照。

○縮見屯倉（播磨國）――司＝忍海部造、忍海部とは於奚・袁奚二皇子之御姉、忍海郎女の子代部である。……は

この造家に潛居さる。その……及び、御姉の子代を創設するに當つて、舊恩に報じて屯倉首とす。

越部屯倉（播磨國）――播磨風土記に「勾宮天皇之世、寵人但馬君小津、蒙レ寵、賜レ姓、爲二………一」とあるのがこれか（土着豪族）。

□白猪屯倉（美作國）――司＝白猪史。中央よりの遣使にして、屯倉設定の功を賞され、田令となる（欽明紀）。

兒島屯倉（備前國）――司＝葛城山田直瑞子。葛城山田直――葛城國造族。欽明紀に「備前兒島郡、置二屯倉一、葛城山田直瑞子爲二田令一」とあり。

糟屋屯倉（筑前國）――司＝舂米連。京都妙心寺の鐘名に「糟屋評造、舂米部連廣國……云々」とあり。物部氏族らしい（太田氏說）。筑前舂米部の伴造。

那津屯倉（筑前國）――司＝筑前三宅連（多臣族）。神武記によると神八井耳命の後裔。

〔備考〕△印は蕃族（歸化人）出自の者。○印は國造・縣主その他土着豪族出自の者。□印は中央より派遣された者。印を付しない者の大部分は土豪らしい。

右によると管掌者は蕃族出自の有力な者・國造縣主その他當該地域の土着豪族・及び直接中央より派遣された者等に大別することが出來る。彼等の多くは、例へば土地耕田の獻上（伊甚屯倉の例）・開墾の指揮・田部の編制（白猪屯倉の例）等々當該屯倉＝田莊の設定の功をもつて、或ひは縮見屯倉の場合のやうに他の動功によつて、或ひは身狹屯倉の場合のやうに耕民との特殊關係によつて、その地位に任じたもののやうである。そのうち、蕃族（歸化人）出の屯倉管掌者が可成多數を占め、而かも茨田屯倉・五所屯宅・身狹屯倉・難波屯倉・茅渟山屯倉・三島竹村屯倉・深草屯倉

等の如くその殆んどすべてが畿內にのみ見られることは、同じく畿內における他の屯倉首が主に中央貴族の支流者たること、及び畿外の・特に遠域にある屯倉が大部分國造縣主その他の土着豪族によつて管理されたことゝと共に、頗る注意すべき事實である。

かうした地域的特色が如何にして生じ・何を意味するものであつたかはしばらくおき、こゝでは、それが前述せる屯倉＝田莊の諸類型に密接な關係を有するものであつたことに一言觸れておかねばならない。すなはち、「畿內型」に多き、蕃族出自の管掌者を有する屯倉に就いて見るに、これらの屯倉は一般に本稿の所謂第一類型の田部を耕民とせるものゝ如くである。例へば、茨田屯倉は秦人を集めて開墾せしめた屯倉であり[19]・また韓人大身狹屯倉・高麗人身狹屯倉の二つはそれ〳〵韓人及び高麗人の勞役に成れるをもつてその名があると傳へられてゐるが[20]、かゝる勞役者はそのまゝ同じ屯倉の田部となつたと見らるべきであるし、然らざる場合には他の地方から引裂かれた勞働力が新たに編制されねばならなかつた筈であるから、何れにしても、この例においては、蕃族出身者を司とせる屯倉＝田莊が第一類型の田部を有したことになる。五處屯倉は右二三の例の如く明瞭でないが、なほその類であるらしい。これに反して、畿外の諸地方に一般的な・國造その他本來土着の豪族を司とせる屯倉にあつては、耕民は多くの場合第二または第三類型の田部であつたと考へられる。その直接の例は見えないが、しかし、これらの屯倉＝田莊の多くが既成耕地の獻上・贈與・略收等によつて設定されたものであり、而も、かゝる場合には、土着民が舊來の諸關係を保續したまゝ田部化されるか、或ひは屯倉＝田莊の獻上者や贈與者が同時に自己の「私民」(部曲)等を割きて耕民となし乃至「钁丁」的形態の耕民として供したらしいからである(換言すれば、國造その他當該地方に本居せる土豪らをもつて屯倉管掌

者となした技術上或ひは政治的必要こそ、實は既成の耕地とこれに依存し來たれる土着農民をもつて――彼等の舊來の諸關係を形態的に存續させたまゝ――屯倉＝田莊を設定せる事情に由來したものである)。

假りに所謂「畿內型」と「畿外型」との管掌者のかゝる差異は素より確然たるものではなく、また、畿內の屯倉＝田莊がすべて謂ふところの第一類型の耕民を田部とし・畿外のそれがすべて第二乃至第三類型の耕民を有したものでなかつたことは云ふまでもない。例へば、三島竹村屯倉（難波國）の耕作は初め「钁丁」形態の耕民をもつて行はれてをり[21]、他方では、播磨國なる飾磨屯倉（賀和良久三宅）の耕民が億伎・出雲・因幡・但馬等の五國造より獻貢せる部曲の類から成つたと思はれるが如き[22]、その異例である。けれども、右に述べたところが、明かな一般的事象或ひは傾向であつたことは否み得ない（而して前者にあつては、屯倉＝田莊の私有地乃至「私田」的性質が最も直截明白に現はれ、後者の場合には、それが屢々「領有」關係の如く現象されるが、その所有關係における質的差異に因るものでないことは後ほど明かにならう）。

ところで、屯倉＝田莊の管掌者が、畿內と他の諸地方とにおいて、概して右様の差異を示したといふことは、その職掌と地位とを異にしたことを意味するものではない。彼等の主要職掌は屯田司・田令・屯倉司等の司名そのものに現はれてゐる如く收「稅」・收納物の管理（並びに生產の組織）等にあつた。從つて、「田戶」及び「田部の名籍」の編成・田地の檢校・（田部の編成・指揮統制・並びに諸施設の整備）等の諸事務がこれに伴ひ[23]、その相當多岐に亙れるばかりでなく、かゝる職掌執行の過程から必然に屯倉＝田莊區域の一般行政へ及ぶに至つた[24]。かくして、その管掌事務が複雜化し・他方では個々の屯倉＝田莊の廣袤が擴大されるにつれ、例へば、伊勢國山田原屯倉の督領と助督[25]、白猪

における田令と副田令の如く、同一屯倉に若干の管掌機關を置くの形態をもつて、或ひは、個々の屯倉＝田莊の管司の上に總管者をおくの形態をもつて、[27] 管掌機關が複雜化して來る。

だが、彼等は、それ自身支配＝收取者の若干の層として直接に被管理者たる耕民團に對立してゐたとは云へ、その地位は何れも、收取＝支配關係における屯倉＝田莊の所有者を代理した者にすぎない。それ故に、その機關の複雜化は收取物の分配過程を複雜化したゞけで、かゝる土地關係の基底・特質を變へるものでもなく、變へ得るものでもなかつた。

* * * * *

以上、本節では史料上より屯倉＝田莊における生產諸關係（內部的構成・階級層等）に就き概要の分析を試みた。それによれば、その生產諸關係は必ずしも一樣の形態において現はれてはをらず・却つて二三の類型に區別し得るのみでなく、外貌上宛かも異質的にさへ見えたところの相異があつた。だが、その差異は果して本質的なものであつたか・また何故に生じた差異であるか。——それを明らかにすることなしには、この種の土地所有關係の特質も社會史的意義も理解されない。で、次章では更にそれらの點に觸れなくてはならない。

1) 「廣文庫」、及び松岡靜雄氏「日本古語大辭典」のミヤケの項

2) 「釋日本紀」、卷十

3) 「播磨風土記」、上卷、飾磨郡、貽和里之條

4) 仲哀紀二年二月條。「姓氏錄」——右京皇別下、治田連の項

5) 「大日本史」——食貨四

6) 「古事類苑」——屯倉之部、東大寺領越前桑原莊を同時に桑原三宅とも錄す——「東南院文書」、第三

7) 崇峻紀

8) 「大日本古文書」——東寺文書に好參考資料がある。又、市村博士古稀紀念「東洋史論叢」所載、西岡虎之助氏論文參照

9) 宣閑紀——「夫れ我國家（ミカド）の天下に王とましますは、嗣有ると嗣無きとを論はず（イ）、要須物に因りて名を爲す。請ふ、皇后、次妃のために屯倉を建立て、後代に留めしめて……云々」

10) 安閑紀元年十月——皇妃紗手媛以下のために若干の屯倉設定の所傳

11) 「聖德太子曆傳」、上卷

12) 孝德紀の新施政方針に關する詔によると、屯倉の管掌者等が、祖先の時代からこれ〳〵の屯倉を領つて來た、といふ詐りによつて名を求める者が多かつた。これは屯倉司の職の世襲されたことが多かつたであらうことを暗示する。なほ、「大日本史」（食貨九）には「成務帝以二小島田命一爲二御田職一、其後裔世供二其職一」との記載がある。

13) 太田亮氏「日本古代氏族制度」、二六三頁

14) 西岡氏、前揭書、八六四頁

15) 安閑紀四年條「九月三日、詔二櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等一、主二掌屯倉之稅一」

16) 欽明紀三十年の條「詔曰量二置田部一其來尚矣、年甫（メチ）十年脫レ籍免レ課者衆……云々」

17) 「大日本農史」、卷二

18) 拙稿――「屯倉・田莊の研究」――「歴史科學」、第五卷一號、六二頁註參照

19) 古事記、仁德段

20) 欽明紀十七年の條

21) 安閑紀元年の條

22) 「播磨風土記」――上卷、餝磨郡の條

23) 田戸・田部の名籍の編成――欽明紀三十年の條、敏達元年の條。稅の徵發――孝德紀に「舊の賦役」、又宣化紀二年の條

24) 屯倉司と當該區域の行政――孝德紀の國司に新政方針を授けた記事の項に「我祖の時より、此の官家を領りて、是の郡縣を治む」といふ記事、及び西岡氏前揭論文。

25) 「皇太神宮儀式帳」

26) 欽明紀三十年の條

27) 安閑紀によれば、武藏國造笠原直が横渟・橘花・多氷・倉樔の四處の屯倉を深擧したやうであるが、これらは何れも一郡に相當するほどの廣袤を成してゐたらしい（西岡氏、前揭論文）から、その個々の屯倉にも各々管理者があつたものと見ねばならない。さうすると屯倉＝田莊の管理者には時として總管者と直接の管理者とがあつた筈である。反對に、伊勢國竹村屯倉には督領と助督があり（――皇太神宮儀式帳――）、また欽明紀には田令・副田令といふ記事があるから、一個の屯倉＝田莊が二箇以上の機關を有した場合があつたと考へられる。

六、屯倉＝田莊における奴隷制的關係

A　屯倉＝田莊の發展――その諸類型の必然性・並びに『田部』の階級的性格

三・四世紀において漸く發現しつゝあつた屯倉[1]＝田荘的土地所有は五世紀に入つて以來著しく發展した。すなはち、仁徳朝（A・D・三九二）以前における屯倉に關する記事は、垂仁二十六年に大和の來目に・景行五十七年に諸國に・仲哀二年に淡路に・同九年に三韓に・各々屯倉が設定されたといふ僅かな所傳を見るにすぎないが、仁徳以後になると、次ぎの如く、屯倉に關して可成り多くの記事が現はれる――（附註なきものは記・紀に因る）（A・D・は太田氏「新紀年表」）

仁徳一三年（A・D・四〇四）――河内國茨田屯倉
同　（／）―伊勢國渡會郡山田・竹村屯倉[2]
同　（／）―播磨國飾磨（加和良久）屯倉[3]
安康朝（／）―大和國葛城五處屯倉
繼體八年（五二五）―匝布（サホ）屯倉
同　二二年（／）―筑紫國糟屋屯倉
安閑元年（五二八）―大和國小墾田屯倉
同　（五二八）―河内國櫻井屯倉
同　（同）―攝津國三島竹村屯倉
同　（同）―同　難波屯倉
同　（同）―下總國伊甚屯倉
同　（同）―同　過戸盧城部屯倉
同　（同）―武藏國横渟屯倉その他三處
同　二年（五二九）―筑國鎌屯倉

同　（五二九）―豊國膝碕・桑原屯倉他三處
同　（同　）―火國春日部屯倉
同　（同　）―播磨國越部・手鹿屯倉
同　（同　）―備後國後城・多米屯倉他二處
同　（同　）―婀娜（穴）國膽殖・膽年部屯倉
同　（同　）―阿波國春日部屯倉
同　（同　）―紀伊國經湍・河邊屯倉
同　（同　）―丹波國蘇斯岐
同　（同　）―近江國葦浦屯倉
同　（同　）―尾張國間敷・入鹿屯倉
同　（同　）―上毛野國緑野屯倉
同　（同　）―駿河國稚贄屯倉
宣化　元年（五三〇）―筑前國那津ノ口屯倉
欽明一六年（五四七）―吉備五郡の白猪屯倉
同　一七年（五四八）―備前國兒島屯倉
同　（同　）―倭國大身狹・小身狹屯倉
同　（同　）―紀伊國海部屯倉
推古　三年（五九五）―吉備國白猪屯倉增設
同　一五年（六〇七）―諸國に屯倉を設定

これらの所傳は――殊に設定年月等に就いて――必ずしも此の通りであるか如何かは分らないが、記紀編述の當時右の地方に屯倉（この場合皇領）が在存したとの所傳はあつたにちがひなく、而かもなほ、その存在の明かなるものこの他數十處に及んでゐること[4]・また、それには皇領以外の諸豪族の屯倉＝田莊が含まれてゐないこと・中大兄皇子献上の屯倉百八十一處に達したとの所傳等を見れば、五世紀初頭頃から上代末期にかけて、全國に亘り如何に多數のそれが設定されたかゞうかゞひ得やう。加之、屯倉＝田莊の廣袤は――個々に大小の別はあつたが――何れも相當廣大なものであつた（例へば、攝津竹村屯倉は略四十町歩・大和葛城屯倉は五村の地域に亘り、伊勢山田原屯倉及び竹村屯倉は各々

十郷に及び・吉備兒島屯倉は一郡に相當し・筑紫肥後豊國等のそれはそれ〲一屯倉一郡に當つたほどであるらしい。[5] また、物部守屋大連私有の田園十六萬六千八百九十代——三千七百三十六町餘——に達したといふ所傳[6]を見よ）。

この種の土地關係は、既に述べたやうに、氏族社會の終端期における共同體的私有を潜在的契機として先づ現はれたところの土地私有から出發したのであつた。而して、かゝる潜在的内芽が發芽し・成長し・自から大土地所有の歴史的動向を導くに至れることに不可分の關係を有し・或はその促進的要件をなしたものは自墾地私有制の發達でなければならない。ところで、開墾そのものが多少とも大規模に遂行されるためには、先きに述べた如く、三・四世紀における鐵製農具の發達と共に『勞働奴隷』制の發展を俟たねばならなかつた。そして、その頃既にかゝる生産＝收取手段をば獨占的に私有化しつゝあつた先進者地方の諸豪族（族長・富者等）が、一方、共同耕地の割略・他族の所領の收奪・分配等を通じて私有地の擴大を計ると共に、他方、盛んに池溝を築き荒地を拓いて私田の增設に努めたことは云ふまでもない。

そこで私に隨時勝手に使役し得るところの益々多くの勞働力が需要された。勞働力は時として舊氏人等の召使に求められたこともあらうが、多くの場合、捕虜や罪人その他から成る私有の奴婢をもつて充たされたにちがひない。例へば、應神紀（三年の條）に『役二蝦夷一而、作二厩坂道一』とか、『命二武内宿禰一、領二諸韓人一（高麗・百濟・任那・新羅人）、作レ池』とかある如き、おそらくは捕虜乃至・「貢人」或ひは身分の卑しい歸化人等を廣く土木事業等に使役した例であり、また、河内國の茨田屯倉は秦人等[7]を・倭國「韓人大身狹屯倉」・「高麗人小身狹屯倉」の二處は韓人高麗人等を使役して創設し且つそれを田部としたものらしく傳へられてゐる。[8] その他にも大和國五處・和泉の茅渟山・攝津の三

島竹村・山城の深草等の如く、蕃族出自者を司とせる屯倉の類も、多分同様の例に入るべきものである。これらはすべて皇領としての屯倉らしいが、他の諸豪も相並んでかゝる勞働力を私有使驅しつゝ私田＝田莊の開設に當つたのは言を俟つまい。

ところで、大土地所有＝屯倉・田莊的土地所有は、先づ、三・四世紀以來列島の最も先進的社會であり・且つ收取＝支配關係の最も著しく發展し・從つてまた最も強大な政治勢力を形成してゐたところの大和國家の版域――即ち畿內の諸地方に起つたのである。彼等が豪族たるに至つたこと自體が、第一に彼等の直接的に支配し得た――近接に私有せる――生產諸條件を前提せずには考へられぬし、彼等が富權の土豪を出來得べくんば近隣にして交通その他の要衝地帶に求めたのは當然のことである。比較的早期に設立されたと所傳さるゝ屯倉の部分が、――前掲の表に見る如く――畿內地方のものであるのは、かうした必然的事象を示唆せるものと云はねばならない。

然るに、畿內の比較的早期の屯倉には、先きに「畿內型屯倉」と假稱したところの・蝦夷や三韓人等の如き捕虜的身分から成る勞働力に基くもの、或ひは蕃族出自の司者を有するものが頗る多率であつた。多少とも信用し得べき時代の所傳中、茨田屯倉（仁德朝）・五處屯倉（安康朝）等がその例であり、稍々下つては攝津三島竹村・同難波（共に安閑朝）等の屯倉もこの類に入る。

また、設定年代は明瞭でないが、和泉の茅渟山・山城の深草等の屯倉もおそらく同じ類型にぞくすらしく、更に時代は下るが、明かに同じ類型たる欽明朝（A・D・五四八）開設の身狹屯倉二處も畿內（倭高市郡）に在る。そして、この種の屯倉＝田莊――本稿に謂ふ第一類型のものは、資料の示す限りでは、他の諸地方に殆んど見出し難い。

畿内の屯倉＝田莊の多くがかゝる形態をとつたことには幾多の事情乃至條件があらう。第一に考へられるのは、この時代前後頗る多數の半島諸族が列島に渡來し、大部分畿内地方に住居してゐたらしいことである。[9] だが、多數の歸化人等をしてかうした勞役に從事せしめたものが、この種の勞働力に對する社會的需要であり・社會的諸關係の發展に他ならなかつたことは既に明瞭である。中央諸豪族が競ふて追求した奴隷的勞働力の源泉は、舊來の同族者であり・且つ未だ自由な自營農民たる地位を失ひ終らなかつたところの・當該地方の土着民衆中には見出し難かつた、といふ當時の事情が、異族の人口をこれに充てたことの一條件であつた（その基本的な原因に就いては次項に論ずる）。

かゝる人口は一・二世紀以後次第に熾烈化した征服戰その他の手段により捕奪され或ひは移住後同樣の地位に落され・或ひはまた犯罪や貧困のためにその地位を强制された民衆であつて、所有者のための「生きた道具」として世襲され・乃至しば〳〵贖罪の目的物となり・[10] 又贈與される最も卑賤な生産者であつた。本稿の所謂「第一類型」の『田部』がそれに他ならない。かくして、勞働奴隷と屯倉＝田莊的土地所有の起源との相關的關係のうちに、この種の田部の階級的特質――『奴隷』的性格が呈示される。彼等は史料上必ずしも古典的意味における奴隷的性格のすべてを具有して現はれはしないが、しかし、その色彩の文獻上にも顯著であつたことは既述の通りである。

奴隷收取・大土地所有の基礎上に逸早く形成された「中央勢力」を背景として、中央貴族達は更にかゝる生産諸條件の獲得へ・有ゆる收取地盤の擴設へ驅立てられた。その動きは、引續き大和國家による國内統一運動として現はれ、五・六世紀にかけて四方に亘る征戰に巨歩的な成果が收められた。そして、このことは考古學的資料の上では、中央

に發源せる文化圏の著しい擴大にうかゞはれる。すなはち、三・四世紀における所謂畿内文化圏は主として西日本に向つて膨脹し・東日本はなほ一般に金石過渡期を辿りつゝあつたのであるが、五・六世紀に入りその要衝地方の社會的様相が可成りの速歩をもつて畿内或ひは西日本の先進社會に近接して來た。[11] それは既に從來の如き諸文化の自然的な・徐々の傳流にのみよつたものではなく、大和國家を主動とせる政治的交渉を通じてそれが急速に移入されつゝあつたことを示してゐる。されぱそこにも原始的諸關係の解體＝階級的社會成立の過程が進み・而かも速歩的に進行しつゝあつた。だが、それは政治的要衝地帶たる上野・信濃・武藏・三河等々の部分的小地域に見られた様相であり、從つて東日本自體における諸社會の著しい不均等な發展を呈示した。これ宛かも倭王――武の表文に『東征ニ毛人五十五國、西服ニ衆夷六十六國……云々』と誌されたる大和國家の劃期的隆興の時期に前後した頃のことである。

この時代を通じ屯倉＝田莊は殆んど全國に亘つて擴延されるに至つた。前掲の屯倉設定年表によつて見るも、六世紀に入つて九州から關東に至る諸地方に中央貴族の多數の所領が設定されたらしい事實が窺はれやう。それは素より征服戰の成功的な進行を意味するものであるが、同時にまた、三・四世紀以來の征服戰が特に私領擴設の歴史的衝動に因つて起つたと云へる既述の所見を證するものである。然るに、中央貴族等が僻遠の・而かも後れた諸地方に設定せる收取地盤――收取諸關係は、その近隣の・進歩的畿内に創設せるそれと必然に異ならざるを得なかつた。いま述べたやうに、征服者社會――畿内における貴族の大私有地は勞働奴隷の發展と相關的に發達したものであつて、諸豪族の開墾によつて創設された場合が多かつた。それはこの地方における屯倉＝田莊の自然生的な發達に因ると共に、當該地方が大和勢力の舊部族領乃至氏族領として成員相互の制略を抑束されがちであつたこと・從つて――被征服地

とは異り――私有地の擴設が特殊の場合を除くの他、主に共同原野の開墾を通じ、實現されねばならなかつた事情た方に因るものであつた。然るに、被征服地帶ではそれが土豪の獻上・「贈與」=分割等々何れの形態をもつて設定されにせよ、要するに既成耕地の略取が一般的であり、そして多くはその耕地に結合されたる定着的な勞働力があつた。問題はたゞ征服者が自分自身のヨリ發展せる・奴隸制的な・生産方法の下に被征服者を屬從させるか、被征服社會の在來の生産方法を存續させつゝこれを收取するか、若しくは兩者の社會關係のからみ合ひによつて新しく成立せる生産方法の下で收取するか、の點にあつたのである。この場合、吾々は、畿內をはじめ先進的諸社會が鐵器文化と奴隸的勞働力・私有財産と階級對立に基礎づけられ・或ひはかゝる諸關係への直接的過程を辿りつゝあつた頃、他方、ヨリ多くの且つ廣汎な諸地方ではなほ原始的諸關係（氏族的乃至村落共同體的關係）が根深く存續してゐたといふ事實――著しく不均等な發展段階にあつた生産諸力・生産諸關係の並存結接に關する先きの考察を想起せねばならない。かやうに後れた諸關係が生在した地域（社會）が征服され・そこに征服者の屯倉=田莊等が設立された場合、征服者が先進地方の生産關係の下に直ちに被征服者を屬從させること（換言すれば、先進地方の社會關係をそのまゝの型で直ちに移植すること）は困難であつた。畿內の如き地方では、豪族等が需要したところの奴隸的勞働力の源泉を舊同族たる自營農民中に求め難かつたのであるが、舊い共同團體的關係の生在した地方では、さうした諸關係自體がかゝる勞働力の源泉を狹隘ならしめたのである。從つて、こゝでは、畿內に見るが如き・共同體や本居から引裂かれて集團的に編成された古典的な奴隸制的收取形態が成立せず、多くは被征服者の在來の生産方法に基づける收取=掠收形態が生じた。詳しく云へば、共同體において班田的乃至地割的制度の下に自由な・或ひは自營的な生産に從事してゐ

た社會が、いまやそのまゝ政治の對象化されたのである。

この場合、收取樣式は必然に一の『貢納』的乃至『現物地代』的外貌を呈した。然し、この『貢納』は既に述べたところの――一・二世紀頃の征服＝被征服關係における一般的形態たる――種族奴隸制的貢納ではなくて、被收取者が屯倉＝田莊主の「私民」（部民）化されることによつて生じたる新たな意義を有つものであり（それ故に、二つの貢納形態は社會史的意義を異にする）、また、この『現物地代』的形態は封建的所有關係の下における一般的・規定的な地代形態として本來的な『現物・賦役地代』ではなく、從つてまた、土地關係自體に基づく收取關係ではなくて、直接生產者の人格の「私有」――すなはち、その人的支配から來たところの收取に他ならない。而して、かゝる形態をもつて收取された耕民は、本稿が第二類型として述べた最も『農奴』的外貌を呈したところの田部である。

ところで、この種の收取關係の本質及び田部の階級的性格は、屯倉＝田莊的所有關係の起源・發展と聯關して考察するときに一層明瞭になる。かゝる土地關係は、しば〳〵上述した如く、奴隸勞働の一定の發展を前提として起り・且つそれと相關的に發達した。從つて、それは大土地私有――土地關係の部面――に表現され・或ひは內在したる一の奴隸所有者的關係に他ならなかつた。この關係は奴隸制の最も早く・また最高に發展したところの・畿內社會において、最も鋭く表現された。そして、それは大和國家による國內統一運動の進展を外的條件として全國的に擴延されたのであるが、その後れた社會――舊き共同體的關係との接合點に必然に成立したものが右に述べた第二類型の屯倉＝田莊であり・田部の第二類型であつた。換言すれば、第二類型は第一類型の變型にすぎず・奴隸制的關係を槓杆として・而かも勞働奴隸制の貫徹し難い諸條件の下に現はれ得たものであり、從つて、『奴隸』としての性格を不完全に體

現し・寧ろ濃厚な『農奴』的形貌をとつて現はれたものなるにも拘はらず、當時の歴史的諸條件――支配的・主動的社會構成の下で、奴隷的意義を有する勞働力（階層）に他ならぬ、と云はねばならない。

また、この故に、彼等は――歴史的動向としては――不斷に奴隷化へ向つて牽引される地位にあつた。その過程的形態或ひは同じ要因によつて自由民が田部化される過程的形態が所謂『钁丁（クハヨボロ）』に他ならない。はじめ季節的に召役された钁丁が後に屯倉の『田部』になつた、といふ安閑紀の記事[13]は、かゝる轉形過程を示す一例である。

B　奴隷所有者的構成の日本的形態

右に明かなる如く、屯倉＝田莊的所有關係は土地關係の部面に現はれ乃至内在せる奴隷制的關係であつた。だが、それは素より當時現存したところの土地關係（所有形態）の唯一のものではなかつた。後れた或る地方にはなほ氏族的な土地共有の・他の地方には村落共同體的所有制（共同的私有）の――而かも種々なる段階及び過渡的類型が存在したし、また、先進的社會にも屯倉＝田莊と並んで一般農民の間における村落共同體的所有關係が保續され、或ひは部分的に個々の自營農民による土地私有が發現しつゝあつたであらう。そして、これらの地積は屯倉＝田莊地に比して未だ必ずしも狹少なるわけではなかつた。

然るに、原始的乃至村落共同體的土地所有及び自營農民による土地私有等々の諸形態は、當該時代の規定的な土地關係ではなかつた。それらは屯倉＝田莊の發展につれ・それとの接觸によつて徐々に或ひは急速に崩壞過程を辿りつゝあつた關係であるか、または、その影響の下で漸く現はれつゝあつた關係にすぎない。三・四世紀以來、土地關係

における史的動向を指示し・社會的發展＝變革の過程に積極的槓杆として作用しつゝあつたもの、換言すれば規定的な土地關係は屯倉＝田莊であつた。

だが、奴隷制がひとり農業生産の部面（屯倉＝田莊）にのみ現はれた關係ではなく、他の諸々の生産部門その他の「職業」にも現はれたものであることは云ふまでもない。武器類の製作・紡績・金工・土工・漆器製作・建築等々の手工藝的部門において、或ひは軍事・政治・祭祀・文書等々の部門において、奴隷勞働の役割及び意義は多大であつた。こゝでは所謂『百八十部』・『八十件』等と總稱された多數の「職業的部」（「部民制度」）が主なる勞働組織であつた。手工藝的「部民」は政治的壓力によつて特定勞働に從事せしめられた隸民・公民にして罪を犯したるもの・俘虜・貢獻の男女・歸化民等々から成り、世襲的にその所有者に隸屬し（私有され）、世襲的に一定の生産勞働及び業務に從事し、人的支配によつたものであつて、直接に賣買された例は見えないが、しばしば贈與・獻納の對象とされたる所有主の所有物であつた[14]といふ點において、またそれが奴隷制の一定の發展を前提とし・それをば槓杆として・而かもその充分に貫徹し難き條件のもとに起源し發達したものであつた、といふ點で、田部即ち農耕部民に見たのと同樣である。

かやうに、三・四世紀この方、農業・手工藝的諸生産・その他の部面において、奴隷の數は膨大となり、奴隷勞働が益々重要性を加えて來たばかりでなく、所謂「上代」における支配關係の規定的意義を有つに至つた。

だが、奴隷制は、屯倉＝田莊的土地關係の全國的延設及び諸種の生産部門その他に見たる部民制度の廣汎深刻な發達にも拘はらず、日本では、ギリシヤ・ローマにおけるが如き勞働奴隷制（古典的奴隷制）として自己を全面的に貫徹

することが出來なかつた。吾々は既に、田部の類型的差異の必然性を考察せるところにおいて、若干かゝる制約的諸條件を示唆しておいた。それは、何よりも先づ、列島諸社會における生産諸力の著しく不均等な發展によつて規定された。すなはち、先進的社會における奴隷的諸關係の發展の他方には、後れた地域における氏族制的乃至村落共同體的關係が根強く保續されてをり、而かもそれらの共存混在を見た。加之、この種の原始的諸關係の保續した地方は頗る廣汎に亘るものであつた。このことは奴隷制的社會の史的識標とも見らるべき所謂古墳地帶の限られた分布[15]に對し、廣汎な非古墳地域の存在によつて知ることが出來る。こゝには第一に、奴隷供給の源泉の狹隘性――彼等をその土地より引裂いて奴隷勞働力として編成することの困難なる諸條件――があり、第二には、それ自身社會的分業及び交易の未發展の上に立つところの自足的・封鎖的な諸關係の廣汎な存在が、大規模な奴隷的商品生産に對する社會的、需要を・その捌け口を狹隘化する必然性があつた。更に、日本の自然地理的位置は、當時の日本の生産力の發展段階・特に交通手段（船舶等）の未發展狀態を考慮に入れる限り、殆んど正常不斷の對外交易に對する制限的條件をなしたし、また、半島諸國における當時の社會段階と列島のそれとの同似性も、同じくかゝる條件をなしてゐた。そして、以上の要因乃至諸條件は相聯關して、日本における勞働奴隷（古典的奴隷）制の全面的貫徹を抑束したのである。

然るにまた、奴隷制の全面的・完成的發展を制約したところの規定的要因――生産諸力發展の不均衡（異質的社會關係の混在）――は、奴隷制の日本的變型を所産したところの要因でもあつた。そして、かゝる變型として發達したものが、所謂『部民』制度なるものであつた。それは變型なるが故にギリシャ・ローマにおけるが如き典型的奴隷とも・また『奴婢』と呼ばれたわが奴隷とも、外貌或ひは形態を異にした。そのために、わが史學者によつてしば〳〵

單に「私民」乃至「不自由民」の名をもつて片づけられ、『農奴』として規定され、或ひは、古典的奴隷制を代行する農奴であるとも考られた。だが、その階級的性格の『農奴』でなかつたことは上來の論攷において明瞭であり、また、それが奴隷制を「代行」するといふ觀念も正確ではない。それは當時の日本の具體的な諸條件が生み出したところの奴隷制の變型であり・その必然的な部分に他ならぬからである。それは大化前の數世紀における支配的な形態であり・日本奴隷制の支配的形態であつた。けれども、その本質的・規定的な形態は、父家長奴隷及び部分的には『勞働奴隷』として發達したる奴婢制であつた。かくて『奴隷制の日本的形態は、この日本奴婢制と日本的變態的奴隷制としての部民制との必然的な聯關・結合の上に成立してゐる』[15]。

　中央及び地方の諸豪族の物質的基礎は、益々決定的に奴隷＝部民の收取に・屯倉＝田莊的所有に依存した。かゝる歴史的條件の下で、非氏姓階層たる自營農民の內部にも變化が起つた。諸豪族は奴隷所有者＝大土地私有者階級としてその支配の基礎を強化するにつれ、舊氏人（「良民」）に對する從來の「課税」及び勞役形態を加重して、彼等の生活條件を益々……ならしめたのみでなく、負債・犯罪・その他の理由においてしば〳〵これを奴隷となし[16]、或ひはこれを『部民』化した。それは奴隷＝部民制の發展が必然に且つ不斷に「自由民」＝自營農民を奴隷乃至部民の方向に牽引しつゝあつたことを意味する。自由民の地位はそれによつて一般的に「不自由民」化された。他方では、進歩的地方の自營農民の中に、部分的に小さな奴隷（及び土地）所有者が現はれつゝあつた。同じ過程はまた、先進社會の奴隷制的諸關係が、直接間接に後れた地方の諸矛盾を觸發して舊い諸關係の解體を促し、そこに奴隷制的關係を生みつつある過程でもあつた。かやうにして、奴隷＝部民制は、單に基本的な勞働組織・支配的收取關係として現はれたの

みでなく、正にこの故に、當該時代の社會史的動向（法則）を規定するものでもあつた。言ひ換へれば、奴隷制的諸關係は列島における最初の敵對的社會の對據的基底をなしたのである。

C　社會的矛盾の擴化と改革の時代的要望

この社會は即ち『奴隷所有者的構成』の社會であつた。それは、奴隷勞働の發達及びこれと不可分的・相關的に始まつたところの生産手段（就中、土地）の私有＝兼併に基礎づけられて成立し、奴隷所有者と奴隷（奴婢・部民）との基本的向立・族長や富者に對する隷從せる「自由民」の向立・の必然的な矛盾の上に構成された。

支配階級の物質的土臺は基本的に奴隷＝部民の收取であり・かゝる勞働が實現される最も主要な生産手段は土地であつた。鐵器の出現・生産技術の進歩等によつて生産力は一般に發展したが、しかし、この社會の規定的な生産力としての奴隷勞働の低い生産性によつて根本的に制約されてゐた。從つて、生産の擴大のために必然に奴隷＝部民の擴大と彼等の勞働收取の前提的條件たる生産手段（特に耕地）の擴大を必要とした。上代諸豪族が競ふて屯倉＝田莊を設定し土地兼併を進め、奴婢・部民の大量的獲得に努めた史實はこの點から理解される。

既に述べた如く、五・六世紀以來中央豪族の屯倉＝田莊及び奴隷＝部民は殆んど全國的に擴設されつゝあつたし、諸地方の土豪も亦競ふてこれを求めた。六世紀に入り屯倉が南は肥國から北は上野に至る諸國に設定されたことは上述したが、いま上代史上に強大な權勢を振つた若干豪族の部民と思はれるものの在地を例示すれば次ぎのやうである。

大伴連部曲――相模・甲斐・下總・常陸・美濃・信濃・上野・下野・陸奥・岩代・磐城・陸前・羽前・越前・越中・越後・出雲・播磨・安藝・周防・紀伊・伊豫・肥前・肥後・日向・薩摩・筑前・筑後・等々

蘇我臣部曲――大和・山城・河内・遠江・上總・下總・美濃・陸前・越前・信濃・丹波・但馬・周防・阿波・讃岐・土佐・筑前・肥後・等々

中臣連部曲――攝津・山城・河内・和泉・伊勢・下總・常陸・美濃・下野・越前・越中・播磨・周防・阿波・豊前・筑前・等々

毛野公部曲――上野・下野（三）・磐城・陸前（七）・岩代（三）・出羽・羽後・羽前（二）・陸中・陸奥（二）・常陸（二）・甲斐・駿河・攝津・尾張・越中・播磨・安藝・出雲（二）・豊前・豊後（二）・伊豫・肥前・遠江・相模・等々

大三輪君部曲――大和・攝津・遠江・筑前・筑後・豊前（二）・豊後・播磨・等々

出雲臣部曲――京師（二）・出雲・山城・備中・筑前・越前

（註）太田亮氏「姓氏家系辭典」及び「日本古代史研究」參照依據。

中央豪族のうち、所謂「大和族」中より大伴連・蘇我臣・中臣連の諸氏を撰び、出雲系豪族と云はれるものから大三輪公・出雲臣二家を、また地方豪族の代表的なものとして兩毛に本居せる毛野公家を擧げた。地名下の數字は同一國内における部曲の在處數。

これ等は中央及び地方豪族の部民の分布圖を例示したものであるが、この他に各同族の出自を稱するもの丶分布が多くの國に見られ、それらも多かれ少なかれ本族の屯倉＝田莊・部民・或ひはその勢力範圍と何らかの關係があつた地

方と考へられねばたるまい。以つて上代における權勢諸族が如何に廣汎な地方に亘つて土地及び部民の獲得に努めたかを窺ふに足りやう。そして、それは多かれ少なかれ征服＝服屬關係を通じて設定されたものであり、從つて中央集權による統一の過程と不可分的に實現されたものである。

屯倉＝田莊及び奴隷＝部民の全國的擴設はとりも直さず對立的關係の全國的な擴大を意味する。それが設定されたところでは直接的に・また他の地方ではその影響を受けて間接に。かくて奴隷所有者に對する奴隷＝部民の對峙は鬱然として攢まり・時にしばしば動搖した。應神紀には處々の海人訕哤きて命に從はなかつたので大濱宿禰を遣して平げしめた記事があり[17]、雄略朝には征新羅軍に編入された五百の蝦夷が…………の報を聞いて『吾國を領制めたまふ…………。時失ふべからず』と相謂り相聚結みて傍郡を侵寇したと傳へられてゐる[18]。また、消極的な反抗としては課役を免れんがために部民の逃散が起つた[19]。

かゝる基本的矛盾・向立はまた大土地＝隷奴所有者に對する「自由民」の激しい動搖及び抗爭として、奴隷所有者的財產と自營農民の倭小な個人的財產との矛盾として現象した。奴隷制的諸關係の發展が自由民の零落と奴隷＝部民的方向への彼等の倒壞をば必然的に傾向づけたことは旣述したが、いまや、中央及び地方の諸豪族が『廣大にして國に充盈つる』部民を有し、『國縣の山海林野池田を割りて……數萬頃の田を兼ね併せ』他面では『全く容針少地も無』き狀態の出現するに及んで[20]、自營農民の地位は益々劣惡化し、或ひは田地を略取され[21]・或ひはこれを賣つて[22]、宛かも古典ギリシヤ・ローマの末期における如き浮浪民化する者があり、或ひは奴隷として子を賣り弟妹を賣却して生を繫ぎ、遂には負債のために自ら奴隷となれる者も多く[23]、貧に破れ食に窮して『强盜竊盜』となれるものも多かつた[24]。こ

ゝに至つて彼等の不滿・動搖が不可避的に驅立てられた（書紀に叛者が起きたので『輕レ賦薄レ斂、以寛二民萠一』との記事のあるのは[25]、收斂の加重化に對する民衆の動搖を偲ばしめるものである）。而かも、それは奴隷制的關係の廣汎な設定の直接間接の影響、及び後進社會における生産諸力の漸進に因る氏族的乃至村落共同體の漸次的解體過程において、殆んど全國諸地方に見られた現象であつたにちがひない。

同じ過程において、奴隷＝部民及び土地獲得のための諸豪族間の競爭が益々熾烈化した。それは一方では大和政府を中心として行はれたところの三韓及び「蝦夷」等々に對する共同的征戰となり、他面では中央及び地方の諸强族間の不斷の葛藤を生み、しばしば繰返されたる興亡の戰鬪を導いた。それはまた、必然に彼の陣營自體の内部に幾多のブロックを結成せしめ・不斷の暗鬪を生ぜしめ・政爭のための「謀叛」を連發せしめてゐた。記紀を繙く者は、かやうな國内的不安・動搖の狀勢に關する現象的記述を餘りにも豐かに見出し得るであらう。

宛かもこの頃、支那大陸では魏晋六朝の後を受け隋朝（文帝）興つて巨大な統一國家が成立し（A・D・五八一）、その東方經略の進行に刺戟されて韓半島の動搖と困亂彌々加はり、從來大和朝廷と修交せる南韓諸國多く「離叛」して、わが對外關係は未曾有の複雜・危難の情勢に包まれ、他方北境不斷の脅威であつた蝦夷の頻々たる「叛亂」は大和人痛心の種を成してゐた。政府は屢々兵を發して半島の諸國に臨み（繼體・宣化・欽明・崇峻・推古の各朝）、また北夷の征討に努め、その都度一時的には貴族間の紛爭を弱はめがちにも見えたが、しかし、それは征戰乃至對外交渉の或ひは失敗に終り・或ひは大なる成功を收め得なかつたことにより――すなはち、その逆影響を受けて――却つて社會的・政治的諸矛盾を鋭化し、奴隷＝部民及び「自由民」（＝『百姓』）の不滿を昂め、弱少士豪の沒落または隷從と若干

強族間の宿命的な爭闘を激成する刺戟的契機をなした。

かゝる内外多難の情勢に面して、 支配階級・特に大和政權に直接せるイデオローグ——即ち隋朝との修交を通じてその深刻な影響下に立ちたる當時の先覺分子は、早くも時代的不安とその由因を意識し、大陸に模倣せる諸制文物の改革・就中集權的國家の建設整備によつて時弊を矯め時難を切抜けんと意圖しつゝあつた。 推古十二年（A・D・六〇四）聖德太子の制定と傳へられる所謂「憲法」はかゝる試みの劃期的な一歩であり、また、來るべき國制改革の片鱗を豫示せる唱導であつた。 だが、その意圖の實現さるべき時機は未だ至らなかつた。 臣連等に樞機を握る舊來の諸豪が廣大な土地と膨大な私民を有つて權榮を極め、每事に派を成して相對立し、互ひに政權を覦ひ……………私專して讓るところがなかつたからである。 とは云へ、舊殼の内に相爭闘する中央諸豪は輪回して次第に自滅を急ぎ、先きに（欽明朝——A・D・五二二） 物部氏との爭權に敗れて大伴氏挫折し、 五八八年（A・D）には物部大連家の蘇我ブロックに敗亡するあり、 今や蘇我氏獨り權を擅にして勢威比肩する者なき狀態であつた。 丁度その頃、支那では隋亡びて唐之に代り（A・D・六一八）、 徐々強大な國家を成し、 精麗絢爛たる文化をもつて四境を光被してをり、 わが制度文敎の上に至大な影響を與へつゝ當代イデオローグの改革の曉望を灼熱してゐた。 改革の氣運は深く釀成され、 而かも、いまやそれは避けがたいものとして迫りつゝある。 而して中大兄皇子・中臣鎌足等によつて蘇我氏に最後的打擊を與へたとき（皇德元年——A・D・六四五）をもつて、 漸く改革への幕が開かれた。 謂ふところの『大化改新』である。

1) 本稿、四のB參照

2) 「皇太神宮儀式帳」

3) 「播磨風土記」—餝磨郡條

4) 太田亮氏「古代日本氏族制度」、五三九—四八頁

5) 市村博士古稀紀念「東洋史論叢」所載、西岡氏論文

6) 「聖德太子傳暦」、上

7) 古事記、仁德段

8) 欽明紀十七年の條

9) 應神朝に秦の始皇帝の後裔と稱する融通王が百二十七縣の民を率ひて百濟より投化し、後漢靈帝の後と稱する阿知使主・都加使主は十七縣の民を率ひて來歸したと傳へ、また雄略紀によると、帝が諸國から秦氏九十二部、一萬八千八百七十人を集めて養蠶織絹に從事せしめた、といふ記事がある。これらはもとより信憑し難い記事ではあるが、四・五世紀以來、大陸・半島より投化來歸し、或ひは捕虜されてこの國に到つた民衆の如何に多數であつたかを暗示するには足りる。彼等の多くが京畿等を中心に住居してゐたことは、かゝる所傳そのものからも知られやう。

10) 安閑紀に、大河內直味張が、贖罪のため春秋二季にその部曲を钁丁として獻じた記事

11) 上野・信濃・武藏・總國等の一部における古墳地帶の形成・その樣相

12) 「宋書」——倭國傳

13) 安閑紀、元年閏十二月の條

14) 詳しくは、本論文集早川・秋澤二氏の論文參照

15) 主なる「古墳地帶」は大和・河內を中心とする畿內、內海沿岸、出雲、北九州、關東では上毛、信濃・下總等々である。

16) 魏志「倭人傳」に――『……其犯レ法輕者沒二妻子一、重者滅二其門戶及宗族一……云々』は犯罪者が奴隸化される樣を傳へたものであるが、同類の例は記紀にも多い。また、隋書「倭國傳」には――『……無レ財者沒レ身爲レ奴……云々』。

17) 應神紀、三年條

18) 雄略紀、二十三年條

19) 欽明紀、三十年條

20)・21)・22) 孝德紀、元年條

23) 持統紀、五年、『若し百姓の弟兄の爲に賣らるゝ者有らば、……若し子、父母の爲に賣らるゝ者は、若し貸（カリモノ）、倍（イ）に准られて賤に沒らば……云々』

24) 推古紀、三十四年條

25) 仁德紀、六十七年十月條

七、大化改革・特に土地國有（班田制）の社會史的意義

A　大化改革の前提（歷史的諸條件）

六世紀後半に激成された社會不安と政治的動搖のさ中において、歴史がそれらを如何に整調・解消させるかを時代の課題たらしめた事情・隋唐文化に深く敎養されたわがイデオローグが中大兄皇子・藤原鎌足等の下において、この課題の解決に發足したことは、いま述べたところである。然るに、改革者達の時代的意識及び改革方圖の如何は兎もあれ、彼等が正に、大化直前の既存せる諸條件・卽ち歴史的材料をもつて工作するを餘儀なくされたことは云ふまでもない。換言すれば、歴史は單に改革の課題を提起したのみでなく、同時にこれが一應の解決の內容と形態とを規定したところの諸前提を創出してゐたのである。

上述の如き屯倉＝田莊の全國的擴設・奴隷＝部民制の發展の過程は、何よりも先づ、一方では膨大な土地と勞働力とが强大な小數豪族・就中中央貴族の手に集中（兼併）される過程であり、同時に他面では、それが後れた諸社會における氏族的諸形骸乃至村落共同體的諸關係の上に直接間接の解體的影響を及ぼしつゝ、そこに新らしい相關的社會關係を設定延設し行く過程でもあつた。奴隷＝部民制の發展したところでは、血緣を基礎とする社會關係の崩壞を見た（尤も、血緣的統制は族長がその舊氏人の若干の共同行事の主掌者となつたり・時として眷族を代表したりする程度においては、後れた社會ではもとより先進社會にさへ存在したし、平安期にまで存續された）。屯倉＝田莊地における貢納民乃至部民等が――彼等がなほ血緣的集團としての內部關係を保續してゐたやうな場合でさへ――その土地の所有者或ひは彼等自身の所有主による「地域的」な支配下に立つたことは云ふを俟つまい。屯倉＝田莊內の直接生產者が血緣を異にする幾多の集團をなせるところでは、地域的支配（所謂「地緣制」）なる語が一層妥當な內容を有つて來る。また、屯倉＝田莊が若干異族の領地を包括して設定させられた場合も勿論同様であつた。更に、支配的貴族

等の同族民衆（舊氏人）に對する關係においても、血緣制は最早實質的に喪失してゐた。こゝでは、兩者の關係は單なる舊同族關係として保續されたのではなく、後者がいまや族長的支配＝收略の重要な一對象化されたことによつて强力的に維持されたのである。換言すれば、かゝる場合の同族的＝「血緣的」關係は寧ろこの種の被收略者に對する統治の外型として存在したにすぎなかつた。

かやうにそれ自身の本質上人格的隸屬（人格的「財產」）の制度として現はれた奴隸＝部民制は、大土地私有と結合して、「地緣制度」の廣汎な成立を導いた。他面では、中央貴族による屯倉＝田莊の諸地方への擴設・膨大な地方民の「私民（奴隸・部民）化」は、一般的に云つて、地方土豪の舊い獨立的地位を益々削減させ、所謂「國造制度」の本來の意義を弱め、國造・縣主等をして漸く發展强化しつゝある原始國家の「地方官」的性質を濃厚たらしめた。かゝる色合は、彼等の統管する地域內に、皇領・諸豪族私有地・寺社領等が介在し、彼等がその一部の事務を代行するやうになつて、一層鮮明に現はれた。そこに地緣的支配＝收取の不可避的傾向が見られた。だが、地緣的支配は當時の支配＝收取形態の下では全面的に・統一的に貫徹され得なかつた。中央及び地方の個々の支配的貴族がその奴隸・部民及び舊同族民（舊氏人）等に對して排他的・獨立的支配＝收取權を有するといふことが、正にこの時代の一特質をたしてゐたからである（蘇我蝦夷が上宮の乳部（ミブ）の民を使役して上宮大娘姬王の憤慨を買つたといふ所傳[1]や、『戊午年（推古六年）……請二上宮聖德法王一、講二法華勝鬘等經一岐、……是以遠岐須賣呂岐乃御地乎布施之奉良久波御世御世爾母不二朽滅一、可有物止奈毛、播磨國佐西地五十萬代、布施奉、此地者他人口入犯事波不レ在止白止布施奉止白岐……云々[2]』の記錄は、部民及び私有地・寺社領等の不可侵性を示す例である）。そこに屯倉＝部民制自體に內在する地緣制の必然性

とその統一化の不可避的な制約との矛盾的發展があつた。とは云へ、屯倉＝田莊・部民制の廣汎な發展は、同時に支配＝收取の集中的機構として、個々の貴族の勢力をこゝまで助成し來たところの大和國家の發展があつた。それは奴隸所有者的諸關係の廣汎な發展と共に激成された諸矛盾（すなはち「主人」と「私民」・「自由民」と奴隸・族長と舊氏人・富者と貧民・中央並びに地方の大小豪族・等の間に激成せる諸鬪爭に表現されたところの）を克服・整調すべき權力として自己を強化せねばならず・また中央貴族の屯倉＝田莊及び部民の全國的擴大によつて、必然に集權的動向を辿れるものであつた。

「地緣制度」及び集權國家を動向づけたところの歷史的諸條件——就中、屯倉＝部民制の發展——は、しかし、直ちに先行せる社會經濟的諸關係を解體し終つたわけではない。寧ろ、屯倉＝部民制の二・三の類型は、原始的乃至村落共同體的諸關係が廣汎な地域に存在し・且つかゝる諸關係が奴隸制社會と並存し結接してゐたといふ事實、而かもこのことが奴隸制の充分な自己貫徹に對する主要の制約條件をなしてゐたといふ事實から生じたものであること、從つて、屯倉＝部民制はかゝる舊來の諸關係を直ちに破碎し得なかつたばかりか・しば〳〵その現存するところに設定されたこと、それ故にまた、同じ制度の下に收取される直接生産者相互間においてはなほ依然として從來の諸關係が保續され得たし・また存續してゐたこと、等々は先きに述べた通りである。換言すれば、地緣制の發達は必ずしも地域諸集團における舊來の內的諸關係を解體したのではなかつた。例へば、土地割替制乃至「班田」的制度の如きは、その土地が屯倉＝田莊化された場合においても、或ひは一の被征服地帶として住民が一定の貢納その他の收取を強制されてゐた場合においても、それを打碎する直接の事情の起らぬ限り、依然として舊態を存續した。かくて全國的に

設定された屯倉＝田莊或ひは部民制・それに伴つて發展し且つそれを通じて實現された地縁支配の下にあつて、後れた・而かも大部分の聚落乃至村落は舊い傳統と慣習に規制されつゝ共同體的諸關係を築き、沼の如く沈滯的な社會を成してゐたのである。

かゝるところでは、その先行時代との差異は住民が豪族の「私民」的存在として、只管收取對象化されてゐたといふ事實にある。彼等が私有の部民でなく公有の部民であつた場合にもそれと異るところはない（たゞ既述〔五のC〕の如く、紀に屢々屯倉の『稅(タチカラ)』なる語が見え、これを大日本農史の著者のやうに解すれば、この時期には既に個々の屯倉＝田莊所有者に一定の課稅が行はれたとも考へられるが、尙定見はない）。

然るに、同じ歷史的條件の下において、奴隷または部民化されぬ被支配＝被收取民衆の地位には變化が起つた。彼等は當時における代表的な自營農民であり・而かも、既述の如く、奴隷制的諸關係の下で不斷に奴隷乃至部民への方向へ牽引されつゝある「自由民」（『百姓』）であつた。彼等に對する收取は、最初の階級社會の成立期には、租稅的形態をもつてする族長への給付であつた（それが共同體的分業に基づく酋長の分前に源泉し・酋長の族長化と共に現はれたものであることは既述の通り）。けれども、奴隷＝部民制・屯倉＝田莊の發達により個々の豪族の土豪が主としてこゝに移行し・他面では大和國家の一層の發展を見るに及んで、彼等の給付は次第に國庫に收納されるに至つたやうである。國家は何よりも先づ、國家機能を發揮するための財源を要した。その財源は諸族長を通じて各氏人等より・乃至伴造國造等の首長を通じて所屬の隸民より貢納せしめたものに據つたらしく、大化の詔中に『調賦を進る時に及んでは、臣連、伴造等先づ自ら收斂(ヲサ)めて然る後に分ち進め……云々』とあるはこの名殘であるが、益々膨

大な人口が諸豪族の「私民」化されるにつれ――從つて、「自由民」よりの收納が主要な源泉となれる事情の下では、國家的機構を通じて直接彼等の中に求められるに至つたらしい。さうすることが國家財源を保證する適切の手段だつたからである。推古紀に『國司、國造、百姓に斂めとること勿れ』と云へるは、そのことを示唆する言葉である。

然るに、上代末期になると、國庫の收納と貴族のそれとを同視しやうとする私經濟的傾向が現はれた。この傾向は、最大の部民＝田莊所有者の勢力の拔群的な伸張を前提とするものである。(この點から、記紀誌すところの齋藏・內藏・大藏等の分立による收納物の分收が皇庫と官庫との分化を意味し・それ以前には、かゝる區別が無かつた如く考へしめる先學の所說には、寧ろ逆說的なものを感ずる)。そこで、この唱導は、それが當時實際現行された事實に照應してゐたか否かを別として、收納の基礎を直屬の屯倉及び部民の他なほ一般「自由民」(『非民』・『百姓』)におかうとしたことを意味する。被支配者たる「自由民」は、收納者の名目が國家であらうと個人であらうと同じ內容の給付義務を負つてゐたのであるが、この場合を論理上から見れば、給付の意義は從來と若干異つて來る。すなはち、彼が族長に對して從來負ふたところの給付は、單に『租稅』的意味を有するものにすぎず、また、彼が國家に對して負ふた場合にはその繼續――收納者の移行であつたにすぎない。だが、「普天率土」的觀念の下では、彼等は名目上他の所有に屬する土地の用益者であり・またその故に給付義務を負ふの外觀を呈する。從つて、彼等の給付は『地代』的外貌をとり・他面では『租稅』の意義を含められる。そして、かやうな場合には、しば〳〵「租稅と地代との一致形態」といふ言葉をもつて表現されてゐる。しかし、視角を變へて見れば、「自由民」がかゝる地位に立つたのは、現實の土地關係に聯關せる事象ではない。彼等の依存する土地は現實には斯かる共同體的所有に屬するか乃至は彼等

の私有地であつた。そこで「自由民」の給付負擔がこの現實の土地關係より生じたものでないことは自明である。而かも、かゝる給付を要求されるに至つたのは、奴隸=部民制的關係の發展に伴ふ「自由民」の地位の低落化の故であり、一般的に云つて、この層が不斷に奴隸=部民への方向へ牽引されてゐる事實に因るのである。かくて、彼等を支配してゐる社會法則(關係)は、彼等と收取者との外觀的關係の如何に拘はらず、封建領主と農民との關係を規定するものとは本質的に異つてゐた。こゝに上代「自由民」の給付を封建的『地代』として意味づけることの誤謬がある。

それはさて措き、「自由民」(『百姓』)がかやうに重要な收取對象化されるにつれ、嘗つては慣習的に行はれた現物乃至勞役をもつてする給付が、次第に強調され加重されて來たばかりでなく、漸く定規の制度化されて來た。傳說によれば、人民を校して課役の制(男之弭調・女之手末調)が立てられたのは崇神十二年(A・D・二四七)であつた。それは素より明確ではないが、その後の記紀に課役のことが數々傳へられてゐること、特に聖德憲法・大化改新の詔勅等に就いて見れば、課役制の定立は可成り早くから行はれてゐたことが窺はれる。

既に課役制が定立されたとすれば、課役の準則が規定統一されねばならず、また、人民の檢校・田地の檢測等が前提されねばならなかつた。けれども、それらのことは、早くも地割制的乃至班田制的舊慣と共に、多かれ少なかれ行はれて來たであらう(七の註12を參照)。古代日本にはツカ(握)・アタ(咫)・ヒロ(尋)等を單位とする尺度の制があり、唐尺に據らず大化前より和銅年間まで定用された尺度の制があり、また、令前獨特の田積法たる『シロ』[3](代・頃)の制を見るが、その生產=分配の諸關係と不可分的に發達したものであることは云ふまでもない。田積の計量は、耕地の配分制或ひは徵租(一定地積より一定田租を徵收する)上の必要に起因したものと考へられるからである。

かやうに見て來ると、大化直前における歴史的諸條件・就中大化改革の社會經濟的內容の考察に關聯して特に注意さるべき諸條件は大體次ぎの如く要略されるであらう——

（a） 奴隷＝部民（一般的に所謂『私民』）及び屯倉＝田莊の全國的設定——日本奴隷制社會の廣汎な發展。社會的諸矛盾の鋭化——社會不安と政治的動搖。

（b） 屯倉＝田莊及び奴隷＝部民の集中（兼併）——地域的支配の廣汎な成立（同時にその統一的劃一的體制の制約性——卽ち土地・人民の私有制・集權的國家成立の蓋然性（特に皇威の伸張と「普天率土」の思想の發現——集權國家への要望と大陸文教の深大な影響）。

（c） 後進諸地方における沈滯的な共同體的諸關係の廣汎な殘存——農奴的外貌の比較的濃厚な部民の類型（支配的勞働形態）の廣汎な存在。地割制的乃至班田制類似の土地制度の廣汎な現行。

（d） 自由民（『百姓』・『非民』・『人民』）の低落化——奴隷＝部民的方向への牽引。「自由民」に對する課役制度の發達・定立。等々

大化の改革は正にかゝる歴史的諸條件を前提として開幕されたのである。

B　大化改革の概要と實現過程

日本書紀によれば、蘇我大臣家亡滅の同年（大化元年—A・D・六四五）、當時の反蘇我ブロックを指導的勢力とせる新政府が組織され、翌年正月所謂『改新』の宣詔が發せられた。改新の根本方圖はその數ケ條及び同年秋八月庚申の

詔・中大兄皇子の奏言等々において大體明示されてゐる。いまそれらに含まれた内容を概括要略すれば、次の如きものである。

（一）屯倉＝田莊を廢止擧げて國有地となし、大夫以上の官人に『食封』を與へ、また田制を整備し、耕田を一般に班給して（班田收授）、一定率の租庸調制度を施行する。

（二）主權の徹底、行政權の統一（中央集權國家の建立）。從來の臣連・國造伴造等或ひはその後身を大小の官吏として統一的政治機構に編成する。

（三）京師・國・郡・里の制を立て、その行政機關の撰任規定を定む。

（四）貴族的身分制・良民・賤民の身分制度を制定する。

右はもとより詳細をつくせるものでなく・また宣詔その他に明記されたものにして例外的事項の多かつたことはいふまでもないが、その目標中、特に社會經濟的部面に於いては土地國有（並びに班田制）、「私民」の廢止＝「國民」化（……十一字略……）、食封制、身分の法制化等々が、また、政治的部面においては中央集權的統治機構の整備、統一的租稅制の確立等々が最も注目されねばならず、更に、この改革を通じて氏族制的殘骸の大部分が拭去されたことも注意に値する。かゝる改革の序幕的な方圖は既述の如く聖德「憲法」（A・D・六〇四）において早くも唱導されたところであり、また、この新制度は數次の編成を經て所謂「大寶令」（A・D・七〇一）において一層完備され・詳細に法制化された。

改革は、その法規制定すら序幕より律令制定に至る約一世紀に亘れるに見ても明かなやうに、一擧にして實現され

のでもなく、平坦順調に進行したものでもなかつた。例へば、所傳上最初の班田の行はれたのは白雉三年（A・D・六五二）即ち大化後七年目であるが、大化に規定された戸籍の編成さへ漸く天智九年（A・D・六七〇）頃であつたらしい[4]から、この班田の記事が信憑し得るものとしてもおそらく中央に近い一部地方に實施されたにすぎまいと考へられる。爾後における班田の記事は天平元年（A・D・七二九）、同二年（七三〇）、延暦十年（七九一）、同十九年（八〇〇）、弘仁五年（八一四）、同十四年（八二三）、仁壽二年（八五二）、貞觀三年（八六一）、同十五年（八七三）、元慶九年（八七九）、等であつて何れも八・九世紀時代のものであり、口分田の記事に就いて見るも、養老十年（A・D・七二三）以後のもの〻みで殆んどこれに對應する。[5] また、天平元年には新令を發して一律に百姓の土田を收公し・更めてこれを班給したといふ記事を見るから、班田制が廣汎な諸國郡に亘つて實施の緒に就いた時期はおそらくこの頃にあつたとも考へられる。かやうに、一制度の實施においてかくも難澁な進行を見たとすれば、改革の如何に困難を伴はざるを得なかつたかゞ判らうが、その困難は單に技術的部面に起つたのみでなく、實に政治的・社會的な全部面において現はれたのであつた。（七十九字略）天智三年（A・D・六六四）には改革緩和のために氏上・民部・家部等の制を設けられたがなほ舊勢力の不滿を和げることを得ず、遂に壬申の亂を呼ぶに至り、次いで天武朝（A・D・六七三―八六）において著しい反動的諸制度の復歸を見た。賜姓の復活・八姓の制・氏上の設置・族姓による考選等は舊い族制の復興であり、また唐風模倣に對する古俗の復興奬勵・古事記帝紀の編纂等々は何れもそれに照應せる精神的産物であつた。

だが、王朝國家の官僚達は大陸に隆々たる唐の發展を望見し・その燦然たる文化に半ば陶醉しながら、執拗に且つ

格勵的に既成方圖の實現を強行し、而かも、（六字略）それを廣汎に達成したのである。
政府諸機構の變革完成・郡里制等々の如きは勿論、戸籍・班田制・條里制等の實跡も、今日にしてなほ具體的に見ることが出來る。

C、改革の基本方圖と歷史的前提との聯關（必然性）

日本史上極めて重視さるべき・またわが古代史把握のポイントでもあるこの改革は、隋唐諸制の模倣であり或ひはその移植である、と說く學者がある。たしかに、大化改新の方圖に現はれた國々の諸制度・諸規定はそのあまりにも歷然たる證跡を止めてをり、新政の法制的表現たる律令（大寶令）の如きも、隋の開皇令・大業律・唐の貞觀律及び令・留司格・式等に主據して編纂されたものゝやうである[6]。而してそれは、この改革に指導的に參劃したるイデオローグが隋唐文化の熱心な讃仰者達であつたことからも、同じ先進文化が大化前後において列島社會の諸部面に至大な影響を與へてゐた事實からも、寧ろ當然でなければならなかつた。
だが、大化改革はもとより隋唐文化の影響によつて導致されたものではなく、日本の國內的諸條件が必然に提起したところの歷史的課題に他ならなかつた。
大化改革の第一義は、見る如く屯倉＝田莊及び部民制の廢止であつた。それは大化元年の詔に『其れ臣連、伴造、國造、各已が民を置き恣情に駈使ふ。又國縣の山海林野池田を割りて、以て爭ひ戰こと已まず。或ひは數萬頃の田を兼ね併せ、或ひは全く容針少地も無し。調賦を進る時に及びては、其の臣連、伴造等先づ自ら收斂めて、然る後に分

ち進め、宮殿を修治め園陵を築き造るに、各己が民を率ゐて事に随ひて作る。……方今百姓猶乏し。而るを勢有る者、水陸を分割きて私田と為し、百姓に賣り與へて年に其價を索ふ。今より以後、地を賣るを得じ。妄りに主を作りて劣弱を兼ね併すこと勿れ』と弊を戒め、次いで改新の勅頭に『昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處々の屯倉、及び別に臣連、伴造、國造、村首の有てる部曲の民、處々の田庄』の廢止が宣告されたのに就いて見るも自明である。そしてまた、改革は同時に『天に雙日無く、國に二王無し。是故に天下を兼ね併せて、萬民を使ひたまふべきは唯天皇のみ[7]』・また「國に二君非し、民に兩主無し。率土の兆民、王を以て主と為す。所任官司は、皆是れ王臣なり。何ぞ敢て公と與に百姓を賦め斂らむ[8]』との大原理に基いて行はれたのである。改革者の主觀的意圖においては、大化新政の諸政策はこの二つの基圖に從屬した。

とは云へ、改革の氣運は既述の如く奴隷制社會そのもの丶釀成したところであり、從つて、その內容は日本の特徴的奴隷社會を必然ならしめる諸條件によつて規定され、且つ大化前後の具體的諸條件によつて形態づけられねばならなかつた。奴隷制社會の日本的形態を必然ならしめた諸條件とは、先きに（四のB）述べたやうに、列島における生產力の著しく不均等な發展・從つて生產諸關係＝社會段階を異にせる社會の共存及び結接であり、奴隷制的諸關係の發展せる進步的社會の他面に、なほ氏族的乃至村落共同體的關係を强固に保續せる廣汎な後進地方があつたこと、等々である。か丶る諸條件は奴隷制の充分な・一般的貫徹を制約し、變型的＝日本的奴隷制としての・支配的……形態としての・部民制を發展させ、大土地私有制としては本稿の所謂第二・第三類型の屯倉＝田莊を廣汎に成立せしめ、それをば小數貴族・就中中央貴族へ集中化せしめる條件であつた。

屯倉＝田莊及び部民制はそれが全國的に擴設され・中央貴族に集中（兼併）されるに至つたとき、既にその所有者階級自身にとつて好ましからざる存在となつた。蓋し、それは上述の如く被支配＝被收取諸層の動搖を廣汎深刻ならしめ、特に所有者階級內部に運命的な爭鬪を繰返さしむる原因となつたからである。屯倉＝田莊及び部民制廢止の理由が一面この制度の上に激成されたかゝる諸矛盾の解消にあつたのは云ふまでもない。屯倉＝田莊の廢止は自から原則上の土地國有を結果した。而して、それをば比較的容易ならしめた條件は、第一に、先進的地方の一部を除く全國において共同體的體制（特に共同體的土地關係）がなほ強固な存在をなしてゐた――それは後進地方に設定されたる屯倉＝田莊の耕民間においても同樣であつた――ことであり、第二には、全國的な屯倉＝田莊の所有者たる中央の權勢貴族自身が改革の主動的指導的勢力であつたことにある。土地國有制は何らかの樣式における分地用益を必然ならしめる。共同體的諸關係が保たれた廣汎な諸地方において舊くより現行されて來た地割制乃至班田制は、いまや正に新班田制の基礎をなした（先進社會では、部分的に、大化前早くも條里制と關聯して班田制が見られたやうである[9]）。

部民制の廢止によつて部民の大部分は「自由民」（『百姓』・『兆民』）と同一階層を形成し、『國民』（『公民』）となつた。彼等に對しては規定の土地が班給され・一定の租庸調が賦課された。特徴的にして支配的な形態であつた部民（即ち本稿の所謂第二・第三類の田部の如き）はもと〳〵その生活樣式等において「自由民」のそれと大差なく、彼等がその所有者に人格的に隷屬せる「私民」であつたこと・及びその事實に伴ふ若干の事情が除かれることによつて、容易にこゝへ推移したのである。また、租庸調的收取形態も既に『百姓』の間に發生してをり、これに關する部民の差異は、主として彼等が所有主に對し特定の勞働（又は現物）を給付してゐたといふ點にすぎなかつた（右類の田部

の如きにあつては、更に『百姓』と近似する)。

かやうに、社會經濟的部面に現はれた新政の基本制度は大化前の具體的條件と不可分的なものであり・その歴史的諸前提に規定された。同じことは改革の政治的部面に就いても云へ得る。政治的部面における重點は、何よりも先づ、『アジア的』支配機構の確立であり・云ひ換へれば中央集權的國家の完成であつた。國家は既に三世紀前後から稍々明確な『國家』たる性格をとつて現はれた。それは社會的所産であり、その發展と共に成長した。奴隷＝部民制・屯倉＝田莊は、（十字略）征服戰を通じて益々廣汎に設定され、國家の成長・發展のための基礎的前提——地緣的支配・租税・等々——に道を開いて來た。それにも拘はらず、土地と人民の私有制は、國家の中央集權的形態への發展を抑束する必然的條件であつた。だが、それは發展の頂點——その全國的な設定と中央貴族への集中化の時期——において、最强貴族間に覇權の爭鬪を激成し・既述の如く、その結果中央集權國家への動向を必然ならしめたのである。

この中央集權への動向は古來の中央諸强族の亡滅によつて將に貫徹されやうとし、また、屯倉＝田莊及び部民制の廢止・王朝國家の成立と共に一應貫徹された形であつた。見やうによつては（主觀的には）、屯倉＝部民制の廢止は、『普天率土』の原理によつて行はれたのである（書紀誌すところの聖德憲法・大化二年秋八月の詔・及び中大兄皇子の奏言等のうちに、その意味が示唆されてゐる）。

そこにおいて最も直截的意義を示し・且つ最も顯然と表現されたる原理は、中央に集中的な發展を見たところの奴隷制的諸關係と・廣汎な諸地方に依然として孤立的な根强き存續をなしたところの——しかも漸く解體的過程を辿り

つゝある——共同體的關係に基礎づけられたものである。『個々の共同體が相互にすつかり孤立してゐることは、全國に渉つて平等の利害といふことはあつても、共通の利害といふことは全然ないといふ事實を生むものであつて、それは東洋的……天成の基礎をなす』[10]のである。

然るに、共同體がそれ自身として氏族的乃至村落共同體的な如何なる關係を持續してゐやうとも、例へばその上に屯倉=田莊が設定された場合・すなはち共同體員がそのまゝ部民（田部）化されてゐたやうた場合には、屯倉=田莊所主のかゝる共同體に對する支配は、云ふまでもなく地域的=地緣的支配以外であり得ない。而かも、しば〲述べたやうに、この種の支配=收取關係は屯倉=田莊の發展期（上代）において最も一般的な類型であつた。こゝに大化前後のアジア的支配と郡里制との歷史的結合があり、王朝中央集權國家の必然性があつた。

大化改革における社會經濟的及び政治上の基本內容は、かくして、當時の日本の歷史的諸條件に基礎づけられ・それ故にわが變型的な奴隸制的構成の法則によつて規定された。隋唐制度の模倣乃至移植は疑ふべくもなく濃厚であり・全面的であるが、それは改革に促進的な影響を與へ・改革された制度及び文化の諸形態を整形するに偉大な役割があり・また後述の如く、爾後の社會體制の內的發展に重要な關係を有したとは云へ、改革を必然づけ或ひは規定することは出來なかつた。

D　土地國有（班田制）の社會史的意義

——日本奴隸制社會の崩壞過程と形態——

大化改革の內容は全面的であり、その社會史的意義は深刻である。從つて、その全意義を把握するためにはあらゆる視角から考究されねばならないが、それはもとより小稿の一部をもつてよく果し得るところでない。で、本稿が土地關係を直接の對象として取扱つてゐる關係上、こゝでは特に改新前後における土地關係の推移・發展を考察するの立場より、當改革の歷史的意義を簡說するに止めねばならない。然かも、土地關係の改革・すなはち屯倉＝田莊制の廢止、原則的土地國有制及び一律的な班田制の實現等々こそ、正に大化改新における社會經濟的部面にとつての根幹的な問題なのである。

大化＝令制に現はれた土地關係の改革乃至重要規定は大體次ぎの點に要略される。

（a） 屯倉＝田莊の廢止・原則的土地國有制の實施。

（b） 『食封（ヘヒト）』制*――（改新に當り「大夫以上」に給與）。なほ官人・貴族のために位田・職田・賜田・功田・國司公廨田等の制を立て、また寺社のために寺田・神田等の制がある。

* 『食封』とは諸王諸臣の勳功・位階・職分にある者に給する『課戶』を云ふ。封戶は調庸を全給す。田租は二分して一分は官に一分は給主に給す（和銅七年、田租を全給。天平十一年、封戶は悉く田租を全給。 寺は食封の例に入らず（慶雲二年、寺の食封始まる）。

（c） 口分田の制。男子每一人につき二段、女子每一人につき二段の三分ノ二、官戶の班田額良民百姓に同じ。私奴婢は良民の三分ノ一。寺院奴婢は全然班給せず。

* 六年一班――但し、班給を受けたるものは身死する迄これを用益し、身死して國家に還收。但し、奴婢の班田は十二年

一班。

*なほ百姓には毎戶一定均分の園地を給す。園地は口分田の如くしばしば改易せられず、賣買を許される。絕戶にして還公。

輸租田　口分田・位田・賜田・その他

不輸租田　神田・寺田・布薩戒本田・放生勅旨田・公廨田・巫田・采女田・射田・學校田・易田・等、々、々

地子田　未授の間の職田・位田・國造田・賜田、遙授の國司公廨田、沒官田、乘田、その他

口分田受給者（百姓）に對する負擔——（大寶令の規定に因る）。

（イ）田租。段地穫稻五十束に對し段租二束二把の制。

*奴隷の口分田は租税を徴收せず。

（ロ）調（土産工藝品・雜物）。例へば絹・絁ならば——共に長さ八尺五寸・廣さ二尺二寸。布ならば——二丈六尺・廣さ二尺四寸。綿ならば——一斤。絲ならば——八兩。等、々

*他に正丁に對して副調を課した。土産に從つてその一を貢す。

（ハ）庸（庸役制）。中央政府に對して義務づけられた勞役給付。正役と留役とに分ち、正役は一年に十日（食物官給）。正役の代償を徴するときは布二丈六尺（但し、土宜によつて雜物を獻ずるを得）。正役の他に留役

として三十日。

＊留役三十日の制限に達すれば、租調を免ず。庸は正丁及び次丁のみに課した（但し、京畿住民は庸を免ず）。

（ニ）雜役。國司が管内の公事のために使用する勞役。一年に六十日、次丁二人をもつて正丁一人に・中男四人をもつて正丁一人に數ふ。

すなはち、大化の改革において原則上土地國有が實施された結果、從前屯倉＝田莊の所有者たりし階級・殊に新政府の下で何等かの官職に就ける者或ひは官位の帶有者等に對してはそれ〴〵食封乃至――稍々後には――職田・位田・賜田・功田の制を以つて酬ひ、若干の例外の他すべての良民及び奴隷に規定上の口分田を給し、且つ良民（『百姓』）に對して租・庸・調・雜役等の負擔を課するに至つた。

この際、從來の『部民』が所有主の私屬を離れて『國ノ民』となり・『公民』の列に連つて百姓一般の權利義務を帶びるに至つたことは既述の通りである。部民の廢止＝公民化は、屯倉＝田莊即ち「上代的」な大土地私有の廢止＝土地國有制に不可分の聯關を有するものであつた。それは、既述のやうに、奴隸＝部民制と屯倉＝田莊の發展とに不可分的な相互關係があつたことからも自明であり・改新の詔の劈頭に兩者を連記せることによつても示唆されるが、何よりも先づ、第一、大化の改革がわが奴隸社會の諸矛盾によつて必然づけられてゐること、第二、部民制が本質的奴隸制（奴婢制の發展――勞働奴隸）の自己貫徹を制約したる列島の具體的諸條件（六のB參照）下に發現したる變型的（日本的な）奴隸制――日本奴隸制の支配的形態――であり・屯倉＝田莊の決定的部分がかゝる勞働力に依存するもの（本稿の所謂第二・第三類型――五のC・D參照）であつたこと、第三、部民制の廢止後同じ性質の制度が官廳の工

藝的部面においてなほ廣汎に存續されたこと、等から推想され得る。部民の『公民』への直接的移行・班田農民への比較的急速な移轉は、この變態的奴隷制を所産したところの諸條件そのもののために可能であり必然であつた。田部を例として見れば、既述の如くそこには若干の類型がある。その本質的なものは、例へば、大和の身狹屯倉・茨田屯倉の田部の如く高麗人・韓人・秦人等をもつて編成され・或ひは捕虜の蝦夷から成れるものであり、かゝる場合の屯倉＝田莊には宛かもラティフンディウム的な諸關係が成立した。だが、大部分の屯倉＝田莊・殊に低位段階の諸地方に一般的なそれの耕民は、田部の支配的形態であり、こゝではラティフンディウム的な關係ではなしに、耕民の內部に共同體的な關係が存續してをり、田部の奴隷的性格は前者の如く顯著には現はれない。彼等は宛かも自營農民の如く戶を成して生活し・所有主に對する諸關係において半農奴的外貌を呈した。だが、彼等は屯倉＝田莊と共にその所有者の「私民」であり・財產であり・その土地に專用される生產手段であつた點において、また、彼等の存在が奴隷制の發展によつて直接に規定されてゐた點において、性格社會には奴隷として規定さるべき存在であつた。それにも拘はらず、彼等が右の如き生活諸形態をなしてゐたといふ事實は、彼等が豪族の「私民」たることを止めたとき、部民の廢止が實現されたとき、その班田農民化の過程をスムースならしめた條件であつた。

部民の班田農民化を必然ならしめた直接的要因は、上代社會の矛盾――奴隷＝部民制の諸矛盾――が支配階級に強要したところの部民の廢止（他面では屯倉＝田莊の廢止）そのものに他ならない。では、部民は「解放」され班田農民化されることによつて、直接にその社會的地位と性格を變じたか否か。彼等は先づ、「私民」ではなくて『公民』となり、規定の班田を受ける權利と共に義務を負はされ、租庸調を負擔した。最早その前身時代の如く賜與された

り・賄賂の對象とされたり・恣意的な使役を受けたりすることがない法律上の消極的保證を享受した。だが、かやうな「保證」は、その性格の規定要素としては基本的なものではない。贈與・賄賂等といふことはその對象（目的物）の私有が容認されてゐる條件の下でのみ起る事態であり、また、收取關係において一定の法的制限を得たのは、この關係を廣汎に統一的に定立したことの結果にすぎないからである。問題は彼等が嘗つて立ち入れる生産關係と、いま新らしく結ぶに至れる生産關係とが如何に質的な相違を示したかの點に殘る。その比較は、上代部民の個々の收取關係を明確ならしめる資料に缺ける現在、殆んど可能でない。けれども、班田農民の負擔規定において、租・調に對する庸役（正役十日・留役三十日）及び雜役（六十日）が比率的に至大な內容をなしたことは注意に値する。正丁の規定上の賦役義務は一年のうち實に一百日に達する。これに反して現物給付の率は頗る低小である。この事實は後代の封建農民等に對して彼等を著しく特徵づけてをり、而して、かゝる特徵は彼等に濃厚な……的性質を印象せしむるものであつた。

しかもまた、當時の一般農民に見られたこの性格は、上代末期から王朝初期において最盛を見たる奴隷勞働の發展との關聯なしには考へられない。わが典型的奴隷（奴婢）制は大化改革によつて廢止されなかつたばかりか、却つて法制的に公認された。中央貴族階級及び寺社等に集中された奴隷の數は膨大であり[11]、共同體的諸關係の解體が進行しつゝある地方では、一般富農も亦若干の奴隷の所有者となつた。[12] 然るに、奴隷制の完成＝貫徹を制約したところの日本的條件はなほ執拗に存續した。容易に打破し難い共同體的關係の廣汎な存在・社會的分業・特に交換經濟・商業資本の未發展等々——それらは相聯關して奴隷の源泉・奴隷的商品生産を狹隘化さしめ、從つてそのギリシヤ＝アテナイ

的發展を抑止した。支配的貴族相互間に運命的鬪爭を必然ならしめたる大土地私有・私民（部民）制は廢止されたが、奴隷勞働の素地たるべき低位な社會的生産性は未だ一般に揚棄されず、しかも、奴隷制の全面的貫徹を制限せる諸條件も依然として存續した。といふ具體的な事實——こゝに嘗つて部民制の發展が必然づけられたと同樣の社會的條件があつた。班田農民における濃厚な奴隷的性質はそれによつて彩色されたものであり、そしてこゝに班田農民と部民との性格的共通性があり、また部民から「公民」へのスムースなりし轉形の所以がある。

然るに、班田農民（公民）の前身は部民だけではなく舊「自由民」もそれであつた。彼等が奴隷＝部民制の發展と共に、動向的にそれへ牽引されつゝあつた事實及びその理由はしば〳〵前述したところである。彼等の地位は（四十四字略）上代末期頃には旣に部民と選ぶところなき程度にまで低下してゐた。（五十字略）彼等の狀態は、先に例示した如く古文献に明瞭に看取される。その部民に異るところは、個々の豪族の「私民」でなく、從つて部民の如き人格的喪失がないだけであつた。そこに、間もなく、班田農民として彼等が部民後身の民衆と同列におかれるに至つたところの動向が豫示されてゐた。

班田農民（公民）は部民が解放されて舊「自由民」の地位へ向上したときの形態ではなく寧ろ、奴隷制の發展を槓杆として、舊「自由民」が部民的地位にまで抑下げられ・後者と同列におかれたときに現はれた姿である。部民が「公民」化されたとき、彼等が舊「自由民」の着古した衣を纏ふたことはあり得る。それは部民（「私民」）制の廢止の結

果或る程度まで自然であり必然でもあつた。いまや舊「自由民」と部民の後身者とは一樣に隋唐の制に倣へる被服をまとつた。そして、このとき兩者は內味まで同樣の性格を帶び、而かも、部民的なそれとなつたのである。

奴隷に對する班田は「公民」のそれとは全く別個の意味を有した。それは一面から見れば奴隷所有者のための班田積を擴大せんとする政策であり、他面から見れば彼を良民の三分一の收入に依存させつゝ主人のために勞役させるといふ意義を藏するものであつた。奴隷が班田を受けながら租を負擔せず、調庸義務にかゝはるところなかつたのは、この故に他ならない。

かやうに見て來ると、土地國有なるものが、班田制の形態を通じて行はれたる「自由民」の部民化——それ故に、また部民的體制の國家的集中的設定を意味し、且つ客觀的にはその線に添ふて實現されたものであることを知り得やう。

このことが大化の土地制において・全改革の理解上・最も重要な一ポイントである。

けれども、土地國有制の問題はこゝにのみあつたのではない。食封制及び位田・職田・功田・賜田等々の制度にも極めて重要な意義があつた。食封は諸王諸臣の勳功・位階・職分ある者に給せる課戸で、大寶令によれば位封・職封・功封等これである。給主は封戸の所出する調庸を全給され・田租は二分して一分を官に一分を自ら收めた（後、全給）。それは直接に田地を給する制度ではなく、課戸よりの收入を分收するものであり、[13] 原則上の土地國有（及び班田制）に對應して正に自然な收取物の分配制であつた。位田・職田・功田は位階・職分・勳功に準じ各々一定積の土地を給する制度であり、職分田は不輸租・位田及び功田（賜田）は輸租田である。位田・職田がたんてきに私田的形相を示してゐない

ことは言を俟たぬが、功田は『大功世々不レ絶、上功傳二三世一、中功傳二二世一、下功傳レ子』[14] の規定であつて、私有地的性質を多分に帶びたるものであつた。けれども、それは特別の事情に因つて成立する例外的な存在であつて、これがために土地國有の原則が成り立たぬわけではなかつた。

かくして、大化改革の社會經濟的內容は豪族私有部民の「廢止」による同じ內容の統一的・全面的・定立であり、その國家的規模における展開であり、他面では必然にそれと對應せる國家的土地所有の實現であつた。だが、そのこと自體から既に理解される如く、當時の土地國有は土地の共有制とは何らの質的共通性もなかつた。原始的土地所有にあつては土地は社會成員全體の共同の所有であり無所有であつたが、王朝的土地國有は貴族（奴隷所有者）的階級によるその集團的所有に他ならない。從つて、それは大土地私有を（八字略）本質として必然に內在する。否、大土地私有は單に潛在的に內在したばかりでなく、上代から承繼された神田・寺田等に公然と實在してをり、功田等において亦然りである。それ故に、王朝的土地國有は、一度中央集權の統制力が弛緩するや否や、立處に大土地私有へ向つて崩壞すべき運命を負つてゐた。

この國家的土地所有制は、八世紀末葉から九世紀初頭にかけて早くも全面的崩壞の兆を明示した。そして、かゝる所有形態の崩壞は日本史上の事實としては、所謂『莊園』の發達へ歸結した。この事實に聯關し・且つ班田農民（公民）の階級的性格を農奴と規定することによつて、大化以後國家的土地所有の時代を『封建社會』の發生期或ひは第一期と見做すところの說が行はれてゐる。筆者自身嘗つては多分に同樣の見解を抱いてゐた。けれども、班田農民を封建的『農奴』と規定し難い――舊「部民」的性格のもの――とする現在の見解は上述の理由に基づく。そして、土

地國有の實現によつて現はれた班田農民が、奴隸制の發展と・その全面に貫徹し得なかつた諸條件の下でかゝる性格を必然づけられたのと同じ意義において、王朝的土地國有は奴隸所有者的貴族による階級的集團的土地所有に他ならなかつたのである。そのことは、國家的所有の公然たる例外をなした寺田等における奴隸勞働の決定的意義にかんがみるだに疑ふべくもない。それ故に、當時の社會は封建社會の第一期でさへもなく、なほ奴隸所有者的構成にあつたと考へねばならない。

然るに、同じ社會においてわが奴隸所有的の構成の解體がはじまり・封建的社會への諸條件が用意されつゝあつたことは事實である。しば〳〵前述した如く、大化の改革は上代末期に現はれた奴隸制社會の諸矛盾によつて誘發され・その內容は同じ時期の歴史的諸條件（前提）によつて規定されたのであるが、この改革を通じて具體化された舊「自由民」及び部民の一律的な班田民化・國家的土地所有・中央集權的國家體制（國＝郡＝里制）・『アジア的』『東洋的』な政治の施行等々は、相關聯して、かゝるもの自體の發現を必然づけたところの基底――就中、全國諸地方に亘つて強固な生命を續けたる舊い共同體的諸關係――に解體的な衝撃を與へる槓杆となつた。國・郡・里制は一律に『戸』を諸制上の單位化することによつて、後進諸地方の氏族的乃至村落共同體的內部體制を引き裂き、その諸機能を奪つた。班田制は、一定年限に個々戸口の用益地（口分田）を給付し及び還收する制度にして、田地の私有を認めなかつたが、しかしその作用は、『惣べての人民の上に行はるゝのではなくして、新受給權者と受給權喪失者の上にのみ行はるゝのであつたから、口分田の受給者たる人民としては、その口分田に對して、殆んど生涯を通じて用益することを得た』し、また『この口分田は受給權喪失後においても、喪失者の子孫を新受給權者として相續させる可能性をもつ

てゐたから、用益權はいよ／＼永續性を強め……用益權をして私有權に近づかしむる作用」でもあつた。[15] 加之、それは『戸』の獨立性を確立した新たな諸制と結びついて、一方班田の私有化を促進すると共に、他方では負擔の加重によつて一般『公民』の低下過程を速めた。かくして、新體制は、諸制そのものにおいて舊い共同體的體制引き裂きの役割を演じたのみでなく、一般班田民の内部に貧富の差異を誘發促進して[16] これを内的に解體せしめ、自己の發生・存續の基礎たる諸條件に變革的な影響を與えつゝあつたのである。

また、同じ過程において、國家的土地所有自體に潛在したところの大土地私有が公然たる姿をとりつゝあつた。それは一方では功田・賜田・職田等の世襲化・不輸租田化の方向から、他面では貴族等がその富と權力とをもつて實現したる膨大な私墾田の發展の方向から、更に、百姓口分田の略收・寄進・預り等々による兼併過程から、特に九世紀以來奔流的に進行した。口分田を棄てた百姓が「浮浪民」として本居を遠くこれらの私領地に流れ込んだ樣相は九世紀前半の歷史を騷々しく色彩つてゐる。

かやうに、土地國有制の崩壞的兆徴＝大土地私有の「再現」は、舊い共同體的諸關係の全面的解體過程＝口分田私有化過程と表裏的に聯關して進行した。けれども、大土地私有は過ぐる日の屯倉＝田莊と同質的な關係――そのまゝの再現ではなかつた。奴隷制の全面的貫徹を制約せる主要條件・即ち廣汎強固な存在を續けた共同體的諸關係は解體されつゝあつたが、その解體は奴隷制の一層の發展を必然ならしめたわけではなかつた。いまや、共同體の解體は前時期とは著しく異れる歷史的條件の下で進行したのである。時代の根底には奈良朝に入つて見られたところの生産諸力の劃期的な昂揚・而かも一般的な發展があつた。それはもはや、低劣な生産力を基礎とし・且つ生産性の低劣をその本

質的特性とする典型的奴隷勞働——それによる集團的大規模生産の個人的自營的生産に對する勝利（効力性）を保證する段階を突破しつゝあつた。かゝる條件の下で班田民の一部が奴隷化される事實はあつても同時代のヨリ重大な事實は、奴隷が「解放」されて土地に植付けられ・個人的經營者として現はれつゝあつたところの史的趨勢であつた。そこには奴隷制度のヨリ全面的な發展ではなくて、新たな大土地私有——『莊園』の發展と照應して開かれつゝあつたところの班田農民の農奴化への道が見られたのである。そして、それは大化改新において直接に開鑿されたのではなく、その改革によつて實現されたる新體制の下で起り・或ひはそこで促進されたところの生産諸力の發展・私有制の確立化の進行・共同體の解體過程・農業と手工業的生産との分化＝交換經濟の發達・等々を通じ・他面では唐代封建諸制の不斷の輸入に影響されながら、九世紀に入つて漸く廣く展開されつゝあつた道である。

日本奴隷社會はこゝに終焉しつゝある。商品生産・商業資本等の發展のための諸條件を有つたギリシヤ・ローマにあつては、奴隷制の全面的な・深刻な貫徹があり、そしてそこでは、奴隷制がやがてその社會を『出口のない袋町』に追ひつめたまゝ繼起的社會のために基本的な生産關係を用意することなく、忽然として自己瓦壊を遂げた。然るに、奴隷制が發展しつゝもその全面的貫徹のための制約的諸條件によつて變型せしめられた日本古代社會では、かゝる變型を必然ならしめたところの諸條件が、同時にこの社會の内部に次ぎの社會——封建的社會の基本的社會關係として發展すべき若干の諸要因を準備しつゝあつた。この諸要因を基礎として、日本封建社會が發現する。

1) 皇極紀、元年二月條

2) 「大日本古文書」卷二——法隆寺文書伽藍縁起、

3)　「大日本史」（食貨四）は——『……其量レ田用ニ高麗尺一、方六尺爲レ歩、五歩爲レ代、又謂ニ之頃一、蓋始ニ于應神一……云々』。『……頃者書紀訓爲ニ之呂一、與 代同レ語、非レ準ニ唐畝頃制一也』と云つてゐるが、應神朝に始まると云へる部分は信憑するに足らない。

4)　黒板勝美氏「國史の研究」

5)　「類聚國史」（經濟雜誌社刊）九四〇—四八頁

6)　竹越與三郎氏「日本經濟史」第一卷、六七項

7)　中大兄皇子の奏言

8)　所謂「聖德憲法」第十二條

9)　森本六爾氏によると條里制耕地には二型式の區劃單位があり、短册形の耕地區劃は逸早く古墳時代後期に現はれたもので、色紙形のものは、條里制々定當時のものであるらしい（同氏「考古學」、三九頁）。琉球等では古來班田制的乃至地割的分割勞働が行はれて來たのであつて、私はそれが日本にも一般に行はれたものにちがひないことを論證した。なほ、大化前早くは田積法（シロ制）等が成立してゐたといふ事實も舊い分割勞働に關係があらう。

10)　エンゲルス「ロシア社會論」——マルクス＝エンゲルス全集、十二卷、一四五頁

11)　瀧川政次郎氏「日本奴隸經濟史」、第五編、第二章の諸表を參照

12)　大寶二年美濃國戸籍、筑前國等のそれによると、地方の富農戸には多くの場合若干人の奴隸があり、多いのになると、家族數より奴隸數の多いものがある（例へば、前者の或る戸口は九六人であるが、そのうち三七人が良で五九人が奴隸であつた）。——「大日本古文書」第一卷

13) 令集解、祿令

14) 同、田令

15) 西岡虎之助氏「莊園の發達」（岩波「日本歷史」）――五頁

16) 奈良朝時代の義倉帳によれば、當時貧富の懸隔甚しいものがあつた。――瀧川氏、前掲書、二六七頁の表を參照せよ。

「附記」――筆者のプランでは最後に次の如き章節を豫定してゐたのであるが紙數に制約があるし、若しそれを充分に取扱はうとすれば、それ自身獨立の大部となるので、豫定の部分に就いては、（七のD）のうちに大ざつぱに觸れて、こゝに一應擱筆することにした。そのために、本稿が何かしら結びを缺いてゐるかの感もあるが止むを得なかつた。

八、土地國有制の崩壞＝莊園的所有關係成立への展望

A、大化後における社會經濟的諸關係の變遷過程

B、構成的變革の槓杆としての土地國有制（部民の「國民」化）の意義

C、莊園への必然的萠芽の發展

D、莊園と屯倉＝田莊の類似性と異質性

E、日本古代社會の崩壞＝封建的諸關係成立の特殊形態

――以上――

上代における「部」その内容、意義及び歴史

早　川　二　郎

一、まへがき

筆者はこの標題のもとに雜誌「歷史科學」、昭和十年十月號、十一月號、昭和十一年二月號、三月號に卑見を述べてきた。本論文はその繼續として引續いて同誌上に發表する筈なりしところ、今回畏友諸氏と論文集を出すことになつたのでここで發表させてもらふことにした。本論文の全構成は次の如くである。

一、はしがき

二、「部」の勞働樣式

1)「部」研究の資料と方法

2) 奈良時代の「部」

A 品部・雜戸、陵戸

B 官戸・家人、神戸

C「トモ」

3) 奈良時代古文書に名稱の殘れる「部」

4) 大化以前の「部」に對する推考

三、「部」の發生

1)「部」發生の年代

2) 「部」發生の背景

3) 「部」は如何にして必然的に發生したか？

四、日本歴史上における「部」の意義

1) 三―七世紀社會の社會構成

2) 「部民社會」の發展

3) 國家的封建主義の成立と「部」

以上のうち「歴史科學」に發表濟のものは

一、はしがき

二、「部」の勞働樣式

1) 「部」研究の資料と方法

2) 奈良時代の「部」

A 品部・雜戶、陵戶

B 官戶・家人、神戶

C 「トモ」

である。

本論文集にはそれを採錄しなかつたから、此處で「歴史科學」發表の分の梗概を述べて置く。

一、はしがき。我が古代史の研究は二つの意味において重要である。一つはこの時代の社會經濟的遺物が現在まで殘つてゐてこ

の國の資本主義の特殊性の一つとなつてゐるからであり、一つはこの時代が所謂「日本思想」の黄金時代とされてゐるからである。而して日本古代史の中軸的問題は（イ）我國における奴隷所有的構成の著しい未展開性、（ロ）所謂「アジア的生產樣式」の問題、（ハ）我國氏族制度時代後期の特相、の三つに歸着するが、然も（イ）こそ結局全三つの問題を抱擁するやうに思はれる。而して（イ）を解決すべき鍵は大化以前の主要な被收取民であつたと推定される「部」の本質如何にかゝる、さて此處に始めて「部」研究の重要性が見出されるが、「部」を如何なる點から觀察すべきかといふと、卑見は次の三點からすべきものとする。1)「部」は農奴か奴隷か――「部」の内容、2)「部」の歴史、3)「部」の上代史上における意義。

二、「部」の勞働樣式、 1)**「部」研究の資料と方法について**。記紀は後世の社會狀態が反映され、それの着色を受けた歴史的曙光期を傳へた文獻であると云ふ點では既に諸説が一致してゐるが、卑見によれば、それの神話形式、編述そのものが當時の社會構成より規定された一つの目的を追つてゐるやうである。それは後世の社會的事象――階級＝位階關係、種族の民族への統合、職業及び地名の起源等――を神話的に説明せんとしたものだと云ひ得る。從つて「部」についても記紀の記述をそのままに採用することは困難で、大化前後に至つて既に存在してゐる「部」を、その名稱に附會して種々神話的に起源を述べたと思はれる點もある。そこで「部」の研究はむしろ奈良時代にまで遺在してゐるそれの研究に出發し、また當時の人々の姓名となつてゐる豊富な資料を參照し、然る後始めて記紀の諸傳説に對する分析に入つた方がよいのではあるまいか？

2) **奈良時代における「部」**、 A **品部・雜戸、陵戸**。結局三者殆ど同一の勞働樣式のものであると云ひ得る、即ちいづれも彼らは土地を與へられてその上に自己の生活を維持し、生產物「地代」たり、勞働「地代」なりの形をとつた餘剩勞働を主家に提供した。奈良時代にまで遺在せるものは主として工業方面に活動するものであり、また馬飼、園戸、船戸、陵戸の如き特殊職業に從事するものである。

普通、その職業と、「部」民たる身分とを世襲する。

B、官戸・家人、神戸、通説では官戸・家人を大化以前の「部」と無關係なりとしてゐるが必ずしもさうとは云へない。併し官戸及び家人は奴婢に甚だ近い點があり、奴婢と「部」民の中間のものとも云ひ得る。官戸は年中暇なしに驅使されて、生活手段を所有主から與へられたと推測される點があり、家人は自己の必要勞働部分の再生產のために多少獨立經濟を營んだやうであるが、然も尙生活手段の一部を主家に仰がねばならぬ程の地位にあつたと考へられる。神戸は上代における神社附屬の「部」の名殘である。普通神社の附近に置かれ、その租庸調の全部を主家たる神社に與へた。

C、「トモ」、「部」の語義は「戸」=家であり、これは一定職業なり、義務なりを果す指定戸の義である。この「部」から賦役形態で勞働が徵集される時、往々「トモ」が編成された。「トモ」とは集團の義である。併し勿論それが「トモ」に編成されぬこともあつたが、また時には、それを出すべき指定戸なくして「トモ」だけが編成されてゐることもあつた。「部」の大部分が所謂日本型の「ヘロト奴隷」であり、「トモ」の大部分が職業を世襲する政府諸機關の下級「官人」であると云ふ意味で、古代史研究上の術語としては、「部」は日本型「ヘロト奴隷」、「トモ」は職業を世襲する下級「官人」なりとしてもよい。「部」と「トモ」とは、その歷史的起源において、その內容において、その外形において相關聯するところが多い。

二、「部」の勞働樣式

3　奈良時代古文書に名稱の殘れる「部」

以上において奈良時代における遺在的「部」に關する叙述は終つたが、勿論周知の如く大化改新に際して保存されたのは「部」の一部であつて全部ではない、從つて大化改新前に如何なる「部」が存在したかを見ようと思へば、いきほひ他の方法に依らざるを得ないのである。

然るに曾つて我が上代は「行事を以て名を負する國なり」1)と云はれ、諸氏・諸人の姓氏は多くその職業・地位等に從つて附せられた。從つて上代の「部」民もその部名を姓氏（family）とせるものが多く、それは大化改新における「部」廢止後も保存されて奈良時代古文書に豊富に殘つてゐる。そこで我々はこの姓氏をも上代の「部」研究の資料とすることができる。

1) 「大倭の國は行事（オコナフワザ）を以て名を負する國なり、磐鹿六獦の命は、朕が王子等に生れる子孫の八十連屬に遠く、長く、天皇が天津御食を齋ひ、忌り、取り持ちて仕へ奉れと負せ給ひて、即ち、若湯坐の連等が始祖、物部の意富賣布の連の、佩きたる大刀を、脱ぎ置かせて副へ賜ひき」（高橋氏文、大岡山書店版、七二―九五頁）

尤も奈良時代の人々の姓氏が「部」の研究の資料となると云ふ點については若干の保留も必要である。即ちそれらは一應大化前の「部」を傳へたものであると云へるが、奈良時代になるとそれは全く單なる姓氏に過ぎない。從つてこの時代には「部」名であると云ふ原義を離れた、單に姓氏としての用法が種々起つてきてゐる。例へば續日本紀神護景雲元年十一月には私鑄錢人王清麻呂等四十人に姓鑄錢部を賜つて出羽國に流したと云ふことが見へてゐる1)が、大化前に鑄錢部が存在したのでないことは勿論である。和銅七年六月の條には國造の部民でないものにも國造人の姓を賜はつたことや、寺院の部民でない物部氏の一族を居地に因んで寺人と號び既に當時において「賤隸に涉るに疑は

し」2)くなつてゐたことなどが見られる。

1) 續日本紀、卷二十八、國史大系本
2) 續日本紀、國文六國史版、上、一二一頁

以上は「部」の實がなくて「部」名のみの存する場合であるが、この外にもこの時代になると他の姓氏を、從つて「部」名を假冒するとか、何らかの緣故で「部」名を得る、あるひは棄てると云つたことも少くなかつたやうである。津田左右吉氏はその論文「古語拾遺の研究」、「上代の部に對する補考」等で、中臣とか忌部とか云ふ家々に、地方における祖神を異にする同名の家があるが、これは假冒の一例であると主張してゐる。この點に多くの疑ふ餘地があるとしても中臣部が中臣になるなどには明らかな例がある。鹿島神社の中臣鹿島連は續日本紀天平十八年三月の條に「常陸國鹿島郡の中臣部二十烟・占部五烟に中臣の鹿島の連の姓を賜ふ」とあるによつて占部及び中臣部であつたことが知られ、筑前國の中臣志斐連は同和銅二年六月の條に「島郡の少領從七位の上中臣部の加比に中臣の志斐の連の姓を賜ふ」によつて同じく中臣部であつたと見られる。甚しきは「殖栗物部名代に姓殖栗連を賜」(和銅二年)つたのが、その家が卜兆に關係あるところから「中臣殖栗連」(天平十一年)などと稱し、遂に「大中臣同祖」(姓氏錄)とまで主張するに至つたこともある。その他、春日部雄繼が春日臣になり、六人部永貞が善淵朝臣になり、物部門起が春道朝臣に、物部福麻呂が廣澄宿禰になつたが如き、いづれも正史に記錄あるものである。神龜三年山背國愛宕郡雲上里戶籍には出雲部と云ふのがあり、これは出雲臣の戶口中にあり、その「民部」であつたことに因ると見られるが、その出雲部中に「出雲部伊佐賣、年伍拾壹歲、右眉黑子、放賤從良」などと云ふのがある。この場合は出雲臣家の奴隷を解放して使

宜、出雲部と云ふ姓を與へたものと思はれる。そして斯う見てくると少くとも出雲部中のこの一例は大化前の出雲部を傳へたものではない。また婚姻後當時の慣習に從つてなほ舊姓を名乘つてゐる婦人、母親と共に母系戸籍中にある父系の「部」名を帶びた子供、寄口・寄人が戸としての「部」の分布と無關係なのは勿論であるが、勢力ある家々、富家が大化後に繁榮して盛んに分家を遂げたやうな場合には、それらの「部」名は大化前に比して甚しく增加してゐるであらうし、反對に勢力を失つた家が減少を來した場合もあらう。大寶二年御野國肩縣郡肩々里戸籍では「下政戸國造川島」と、「上政戸國造大庭」と二つの國造がある。國造の本義から云ふならば一郡に、特に一鄉に一家でなければならぬ筈である。そして恐らく大化前に一家であつたものが大化後に二家に分れたのではあるまいか？　その他同樣の例は大寶二年御野國加毛郡、半布里戸籍において「縣主」が二家あり、大寶二年筑前國島郡川邊里戸籍において「肥君」が二家以上ある等についても見られる。「姓」（カバネ）を下すと云ふやうなことはよくよくの罪過がなければ行はれぬ反面恩賞等により新たな「姓」を得る機會は少くなかつたから、「部」名の下に臣・連・君・首・造のついた人間は增へる一方であつた。そして例へば天平十一年出雲國大稅賑給歷名帳では殆ど半數が部名の下に臣連造首を附してゐる。併しこれが必ずしも前代の部の管理者ではなかつたのである。その他大化後に至つては移住が行はれ、從つて當代になつてからの「部」名所在地が必ずしも前代のそれを示さないやうに思はれる點がある。當時移住の風が甚だ盛んであつたことは神龜三年山背國愛宕郡雲上里計帳において、人名の下に「筑紫國在」、「近江國蒲生郡」、「越後國」、「和銅五年逃尾治國鮎市郡」、「和銅二年逃武藏國前玉郡」、「靈龜三年逃攝津國島上郡」、「但波國多紀郡草上鄉在」、「和銅四年逃播磨國飾磨郡」、「逃出雲國」、「和銅五年逃紀伊國伊刀郡」、「大和國

十市郡」、「和銅二年逃越中國蒲原郡」、「遠江國長田上郡」等註記あり、即ち一郷村から殆ど日本全國に向つて移住が行はれてゐるのに徴しても知られるのである、尤もこの點は地方によつて相違點も少くなかつたらしい。例へば大寶二年美濃國戸籍、大寶二年筑前國戸籍、養老五年下總國戸籍、養老五年陸奥國戸籍等を比較するに、比較的文化の進んでゐたと思はれる前二者では一郷中の姓氏が錯雜し、文化の遲れてゐたと思はれる下總國では姓氏が錯雜せず、さらに、開墾的移住、往々流人によるそれの行はれたと推定さるる最後のものでは一郷中の姓氏の錯雜は最も甚しく、殆ど毎家姓氏を異にしてゐる。

併し以上の樣ないくたの缺點にも拘らず、その意識的歪曲・僞造化を受けてゐないと云ふ點において、豐富であると云ふ點において、奈良時代人の姓氏に殘つてゐる「部」名は「部」研究の甚だ貴重な資料である。そうして出雲郷戸籍の如きにおいて移住の事實が甚しいとしても、一般には當時なほ自然經濟のもとにあり、人々は遺在的な共同體的諸關係に縛られてゐるから、全然前代の狀態がわからぬ程に移住は行はれてゐない。春部里に春部が多く（御野國春部里戸籍）、塔里に塔勝が多く（豐前國塔里戸籍）、丁里に丁勝が多く（豐前國丁里戸籍）、雲上里に出雲臣が多い（山背國雲上里計帳）等人々は多くの場合なほ原住地に止つてゐたのであり、大日本古文書、第四卷所收西南角領解に見られる「錦部」なる姓の人が、既に原職業を離れて畫師として活動してゐるにも拘らずその住地は「河内國若江郡錦部里」である等に徴してもこの點は明らかである。

姓氏における「部」名の具體的利用は、併し、次節で行ふ。

4　大化前の「部」に對する推考

大化前の「部」は次のものを數へることができる。

一、「トモ」―― これは既に述べたやうに決して餘剩勞働給付の義務を負擔する奴隷とか農奴とか云ふものではなかつた。むしろ彼等は最下層の貴族である。尤もかゝる下層貴族としての彼等が一層古い時代に、後代の「部」民の前身と如何なる歷史的關聯及び交錯を持つたかと云ふことは一應別個の問題でこれについては次章で說く。

所謂、中臣、忌部、物部などと云ふ當代の支配階級でありながら「部」を形成するものは明らかにこの範疇に屬する、併し、畿內の忌部氏以外に、それとは血統を異にし、紀伊、阿波、讃岐等に存した[1]地方の忌部は、たとへ彼らの義務が普通の「部」民に比すると稍高級であるにしても畿內の忌部氏の所有なり、管理下になりあつて祭事に關與し、もしくは關係する物品を納付したと云ふ意味で「トモ」でなく、「部」民に屬するものであつたらう。戸籍・計帳において地方に見られる物部の類もこれに近かつたかも知れない。その他、解部（警察に當る）、門部（衞門の守衞）、史部（史官となる）、膳夫（天皇の御食の事を司る）、卜部、語部[2]、遊部、湯坐部（皇子の湯沐に奉仕する人々）、猨女（神事に道化を演ずる人々）等の宮人、神部・祝部[3]等の神社に奉仕する人間、畫部、土師、縫女、錦部等の「工人」の一部（この「工人」中の「トモ」については現在、姓氏の上から品部と區別することが困難であるが、かゝるものが少くなかつたことは、奈良時代に及んでも品部とは別に「トモ」たる「工人」が存在することによつて明らかである。）もここに入るべきものである。普通、「部」であるとされてゐるものに事實は「トモ」であるものが

少くない。例へば「壬生部」は普通は皇子の御養育のための「農業部」であるが、「品太天皇……勅㆓尾綱連㆒曰、汝自㆑腹所㆑産十三皇子等、汝奉春日足奉那、時連爲大歡喜之、巳子稚彥連、外妹毛良姫二人、定㆓壬生部㆒」（天孫本紀）の場合の如きは「トモ」であらう。また「膳部」についても「男、兄男庶は、その心女の如し、故れ襷を賜ひて御膳部と爲す」（姓氏錄）の場合の如き明らかに「トモ」である。また雄略天皇の御宇に設けられたと云ふ宍人部も「トモ」であつて「部」ではない。皇太后が膳臣長野、厨人菟田御戸部、眞鉾田高天を、大倭國造吾子籠宿禰が狹穗鳥別を、その他臣連、伴造、國造がそれぞれ續きて貢つて編成されたのであるが、この「膳臣長野」を普通の「部」民とはその姓氏から云つても考へ難い。

1) 地方の忌部の行事については延喜式に一部の記載あり、古語拾遺にも神話的反映がある。祭事關係の物品を朝廷に納めたらしい。

2) 語部については古來諸說があるが、延喜式卷七の踐祚大嘗會條、北山抄卷五、大嘗會卯日の條等に依つて見るに、一定の日に、大和、出雲、美濃、但馬、山城、伊勢、紀伊等々の諸國から參集して古詞を奏したことがわかる。而してこの古詞は歌謠的なものであり、朝廷の由來等に關係ありと考へられる。

3) ここに云ふ「神部」は集解職員令、神祇官條の「神部」ではなく、「祝部」と同じものである。かゝる「神部」=「祝部」は神社の神職で、多くの場合酋長を兼ね、推古紀に「十年春二月巳酉朔、來目皇子を擊新羅將軍と爲し、諸の神部及び國造、伴部倂せて軍衆二萬五千人を授けたまふ」とある如く、從軍したこともあつたらしい。夷種と稱せられるものにもこれの存したことが景行紀に、「大羽振邊、足振邊」などとあるので知られる。

第二に所謂、「品部」及びそれに准ずるものである、鏡作部、玉作部、羽結、爪工部、弓削部、矢作部、楯縫、拵作部、甲作、鞆張、靫編、馬工、倭文部、麻續部、長幡部、服部、綾部、錦部、作木綿、廣幡、幡文、幄作、衣縫部、赤染部、茜部、狛染部、黄部、藍、置染部、酒部、酒人部、味酒部、金作部、金部、鍛師部、土師部、贄土師部、陶部、遲部、坏部、石作部、石部、漆部、工部、猪名部、手人部、薦集部、苫編部、筥部、呉床作、縵部、笠縫部、紙戸、燒鹽戸などの「工業」部、網引部、江人、磯部、鷹甘部、鳥取部、鳥養部、犬養部、木部、山守部、猪甘部、馬飼部、等々がそれである。これらのうちにはむしろ前の（一）の部類に屬すべきものが少くなかつたであらう。例へば、雄略紀において西漢才伎（アヤノテヒト）、歡因知利は朝廷に奉仕して「奴より巧なる（工人として）者、多に韓國に在り、召して使ふべし」、と進言し、征韓の副使とさへなつた。大化改新前の「部」と職員令集解所載の「部」及び「戸」とは相對應すべきものであるが、そのうちの「部」は既述の隸民としての「部」ではなく、「トモ」に數へらるべきものである。

第三に「トモ」の活動を援助する「部」がある。これに二通りある。（イ）「トモ」と同職業に從事しその活動を助ける。この意味のものは所謂「品部」の大部分である。併し「品部」なる語が「トモ」の「部」なる意から出たとしても、後に至つて設けられた「品部」の全部は必ずしも「トモ」に附屬せず、獨立しても活動するのである。「品部」が「トモ」の活動を援助してゐる例は甚だ多い。垂仁紀三十九年冬十月の條に、「一は云はく、五十瓊敷皇子、茅渟の菟砥河上に居して、鍛名は河上を喚して大刀一千口を作らしめたまふ。是の時、楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部併せて十箇の品部をもて五十瓊敷皇子に賜ふ」とある如

き、その一つの場合であらう。また雄略紀十七年條には「土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛るべき清器を進め造らしむ。是に於て、土師連の祖吾笥、仍りて攝津國來狹々村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私民部を進む、名づけて贄土師部と曰ふ」とあるが、土師部が土師連の「部」であり、然も同職業に從事したことが見られる。

而してここで注意すべきは、斯かる品部と「トモ」との關係で、「トモ」なる「川上」と十箇の品部、獻上後の贄土師部と土師連との間の如く單に管理者と被管理者の關係で、所有・被所有者の關係のないこともあるが、獻上前の土師連と土師部の如く所有・被所有者の關係等に及んだのもある。

(ロ)「トモの生活を保證する農業部」、前掲土師部について「私民部」とあり、工業に從事する側ら農業をも營み、その農業は單に土師部自身の生活を保證するのみでなく、土師連のそれをも保證したのではないかと推定さるるものがある。畿內でなく地方における卜部、語部、忌部等々を通說は文字通り專業者と考へ、また津田左右吉氏の如きは反對に農民であつて中央の卜部、語部、忌部等の貴族の農業部であつたと見てゐるが、いづれもどうであらうか？これらの戸の大部分は農民であつて、その一部から專業者を出し、この專業者の生活は爾餘の農民によつて維持されたのではあるまいか？　この點を裏書する事實としては、卜部、語部等が、例へば、卜部については集解に「津島上縣國造一口、京卜部八口、下縣國造一口、京卜部九口、伊岐國造、京卜部七口、伊豆國島直丁一口、卜部二口、齋宮、卜部四口」とあり、語部については延喜式に「語部美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人」とあり、需要が極く小人數に限られてゐるのに、實際戸籍・計帳において卜部、語部等を姓とする人

間は甚だ多く（大化後における増加を考慮に入れても）、殊に卜部については常陸風土記に「神社の周匝に卜氏居めり」とあり、「年別の四月十日に、祭を設けて酒を灌ぐ。卜氏の種属、男女集會ひ、日を積み、夜を累ねて、飲樂ぎ歌ひ舞ふ」と云ひ、決して一戸一戸で無かつたことを推測せしめる。そしてこれらの卜部、語部が全部卜兆等を專業にしたとは考へられず、さりとて全然何らの義務も負はなかつたと考へることも難いから、卜部、語部等の專業者として仕へるものの生活を補助する義務を負ふてゐたのではあるまいかと考へられるのである。例へば神戸において、神戸全體は神社に餘剰勞働を提供する「農業部」であるが、このうちから「祝」が採用される。而して神社に提供された神税は結局その一部が給與として「祝」の收入となる。例へば、延喜式、卷四に「凡御厨の案主十人、司掌一人、鎰取三人、厨女一人は並三箇の神郡並に六處の神戸の百姓を取りて之に充て其の衣食は神封の物を以て給せよ」等とあるなどはこの關係が特に成文化されたものであらう。中臣部についても、それは全體として中臣氏の「部」民であり、あるひは諸社の神戸であつたらしいが、矢張りこのなかから祭事關係の二三の專業者は出るのであり、この專業者の生活は爾餘の農民によつて維持されたと考へられるのではないか？ 勿論例外としては「部」全體が「トモ」を助けて工業を營み、あるひは「農業部」として主家の生活を保證する場合があつたであらう。戸籍に表はれた人名には、石作と石作部、土師と土師部、工君と工部、道守と道守部、麻績と麻績部、神人と神人部、舍人と舍人部とがあり、今ここで述べたやうな「部」を示してゐるらしいが、この區別が大化後における記帳の誤記不統一に由來するものか否かさへ明らかでない上、同じ某々と某々部でも兩者の關係は種々雜多であつたらしい（既に集解において、某々とあつて「部」字のないものが同時に、ある時は「トモ」であり、ある時は雜戸であり、「部」とあるものが、

ある時は「トモ」であり、ある時は品部雜戸であつた例は既に見た如くである。且つ、かゝる「トモ」と雜戸等との關係も甚だ複雜であるから、この姓氏名にのみ基いて說を立てることは困難である。）

第四に所謂御名代・御子代がある。正確には「農業部」と云つた方がよいかも知れない。何故なら筆者は此處で特定の方々のために一定戸を指定して餘剩勞働を農業生產物の形で納付させるものを指してゐるからである。御名代・御子代部は必ずしも斯やうな「農業部」に限らず、ある時は「トモ」、ある時は屯倉などでもあつた。清寧天皇の御子代として設けられた白髮部舍人、白髮部靱負、白髮部供膳の三つ1)は前者の例に、繼體紀八年に「宜しく匝布屯倉を賜ひて妃の名を萬代に表すべし」とあり、安閑紀元年條に「詔して曰く、皇后體天子に同じと雖も、內外の名殊に隔る。亦以て屯倉の地を充て、式て椒庭に樹てて、後代に迹を遺す可し」とある等は後者の例になるであらう。併し、周知の如く御子代・御名代の大部分はここで云ふ「農業部」である。

1) 白髮部舍人、靱負、供膳等はかゝる名目で、實際は「農業部」を設置したのではないかと思はれる節もあるが、あまり繁雜になるので暫く云はない。

御子代・御名代の部に關聯して可成り困難な問題は喜田貞吉氏が「歷史地理」第三十三卷、第五號以下で、津田左右吉氏が「史苑」第二卷、第三號以下で論じてゐるところの果して御子代・御名代の「部」が御名を傳へんがためであるか否かと云ふ問題であらう。ここで卑見を述ぶることを許して貰へば、津田氏の考察は非常に深く、我々としても學ぶべき點が多いが、何事にも何らかの云掛りをつけて資料を否定し、また支那思想の影響に歸して了うのはどうかと思ふ。記紀に遺された記事は當代人が身命を投じて擁護し、論爭した現實的利害を持つ傳說なのであつて、その限

りで大いに變色も受けてゐやうが、同時に變色し難くもあつた筈である。我々は當代の社會構成から出發することによつて變化が如何なる方向になされ、保存が如何なる點にあつたかを知り得る筈である。また同じ「文化的」土臺の上には同じ思想が生れるものであつて、「名を傳へることが支那思想から來た」と云ふのは、全く當らない。

併し、喜田氏、津田氏等が取上げてゐる問題の結論はさしあたりどうでもよい。要するに大化前には當時の貴顯の私有される「部」があり、この「部」は主として農業生産物を貢したと云ふのは論ずる餘地のない事實であらう。姓氏錄、右京神別下、丹比宿禰條には、「色鳴、大鷦鷯天皇の御世に、皇子瑞齒別尊、淡路宮に誕生されましし時に、淡路の瑞井の水を御湯に灌ぎ奉りき。時に虎杖の花飛りて、御湯の瓮の中に入りき。色鳴宿禰、天神壽詞を稱し、號を奉りて、多治比瑞齒別尊と曰す。乃ち、多治比部を諸國に定めて、皇子の湯沐の邑と爲たまひ、卽て、色鳴を宰と爲て丹比部の戸を領らしめたまひき」とある。尤もその「部」民から勞役を徵することもあつたらしく、皇極紀元年條には蘇我蝦夷が「上宮の乳部の民を聚めて塋所に役使ふ」とある。御子代・御名代の「部」と傳へられてゐるものを擧げれば、若倭部（稚日本根子尊）、大海部（大海媛）、品遲部（譽津別命）、伊登志部（伊登志別王）、大帶部（大足彦尊）、若帶部（稚帶彦尊）、建部（倭武尊）、五百木部、伊福部（五百木入彦命）、橘部（弟橘姫）、宇治部（菟道稚郎子）、雀部（大鷦鷯尊）、葛木部（葛城に成長し給ふにより仁德皇后）、大日下部（大草香王）、若日下部（若草香王）、八田部（八田若郎女）、稚櫻部、伊波禮部（伊波禮之若櫻宮に因んで履仲天皇）、蝮部、多治比部、丹比部、多治比柴垣宮に因んで反正天皇）、飛鳥部（遠飛鳥宮に因んで允恭天皇）、刑部（忍坂大中姫）、藤原部（衣通郎姫、藤原宮）、輕部（木梨之輕太子）、穴太部、孔王部（穴穗尊）長谷部（大長谷若建尊）、白髮部（白髮尊）、忍海部（忍海

郎女)、石上部（石上廣高宮に因んで仁賢天皇)、小長谷部（小長谷若建尊)、弟國部（弟國宮)、勾部（勾大兄廣國押武金日尊)、春日部（春日山田皇后)、檜前部（檜隈之盧入野宮に因んで宣化天皇)、金刺部（磯城金刺宮に因んで欽明天皇)、椋橋部（倉椅柴垣宮に因んで崇峻天皇)、財部（寶皇女）等。

而してこれらの御名代・御子代の「部」、壬生部が、後にこれらの方々の御子孫の私有「部」となつたものであることは、皇極紀に蘇我蝦夷が上宮の乳部の民を使役したのに對し、上宮大娘姫王が慨歎せられたと云ふこと等から見ることができる。またこれらの御名代・御子代が一代限りで凡べて收公せられたものであつたならば大化改新の必要の一半はなかつた筈である、少くともそれは別な形態で行はれた筈である。

第五に「田部」と云ふものがある。普通この「田部」と御子代・御名代・壬生部をもつて意味せられるやうな「農業部」とが混同されてゐる。勿論混同されても仕方のないやうな場合も、一二存するのであるが、少くとも「田部」の典型的なものは「農業部」ではない。これについて少しく述べよう。

それにはまづ屯倉・屯田について述べなければならぬ。屯倉は宣化紀元年の詔に「食は天下の本たり。黄金萬貫ありとも、飢を療す可からず、白玉千箱ありとも、何ぞ能く冷を救はむ。夫れ筑紫國は遐邇の朝届る所、去來の關門たる所、是を以て海表の國は、海水を候ひて以て來賓、天雲を望みて貢ぎ奉る。胎中之帝より朕が身に洎び、穀稼を收藏めて、儲粮を蓄へ積めり。遙に凶年に設け、厚く良客を饗す。國を安する方、更に此に過ぐるは無し、故れ朕れ阿蘇仍君を遣して、河內國茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしむ。蘇我大臣稻目宿禰は宜しく尾張連を遣して尾張國の屯倉の穀を運ばしむべし、物部大連麁鹿火は宜しく新家連を遣して新家屯倉の穀を運ばしむべし、阿倍臣は宜しく伊賀臣

を遣して伊賀國の屯倉の穀を運ばしむべし、官家を那津の口に修造てよ。又其の筑紫、肥、豊、三國の屯倉、散けて懸隔に在り、運輸遥に阻れり、もし須要ゐんとせば、以て卒に備へ難し、亦宜しく、諸郡に課せて分移し、那津の口に聚め建て、以て非常に備へて永く民の分と爲すべし、早く郡縣に下して朕が心を知らしめよ」[1] とあるのが最もよくその內容を說明してゐる。その他、播磨風土記には「餝磨御宅と稱ふ所以は、大雀天皇の御世に、人を遣して、意伎、出雲、伯耆、因幡、但馬の五つの國造等を喚したまひき。是の時に五つの國造、卽ち召使を以て水手と爲して京に向ひき。此を以て罪とし、卽ち播磨國に退けて、田を作らしめたまひき。此の時に作れりし田を、卽ち意伎田、出雲田、伯耆田、因幡田、但馬田と號く、彼の田の稻を收めし御宅を、卽て餝磨御宅と號く、又、賀和良久三宅とも云ふ」[2] とあつて、これも屯倉の何たるかを明らかにしてゐる。卽ちそれは穀物の收藏所である。

1) 日本書紀、岩波版中卷、三〇八頁
2) 播磨風土記、有朋堂文庫版、五一九頁

而して屯倉は、屯家・官家・三宅・御宅とも書くがいづれもミヤケと訓じ、帝室御所有の家屋の義である。

私家の倉庫をもミヤケと稱したかどうかと云ふ點については、卑見は私家にも屯倉に似た制度の存在したことを否定するものではないが、ミヤ（宮）ケ（家）の語義から云つても、また私家の倉庫をかく稱した例が奈良時代に至つて越前國桑原莊を桑原三宅と錄した（渡部氏引用に據る）[1] と云ふ一例に過ぎないと云ふ點から云つてもこれを否定する。記紀には縣主等が自己の屯倉を獻つたと云ふやうな記事があるが、これらの記事において「獻二屯倉一」等とあるは私有の穀倉を獻じてそれが後に屯倉となつたから記紀には「獻二屯倉一」と記されてゐるのである。かゝる例は記

紀の記載には殆ど無限に存するのであつて、安閑紀二年條には、播磨國の「越部屯倉」と云ふのが見へるが、最初からそれを「越部屯倉」と稱したのでなく、後の呼稱に從つて記したのであることは、播磨風土記に「越部里、舊の名は皇子代里、土は中の中なり）、皇子代と號くる所以は、勾宮天皇の世に寵人但馬君小津、寵を蒙りて、姓を賜ひて皇子代君として、三宅を此の村に造りて、仕へ奉らしめたまひき。故れ皇子代村と曰ふ。後、上野大夫に至りて、三十戸を結びし時に、改めて越部里と號く」とあるによつて明らかであり、その他記紀には改新後の國名に從つて應神以前の物語を述べた個所さへあるのであることも參考にできる。特に「献屯倉」が最初から屯倉であつたものを献じたのでないことは同じく安閑紀において、「謹みて專ら皇后の爲めに伊甚屯倉を献りて」云々、とある直後に「因りて伊甚屯倉を定む」とあるに徴しても明らかであつて、もし始めから屯倉であつたものを献じたのであるとすれば、後の「伊甚屯倉を定む」は意味をなさなくならう。

1) 越前國桑原莊は天平勝寶年間に先だつこと遠からざる頃野地を開いて莊園としたので大化前の屯倉――公私いづれにせよ――の系統を引かざることは明らかである。然らば假令「三宅」に稱したからと云つてそれは奈良時代に入つてからの用法で、これをもつて一概に大化前の用法を推すことはできない。またこの場合には關係ないことであるが屯倉を下賜して田莊を設けた場合、この田庄を往々舊呼稱に從つて「屯倉」と云つたからとて、民間の穀倉をミヤケと云つた證據にならないのは勿論である。

「屯倉」は徴收した穀物を收藏するところである。この意味から轉じて三つの場合が起つてゐる。一つは「官府」として用ひられる場合であつて、繼體紀二十三年條に、加羅の多沙津について「此の津は官家を置きしより以來、臣

が朝貢の津渉なり」1) とある如きその一例である。屯倉所在地が港津としても利用せられたのであらうが、ここでその主要な意義は穀倉から港津における營造物に移つてゐる。同樣な例は、宣化紀元年の條の「那津の口」の「官家」2) についても見られ、また有名な難波館も屯倉の地に設けられたらしく、敏達紀十二年條では「吉備兒島の屯倉」が港津の營造物として用ひられてゐる。3) その他太田亮氏の研究4) によれば奈良時代の國府と屯倉との間にも甚だ密接な關係があるとのことである。

1) 日本書紀、岩波版、中、二九二頁
2) 日本書紀、岩波版、下、六七頁
3) 太田亮氏、日本上代の社會組織の研究、八九四―六頁

その二は「穀物の收藏所」から轉じて「徵稅所」に用ひられ、さらに轉じて「徵稅地域」を意味するやうになつた。神功紀元年條に新羅王が「臣今より以後、日本國に居ます神の御子に、內官家として朝貢を絕つこと無けむ」1) とあり、雄略紀二十年條に「百濟國は、日本國の官家として、所由來遠し。」2) とあり、欽明紀二十三年條に「新羅・任那の官家を打ち滅す」3) とあるなどいづれもかゝる用法の一例である。內地にも同樣な意味の屯倉が存在した例としては安閑元年條に武藏國笠原直使主の設けた「橫渟、橘花、多氷、倉樔、四處の屯倉」4) と云ふのがあるが、これなどは西岡氏の研究その他に據れば全一郡に及ぶ廣大な地域をミヤケと稱したので、單に屯倉の建築物のみを意味しないのは勿論、後に云ふ如き屯倉附屬の水田でさへもあり得なかつたやうである。同じく安閑紀元年に見へる伊甚屯倉も「今分ち一郡を爲して上總國に屬く」5) とあり、上總夷灊郡がそれに當るらしく、かゝる廣大な區域が單に水田と

して置かれたとは考へ難く、必ず所屬の人民をも附したものであらう。地名には三宅村、三宅鄉と稱せられるものが甚だ多い。大和國城下郡三宅鄉、河內國茨田郡三宅鄉、河內國丹比郡三宅鄉、河內國高安郡三宅鄉、攝津國島上郡高上郡三宅村、伊勢國庵藝郡三宅村、遠江國麁玉縣三宅鄉、相模國大住郡三宅鄉、武藏國橘樹郡御宅鄉、安房國天羽郡三宅鄉、下總國海上郡三宅鄉、印旛郡三宅鄉、常陸國鹿島郡三宅鄉、近江國野洲郡三宅村、美濃國厚見郡三宅鄉、若狹國遠敷郡三宅村、越前國坂井郡三宅村、但馬國出石郡三宅村、備前國兒島郡三家鄉、筑前國那賀郡三宅鄉、筑後國上妻郡三宅鄉、肥後國託麻郡三宅鄉、豐後國直入郡三宅鄉、日向國兒湯郡に三宅鄉、等。これらのうちには單に屯倉の所在地なるが故に附近も從つてミヤケと呼ばれたものもあらうが、全一鄉、全一村が屯倉を中心とする徵稅地域であつたものも少なくなかつたと考へられるのである、また安閑紀二年條には「櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔して屯倉の稅（タチカラ）を主掌らしむ」[6] とあり、その內容は充分明らかなわけではないが、屯倉領から徵稅したと考へることもできる。その他、孝德紀大化改新條では「子代入部、皇子等私に有てる御名入部、皇祖大兄の御名入部及びその屯倉」、「入部五百廿四口、屯倉一百八十一所」を別な個所で「入部及び所封民」と記してゐる。[7] 即ち屯倉が所封民に當る。

1) 日本書紀、岩波版、中巻一二一頁
2) 同書、中巻、二四〇—一頁
3) 同書、下巻、四八頁
4) 同書、中巻、三〇八頁
5) 同書、中巻、三〇二頁

6) 同書、中卷、三〇六頁

7) 同書、下卷、一七四頁

而してこの意味での屯倉は所謂、御子代・御名代部・壬生部と大して異るものではなかつたらうと考へられる。第三に屯倉は穀倉であるから多くの場合それに附屬する水田を持ち1)、この水田からの收穫をそこに收容することになつて居り、轉じて屯倉なる語をもつてかゝる水田を意味するやうになつた。併し屯倉に附屬する、もしくは附屬せざる皇室御所有の水田に對する稱呼は本來屯倉とは別に存在したのであつて、これをミタと云ひ、屯田、御田、三田等と記す。

1) 屯倉・屯田が相伴ふことについては、仁德紀に「倭の屯田及び屯倉」とあり、安閑紀では縣主飯粒が献じた良田「竹村の地」が「三島竹村屯倉」とも云はれ、播磨風土記餝磨御宅條では、「意伎田、出雲田、伯耆田、因幡田、但馬田」がある。

この意味での屯倉も甚だ多い、例へばこれを記紀における屯倉について見るに、約四十例中、三分の一は明らかに屯田を意味するものである。安閑紀元年條には縣主飯粒が水田を献じて屯倉を設けてゐる。これが單なる水田であることは、田種の良否が問題とされ、且つ大河内直味張が屯倉に使役する钁丁を献じてゐるのでわかる。1) 仁德紀における倭屯倉については「纏向王城宮御宇天皇の世に、太子大足彦尊に科せ、倭の屯田を定めしむ」とあり、また「是の屯田は本より山守の地なり、是を以て今吾れ治らむと將ふ」2) とあり、直接、屯田と記されてゐる。履中紀元年二月條では、「濱子に從へる野島の海人等の罪を免して倭の蔣代屯倉に役ふ」3) とあるが、これは屯倉が單に水田のみでその土地に、耕作者を有さなかつた證據である。その他、古事記景行段に「倭屯家を定む」4) とあるが一國

部」（後述）を定めることを並記され、景行紀五十七年條にも「諸國に令して田部と屯倉を興す」5) とあり、仁德紀十三年條では「始めて茨田屯倉を立つ。因りて舂米部を定む」6) とあり、欽明記十七年條の韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉、海部屯倉設置の記事についても、同時に高麗人、韓人をもつて田部とせり、と註記され7)、敏達紀三年にも「白猪屯倉と田部とを增益しむ」8) とあり、いづれも屯倉が人民を附さぬ單なる田であつたことを示してゐる。その他の諸例は少數を除きいづれとも決し難いものであるが、屯倉の語をもつて官府あるひは徵稅區域を示したことの明らかなものは甚だ少い。併し記紀は主として畿內について述べたものであるから、屯倉も畿內型のものが載せられてゐると考へられる。實際上に引用した屯倉＝屯田の例は大部分、大和及び河內攝津のもので、その他二例が播磨、一例が諸國である。從つてこれをもつて御宅の型式の大部分を推定することの出來ないのは云ふまでもない。

1) 日本書紀、岩波版、中卷、三〇四頁
2) 同書、中卷、一五七頁
3) 同書、中卷、一八六頁
4) 古事記、岩波版、七二頁
5) 日本書紀、岩波版、中卷、一〇〇頁
6) 日本書紀、岩波版、中卷、一六四頁。但し、ここの屯倉は單に穀倉の義で、この穀倉の舂米する勞役者を定めたともとれる。併し舂米して穀倉に蓄ふると云ふのも變であるから、舂米者の名目をもつて田部を定めたのではないかと思ふ。
7) 日本書紀、岩波版、下卷、四六頁

8) 同書、岩波版、下卷、六二頁

屯倉が、仁德紀十三年條に「始めて茨田屯倉を立つ」とあるのが古事記に「又秦人を役し、茨田堤及び茨田三宅を作る」1) とあり、播磨風土記に出雲、但馬、伯耆、意伎、因幡等五國人を役して開墾せしめて屯倉を設けたとあり、依羅屯倉が崇神紀十二年條の「依羅池を作る」に對應する等、開墾によつて出來たものが少くないと推定される點も、それが屯田であつたことを裏書する。

1) 古事記、岩波版、九七頁

奈良時代に入つて貴族の俸祿は物品の外に、領地（人民を附した土地）たる封戸と水田、即ち位田、職田、功田、賜田であつた。後者が人民を付さぬものであることはそれが封戸と區別されてゐることのみならず、他のあらゆる徵標によつて明らかである。而して殆どあらゆる場合に律令の制度は大化前の諸制度と結びつくのであるが、この場合にもそうであつたらしく、封戸は御子代・御名代・壬生の「部」、「徵稅區」的屯倉に、「田」は屯田及び屯田と同義た屯倉に當るもののやうである。

さてこの屯田は何人が耕したか？

此處で始めて「田部」が問題となる。

在來「田部」が如何なるものであるかについて甚だ曖昧であつたことはさきにも述べた。多くの人々が御子代・御名代等「部」と同じく農業生産物の形で餘剩勞働を提供する「部」民と見てゐた。併しこれは正しくない。田部とは農業生産物の形でなく、農業勞働の形で餘剩勞働を提供する「部」民であり、その活動する場所は「屯田」である。

「田部」がかゝるものである證據としては、つねに屯田(屯倉)の設置に伴つてゐることを擧げることができる。もし假に「田部」が御子代・御名代部の如く農業生産物の形で餘剩勞働を提供する部民であつたとするならば、「田部」に屯田が伴ふことは必然的でなく、「田部」それ自身獨立しても記載されてゐる筈である。安閑紀元年條には「小墾田屯倉と國毎の田部とを以て紗手媛に給貺へ」とあり、「櫻井屯倉(一本に云ふ、茅渟山屯倉を加へ貺ふ)國毎の田部とを以て香香有媛に給賜へ」[1]とあり、共にそれは屯倉に相伴つてゐる。この場合「田部」が屯倉における耕作勞働の賦役形態での提供者たることは、すぐ後に見へる「難波屯倉と郡毎の钁丁(クハヨボロ)とを以て宅媛に給貺へ」の「钁丁」に對應してゐることを見ても明らかである。同じく安閑紀元年條には大河內直味張が「郡毎に钁丁を以て、春の時に五百丁、秋の時に五百丁」を天皇の屯田(三島屯倉を含む)に献ずる個所があるが、この钁丁(後述、併し賦役勞働者たることは「丁」の語義からも明らかである)と田部とが大して異なるものでなかつたことは、「蓋し三島竹村屯倉には河內縣の部曲を以て田部と爲す元、是に起れり」の語で充分明らかである。然も、屯倉の地と田部の居住地とは別になつてゐて、その賦役者たる事を示してゐる。[2]欽明紀十七年條には、韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉、紀國の海部屯倉設置に關する記事があるが、「一本に云く、處々の韓人を以て大身狹の屯倉の田部と爲す。高麗人を小身狹の屯倉の田部と爲す。是れ卽ち韓人、高麗人を以て田部と爲せる故に、因りて屯倉の號と爲す」[3]とあり、各屯倉に田部なるものが附屬してゐたことが知られ、然もそれは屯倉と同一地域に居住したのでなく「處々」に存在したのだと云ふことが知られる。欽明紀二十八年條にに「白猪の田部」[4]の籍に關する記述があるが、これは同紀十六年條の「吉備の五郡に白猪屯倉を置かしむ」[5]とある、屯倉に關係するものなることは明らかである。そして「田部」

については農業生産物でなく勞力が問題たりしことは、「白猪の田部の丁の籍を檢へ定めしむべし、」[6]とあるのをもつて示される。尤も古事記景行段には「この御世に田部を定めたまひ」とあり、その少し下に、「倭の屯家を定めたまひ」とあるにはあるが一應、「田部」だけが獨立に記されてゐる、併しこれは日本書紀、景行天皇五十七年條を見ると明瞭に、「諸國をして田部屯倉を興さしむ」とある。その他、伊勢神宮の神田の所在地であつた土地が伊勢國度會郡田部郷と事はれてゐるのも田部の何たるかを知る上に甚だ役立つものである。

1) 日本書記、岩波版、中卷、三〇三頁

2) 同書、中卷、三〇四頁

3) 同書、下卷、四七頁

4) 同書、下卷、五四頁

5) 同書、下卷、四六頁

6) 同書、下卷、五四頁

7) 古事記、岩波版、七二頁

8) 同書、中卷、一〇〇頁

田部に關聯して、钁丁(クハヨボロ)についても述べなければならぬ。钁丁も「田部」と同樣に屯田(屯倉)に賦役を徴されるのであるが、只「田部」との相違點は、田部は一定指定戶が世襲的に(白猪田部、三島竹村の屯倉の田部の例で明らかである)、一定の屯倉に召役される「部」民であつたのに對し、钁丁は必ずしも一定の指定戶はなく毎郡何人と云ふ

如くに指定され（大河內張味献上の钁丁、宅媛に給つた钁丁）、かゝる慣行・制度そのものは世襲的であつたとしても钁丁個人としてその義務を必ずしも世襲的に負擔しない、そして钁丁は「部」民と云ふよりは「部民化しつつある」（大河內味張献上の钁丁は後に「田部」となつた）「公民」＝「自由」民であつたと云ふところに特徵がある。

さて以上が大體大化前の「部」民の種類である、而して以上において我々は「部」を主として皇室御所有の「部」のみについて述べてきたのであるが、大化前の諸豪族もまた「部民」を有せしことは諸所に豪族が「部」民を献上する記事あり、雄略天皇の御詔に「大連等民部廣大にして國に充盈つ」1) とあり、大化改新の詔勅にも「昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處々の屯倉及び別に臣連、伴造、國造、村首の有てる部曲の民、處々の田庄を罷めよ」とある。即ち「子代の民」に諸氏私有の「部曲の民」が對應し、「屯倉」に「田庄」が照應するのは明らかである。尤も「子代の民」はいづれも「農業部」であるが、諸氏私有の「部曲」中に職業部も存在したことは、雄略紀十八年條に「輙ち菟代宿禰の有てる猪名部を奪ひて物部目連に賜ふ」1) とあり、同十七年條に、「土師連等に詔して、朝夕の御膳を盛るべき盛器を進め造らしむ。是に於て、土師連の祖吾笥、仍りて、攝津國來狹狹村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及び丹波、但馬、因幡の私民部を進む、名づけて贄土師部と曰ふ」2) とあり、さらにこの贄土師部を物部氏も所有したことが「物部大連尾輿、事の己れに由れることを恐れて自ら安んずることを得ず、伊勢國の來狹狹、登伊の贄土師部……を献る」3) とあるによつて明らかであり、また雄略紀二年條では大倭國造吾子籠宿禰が、狹穗鳥別（料理人）を、同樣なものを「臣連伴造國造がまた從ひ續きて貢」4)つて居る、等で立證されるであらう。「職業部」の外に豪族の大なるものは「トモ」をも所有してゐた。皇極紀蘇我入鹿の專横を叙する條には「恒に五十の兵士を得て、身を繞

らして出入す。健人を名づけて東方賓從者と曰ふ」とあり、東方賓從者をアズマノシトリベと訓じてゐる。5) さらに一層明瞭な例は筑後風土記の筑紫君磐井墓墳の條である、「東北の角に一つの別區有りて、號けて衙頭（マツリゴトドコロ）と曰ふ。其の中に一つの石人有り、縱容として地に立てり。號けて解部と曰ふ。前に躶形にして地に伏せる一人あり。號けて偷人と曰ふ。側に石猪四頭あり、贓物と號く」6) とあるのが卽ちこれである。

1) 日本書紀、岩波版、中卷、二四三頁
2) 同書、二四〇頁
3) 同書、二三九頁
4) 同書、三〇五頁
5) 同書、一四九—五〇頁
6) 筑後風土記逸文、古典全集版、採輯諸國風土記、一九五頁

今、直接諸書に散見する「部」について、また人々の姓氏となつてゐる「部」名について諸豪族私有の「部」を見れば、土師部の如く「職業的部」名を帶び、「品部」なりや、豪族（專業者たる）私有部なりや明らかでないものを除き次の如くである。

安曇部（安曇連）、紀部（紀臣）、宗我部（蘇我臣）、春日部（春日臣?）、穗積部（穗積臣）、大三輪部（大三輪公）內部（內臣）、粟田部（粟田臣）、巨勢部（巨勢臣）、和邇部（和邇臣）、平群部（平群臣）、吉備部（吉備臣）、多部（多臣）、山代部（山代連）、美濃部（美濃臣）、竹田部（竹田臣）、津守部（津守連）、坂田部（坂田公）、伊宜我部

（伊香連）、伊與部（伊與國造）、葛野部（葛野連？）、鴨部（鴨君）、爾麻部（爾麻阿比古）、三上部（三上祝）、引田部（引田臣）、島人（島首）、大市部（大市造）、守部（守君）、道守部（道守臣）、津島部（津島連）、阿刀部（阿刀連）、池田部（池田公）、伊和部（伊和君）、榎井部（榎井連）、河內部（凡河內連）、佐夜部（佐夜連）、林部（林臣）、三島部（三島縣主）、粟人（粟國造）、早良部（早良臣）、丹生人（丹生連）、熊野部（熊野連）、宗形部（宗形君）、波多部（波多臣）、當麻部（當麻公）、中臣部（中臣連）、五百井部（廬井造？）、十市部（十市縣主）、佳道人（佳道首？）、佐婆部（沙婆縣主？）、不知山部（勇山連）、大伴部（大伴連）、尾張部（尾張連）、出雲部（出雲臣）、的部（的臣）、牟義部（牟義都公）、長我部（長我孫）、諏訪部（諏設氏？）、螺江部（螺江臣）、生江人（生江臣）、絲井部（絲井造）、丈部（阿倍臣）、吉彌侯部（毛野君）

而して「部」民所有者が稻置の如き最も下級の「豪」族にまで及んだことは稻置部、等の存在で見られる。

今これらの「部」の分布を、（イ）中央貴族（物部・蘇我・大伴・中臣・忌部）、（ロ）地方國造の大なるもの（毛野君・出雲臣・吉備臣）、（ハ）地方國造の二三について見て見よう。

1) 但し、さきにも述べた樣に大化後における移住等による變動は考慮に入れる由もないし、一地方に一個でできても存在するものとして記載されるのであるし、また出雲臣が土師部を、中臣氏が卜部を所有するやうな場合があつてもそれには觸れないのであるから結果は甚だ概然的なものである。

（イ）中央貴族所有の「部」

物部氏――物部（大和・山城・河內・和泉・攝津・伊賀・伊勢・尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・相模・武藏・上總・下總・常

陸・信濃・上野・下野・陸前・近江・美濃・越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡・丹波・丹後・但馬・伯耆・因幡・出雲・石見・播磨・備前・備中・備後・周防・長門・紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊豫・土佐・豐前・豐後・筑前・筑後・肥前・壹岐）1)

1) 但し、「物部」は主家の姓も、「部」名も物部であり、且つ兵士をも物部と云ひ、また二十五物部と云ふが如く幾多の種類の物部があつたのだからこの分布は甚だ不確實なものである。

蘇我氏――蘇我部（山城・遠江・上總・信濃・陸前・美濃・越前・丹波・但馬・周防・阿波・讃岐・土佐・筑前・肥前・肥後）

大伴氏――大伴部（相模・武藏・常陸・上野・磐城・岩代・陸前・羽後・美濃・出雲・隱岐・周防・薩摩）1)

1) 外に、駿河・甲斐・信濃・羽前・越中・越後・播磨・安藝・周防・紀伊・伊豫・肥前・肥後・日向に「大伴」、「大伴連」等あり。

中臣氏――中臣部（山城・和泉・常陸・下總・下野・越前・阿波・豐前・筑前）1)

1) 外に中臣・中臣連等が、大和・河内・攝津・伊勢・越中・因幡・播磨・備中・周防・紀伊・淡路・讃岐・豐後にあり。

忌部氏――忌部（大和・安房・越前・出雲・紀伊・伊勢・筑紫・阿波）1)

1) 阿波のものは忌部首なり。

（ロ）地方國造の大なるもの所有の「部」

毛野君――吉彌侯部（遠江・甲斐・相模・常陸・下野・磐城・羽前・羽後）

出雲臣――出雲部（山城・越前・出雲・備中・阿波・筑紫）

吉備臣――吉備部（出雲・筑前）1)

1) その他、河内・播磨・備前・紀伊等に吉備臣あり。

（八）　地方國造所有の「部」

紀國造——紀部　山城・河内・美濃・越前・周防・阿波）1)

1)　紀國造の一族は朝廷に仕へて紀臣となつてゐるので、この紀臣の部民と、國造としてのそれの部民とを區別することは困難である。これは（ロ）項の三者、この項の尾張國造等についても同様である。尚、阿波のものは「木部」、その他、能登・讃岐・伊豫・豊前・紀伊・大和・和泉・伊賀等に紀・紀臣あり。

尾張國造——尾張部（河内・尾張・美濃）1)

1)　外に大和・近江・播磨・紀伊に尾張連、周防・越前・信濃・上野に「尾張」あり。

伊與國造——伊與部（伊豫）

次に我々は「部」が、當時の行政區劃であつた、國（大化後の郡）、鄉、里、保の中に如何に分布されてゐたかを見ることにしたい。これも大化後における變動を考慮に入れ得ないから概然的なものであることは云ふまでもない。最初に——これは、中央貴族の私民部について既にそうであつたが——「部」が諸國に如何に散在的に設置されたかを見る。

例へば、大寶二年美濃國戸籍、同筑前及び豊前國戸籍、天平十一年出雲國大税賑給歴名帳を比較して見るに單にこれだけの資料からでも、「部」名で二度でてくるもの、中臣部、物部、生部、建部、已西部（私部）、搗々部（舂米部）、刑部、春日部（舂部？）、漢部（川内漢部）、各田部、吉備部、鳥取部、語部、日下部、財部、山部、丈部、海部、若倭部、宅部（家部？）、出雲部、田部、若櫻部、大伴部、丸部、土師部で過半に上り、三度出てくるものに建部、物部、

刑部、私部がある。このことは、允恭天皇十一年に「諸國造等に科せて衣通郎姫の爲に藤原部を定む」1) とあり、清寧天皇の二年に「大伴室屋大連を諸國に遣して白髪部舍人、白髪部靫負を置く」2) とあり、高橋氏文に「この行事は大伴と雙びて仕へ奉るべき物と在れと勅りたまひて日の堅し、日の横し、陰面、背面の諸國人を割ち移して大伴部と號づけて磐鹿六猲の命に賜ひき」3) とある等からうかがはれるやうに、多くの「部」が單に一ケ所でなく、少しづつ全國に分けて設けられた場合のあつた事實を示す。尤も卜部とか物部と云ふ如きは、各地に別々に設けられたものが各々、同一の職業のものであるため名稱の一致を見たのであらう。

1) 日本書紀、岩波版、中卷、二〇二頁

2) 同書、二四九頁

3) 高橋氏文考註、大岡山書店版、八三頁

次に「部」が「鄕」・「里」・「保」に如何に集中するかを見る。

各戸籍計帳の戸主名を「鄕」別（大寶二年戸籍では「鄕」を里と稱するをもつて「里別」）に示せば次の通りである。

地域	名	數
御野國味蜂間郡春日部里戸籍	國造族	10
	六人部	5
	春部	5
	漢人	2
	春日	2
	都布江	1
	土師部	1
	石作部	1
	石部	1
御野國本簀郡栗栖田里戸籍	刑部	7
	物部	3
	麻績部	1
	栗栖田君	1
	栗栖田君族	1
	建部	1
	六人部	1
	漢部	1
	漢人部	1
	十市部	1
	道守部	1
御野國肩縣郡肩々里戸籍	國造	2

地域	名	數
御野國各牟郡中里戸籍	六人部	1
	酒人部	1
	生部	1
	神直族	1
御野國山方郡三井里戸籍	五百木部	4
	五百木部君	2
	他田	1
	穗積部	1
	伊福部	1
御野國加毛郡半布里戸籍	秦人	19
	縣主族	16
	神人	4
	縣造	3
	秦人部	3
	縣主	2
	不破勝族	2
	敢臣岸臣族	1
	石部	1
	物部	1
	守部	1
	穗積部	1
	生部	1

地域	名	數
筑前國嶋郡川邊里戸籍	ト部	6
	葛野部	4
	物部	4
	肥君	4
	大家部	1
	建部	1
	大神部	1
	巳西部直	1
豐前國上三毛郡塔里戸籍	塔勝	4
	强勝	1
	秦部	1
豐前國上三毛郡加自久也里戸籍	河邊勝	1
	上屋勝	1
	秦部	1
	生部	1
	搗米部	1
	ト部首	1
豐前國仲津郡丁里戸	秦部	13
	狹度勝	6
	丁勝	5
	川邊勝	4
	古溝勝	1

地域	名	數
籍	高屋勝	1
豐前國戸籍	山部	1
	川內漢部	1
	牛嶋部	1
下總國葛飾郡大嶋郷戸籍	孔王部	23
	私部	1
下總國倉麻郡意布郷戸籍	藤原部	4
	藤原部直	1
陸奥國戸籍	占部	2
	三枝部	1
	丸子部	1
	君子部	1
	大田部	1
	大伴部	1
近江國志何郡計帳	大伴但波史族	2
山背國愛宕郡出雲郷計帳	出雲臣	19
	出雲臣族	1
	上毛野君族	1
	秦高椅	1

地域	名	數
右京計帳	於伊美吉	1
	物部連族	1
	出庭	1
	次田連	1
	秦小宅	1
	三上部	1
	細川椋人	1
	筒集宿禰	1
	八多朝臣	1
	馬那	1
	秦常忌寸	1
	國覔忌寸	1
	椋椬伊美吉	1
	韓人田忌寸	1
遠江國濱名郡新居郷	敢石部	10
	語部	5
	宗宜部	5
	神人部	3
	神直	3
	麻績部	3
	爪工部	2
	和衛神人	2

地域	名	數
輸租帳	神麻績部	1
	三使部	1
	伊福部	1
遠江國濱名郡津築郷輸租帳	山部	8
	神人部	3
	日下部	2
	敢石部	1
	伊福部	1
	小長谷部	1
	土師部	1
	大湯坐部	1
	白髪部	1
遠江國郡郷不詳輸租帳	敢石部	5
	和衛神人	3
	神人	1
	漆部	1
越前國江沼郡山背郷戸籍	江沼臣族	2

なほ、美濃國戸籍においては「郷」を「保」に分割することも可能であるから暫くこれに據つて見よう。(「保」の完全なもののみを示す)。

數	名	保名	里名
5	國造族	保A	春部里
3	春部	保B	
2	六人部		
1	石作部	保C	
1	石部		
2	春日		
1	漢人		
4	縣主族	保A	半布里
1	物部		
1	縣主	保B	
2	縣主族		
2	國造		
3	縣主族	保C	
1	守部		
1	神人		
4	秦人	保D	
1	秦部		
1	縣主族	保E	
1	穗積部		
2	神人		
1	生部		
4	秦人	保F	

數	名	保名	里名
1	秦人部		里
3	縣主族	保G	
1	神人		
1	秦人		
5	秦人	保H	
4	秦人	保I	
1	不破勝族		
2	縣主族	保J	
1	致臣族		
1	縣造		
1	（石部？）		
1	縣主	保K	
2	秦人		
1	不破勝族		

その他天平十一年出雲國大税賑給歴名帳（古文二巻）はこの文書の性質上「里」内の、賑給を必要とする人間を持つ戸だけを拾つたものであるから凡べての戸名が示されてゐるわけではないが、然もなほ戸名分布の傾向を伺ふには足る

と思ふ故、その若干を「里」別に擧げて見る。

里名	名	數
健部郷波如里	建部臣	6
	弓削部	2
	建部	2
	語部君	1
	日置部	1
	語部	1
	物部	1
	語部	1
	掃守部	1
	印支部	1
	間人部	1
漆沼郷深江里	物部	2
	物部首	1
	語部	1
	掃守首	1
	漆沼稲置	1
	建部臣	1
	出雲臣	1
	稲置部	1
	海部首	1
	語部首	1
	弓削部首	1

里名	名	數
河内郷伊美里	日置部臣	11
	健部臣	2
	日置部首	1
	日置部	1
	建部	1
出雲郷朝妻里	出雲積首	3
	丈部臣	3
	勝部首	2
	伊福部	1
	品治部	1
	神門臣族	1
	稲置部	1
伊秩郷坂本里	語部	5
	舎人	2
	舎人部	1
	印色部	1

さて以上の調査の結果について如何なることが云へるか？ 勿論これは、大化後における移住等を考慮に入れてゐないので甚だ不正確であるが、大體において「部」は「郷」別にも、「里」別にも、「保」別にも、それを單位としては設けられてゐない。併し豊前國丁里戸籍において全二十九戸中「秦部」が十三戸あり、下總國大島郷戸籍において全二十四戸中「孔王部」が二十三戸あり、同意布郷戸籍において全五戸中「藤原部」が四戸、「藤原部連」が一戸ある等、

比較的邊境、特に東國地方においては集團的に設けられてゐるのではないかと思はれる。その他、御野國栗栖太里において刑部が七戶、春部里において六人部、春部が各々五戶、三井田里において五百木部が四戶、筑前國川邊里において卜部が六戶、葛野部が四戶、遠江國において敢石部が二十戶等は稍々集團的に設置された例と云へよう。

以上において見た如く、中央貴族及び地方豪族でも大なるものは已れの「部」を各地に分けて所有した。かゝる場合、「部」の總括的管理者と地方における部分的管理者が設けられる1)。玉作部においては中央に玉祖連があり、地方に玉作造、玉祖公、玉造などがある。漆部については中央に漆部連があり、地方に漆君、漆部連、漆部造などがある。尤もこれらが必ずしも凡て兩者の間に統屬的關係あるものとは云へない。各地に各々獨立に「部」があり、直接主家に屬するものもあつたやうである。そして朝廷御所有の「部」等においては地方的「部」の管理者に國造・縣主の一族の任ぜられてゐるものなどもある。例へば「直」等の姓を持つ部分的伴造については斯く推定されるのである。次に地方貴族中の小なるものの持つ「部」は多くその主家の附近に置かれたのではあるまいか？　美濃國戶籍において、それを「保」別に整理した結果によると、同一「保」內に秦人と秦人部がある。その他、同戶籍において同一地方（春部里）に春日と春部がある。その他採集範圍を戶主名に限らぬと、美濃國戶籍、豐前國戶籍、筑前國戶籍においていづれも同一郡もしくは鄕內に、工君と工部、若帶と若帶部、國造と國造人、縣主と縣主人、石作と石作部、土師と土師部、道守と道守部、麻績と麻績部、阿比古と阿比古部、生君と生部、膳臣と膳大伴部、舍人と舍人部の如きものがある。

1)　戶籍・計帳所載の「部」管理者を列擧すれば次の如くである。美濃國戶籍で刑部君、十市部首、生部君、五百木部君、大

伴部首、豊前國戸籍で物部首、豊後國戸籍で各田部直、海部君、出雲國大税賑給歴名帳で建部臣、建部首、弓削部首、鳥取部首、語部君、海部首、物部首、語部首、雀部君、勝部首、大部臣、漆部直、日置部臣、山部直、日置部首、日下部首、田部臣、若櫻部臣、蝮部臣、倭文部臣、吉備部臣、凡治部君、刑部臣、鳥取部臣、鳥取部造、若倭部連、備中國大税負死亡人帳で、赤染部首、服部首、軽部首、白髮部首、語連、私部首、弓削部連、生部首、犬甘部首等の例がある、中央では新撰姓氏錄を見ると宍人朝臣、許曾倍朝臣、小子部宿禰、新田部宿禰、和爾部朝臣、和爾部宿禰、若櫻部朝臣、杖部造、猪使宿禰、酒部公、建部公、度守首、日下部宿禰、坂合部首、坂合部連、物部首、韓矢田部造、日下部連、江首、蘇宜部首、丈部首、雀部臣、小子部連、膳臣、日下部首、矢田部連、猪名部造、宮部造、爪土連、伊福部宿禰、石作連、大炊刑部造、額田部湯坐連、三枝部連、鳥取部連、神麻績連、天語連、齊部宿禰、玉作連、波多門部造、若倭部連、巫部連、奈癸私連、眞髮部造、錦部首、神宮部造、土師宿禰、六人部連、長谷部造、門部連、服部連、蝮壬部首、工造、額田部、河田部、伊福部宿禰、伊福部連、佐夜部首、日色部眞時、委文連、六人部連、石作連、刑部首、鳴部觀、玉祖宿禰、身人部連、五百木部連、宇遲部連、巫部連、若櫻部造、錦織村主、後部王、錦部村主、黄文連、爲奈部首、刑部造、飛鳥戸造、春日部村主、孔王部首、椋椅部、鵜甘部首、猪甘部首、大部首、工首等、併し大化直前になると、臣・連・造・首等の呼稱は原義を失つて單なる尊稱化し、「部」民中の有力者は「部」の管理者でない場合にもこれを得ることができたらしく、このため「トモ」に屬する「部」民においてはその大部分が斯ゝる「姓」（カバネ）を持つに至つてゐたらしい。また一度得た「姓」を失ふ機會は少なく、新たに「姓」を得る機會は多かつたらしいから、臣・連・造・首等の稱號はその實を伴はずに益々増加の傾向にあり、そして例へば「長男紀臣馬養者紀伊國安諦郡吉備鄉人也、小男中臣連祖父麿者同國海部濱中鄉人也、……馬養祖父丸二人傭賃而受二年價一從二萬侶朝臣一晝夜不論苦行駈使引レ綱捕レ魚」（日本靈異記）の如く臣・連姓の人々が他人に傭はれて勞働すると

云ふ說話さへ不自然でなかつたらしいから、これが一概に「部」の管理者であつたとは云へない。

最後に奈良時代の戸籍計帳を利用して「部」民と自由民との比率を見よう。

戸籍名	自由民	「部」民	合計	備考
大寶二年美濃國戸籍	六九戸	四七戸	一一六戸	
同　筑前國戸籍	六戸	一九戸	二五戸	但し部民中六戸は「卜部」
同　豊前國戸籍	二四戸	一五戸	三九戸	
同　豊後國戸籍	〇戸	三戸	三戸	
養老五年下總國戸籍	一戸	二八戸	二九戸	
年代不詳推定陸奧國戸籍	〇戸	七戸	七戸	
年代不詳推定常陸國戸籍	〇戸	四戸	四戸	
年代不詳因幡國戸籍	〇戸	四戸	四戸	
神龜二年近江國志何郡計帳	二戸	〇戸	二戸	
神龜三年山背國出雲鄉計帳	二二戸	〇戸	二二戸	但し出雲臣の戸内に往々出雲部あり、數例に及ぶ。
天平五年右京計帳	一三戸	一戸	一四戸	
推定天平五年山城國計帳	二一戸	四戸	二八戸	但し部民中三戸は秦人廣幡にて恐らく「トモ」ならん。

天平十二年遠江國濱名郡輸租帳	九戸	六九戸	七八戸	「神人」を自由民に加へたり。
推定天平十二年越前國江沼郡計帳	二戸	〇戸	二戸	
天平十一年出雲國大税賑給歴名帳	一七〇戸	一三〇戸	三〇〇戸	斷簡部をも加へて全部に亙つて調査せり。

これに依つて如何なることが知られるであらうか？　まづ右京計帳をとつて見ると殆ど全戸數が自由民乃至貴族である。次に山城國の戸籍の二例においていづれも殆ど全戸數が自由民乃至貴族である。美濃、筑前・豊前・豊後の北九州、出雲等、早くから文化が開け大和政府の征服戰の始まる以前既に地方的一中心をなしてゐたと推定さるる地方では約半數の戸數が「部」民である。そして最後に東國では全戸數が「部」民である。尤も此處で云ふ「部」民は「部」字を帶びた姓氏の凡てで、多くの「トモ」を含むから實際の數字は此處に示されたよりはるかに低下すべきことと思ふ。

以上、「部」が如何なるものであるか、その内容を明らかにした、次にそれが農奴であるか、奴隷であるか「斷」を下すべきであるが、これは第四章、「部」の意義を説く際に一括して述べることにして次章に移る。

三、「部」の發生

1　「部」制度發生の年代

「部」の歷史を說く第三章においても我々は依然として推考の方法を用ひなければならない。何故なら動かし難く確實な文献は大化改新後の殘存せる「部」制度の衰滅に關するもののみであり、大體において信じ得るものが改新に際しての「部」廢止に關するものに限られるからである。

最初に我々は「部」制度發生の實年代を取扱はう。

文献を信用する限り隸民としての「部」が設けられた最初の記事は崇神紀七年における神地・神戶の設置、垂仁紀二十四年における鳥取部、鳥養部、譽津部の設置、同二十七年における神地・神戶、屯倉の設置、同三十二年における出雲國土部に關する說話、三十九年における楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部以下十箇の品部の賜與、古事記垂仁段の伊登志部の設置、景行紀五十年における武部の設置、同五十年及び五十一年における佐伯部に關する記事、古事記景行段における田部の設置、仲哀紀二年における淡路屯倉の設置、同八年における鹽地等の設置、應神紀五年における海人及び山守部の設置、同十四年における來目衣縫の設置、同二十四年における織部の賜與、同三十一年における猪名部の設置、同三十七年における吳王の縫工女貢獻、古事記應神段における山部・伊勢部の設置、仁德紀七年にお

ける壬生部、葛城部の設置、同十三年における春米部の設置、同四十三年における鷹甘部の設置、古事記仁德段における蝮部、大日下部、若日下部の設置、等である。その他古事記上段、書紀神代卷等には「五伴緒」もしくは、「諸部神等」とあるが、この「伴」もしくは「部」は、五種のトモの五人の長官の義であるにせよ、五人よりなる一團の「トモ」の義であるにせよ決して隷民としての「部」ではない。また鵜草葺不合尊御誕生の際の文に「乳母、湯母及飯嚼、湯坐凡諸部」とあるが、これも「トモ」であつて「部」ではない。また神武紀には「久米部」があるが、この「部」は「ラ」と訓じてあるのみならず同じ個所に同じものを指して「來目子等」とあるので「部」を指したのでないことは明らかであり、同紀に「吉野首部の始祖」、「吉野國樔部の始祖」、「阿太養鸕部の始祖」、「菟田の主水部の遠祖」等の句があるが、「部」が「ラ」と訓ぜられてゐるのみならず、後代における阿太養鸕等の起源說話であつて、そのまま信ずることはできない。綏靖紀には「弓部稚彥をして弓を造り、倭鍛部天津眞浦をして眞麛鏃、矢部をして箭を作かしむ」とあるが、倭鍛冶は韓鍛冶が存在して始めて存在し得るものであり、後世になつて創造された說話たることは明らかである。その他崇神紀に「八十諸部」とあるが、「諸王卿」と竝記される程のものであるならば隷民たる「部」民でないことは明らかでなければならない。その他天神本紀に饒速日命天降の際の「天物部二十五部人」、姓氏錄に「大來目部」等を載せてゐるが、いづれも稍曖昧な資料である上に、この「部」が「トモ」であつて隷民としての「部」でないことは一見して明らかである。

かく考へて來ると文献に從ふ限り「部」の制度の開始は崇神天皇の御代からであると云ふことになる。崇神天皇の御代は太田亮氏の改正紀年に從ふと西歷二三六―二五八年である。併し、崇神紀、垂仁紀、景行紀、仲哀紀等の記事には疑

ふべき點が多い。これらの時代の記事には全體として尙神話と歷史とが混交してゐるのであるが、鳥取部・鳥養部・譽津部設置に關聯する鵠の說話にしても、土部に關聯する埴輪製作の說話にしても、既に通說において大いに疑はれてゐる。從つて文獻において「部」設置について稍々確實であると思はれるものは應神・仁德朝頃からのもので、これは太田亮氏の改正紀年に依れば、西歷三五九―三九一年、西歷三九二―四三〇年である。尤も津田左右吉氏の如く「部」の起源說話を、特に御子代・御名代部に關する起源說話を一擧に否定し去らうとする學者もある。氏に依れば御子代・御名代と云ふが如き事實は元來存在しないのであつて、かゝる「部」の名は地名に從つて附されたものである。「上に述べた如く葛城、蝮、八田、忍坂、小長谷、白髮、藤原など、皇居、住地もしくは鄉里の名がつけられたやうに記紀に見えるものは、いふまでも無い。それが御稱號の一部をなすものである場合でも、本來は地名であることが重要の意味を有する大日下部、若日下部、輕部などは大日下王、若日下王、輕太子の名をつけたものとして一應は說明ができるが、しばらくさういふ說明をわきに置いて見ると、日下も、輕も、本來、地名であり、これらの皇子の名がそれぞれ地名によつてつけられたものである」[1] この考へが成立するかどうか？　例へば蝮部をとつて見ると、大和・山城・河內・攝津・和泉・尾張・美濃・越中・出雲・備中・備後・安藝・伊豫・豐前の諸國に及んだと推定され、若倭部をとつて見ると、河內・遠江・美濃・但馬・出雲・播磨の諸國に、刑部をとつて見ると、大和・攝津・出雲・尾張・上總・下總・武藏等の諸國に及んだと推定されるが、氏は凡べて斯やうな事實を大化後における「部」を稱する氏々の移住か、各地における同一地名の存在によつて說明せんとするのであるか？　それにしても地方におけるものがオサカでなくてオサカべであることは、少くとも地方に存在したものが地名、もしくは地名に由來するものでないことを示すのではある

まいか？　地方にオサカと云ふ地名があると凡べてそれを殘りなくオサカべと云ふ「部」に編成したといふやうなことこそ却つて考へ難いのではあるまいか？　尤も次のやうに考へられぬこともない。白髪部舍人は氏の云はれる如く大和の地名に由來する「トモ」で、この土地から舍人が徴されたのである。而して地方における白髪部はこの舍人の生活を維持保證する「農業部」であると云ふのである。併し大化改新の詔にも「昔在の天皇等の立てたまへる子代の民」とあり、二年における皇太子の上奏にも「皇子等私に有てる御名入部」とあり、御名代部は決して舍人に附屬するが如きものではない。斯く考へてくると矢張り天皇・皇子の御名を附して「部」を設けたといふやうな事實は存したのではあるまいか？

1) 津田左右吉氏、子代名代の「部」について、史苑、第二卷、第三號

斯く云つたからと云つて氏の「第一、名を傳へるといふやうな、いはば精神的な理由によつて上代の制度が生じたといふことが、果して考へ得られようか、制度の根本は物質的經濟的意義にあつたはずでは無からうか」[1] と云ふ主張を否定することにはいささかもならないし、極く一般的に記紀における子代・名代の部に關する記事が「子代・名代の部の一々の起源を說かうとしたからであらう。子代名代として部の設けられてゐたことは知られてゐても、大化の廢罷の後は其の名稱や所在なども明かに傳へられてはゐなかつたらうし、其の一々の起源や設置の時代などは一層わからなくなつてゐたらう」[2] と云ふ主張ができないものでもない。從つて「部」設置の年代に關する記紀の記載を過信することはできない、と云ふことには卑見も同意である。

1) 津田左右吉氏「子代名代の部について」、二、史苑、第二卷、第四號

2) 同所

「部」設置の實年代を推定するに以上の如き文獻的方法以外にないものであらうか？　勿論そんなことはない。そして卑見に依れば少くとも二つは存するのである。その第一は我國の隸民制度が「部」の制度の發生に依つて始めて大規模になつたと云ふ點である。我國の家內奴隸制度は極めて未發達なものであつて、これを後代におけるそれから溯つて考へて見てもそう大したものではない。奴婢の人口は奈良時代において全人口の五分乃至一割であるから、それより以前の時代に如何に盛んであつたと考へても二割、三割を越へるものではあり得ない。然るに事實はむしろ奈良時代において奴婢人口の增加が起つたと推定される點さへもあり、魏志以下隋書に至る支那文獻を見てもそれ程盛大に達してゐたとは考へられないのである。然らば所謂前方後圓墳と云はれる尨大な築造物は何人の勞働の結晶であるか？　後にも說くことにならうと思ふが、古墳の築造そのものに直接働いたのはむしろ自由民であつたと推定される點がある。併しそれでも問題は變らない。かゝる自由民が賦役勞働に從事する間如何なる方法で養はれたか？　何が自由民を斯やうな賦役に徵集する權力を當時の貴族階級に與へたか？　「部」民の所有？　然り！　從つて古墳——特にその稍尨大な前方後圓型のものの——開始期こそ「部」民制度の開始期である、と云ふことになる。然らば古墳、特に前方後圓墳の成立は何時頃に定めることができるであらうか？　既に魏志倭人傳（西歷二三〇年を中心とする）は「卑彌呼以死、大作冢、徑百餘步、殉葬奴婢百餘人」1) と記してゐる。尤もこれは種々な事情から前方後圓墳ではなかつたらうとされてゐる。前方後圓墳として遡り得べき最古の確實なものは大和國北葛城郡佐味田寶塚古墳及び大塚新山古墳であるとされ、これは六朝初期（三・四世紀）のものと云はれてゐる。而して前方後圓墳の極盛期が

大體應神・仁德朝の時代（三五九―四三〇年、改正紀年に據る）に當ると云ふのは殆ど何人も疑はぬところである。

1) 魏志東夷傳倭人條

2) 梅原末治氏「佐味田及新山古墳研究」

以上によつて、まづ「部」の制度は三世紀頃から起り始めたのではないかとも考へられ、少くとも三四世紀の交には發生を見、五世紀初頭には甚だ盛んであつたと云ふことになる。

「部」の發生年代を決定すべき第二の方法は大和國家による日本全土の征服の完成年代から見るものである。かゝる征服戰そのものが、特に對朝鮮遠征の如く相當大規模のものについては、戰爭の足場たるべき食糧の蓄積なくしては行れず[1]、而してかゝる蓄積を確實ならしめる方法は我上代史について云ふ限り「部」民制度を豫想せしめるのであるが、「部」が被征服地に設けられるやうになるに至つて始めて盛行すると云ふ點から見ても、「部」制度はかゝる日本全土の征服と關係するところが多い。然らばかゝる時代を何時代と見るべきか？　紀元一〇七年における倭面土（ヤマト）國、紀元三世紀初頭における邪馬臺國のいづれも既にある程度に日本全土を統一してゐたと見てよいやうであるが、この時代、特に前者については部族同盟時代であつたらうと見られる點が多く「征服」とまでは云ひ難い。然るに高麗好太王（三九一―四一二年）時代には明らかに對朝鮮進出が行はれてゐることが知られ[2]、宋書昇明二年（四七八年）には「自二昔祖禰一、躬擐二甲冑一、跋二渉山川一、不レ遑二寧處一、東征二毛人五十五國一、西服二衆夷六十六國一、渡二平海北九十五國一」[2]の文がある。

1) 征服戰及び防禦に穀物の蓄積が如何に重要であつたかは那津屯倉の設置からも知られるが、欽明紀には「謹んで天皇に三

千の兵士を請ひて、城毎に充つるに五百を以てし、我が兵士に併せて、作田せしむること勿くして、逼惱さば、久禮山の五の城、庶はくは自からに兵を投て、降首なむ」とある。

2)「……而倭以二辛卯年一來渡レ海、破二百殘□□□羅一、以爲二臣民一……九年己亥、百殘違レ誓與レ倭和通、王巡二下平穰一、而新羅遣レ使白レ王云、倭人滿二其國境一……十四年甲辰倭不軌、侵二入帶方界一……」(高麗好太王碑)

3) 宋書、夷蠻傳、倭國條

而して斯う考へてくると、この點からも「部」の制度の可成り出來上つたものが四世紀を中心とする時代に存在し、盛行は五世紀であらうと云ふことになる。

繰返して云ふ。文獻に依つて見ても、古墳の發達と云ふ點から見ても、大和政府による全日本の統一と云ふ點から見ても、「部」の制度の起源は三世紀にまで溯ることができ、盛行は五世紀であつたらうと云ふことになる。

2 「部」の制度發生の背景

「部」の制度發生の年代が以上の樣に推定されるならばそれは如何なる背景のものにおいてであらうか？

我々は此處で我が古代史における階級制度の發生過程を極く一般的に扱つて見よう。

我國石器時代「文化」を觀察するに埋葬に殆ど何らの設備も伴はず、屈葬であり且つ屍體に禁忌を加へた形跡のることに依つてそれが死者を尊貴ならしむるためよりもむしろ再生防止のためと見られ、副葬品の種類——玉類・耳飾・石冠・貝輪・腰飾——からして死者の死後の生活のためと云ふよりむしろ惡靈の附着した品物を棄てたと見られ、

副葬品が貧弱であつて財産蓄積の大ならざることを示す等一言に云へば階級制度の存在を示すものはない。然るに紀元前二三世紀より紀元直後に至る所謂「金石併用期の文化」を見ると、甕棺の如き少くとも當時の技術から相當の勞働量を要するものに容れて埋葬され、副葬品として高價な銅鏡・銅劍を伴ひ、往々筑前須玖や三雲の例に見られるやうに可成り多數の貴品を伴ふ場合もあり、僅かながら封土を見、副葬品の種類とそれが伸展葬であると云ふ點よりして被埋葬者に對する尊敬が示される等、一言に云へば、既に階級社會へ移行したことを示してゐる。他方において當時の銅鏡・銅劍の主要なものが舶載品であると云ふ點よりして、かゝる舶載品の代價として大陸——支那に何が送られたかと云ふことになるのであるが、これは彼土に比してなほ文化が可成り低く、然も寶石・貴金屬の如き天産に乏しい我國からの輸出である點を考慮して奴隸であると考へることが最も自然なやうである。事實紀元一〇七年には「安帝永初元年倭面土國王師升等献生口百六十人、願請見」の記事がある。

以上の段階が「ドイチェ・イデオロギー」の「財産の最初の形態は種族財産である。それは、一の民族が狩獵と漁撈とによつて、牧畜によつて若くはせいぜい農耕によつて生活すると云ふ生産の未發達な段階に相應する。この最後の場合にはそれは大量の未開墾地を前提してゐる。分業はこの段階に於てはなほ極めて僅かしか發展せず、家族内に存在する自然生的な分業の多少擴大されたものにとどまる。從つて社會構成は家族の擴大たるにとどまつてゐる。即ち家長的な種族の首長があり、そのもとに種族の成員があり、最後に奴隸があるといふ風である。家族のうちに潜在的に存在する奴隸制は、人口及び欲望の増加に伴ひ、また戰爭にせよ、交易にせよ、對外交通の擴大に伴ひ、初めて漸次に發展する」[2] に當るとすれば、奴隸制は第二の形態に、即ち「第二の形態は古代的な公共團體財産及び國家財産

である。これは特に契約若くは征服による數多の種族の一都市への結合から生ずるものであつて、そしてこの場合にも奴隷制は依然として繼續して存在する。……公民はただ彼らの共同社會のうちに於てのみ彼らの勞働奴隷に對する支配力を所有してをり、そのために公共團體財產の形態に拘束されてゐる。公共團體財產なるものは活動的な公民の共同の私有財產であつて、これらの公民は奴隷に對する關係上この自然生的な聯合の仕方のうちにとどまることを餘儀なくされてゐる。」[2] に發展しなければならなかつた。

1) マルクス、ドイチェ・イデオロギー、岩波版、一三八頁

2) 同書、一三六—七頁

所謂「國造制度」が「國造制度」の名の下に歷史の舞臺にあらはれるのは、即ち「國造」、「縣主」、「稻置」の名稱と段階とを有する整備した制度として見出されるのは、むしろヨリ後の時代、そのなかに「部」民制が發達してからであるが、「契約若くは征服による數多の種族の一都市への結合」、即ち本質において「國造制度」と同じものは既にこの時代に、即ち紀元直後より三世紀に至る間に見られる。魏志東夷傳倭人條は紀元三世紀初頭の我國の模樣を描寫したものであるが、各地方、地方の種族的分立については、「舊百餘國、漢時有二朝見者一、今使譯所レ通三十國」とか、「世有レ王」とか、等に依つても示され、且つ女王國も他の二十九國と同種類のものとして、「南至二邪馬國一」と記してゐる。同時に部族同盟形態については、「皆統二屬女王國一」とか、「使二大倭監一レ之」とか、「自二女王國一以北特置二一大率一、檢二察諸國一」、「諸國畏二憚之一」とか、「國中有レ如二刺史一」とか等々に見られる[1]。然るにかゝる統一形態は邪馬臺國が少くとも「桓靈間」（一〇七年）には存在し[2]、さらに「倭面土國」の形で紀元一〇七年にまで溯られるところから一層古い時代

に推定されるのである。

1) 魏志東夷傳倭人條

2) 同書に「桓靈間倭國大亂」とあり。

3) 後漢書に「倭國王帥升等、獻二生口百六十人一願請レ見」とあるが、この「倭國王」は、翰苑所引の文では、「倭面上國王」とあり、唐類函邊塞部倭國の條所引の通典本文、異稱日本傳所引の通典本文では「倭面上地王師升」とあり、宮内省圖書寮所藏の北宋版通典では「倭面土國王師升」とあり、一條兼良の日本書紀纂疏に引けるものは「倭面上國王師升」とあり、釋日本紀開題所引のものは「倭面國」とある。以上を通觀するに、「倭國」から「倭面上國」、「倭面土國」、倭面上地」が誤寫される筈はないから、反對に後者が省略せられて「倭國」及び「倭面國」となつたと見なければならない。

而してこの「國造制度」、貢納制は既に「種族奴隷制」の萠芽を含んでゐる。それはほんのとるに足りない量においてであるとは云へ、被征服者の側からの餘剩勞働の提供を意味し、かゝる被征服者共同體を「所有」する權利は征服者共同體に、ヨリ正確に云へば征服者共同體の上層の手中にある。

基礎構造におけるこの段階は甕棺「文化」とも、前方後圓墳文化とも異り、然も兩者の過渡をなす高塚「文化」によつて特徴づけられる。[1]

1) 「これに續く石金過渡時代の墳墓には九州における甕棺を内部主體の構造とする墳墓が既に知られてゐる一例である。これは既に伸展葬を示してゐるし、稀には小さい墳壟の存するものがあつて後への系統とは無關係とは云ひ得ぬが……所謂高塚との間には形式上著しい其間に横はる間隔がある。この高塚制の始源が更に溯り得べき時代にありとしても、成行した時

代の點より考察して我國の鐵器時代の文化の所產となすべく……。而してこの高塚の制が漸々發達して封土が單に圓形たるに止まらず、旣に不整形ながら前方後圓墳なる我國において特殊なる形式を內包し、外部の設備としての埴輪の使用を認め、外部に對比して內部主體には礫石を用ひた單純粗雜な石室或は粘土層若くは礫層の存在を知り得る。」（高橋健自氏、森本六爾氏、古墳）

即ち「部」民制度に先行して奴隸制の二つの形態、家內奴隸制と最も初期的な形態をもつてする種族奴隸制が存在したのであり、そのそれぞれは「文化」的遺物の發展における一段階をなしてゐる。併し以上二つの形態は決して氏族制度を打破するものではない。家內奴隸制においては奴隸の勞働はなほ主人一家の勞働の補助以上ではあり得ない。かゝる形での「種族」奴隸制のもとでも、征服者にしても、被征服者にしてもその氏族制度を棄て去ることはできない。

3　「部」の制度は如何に必然的に發生したか？

我々はまづ在來の研究者を惱ましてゐる混亂、「部」は何を材料として起つたかと云ふことと、「部」が何から起つたかと云ふこととの混同から問題を救はねばならない。

我が石器時代――なほ奴隸制も知らない氏族制時代に旣に、僅かながら氏族相互間の分業が存在したであらうことは現在ほぼ定說化されてゐる。「各共同體が其夫々の自然環境のうちに見出すところの異つた生產手段と異つた生活資料」[1]とが、非常に早くからオーストラリア土人の間に「石器の製作に適してゐる石材、赫石、魔醉性植物」[2]の

獲得を專業化せしめ、ひいてはニューギネア海岸土人の貝細工、一部インデアンのもとにおける獨木舟の製作を專業化する如く、3) 我が古代史のこの時代にも、あるひは狩獵生活者と漁業生活者との異れる生活――分業とまでは云ひ得ぬかも知れぬが――を、黒耀石の採取、ひいてはそれによる石鏃の製作――恐らく――を規定づけた。4)

1) マルクス、資本論、第一卷、新潮社版、四四八頁

2) ゾロタレフ、氏族制以前の社會關係、拙譯、世界原始社會史、七一頁

3) クリチエフスキー、氏族社會の生産の發展、拙譯、前揭書、二〇〇頁

4) 鳥居龍藏氏、諏訪史、第一卷

これに續く金石併用時代には分業の證據が一層歷然としてゐる。例へば最も顯著な一例として彌生式土器はその製作が精巧化するにも拘らず、文樣において、型式において、規制化すると云ふ點が分業的所産と見られる方に傾いてゐる。1) その他、各地で發見せられる金工阯、玉工阯等はむしろ次の時代に關係するものであらうが、若干はこの時代から系統を引くであらう。

1) 森本六爾氏、彌生式文化、ドルメン、日本石器時代號

さて「部」の制度がかゝる原始的分業に系統を引くと云ふことは多くの人々によつて云はれてきた。山部と海部、出雲地方の土器製作、玉類製作（出雲國八束郡玉湯村に遺跡あり）飛驒地方の木材加工等はいづれも前代のかゝる氏族的分業と無關係ではあり得ない。特にこの點は「天孫」種族の構成として傳へられてゐるものに、大伴氏は軍隊を率ゐ、中臣氏と忌部氏とはそれぞれ異つた役割において祭事に關係する等、この時代の分業を推知せしめるものがあ

る。

併しながら「部」がかゝるものから發生したとするならば大きな間違ひである。「部」は積極的に以前の時代のかゝる氏族的分業の形骸の上に、それに模して作られた形跡があるが、それが隸民制の一種であると云ふ限りで、それに先行する隸民制の諸形態、家內奴隸制（奴婢制）と、「國造制度」との發展から引出されねばならぬ。

「部」は家內奴隸制（奴婢制）が家內奴隸制として維持できなくなつたところに生じた。家內奴隸制の第一の特徴は奴隸勞働が主人の勞働の補助たることであり、第二の特徴は主人一家の人數に對して從屬的な位置を占めるに過ぎない點にある。第一の特徴について資料を求むれば、奈良時代に關するものであり、もとより家內奴隸制は當時の支配的生產樣式の從屬物であるが、そこでそれが主人を勞働より解放しなかつた次のやうな證據がある。卽ち奈良時代に國學に入學した學生は郡司の子弟であり、これらの郡司一家はいづれも大なり小なりの奴婢所有者であつたことが知られてゐるのであるが、然も學令には「凡大學國學生、每年、五月放二田假一」とあつて、少なくとも農繁期には子弟の勞働參加を必要とする狀態にあつたことが見られる。萬葉集には、「住吉の小田を苅らす子奴かも無き奴あれど妹が御爲と私田苅る」[1]と云ふ一首があり、これは奴隸が主人の農業勞働を代行することを示すものであるが、逆にまた奴隸を持つ樣な人間が少くとも稀には田野に出て勞働したことがあつたことをも示すものである。

1) 令義解、學令

2) 萬葉集、岩波版、下卷、二七五頁

第二にかゝる奴婢の人數であるが、奈良時代の戶籍計帳についてその大なる二三を拾つて見るに、大寶二年御野國

戸籍の「國造大庭」の一家において九十六人中五十九人が奴婢、大寶二年筑前國戸籍の推定「生部某」の一家において百二十四人中三十七人が奴婢、大寶二年御野國戸籍の「國造族加良安」の一家において五十一人中十三人が奴婢、等がそれであつて、それらは奴婢を家内奴隷として家庭内に持ち得る限界ではなかつたかと思はれるのである。もし奴婢の勞働が主人勞働の補助たる域を越え、その人數が主人の一家内に置き得る程の限界を越えれば既にそれは家内奴隷ではない。

而してかゝる限界點――それは甚だ伸縮性のあるものだが――に達した家内奴隷制の發展する道は二つある。卽ち一つはギリシヤ＝ローマにおける樣に奴隷を集めた大農場なり、手工場なりを造つて、そこで奴隷監督者の鐵鞭の上に彼等を働かせる方法であり、一つは我が上代史の「部」民制度に見られるやうに彼らを一定の土地に置いて自ら生活させ、その餘剩勞働を徵收する方法である。

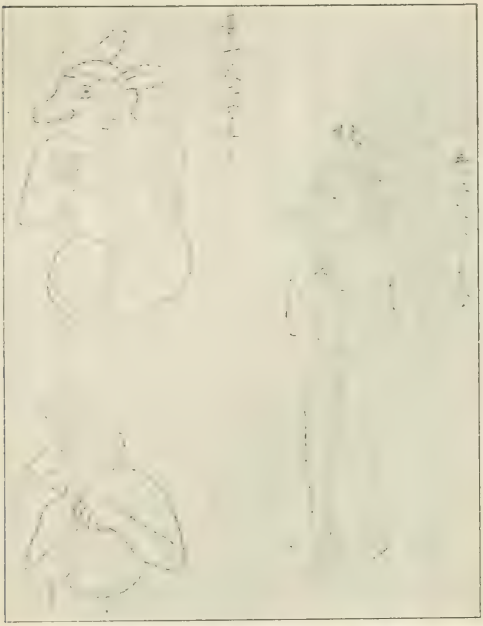
記紀を見ると家内奴隷として收容しきれなくなつた奴隷を「部」に編成したことを示すものが可成り多い。景行紀には「俘にせる蝦夷等を以て神宮に獻る」とあるが、「晝夜喧譁きて、出入禮無」きに依り、「朝廷に進上げたま」ひて「御諸山の傍に安置らしむ。」然るに「未だ幾ばくの時を經ざるに悉く神山の樹を伐りて隣里に叫呼ひて人民を脅かす、」により、さらに「その情願のままに、邦畿之外に班ちつかは」し、これが「播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波、凡て五國の佐伯部の祖」2)なりとされてゐる。神功紀には「新羅に詣りて、蹈鞴津に次りて草羅城を拔きて還る。是の時の俘人等は今の桑原、佐糜、高宮、忍海、凡て四邑の漢人等が始祖なり、」2)とある。應神紀には「百濟王縫衣工女を貢る、眞毛津と曰ふ。是れ今の來目衣縫が始祖なり、」2)とある。同じく應神紀には「新羅王聞きて讋然大に驚きて乃ち

能き匠者を貢る、是れ猪名部等の始祖なり」[4] とある。雄略紀には皇太后を始めとして諸豪族が厨人を献つて宍人部を置く記事がある。同じく雄略紀には百済人の奉献した奴隷が「漢手人部、衣縫部、宍人部」になつたと云ふ記事がある、[6] 同じく雄略紀には釆女大海が大伴室屋大連に送つた「韓奴室、兄麿、弟麿、御倉、小倉、針六口」が、「吉備上道の蚊島田邑の家人部」となつたと云ふ記事がある。[7] 同じくまた雄略紀には、「身狭村主青等、呉國の使と共に、呉の献れる手末才伎、漢織、呉織、及び衣縫兄媛、弟媛等を將て、住吉津に泊る。……呉人を檜隈野に安置らしむ。……衣縫兄媛を以て大三輪神に奉り、弟媛を以て漢衣縫部と爲す、漢織、呉織、衣縫は是れ飛鳥衣縫部、伊勢衣縫が先なり」[8] とある。

1) 日本書紀、岩波版、中卷、九六、九八頁
2) 同書、一二七頁
3) 同書、一四五頁
4) 同書、一五〇頁
5) 同書、二一九頁
6) 同書、二二七頁
7) 同書、二三二頁
8) 同書、二三七頁

その他渡部義通氏は「主なる屯倉管掌者の出自によれば蕃族（歸化人）の權勢者が可成り多數を占め、而かもそれ

らが殆どすべて畿内にのみ見られる1)……畿内地方に歸化人系を司とする屯倉が多かつたのは、この地方に歸化人の多數が居住してゐたといふ事情にも因らうが、ヨリ重要な原因は、屯倉＝田莊的土地所有關係成立の過程が畿内において最も早期に・且つ明確な形態をもつて進行し、これに充當さるべき奴隷的勞力の需要高かつたにも拘はらず、他面では舊來の畿内土着民衆が同族者であり、又既に自營農民化してゐたので、所要の勞働力の充分な源泉をこゝに求め難かつた事情から、歸化人を編制使役した2)ことにあると見られよう」(1)、太田亮氏「日本古代氏族制度」には主なる屯倉司掌者表が載つてゐる。これを一々姓氏錄その他の古文獻によつて調べた結果大體右の次第が判明した。」(2)、皇極紀、仁德紀、欽明紀等にこの例がある。」1)と云つてゐる、卑見は必ずしも細目について一致しないが、大體贊成することができ、これも家内奴隷として收容しきれなくなつた奴隷をもつて田部を編成した例となららう。



隼人石像（奈良時代のもの）

1) 渡部義通氏、屯倉・田莊の研究、歷史科學、第五卷、第一號

その他「隼人」の場合も一例となる、隼人が元來南九州人であることは論ずるまでもなからう。而してこれは捕虜となつて畿内に護送され、守衛、

祭事の道化等の勞役に服する奴隸となつた、1) 而して隼人＝奴隸以外に隼人＝部民もあつたことが、延喜式に「凡番上の隼人二十人、有レ闕者、取二五畿內及近江、丹波、紀伊等國隼人幹了者一、申レ省補レ之、不レ在下給二時服及粮一之限上」2) とあるので知られる。

1) 隼人＝奴隸については延喜式に「凡今來隼人給二時服及鹽一、春夏男別絹一尺、布二端、庸布一段、綿三鉄、鹽一斗、女絹三丈、布二端三丈、庸布一段、（下略）」とある。

2) 延喜式、卷二十八、隼人司、古典全集版、第五卷、一七三―四頁

併し「部」は家內奴隸の發展としてのみ生れたのではなかつた。家內奴隸制の發生・發展が斯かるものを持つ共同體を驅つて征服戰を遂行せしめ近隣の諸共同體を服屬朝貢させ、所謂「國造制度」を樹立したと云ふ限りで、ここからも生れてきた。

「國造制度」は如何に發展したか？

征服者＝共同體の被征服者＝共同體に對する統制が强化され、且つ征服者＝共同體內の共有關係が解體するに伴つて、被征服者共同體が全體として、その氏族共同體的組織を保有しつつ餘剩勞働を提供する制度は、被征服者＝共同體の一部が、その氏族共同體的組織を失つて、然も征服者共同體の全體によつてでなく、その個人・個人によつて所有される制度に移行する。

允恭紀には「諸國造等に科せて、衣通郎姫の爲に藤原部を定む」1) とあり、淸寧紀には「大伴室屋大連を諸國に遣して、白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部靫負を置く」2) とあり、繼體紀には「筑紫君葛子、父に坐りて誅せられむこ

とを恐れて、糟屋屯倉を献り、死罪を贖はむことを求む」[3] とあり、安閑紀には伊甚國造が伊甚屯倉を献り[4]、同じく安閑紀には國毎に田部を設ける條があり[5]、さらにまた同じく安閑紀には武藏國造が横渟、橘花、多氷、倉樔四處の屯倉を置き奉つた記事がある。[6] もとよりかゝる國造献上の部民には國造支配下の自由民でなく既にその「部」民となつてゐたものも含むであらうが、この場合にはこれに先立つてさらに同じ過程をとつて國造のもとに「部」民が生じたのだと見ることができる。

1) 日本書紀、岩波版、中卷、二〇二頁

2) 同書、二四九頁

3) 同書、二九二頁

4) 同書、三〇二頁

5) 同書、三〇三頁

6) 同書、三〇五頁

併し、特に全村落が一つの「部」に轉化されたやうな場合[1] には、「部」の制度は、「國造制度」と比較して所有者が個人となつたこと、收取が量的に激しくなつたと云ふことに過ぎない。

1) 大日本古文書所收下總國戸籍等にその例があり、また各地に建部郷、輕部郷、白髮郷、守部里、物部里、等の如く「部」名を持つ村落のあることがこれの存在を立證する。

併し此處で注意しなければならないのは「家内奴隷制」の「部」民制への移行が全き質的變化を意味するに對し、

「國造制度」の「部」民制への移行は決して質的變化でなく、同一物のヨリ低度な段階からヨリ高度な段階への發展に過ぎないと云ふことである。スパルタの「國有奴隸制」――それさへ尙ほ典型的未來的な「種族奴隸制」であるか否かには疑問があり、かゝるものから「アテネ的段階」に向つて踏込んだ點が認められなくはないのだが――は次の如くであつたと云はれてゐる。まづ發生の點では、「現在まで殘つてゐる古典的古代のあらゆる證據によつて見るにヘロトは武器の力でラケデモンの公民たるスパルタ人の農奴となつたのである。」……「我々は古代の著者のあらゆる最も權威ある立證が、ヘロトは戰場における敗者として農奴となつたのだと云ふ點で一致してゐるのを見る。既に五世紀に Gellanik はラコニアの都市の公民のヘロトのうちに執拗な抵抗の後にスパルタによつて征服された Helos を見てゐる。Efir, Feopomp, Pavsany もヘロトを征服の結果の被征服者と見てゐる。」[1] 次にその狀態については「ヘロトはスパルタ人の土地を耕作し、年々法律に從つて一定用益稅を提供せねばならなかつた」(Pauly=Wassowa) と云はれてゐる[2]。そしてその身分的地位は「ヘロトは國家の財產であつたと云ふ限りで古典的ギリシヤの著述家達によつて普通の奴隸から區別され、あるひは「國有奴隸」(ストラボン)あるひは「公有奴隸」(パフサニイ)と呼ばれた。スパルタ人は彼らの團體に屬するヘロトを解放することも、賣ることもできなかつた(ストラボン)。それ故彼らの地位は「自由民と奴隸との」(Pauly=Wassowa) 中間者とも規定された。

1) スツルヴェ、「プレベイとヘロト」、論集、前資主義社會構成史から、三六七―八頁
2) 前揭書、三六八頁
3) 前揭書、三七一頁

今これを「部」民制度と比較して見るに、被征服者であると云ふ點において、農奴的外貌をとつてゐると云ふ點において、「自由民と奴隷との中間者である」と云ふ點において、賣買が不可能であつたと云ふ點において相通ずるものがある。その「國有」の點についても、たとへそれは「國有」でなかつたとは云へ「氏」の所有であつた1)、而してこの時代の「氏」たるや少くとも世帶共同體であると云ふ點において部分的に共通する。

1) 「部」民は古典にあらはれた殆んど凡べての例において家長によつて所有されてゐる。而してかゝる家長的所有は結局「氏」の所有を意味した。その他「部曲」を「ウヂヤツコ」と訓じたやうな例もある。

以上において明らかなやうに「部」民制度は本質的な點においてアテネ・ローマに見られたやうなものよりも、むしろスパルタにおけるものに酷似する。併しまたそれはスパルタの「國有奴隷制度」とさへも異る點がある。「部」民が全體として國家＝共同體でなくそれぞれ個人を所有者として持つてゐること、賣ることは兎も角として贈與することができ、主人の任意に解放することもできたらうと推定される點は、明らかにそれがスパルタのものと異る點である。而して以上異なる點は凡べて「部」民が「ヘロト」より一層「アテネ的」に接近してゐる點である。マルクスはドイチェ・イデオロギーの前掲個所に續くところで「それだから、これを土臺とする社會の全構成は、そしてそれと共に民族の力は、特に不動産私有が發展する程度に應じて同じ程度に崩解する。分業は既にヨリ一層發展してゐる。我々は既に都市と農村との對立を、後には都市の利害を代表する國家と農村の利害を代表する國家との間の對立、そして諸都市そのものの内部に於ても産業と海上商業との間の對立に見出す。市民と奴隷との間の階級關係は完全に發達してゐる。私有財産の發展に伴ひ、ここに最初に、我々が近代的な私有財産の場合に、たゞヨリ擴大された

る規模において再び見出すであらうところのものと同一なる諸關係が出現する。一方では私有財產の集中であり、……他方ではこのことと關聯して平民的小農のプロレタリアートへの轉化がそれである。けれどもこのプロレタリアートたるや有產市民と奴隸との間に立つその中途半端な地位のために、何らの獨立な發展にも到らなかつた」1)と云つて、「アテネ的」な、「ローマ的」な社會を記述してゐる。「國有」から「部」の所有に見られる如き個人所有への移行は、ヨシそれがアテネやローマのそれの如きへまで貫徹されてゐないにしても、重要な一步前進であることを失はない。

1) マルクス、ドイチエ・イデオロギー、岩波版、一三七頁

「部」が本質的な點において「種族奴隸」であると共に若干の面――それの「種族奴隸」としての本質を揚棄しない――において「古典的奴隸」の特徵の二三を具へてゐることは、それが如何なる意義と役割において歷史の舞臺に登場したかを示す重要な點である。それは單に「古典的奴隸制」の前段階的存在としての「種族奴隸制」でなく、既にあらゆる歷史的事情が「古典的奴隸制」の存在を要求してゐるにも拘らず、若干の理由によつて抑止され、缺如するところに、その代行物として立ちあらはれた「種族奴隸制」であることを示す。即ち一般的には「種族奴隸」たる型式を揚棄し得ないにも拘らず、その抑止し、制約する諸條件が許す範圍内においては「古典的奴隸制」に接近し、かゝるものを要求してゐる社會に應へてゐるのである。

さて然らば我が上代史において「古典的奴隸制」の發生・發展を抑止した諸條件とは如何なるものであるか？

まず第一に氏族制度の崩壞過程が共同體相互の征服戰の形をとつて發展したことを記さねばならない。これによつ

て勝利せる共同體においては氏族制度が全面的に國家形成の材料として利用せられた。「××が氏族制度の廢墟の上に起つた三つの主要形態に就ては、我々は前に別々に觀察した。アテネは最も純粹な、典型的形態を示す。即ちこゝでは××は直接に且つ主として氏族社會自身の中に發達する階級對立より發生する。ローマでは氏族社會は氏族外に在つて權利を持たぬが義務を負ふ多數のプレブス（平民）の中におかれる排他的貴族となる。……最後にローマ帝國を征服したドイツ人においては××は直接に、他種族の大きい領域……の征服より發生する。」1)これら三つの形態のうちに我が上代史との類似を求むれば第二の、「氏族社會は氏族外に在つて權利を持たぬが義務を負ふ多數のプレブスの中におかれたる排他的貴族となる」と云ふのこそそれに當らう。（氏族制度の崩解過程が征服戰の形をとつたからと云つてそれが二つの異れる――然も一方は相當高度な――社會間に行はれたゲルマン族の××形成の如きものでなかつたのは云ふまでもない。）勝利せる共同體の氏族――もしくは世帯共同體――は全體として他種族、他種族に對する特權的排他的貴族となり、××を形成した。大伴・物部・中臣・忌部の如く「氏」は全體として貴族の名稱となつた。階級を示すのにも人々が如何なる氏族に屬するかと云ふことに從ふ「カバネ」の制度が採用された。地緣的な民族統一さへ、必ずしも事實とは認め難い神話的系譜、即ち各地の國造の祖先が「天孫」種族の祖神・祖先と出自を同じくすると云ふ點から說明された。而してこの氏族制度の形骸――氏姓制度――の保存は逆に奴隸制の發展を抑止した。「卑賤」た人間を畿內の貴族達の住居地に氾濫させることはできなかつたし（景行紀における蝦夷の奴隸）、貴族達は既に形骸に止まるとは云へ、氏族的な紐帶をたち切る程に日本全土に散住することもできなかつた、そしてこのことは被征服者に對する直接鬪爭上の技術からもさうであつた。凡べてこれらはアテネ＝ローマ的な型の奴隸を大規模に集めて大農場を設

けることの障碍となつた、かゝる大農場のためには土地を必要とするが貴族達の狹い集團居住地のなかにはそれを求めることができなかつたし、主家から遠隔な土地に與へされたものはかゝる奴隷的大農場としては成立し得ず、さりとてその地に主家が移住することもできなかつた。他方征服者は被征服者を組織して統禦する方法としても氏族制度の形骸を利用した。「國造制度」のもとで被征服者はその在來の組織を失ふことなく、むしろ保存せしめつつ全體として征服者に對する朝貢者となり、被征服者の首長は「國造」、「縣主」、「稻置」等の名稱をもつて生誕せる地緣的システムのなかに採用された。而してこれらの國造・縣主等が、あるひは神話的系譜への挿入、あるひは女系と男系との結接により「天孫」種族と同一血族者なりと宣言せらるゝや否や、被征服者の間における氏族制度の保存は、單に被征服者の首長のみでなく全氏族員の「天孫」種族との同一血族者たることの「立證」のために必要であつた。然るに、ここでこの利用せられた氏族制度の殘骸は奴隷制の一層の發展を抑止した。同血族者を理由なく（口實なく）文字通り奴隷の地位に陷すことはできなかつたし、彼らのもとにおけるある程度の氏族制度の保存は、彼らの地位の一層の劣惡化に際しての彼らの反抗の足だまりたり得た。最後にかゝる氏族的紐帶から經濟外的方法をもつて個人を引離すこと自身に一つの困難があつた。

「古典的奴隸制」の發展を抑止した第二の條件は商業關係の未發達、これによつて規定されたる「市場」の缺如であつた。この時代の商業關係については既に「唯物論研究」一九三六年、一月、三月號等で述べてゐるから繰返さないが、試みにその結論として得られたところをギリシヤ＝ローマのそれと比較すると、奴隷所有者的關係の最も發達せる首都附近が工業生産地、もしくは商品的農産物の生産地となつて周圍の地域と交換關係を結ぶと云ふ點や、獨立せ

る商人資本が活躍すると云ふ様な點はいづれも彼にあつて我になきものである。而してこれによつて我が上代史に商業用の奴隷生産が起らず、大規模の奴隷經濟の發達が刺激されなかつたと云ふことが云はれる。「奴隷勞働が一社會全體の支配的生産様式となるには、生産や、商業や、および富の集積が、なほ遙かに向上してゐなければならぬ。……もしそれペルシヤ戰爭の當時に奴隷の數がコリントにおいて四十六萬、エギナにおいて四十七萬となり、かつ自由人口の各一人につき十人の奴隷があつたとするならばそれには『暴力』以上のある何物かゞ、すなはち高度に發達せる工藝ならびに手工業および普及せる商業が必要だつたのである。」[1] このことはまた反對な方面から、當時貴族に對する下賜品の製作等から、また尨大な僧侶群の生活を維持する上から奴隷生産物に對する大なる需要が存在し得た諸官司の工房、寺院等には「古典的奴隷制」の發達が見られたと云ふ點からも見られる。ここは當代において奴隷制の發達に對して例外的條件を與へた唯一の場所であつた。諸工房の奴隷について云へば奈良時代に至つて「トモ」と稱せられてゐるもののある部分は明らかに曾て奴隷であつたものである。紀に見へる來目衣縫（クメキヌヌイ）が「部」であるか、「トモ」であるか明かでないが、もし「トモ」であつたとすれば、應神紀十四年條に「百濟王縫衣工女を獻る」とあり、明らかに「トモ」が奴隷をもつて編成された一例となる。應神紀二十二年の「織部」、同二十八年の「猪名部」、同二十七年の「兄媛、弟媛、呉織、穴織」、同四十一年の「呉衣縫」、「蚊屋衣縫」、雄略紀二年の「宍人部」、同じく雄略紀に見へる「漢手人部、衣縫部、宍人部」、雄略紀十四年の「呉の獻れる手末才伎（タナスヱノテヒト）」等々、いづれも奴隷から編成されてゐる。工人としての「トモ」は集解等を見ると「戸」としてでなく「人」として活動してゐる。もとより奈良時代になると彼らは「部」民よりはるかに良い待遇を得て居り、むしろ下層の貴族とさへ云へるのであるが、これ

は彼らが我國においては得難き工藝的熟練者たりしが故に徐々にその地位を向上させた結果であらう。然も尚延喜式を見るとかゝる工人としての「トモ」に、奴隷出身者があつたことが、例へば織部司に「今良男十人女二十人、」[1]とあり、且つその條下に「但隼人司に「今來隼人、」[2]とあり、主殿寮には「今良男一百四十一人、女二百二十六人」とあり、且つその條下に「但諸司所所散不レ經ニ此寮ニ請レ之」[3]とあるによつて推知できる。

1) 延喜式、古典全集版、五卷、二一八頁
2) 延喜式、同書、一七四頁
3) 延喜式、古典全集版、六卷、四八頁

次に寺院であるが少くとも奈良時代には、東大寺に百八十八人[1]、法隆寺に三百八十五人[2]、法興寺に六百六十二人[3]、等、奴隷の數は實に夥しいものであり、その他、興福、大安、藥師、西大、新藥師、唐招提、本元興、弘福、四天王、崇福、東西法華、梵釋等の諸寺、各地方の國分寺にも夫々可成り多數の奴隷がゐたことが推定されるのであるが、このうちで、法隆寺、法興寺、四天王寺の如く大化改新前から存在する寺院には矢張りその時代から奴隷がゐたのであらう、聖徳太子傳曆所引、本願緣起に依れば物部守屋の族類二百七十三人が四天王寺の奴隷になつてゐる[4]。

1) 大日本古文書、卷六、四二八頁
2) 大日本古文書、卷二、六一四頁
3) 大日本佛教全書所收、法興寺資財帳

4) 大日本佛教全書所收、聖德太子傳暦

「古典的奴隷制」の開花を抑止した第三の條件は奴隷資源の缺乏である。一般に云つて奴隷は二つの方法によつて得られる。「アツチカの分割地農民の零落は、彼らを保護しつつ取卷いてゐた古い氏族紐帯の弛緩と照應した、借用證書や土地擔保は、氏族をも部民をも眼中に置かなかつた。……アツチカのあらゆる田野には、この土地はこれこれの金のために何某に低當に入れてある、と記された抵當標柱が林立してゐた、そう記されてゐない畑は大部分、既に滿期の抵當權又は利子のために賣られて貴族高利貸の所有に歸してゐた。……賣つた土地の代金が債務の辨濟に足らなかつたり、又は抵當權による擔保なしで借金したりした時には、債務者は債權者に支拂ふためにその子供を奴隷として外國に賣りとばさねばならなかつた。……それでも吸血鬼が滿足しなかつた時は、債務者自身を奴隷として賣る事ができた。」1) 即ち共同體の崩壊、貧者の零落、奴隷化によつて。然るにこの點において「小さな農民經營及び獨立の手工業經營は……本來東洋的な共同體的所有が崩壊した後、および奴隷制がまだ眞劍に生産を支配してゐなかつた當時、その全盛期における古典的社會の經濟的基礎をなしてゐる」2) に見られる如く、奴隷制の開花前に早くも共同體が爆破せられたギリシヤ、ローマと、共同體がはるかに後まで、既に部分的には封建主義に入込んだ後にまで保存された我が古代史とでは著しい相違があつた。刑罰による奴隷供給の早くから存するのは勿論であるがこれはたかの知れた資源であつた。而して我が古代史では貧民の零落化による奴隷の發生は漸く大化前になつて畿内その他の先進地に起り、奈良時代にいくらか盛んであつたやうである。「若し百姓の弟、兄の爲に賣らるる者有らば良に從へ、若し子、父母の爲めに賣らるる者は賤に從へ、若し貸倍に准れられて賤に沒れられたれば良に從へ」3) と云ふ法令の

出たのは大化後の持統天皇五年であつた。この頃になると共同體の崩壞が漸く生じてきたのである。（「浮浪」に關する記事は大化前からあり、奈良時代に入つて漸く顯著である。）

1) エンゲルス、家族私有財產國家の起源、マル・エン、十二卷、七三二頁
2) マルクス、資本論、第一卷、新潮社版、四二四頁
3) 日本書紀、岩波版、下、三二四頁

併し一般に古代社會において奴隸供給の最大の、否、殆ど唯一の源泉は異種族、異民族の奴隸化である。「奴隸市場自體は不斷にその勞働力商品の供給を戰爭、海上掠奪等々によつて受ける。そしてこの掠奪はまた流通過程によつて媒介されないで、直接の物理的强制による他人の勞働力の現物的占有によつて媒介される。」[1]そこでこの點から見て我が古代史はどうであつたらうか？　日本書紀を見ると、景行紀には俘虜とせる蝦夷を神宮に獻つた記事があり、[2]神功紀には「是時の俘人等は今の桑原、佐糜、高宮、忍海、凡て四邑の漢人等が始祖なり」[3]とあり、仁德紀には新羅を征して「卽ち四邑の人民を虜へ以て歸る」[4]とあり、可成り時代が下るが、延曆六年の大政官符は「如聞王臣及國司等爭買狄馬及俘奴婢……賣此國家之貨、買彼夷俘之物」[5]と云つて陸奥の國から奴隸を買ふことを禁じてゐるので、かゝる供給源泉が皆無であつたとは云へないが、然もなほ「古典的奴隸制」を結實せしめる程に充分なものではなかつた。この點に二つの理由がある樣である。その一つに後代になつてからは兎も角、大化前においては蝦夷が「官軍の爲の故に弓矢を持たず、但し…………奴等、性肉を食ふが故に持り、」[6]と自稱し、あるひは唐の天子の「其國に五穀ありや」の質問に對し、我が遣唐使が「無し肉を食ひて存活ふ」[7]と答へねばならなかつた程生產段

階が低く、その俘虜にせるものを奴隷としても、「悉く神山の樹を伐りて、隣里に叫呼ひて人民を脅かす」8)程であり、到底使用に堪へなかつた點にあらう。併しその一層大なる理由は當代の我が社會の構造が奴隷獲得のために大規模の遠征軍を起すことに堪へなかつたことにある。瀧川政次郎氏はこの點について、「されば奴隷制度が維持せられる爲めには、常に外征が行はれて戰爭の捕虜、又は被征服民の子女を奴隷とすることが必要であつて、古來異種族との交渉絶無なる國に於いて、奴隷制度が盛行したことは曾つてなかつたと云つてよい。……我が王朝の社會は盛んなる外征によつて豊富なる奴隷の供給を國外に仰ぐことができたかと云ふにこれまた然りと答へることができない」9)と云つて居られるが、氏の主張が事實の單なる比較法的記載として一應正しいと共に、も一層深く突込んで、然らば何故奴隷獲得のための征服戰が行はれなかつたか、行はれたにしても充分徹底的に行はれなかつたかと設問して見る必要はないだらうか？　奴隷制度そのものは「國民性」の如何とか、地理的事情等に拘らず一應はかゝる奴隷供給の源泉の獲得を目的とする行動を喚起するに至るものである。只その奴隷制度の性質・構造の如何があるひはかゝる行動を成功的に遂行させ、あるひは成功させないのではなからうか？

1) マルクス、資本論、第二卷、新潮社版、六一五頁
2) 日本書紀、中卷、九六頁
3) 日本書紀、中卷、一二七頁
4) 前掲書、一七四頁
5) 類聚三代格、卷十九、禁制事、國史大系本、一〇一三頁

6) 日本書紀、下卷、二〇二頁
7) 日本書紀、下卷、二〇八頁
8) 日本書紀、中卷、九八頁
9) 瀧川政次郎氏、日本奴隷經濟史、一七四頁

これを我國上代史について、ローマ社會の發展と比較しつつ見るならば、ローマにおいてはイタリー半島の被征服地の共同體員は「部」民的形態においてにもせよ奴隷化されることなく、「權利を持たぬが義務を負ふ自由民」となり、主として兵士として使用され、ローマ社會の奴隷制度の一層の擴大のめの征服戰に活動した。我が上代史においては早くから畿內地方及び若干の先進地方以外の共同體員は「部」民化され、たとへ兵士の素材たり得ても良質なそれではあり得なかつた。雄略紀二十三年には「是時に、征新羅將軍吉備臣尾代、行きて吉備國に至りて家に過れり。後に率ゐたる五百の蝦夷等、……………………、乃ち相謂りて曰く、……………………、時失ふべからずと。乃ち相聚結みて傍郡を侵し寇なふ」1) と云ふ記事がある。その他「古典的奴隷制」と「部」民制とを比較するに前者は餘剩勞働生產物の蓄積のためにヨリ理想的な形態であつて、從つて征服戰の遂行をヨリ長期に亘つて、ヨリ確實に保證したやうである。我が「部」民制による蓄積の基礎の上には偶然的に、氣まぐれに、帶方郡附近に侵寇することは可能であつても、そこで長期に亘つて戰爭を遂行することは困難であり、鴨綠江を越へて進軍することなどは全く不可能であつたらしい。要するに「部」民制の發達は「古典的奴隷制」の缺如・未發達の結果であるが、かゝる「部」民制そのものは逆に「古典的奴隷制」の發展のための大規模の對外遠征を抑止したのである。

1) 日本書紀、岩波版、中卷、二四四頁

四、日本歴史上における「部」の意義

――「部」の發展・消滅――

一　三――七世紀社會の社會構成

以上「部」に關して説いてきたところに依つて「部」とは如何なるものか、また「部」を基礎とする社會は如何なる社會＝經濟的構成の社會であるかと云ふことが自ら明らかになつてくる。「部」は家内奴隷制がその發展・擴大の飽和點、限界點に達したところに、然も「古典的奴隷制」、卽ち「アテネ＝ローマ的奴隷制」發生・發展の諸條件が部分的に缺如するところに生ずるものであると云ふ意味において、また「家内奴隷制」を伴ひ、然もなほ氏族共同體的諸關係から完全には脫しきれない社會が他のヨリ低度――多くの場合――の社會を征服して「種族奴隷制」社會を樹立したのが、ヨリ高度の「アテネ＝ローマ的奴隷」制を基礎とする社會にまで移行し、然もかゝる「アテネ＝ローマ的奴隷制」の存在のための二三の條件を缺くところに生ずると云ふ意味において歴史的に本質上「アテネ＝ローマ的奴隷制」、卽ち「古典的奴隷制」の一つの偏奇であり、それへの代行物である。「部」は一般的には農奴的外貌をとるがその條件の許すところでは、その許す限りで「古典的奴隷制」の姿をとつてゐる。奈良時代の官戶・家人は矢張り大

化前の「部」の一部のものの系統を引くと思はれが、それら、特にその前者は既に見た如く普通の奴隷と殆ど異るところがない1)。記紀を材料として見ても「部」民のあるものはあるひは贈與せられ、贖罪の對象となる、等、只賣買せられないだけである。「田部」の多くは一定村落に居住し、そこで自分の必要勞働部分を滿足させ、賦役形態において屯田の耕作に從事したのであるが、恐らく後世の寺領莊園のあるものにおける如く奴隷より編成され、屯倉2)內に起居したものもあつたらう、かゝる場合それは「古典的奴隷」と何處が異なるであらう。また「トモ」に屬するもののうち工業方面のものは奴隷出身者が多いが「某」部と稱するもその本貫の地を示したのみで年中暇なしに諸工房に上番し、衣食住の凡べてを共處に仰いでゐたと云ふやうなものは全く奴隷に他ならないであらう。勿論これらの「トモ」のその勞働に對して得るものは普通の奴隷の得るものに比すれば問題にならない程多いが、彼らの勞働が當時の文化段階においては甚だしく高度な熟練勞働、マルクスの所謂「複合的なる比重の高い勞働」であつたと云ふ意味で依然として低い報酬であると云へる。

1) 拙論、上代における「部」、その內容、意義及び歴史、「歴史科學」、第五卷、第二號

2) 屯倉は勿論、穀倉であるが、そこに勞働者が寢起したこともないとは云へない。官の屯倉に當るものは民間の田莊である。而して大化前の田莊と奈良時代諸寺社所有の莊園とは大いに意義を異にするが、一般に兩者に形態の相似た點もあつたやうである。天平二十年十一月十九日の伊賀國阿拜郡拓殖郷舍宅墾田賣買券を見ると莊園のなかに舍宅があり、その舍宅の內譯は「板倉七間」に「屋八間」である。この「屋八間」は「一間（葺檜皮板敷長四丈）、一間（葺草長四丈六尺）、一間（葺草板敷長二丈四尺）、一間（葺草長一丈五尺）、一間（葺草長二丈九尺）、一間（葺板長四丈）、二間（盧屋）」であつて決して一

軒の家ではない、従つて莊主のみの住宅ではない。而して莊主の住宅でないとすればその莊園農奴（ある場合には奴隷）の住宅であつたであらう。

併しながらそれが如何なる意味で「古典的奴隷」であつたかと云ふことが一層重要である。在來「部」が奴隷であると云ふことを主張した論者も二三あつたがいづれも單に奴隷であると云つただけで、そのことを立證した人はゐない。往々「部曲が奴婢と同樣に賣買の形に於いて交換された」[1]の如く史料を歪曲しようとする傾向さへある。併しこれらの人々が、單に形式論理的に、比較法によつて「部」と「アテネの奴隷」とのあれやこれやの諸特徴を比較してゐる限り問題はいささかも發展しないのであつてあらゆる徴標が「部」は農奴であると云ふことに歸して了う。そして只歴史的な解剖のみが「部」が「アテネの奴隷」と同じ過程の産物であることを明らかにする。

1) 森島恒氏「日本に於ける奴隷經濟時代の所在」、思想、第百二號

「部」は農奴的外貌を持つた、それ自身では「農奴」とさへ云はれ得る程の奴隷である。然らば何が故に農奴的外貌を採つてゐるか？　單に古典的、アテネ＝ローマ的奴隷制の發展のための二三の條件が缺如したからと云ふだけでは問題は半分解決されただけである。何故ならそれは「古典的奴隷制」の形を採らなかつたことの說明にはなり得ても進んで特に農奴的外貌を採つてゐることの說明にはならない。「部」は「古典的奴隷制」の發展の諸條件の缺如するところに、それを「種族奴隷制」をもつて代行したと云ふ點こそその農奴的外貌を說明するものである。「國有奴隷制」は知り得る大多數の場合征服によつて起り、農奴的外貌を持つてゐる。インカ帝國については次のやうに云はれてゐる。「古代インカ帝國の特徴は、外人の支配が布かれてゐた被征服國であつたといふ點である。……征服され

たマルクはそれぞれ若干の地所を「インカ田」および「太陽田」として別にして置かなければならなかつた、そしてこれは依然としてマルクの所有地ではあつたが、その收益は現物でインカ人の治者種族や祭司族にさゝげたのである。同樣に牧畜を營んでゐる山地マルクも、畜群の一部分を「領主の畜群」として分けて、治者のために供したければならなかつた。この畜群の番も、インカ田および祭司田の耕作も、徭役としてマルク組合員全體の上に課せられた。その上になほ鑛山勞働や道路および橋梁の工築の如き公共勞働の徭役——その指揮は支配者が握つてゐたが——あり、嚴格な規律を伴つた兵役があり、その外になほ若い娘の進貢があり、これは一部は禮拜上の目的のため犧牲に供され、一部はインカ人の妾に供された。」1)インドについては次のやうに云はれてゐる。「In the first or lowest of these distinct clsses are the Sudras, or despised serfs, who are the *Subjugated aborigines*.」2) 而してこのスードラが外貌上むしろ農奴的であるのは周知の事實である。それは決してアテネやローマに見られるが如く監督者の鐵鞭のもとに集團をなして勞役するものではなかつた。ギリシヤについても同樣である。「農奴制及び隷農といふことは何ら特殊の中世的封建的形態でなく、征服者がその領土の舊領民を耕作させた所ではそれは殆ど至るところにあつた。例へばよほど早くからテッサリアにもあつた」3)と、エンゲルスは云つてゐる。チコッチは「我々がギリシヤ史の劈頭に認める經濟的奴役の、最古の、最も重要にして最も流布してゐた形態は奴隷制度でなく、農奴制度の一形式であつて、これを家士（ヴァサレンツーム）制度と呼んでも殆ど差支へないものである。」4)と云ひ、然も凡べてこれらは征服と關係するものである。そしてこのことは、勿論、征服によつて階級が發生すると云ふクノーやカウツキーの主張とは何らの共通點もない。かゝる「征服による農奴制」に家内奴隷制が先行したからこそ征服戰も、「種族奴隷制」の樹立も行はれたので

ある。スパルタにおいて「家内奴隷制は少くともその最盛期には知られなかつた」[5]と云ふエンゲルスの證言があるとしても、これはドリアン族によるラコニア征服に先立つて家内奴隷制が全然缺如したと云ふ主張にまで誇張さるべきではない。むしろ「團體的奴隷制が決して個別的奴隷制の存在を排除しないでむしろ前提とする」[6]とこそ云ふべきであらう。只スパルタにおいては「種族奴隷制」の異常な發達が、家内奴隷制を基礎としつつも、後に至つて逆作用的に、「種族奴隷制」の維持の方法としての縮少をもたらしたことは事實らしい。同時に「遊牧的牧畜社會における封建制度の創生」に關して報告せるS・P・トルストフ[7]の如く、「種族奴隷制」の起源をなんでも征服以外に、社會内の分化に求めようとするのも無駄な努力である。インカ帝國に關し、インドに關し、そしてギリシヤのあらゆる場合に關し、資料は殆ど凡べて同一の方向を、即ち「種族奴隷制」と征服との關聯を語つてゐる、そしてこの關聯なしには「種族奴隷制」の「國有」たる理由も、その農奴的外貌をとつてゐる理由も、支配者が奴隷を排除する種族＝カストに組織されてゐる理由も說明されないであらう。農業を基礎とする「スパルタの條件はこれが奴隷を搾取する最も安上りの形態であつた」(コヴリョフ)などと云ひ、農業には必然的に「國有奴隷制」が伴はなければならぬかのやうに云つて見たり、「灌漑農業の集約性の高いこと、粗放牧畜經濟の骨折の少いこと」、「共同體の役割」――併しこの共同體の役割の強いことは灌漑や牧畜經濟の性質から說明される――に歸して、矢張りそれを自然的地理的事情から說明しようとしなくてはならなくなる。

1) ローザ・ルクセンブルグ、經濟學序論(邦譯)、二四五頁

2) Fisher, Outlines of Univer al History. P. 28

3) エンゲルス、マルクス宛書簡、一八八二年、十二月二十二日

4) チコッチ「古代における奴隷制度の沒落」、三七頁、ローザ・ルクセンブルグ「經濟學序論」、二五五頁の引用に依る。

5) エンゲルス「家族、私有財產、國家の起源」、マル・エン十二卷、七二一頁

6) トルストフ「牧畜社會における封建制度の創生」、東洋封建史論、九〇頁

7) 前掲書、一〇五頁

併し「部」は「種族奴隷制」そのものではない。既にスパルタのヘロトが、インカ帝國の場合よりも、クレート島の場合よりも「一層進んだ段階にあつて、征服された農民は暮しに必要な分だけを控除して、勞働の全收益を差出さなければならず、土地はもはや被征服者の所有でなく征服者の所有になつてゐた」のである。「部」はスパルタの事情に加ふるに、さらに征服者の團體的所有物でなく個人的所有物となつてゐる。そして、かゝる「種族奴隷制」の典型的な場合よりの偏奇こそそれが「種族奴隷」そのものでなく、それをもつて「古典的奴隷」に代行されたものであることを示す。

從つて當代社會の規定的樞軸は依然として「部」——量的に壓倒的なりしにも拘らず——にはない。それは諸官司の工房に働く工業奴隷であり、官田に働く農業奴隷であり、同樣に諸豪族所有の奴隷であつた。これらは既に決して家內奴隷でなく、「古典的奴隷」の態を具へてゐたことは既に示した。かゝる奴隷の所有のみが、「部」に新しき意義を與へ、それを新しき發展型にまで引上げ、それの氏族制度を破壞するに至るまでもの量的擴大を可能にしたのである。「部」と工業奴隷との必然的聯關が如何なるものであるかについては、後者の生產物である農具の貴族の手へ

の集中（古墳出土の例が示すやうに）が始めて「田部」の發展を許したと推定さるる一時をもつてしても示される。

かくて、三―七世紀社會の社會構成が明らかになる。當時人口の約半數に達する部分が「部」民であつたと云ふ意味において、而してこの「部」民は「種族奴隷」から出發して「古典的奴隷」の代行者となつてゐたと云ふ意味において、最後に當代における規定的勞働者は依然として少數ながら存在した「古典的奴隷」であつたと推定さるる意味においてかゝる社會は奴隷所有者的社會經濟構成の社會である。但し、本來的「古典的奴隷」でなく「種族奴隷」の適應形態をもつて代行されてゐたと云ふ點で、依然として、展開せる奴隷制社會であるとは云ひ得ない。從つて氏族制度や共同體的土地所有關係の如きも驅逐し、一掃されるに至らずして、反對に保存され、その內容を失つただけで形骸が新しい社會關係のために利用されてゐる。所謂上代の氏族制度なるものは本質上何らの氏族制度でもなく、正確には「氏姓制度」と呼ばるべきものであり、尊卑各々の門族がなほ舊來の氏族制度の模型に從つて世帶共同體に結集し、氏族名や氏族神の如き本來の氏族制度にとつては重要ならざる部分を保存し、征服・貢納に基く民族的統一を神話的……一元化によつて「說明」し、階級關係を家長との血液の親粗、またその家長等の神話的……おける列次によつて說明したものである。併しそれは本來的な氏族制度を假定することなしには考へることの出來ない事實である。

而して我が上代史に展開せる奴隷制社會が存在しなかつたと云ふことは必ずしも我が上代史が如何なる時代にも奴隷制社會として「若かつた」と云ふことや、未だその收取が限界に達せず「部」民の對向が激發しなかつたと云ふことや奴隷制社會として洋々たる前途を持つてゐたと云ふことにはたらない。反對に本來の「古典的奴隷制」の場合に

おける「長所」、奴隷勞働力の磨滅・縮小再生産を顧慮せずして收取の限界を擴張し、失はれた奴隷勞働力を外部から輸入して補充すると云ふ方法が、農奴的相貌をとつた「部」民制度では一應不可能であつたことこそ、「部」民制をいち早く行きつまらせ、「部」民制度が「部」民制度として保存される限り奴隷制の一層の發展を不可能にした。また「部」民制度が氏族制度を驅逐せずして、その形態の内部に發展し得たことこそ「部」民制度の階級制度としての充分な展開を抑止した。併しまた奴隷制度の一層の發展の展望が「部」民制度の撤廢によつて得られたであらうか？　否、「部」民制度はかゝる形で「古典的奴隷制」——奴隷制最後の段階——に代行したものである限り、その撤廢は社會に奴隷制以外の新たな諸關係が、奴隷制を全體として止揚する諸關係が成熟せざる限り撤廢され得なかつた。「部」民制度の行きつまりは同時に全體として奴隷制そのものの行きつまりであつた。

2　「部」民社會の發展

三—七世紀社會の主要階級は如何なるものであつたらうか？　最上層に「部」民や奴隷を所有する貴族があり、その下に自由民があり、最後に「部」民と奴隷がたつてゐる。而して歴史が諸階級の動向に依つて推進せられると云ふテーゼに從ふ限り當代においてもこれら三つの階級の動向こそ歴史の動きを決定する。

さきに「部」民については詳說したから「公民」について若干述べよう。

大化前の社會において「公民」と稱すべきものは畿内其他の征服種族の一般民と、「部」に編成されざる被征服種族員とである。このうち後者の如きは曾て貢納する共同體の一員であり、然もこの共同體は全體として「種族奴

隷」的であつたのだからこの時代になつても依然として種族奴隷であつたとする人もあらうが卑見はこれに贊しない。既に貢納する共同體の内部においてもその酋長及び族類と一般共同體員とではその地位が異つてゐた。一般共同體員は文字通り貢納する共同體員であるがその酋長及び族類はむしろ征服種族の政府機構の一環をなし、貢納の仲介者、保證者であつた。「貢納制」が「部」の制度に移行すると共に貢納する共同體員と酋長及びその族類との分化も進展し、前者は「部」民に、後者は「公民」及び地方貴族になつて行く。そしてかゝる「公民」は「部」民の對抗物となり、の主要兵卒材料となる。

書紀に依れば「公民」は崇神天皇の御代に男は弓弭調、女は手末調を課せられたと云ふ。ヨシこの材料が必ずしも時代その他の點について充分依據できないにしても、書紀の材料となつた諸文獻が出來たと推定さるる五六世紀より稍舊い時代からこの如き制度が存在したと云ふことだけは云へる。そこでこの問題を考へて見ると男子は狩獵生産物、女子は工藝生産物で、彼等が生活の基礎としてゐた農業生産物ではなかつたと云ふことが見られる。尤もこの弓弭調、手末調と云ふのは必ずしもかゝる内容のものではなく農業生産物たる稻その他をかゝる名稱で美稱したと考へられなくもないが、大化後にもなほ租税の可成りの部分をなすものが調及び副調で、それは狩獵及び工藝生産物であり、租はその一部に過ぎなかつたことを思へば矢張り弓弭調及び手末調を文字通りかゝるものとして見るべきであらう。そしてまた假に一歩を讓つてそれがこの名稱で呼ばれる農業生産物であつたとしても、この名稱の遺存はヨリ一層舊き時代におけるかゝる租税形態の存在を示すと云ひ得るであらう。

さてこの弓弭調、手末調を見るとそれは彼らの生活の基礎である農業生産物でもなく、また勞働でもないと云ふ意

味で量的に比較的僅かなものではなかつたかと推せられる。勿論、狩獵生產物、工藝生產物等の形態における租稅と雖も可成り多くを課し得るのであるが、かゝる生產物に對する支配階級の需要には一定の限度があること、被支配階級のもとにおいても當時の文化水準のもとでかゝる生產物をば無制限に生產する能力はない――例へば狩獵には一定の時期と場所が必要であり、工藝には一定の材料が必要であるが、それがさう無制限に存したとは考へられない――と見られるのであるから、少くとも農業生產物や勞働の形態をもつてするものよりは制限された量であつた筈である、尤も大化後の租庸調において、庸調は相當大なる量に達し得た。併しこれはこの特代以後における諸技術の著しい發展と多樣化――例へば工人の輸入や養蠶の普及――政府の產業奬勵政策、等と相俟つて始めて可能であつたものである。然もそこでもなほ、狩獵及び工藝生產物の形態における「租稅」は、租及び賦役と合して始めて餘剩勞働の全部に亘り得たのである。さて「部」を基礎とする社會において最初は、「部」民から餘剩勞働及び生產物を、一般「公民」からは國家の維持に必要な租稅及び諸義務――兵士となること、祭事に關與すること――を徵收したと考へられる。併し旣に書紀崇神紀の記事において租稅は若干別のものに轉化してゐる、弓弭調及び手末調は單に租稅であるばかりでなく、旣に地代でもある。

一般に云つても古典的社會構成の社會において、卽ち貴族、自由民、奴隸を主要構成要素とする社會において自由民は分化して極く一部が貴族の列に入り、大部分は奴隸に沒落して行く。これはギリシヤ史及びローマ史において明瞭に確認されることである。併し自由民のこの沒落は決して直接に一擧には行はれない。むしろ古典的社會構成の全史に亘つてこの沒落は單に傾向たるに止まり、最後まで解決されない問題である。そしてここで卽ち、自由民の奴

隷への沒落の過渡が、道筋が問題となる。ギリシヤ＝ローマ史では自由民は奴隷に沒落する以前に奴隷勞働によつて驅逐され、社會の費用で養はれねばならぬ、社會を動搖と混亂に陷入れ易いルンペン層を形成した。「紀元前五世紀の終り及び四世紀の初めにはギリシヤの至るところに交換が發達し、奴隷の大衆が現はれた。そしてこの奴隷の勞働が、自由な小所有者の勞働を驅逐し、彼らをして雇ひ兵士となるか、もしくは個人及び國家の施物によつて生活するルンペン・プロレタリアートになるかを餘儀なくした。……これ等のルンペン・プロレタリアート………眼をもつて富豪を眺め、彼等の財產の分割を夢想してゐた。」1) またローマにおいては「二世紀の終りにイタリーにおいては殆んどすべての土地及び富が一握りの土地所有者及び奴隷所有者の手に集中された、他方、自由な住民の大部分は生產手段を奪はれて若干の大都市に集り、主として政府の與へる施物によつて生活した。ルンペン・プロレタリアートのこの寄生的な大衆は減少して行かないだけでなく、益々增大し、そして落ちぶれた地方民、解放された奴隷、退役兵士達を以て社會を充滿させた。」2) 然るに我が上代史では正に反對のことが起つてゐる。農奴的相貌を持つ「部」が社會の基礎であり、從つて自由民のそれへの過渡は彼らの土地への緊縛の强化であると云ふ意味において、自由民が共同體的諸關係になほ强く結びつけられてゐたと云ふ意味において、「部」の狹隘な收取地盤が支配階級をしてさらに別な收取資源をも捜すことを必要としたと云ふ意味において、自由民は最初租稅を課せられ、兵役の義務につく「公民」から次第に租稅のみならず地代をも支拂ひ、兵役の義務のみならず賦役をも果さねばならぬところの「國有地農民」の地位に顚落した。旣に弓弭調及び手末調にその傾向が伺はれるのであるが、その後の過程はこの點を一層はつきりさせて行く。「公民」は次第に大土木工事等に使用せられるやうになる。併しなほ前代の傳統を踏んでその課役は神社の造

營、山陵の築造の如き祭祀方面や池溝の開鑿の如き「公共」事業に宛てられる、そして後にはその課役が必要勞働部分にまで食込み「賦を輕くし、歛を薄くして以て民(オホムタカラ)萠を寬く」ことさへ必要になつてくる。自由民沒落のこの過程がローマの場合にも我が上代史の場合にも彼らの土地喪失の過程であることには變りがない。併しその――土地喪失の――形態は全く正反對であつた。ローマの場合には土地は富豪の手に集中し、これらの富豪はその土地から自由民を驅逐して代ふるに奴隷勞働をもつてした。我が上代史では共同體の土地が次第に國有化され、共同體の諸業務が次第に國家機關の業務となり、「公民」は益々土地に緊縛されて、嘗つて彼らの土地であり、今や所有權の移行した土地の隷農となつた。

1) 拙譯、唯物史觀世界史教程、第一卷、二〇四頁

2) 同書、二二六頁

我が上代史における「公民」の隷農化はローマにおける自由民のルンペン化が結局奴隷人口を補充することになつたやうに「部民」を補充して行つた。これについては「钁(クハヨボロ)丁」が「田部」に轉化したと云ふ一例が最も雄辯に示してゐる。併しまた「部」民制がその狹隘な基礎の故にいち早く發展の限界點に到達し、沒落を運命づけられると「公民」の隷農化――そしてこの隷農化は「部」民制の行きつまりに當面して一層速度を加へたのであるが――は別な意義を持ち出した。そしてこの別な意義のうちにギリシヤ=ローマ史と我が上代史との根本的相違がある。ローマの自由民は一部分「コロヌス」となつて農奴化したものを除き大部分ルンペン化して只社會を腐敗と動搖とに導くのみであり、結局その社會を「出口」のない社會とした。「奴隷制が生産の支配的形態たるところでは、勞働は奴隷のするこ

となり、從つて自由人にとつては不名譽なものとなる。これによつてかゝる生產樣式からの出口は閉されるが、一方更に一層發展した生產は奴隸制に制限を感じ、その排除へと驅りたてられる。この矛盾に逢着するや奴隸制を基礎とする生產、それを基礎する共同體は沒落する。」[1]　そして只、新しい社會への希望としては沒落した自由民と解放された奴隸とより成る「コロヌス」のみがあり、それもゲルマン社會との綜合なしには新しい生產樣式の擔當者たり得なかつた。然るに我が「公民」は一部分本貫の地を離れて流浪民となつたものを除き、その隸農化によつて「部」民にとつて代る新しい生產階級となつた。從つて「部」民制度の行きつまりは奴隸制そのものの行きつまりではあつても何ら社會そのものの行きつまりではなかつた。大化改新によつて「部」民制が倒壞するや彼らは解放された「部」民をも抱擁して「班田農民」なる新階級を形成するに至つたのである。

而して今この同じ過程を支配階級の方面から見ると三―七世紀の社會において最初に凡べて「部」民の所有から出發した。當代の貴族は凡べて「部」民の所有者であり、その多寡に從つて彼らの地位が決定された。然るに「部」民制が行きつまると共に次第に農奴化されてきた「公民」の比重が加はり、この「公民」を所有することが「部」民を所有することとは異なれる新しき意義を獲得し、結局、貴族が「部」民のみに依據する層と「公民」にも依據する層とに分れ、兩者の鬪爭が新たに歷史の舞臺に登場し、歷史を推進せしめる力となつてきた。そしてこの鬪爭はあらゆる場合に後者に有利であつた。後者が「公民」の外に己れの所有する「部」民にも依據し得、それに依つて勢力を倍加されたのみならず、「部」民制それ自身の行きつまりは「部」民の對向的動向となつて內部から彼らの力を弱めて行つた。

かくて大化改新が要求され、可能になり、「部民」に依據する舊貴族は倒されて、それが實現された。「部」民は解放された。何故ならそれはそれに依據する舊貴族の…………であつたからである。またそれは「部」民制度の行きつまりに依つて全體としても行きづまらざるを得なかつた社會を解放する所以であつたからである。併し改新は一擧になされたのではない。紀元六四五年の入鹿服誅に始まる舊貴族の驅逐は紀元六七二年の壬申亂等の反動を通じて徐ろに完成されて行く。そして、その際、新狀態は六四七年、六四九年、六六四年、六八五年の冠位制の制定のうちに固定化されると共に、六八二年における官吏の考選への族姓の考慮、諸氏の氏上の選定、六八四年の八色の姓の制定、等によつて無力化されて行く。紀元六四六年に始まる部民制度の廢止は決して一擧に遂行されることなく、特に紀元六六四年には民部、家部制の復活があり、六七五年の部曲制の再廢止によつて始めて完成される。食封制度は六四六年に制定されたとあるが、その內容が後代に見るが如きものであり、且つ全般に亘るものであつたかどうかはあまり明らかでない。少くとも六七六年における食封支給によつて始めて完成される。班田、租庸調制は、六四六年に端を發して、六五二年に班田終るとあるが、その基礎たるべき戶籍は同年にも作成され、類聚國史に依れば薩摩、大隅の諸國には紀元八〇〇年に至て始めて施行されてゐる。改新後の新方針に基く諸制度の整備はまづ、天智天皇の元年(六六二年)に近江朝廷令二十二卷が制定されたが、天武天皇の時代には既にこれが修正あり、同時に律が制定され、文武天皇の大寶元年(七〇一年)にさらに大寶律令成り、これも元正天皇の養老二年(七一八年)には修正され、所謂「養老令」として此處に始めて落付いたのである。そしてこれに伴つて始めて八省百官の制度の如きも確立した。帝都問題は天智天皇六年に近江遷都のことがあつたが、同十年には近江宮火災のことがあり、七一〇年の奈良

遷都に至るまでなほ歴代遷都の舊慣が改められてゐない。

3　「國家的封建主義」の成立と「部」

大化改新後の社會に觸れることは本論の構成外のことである。何故ならそこでは旣に「部」は殆ど何らの役割も演じてゐないからである。併しなほ「部」の制度が僅かながら遺存すると云ふことと、「部」を基礎とする社會が如何なる社會に移行したかと云ふことを知るために簡單にここで觸れて置かう。

「部」の制度は大化改新によつて品部、雜戶の如き職業「部」の一部と、甚しく奴隷に接近せる部分たる官戶、家人と、その他これも特殊な陵戶及び神戶を殘して全く姿を沒したことは周知の通りである。

その代り歴史の舞臺には租庸調を負擔する「班田農民」が登場した。而してこの「班田農民」はそれが「部」民との對立のうちに新しき生産階級として形成されたと云ふ歴史的事情から云つても、彼等が「班田」なる形における土地支給に伴つて租庸調の諸義務を負擔した（租は田額に從つて計算される）と云ふ點から云つても、「國有地農民」なる形が今なほアジア諸國に存在するが、それが本質上農奴制以外の何ものでもないことを歴史の實踐によつて示されてゐると云ふ點から云つても、決して奴隷ではなく、農奴である。

「部」民の所有は「班田農民」の所有、封戶制にとつて代られる。封戶が「戶」もしくは「人」の給與であるか、土地の給與であるかと云ふ問題は封戶そのものの內容の調査に依つて直ちに明らかになる。東大寺の封戶は天平十一年のものにおいて郡別五十戶になつて居り、天平勝寳二年施入のものも五十戶及びそれの整倍數になつて居り、この

「五十戸」は當時の一鄕の戶數であつたことを思へば、容易に「鄕」を與へたものであると知られるが、天平勝寶四年施入のものにおいては

造寺司　牒三綱所
合奉充封一千戶
下野國二百五十戶
芳賀郡石田鄕五十戶
足利郡土師鄕五十戶
梁田郡深川鄕五十戶
都賀郡高栗鄕五十戶
鹽屋郡片岡鄕五十戶
若狹國五十戶
遠敷郡玉置鄕
越後國二百戶
頸城郡膽君鄕五十戶
加茂郡殖栗鄕五十戶
磐船郡山家鄕五十戶

雜多郡播多郷五十戸

（下略）

の如く、明らかに「郷」を單位としてゐる。その他弘福寺の封戸の如きも「常陸百戸、上野百五十戸、武藏百五十戸、紀非百戸、」の如く五十戸を單位として居り、「相模國天平七年封戸租交易帳」[7] に依っても、

（前略）右大臣從二位藤原朝臣食封、大住郡仲嶋郷五十戸、田二百一十六町七段三百四十二歩（後略）

の如く、單に郷別に支給されてゐるのみでなく、租稅徵收のために田數さへも記してゐる。即ち封戸の本質はその名稱の如何に拘らず「郷」その他を、即ち土地を與へて徵稅せしめた——併し徵稅官の役割は國郡司が代行する——ものであることがわかる。尤もこのことは勿論大化直後なほ「部」民制が充分に廢止され終らず「封戸」が單に舊來の「部」に與へられた新たな名稱に過ぎなかつたが如き過渡的場合に「戸」を單位とせるもののあつたことを否むものでは決してない。

1) 大日本古文書、第一卷、六三五—六四〇頁

大化後に樹立されたものは決して奴隷所有者的社會構成の社會に非ずして封建主義である。只そこになほ可成り強く殘存した奴隷制と共同體的土地所有關係とがこの封建制に特徴ある姿を與へてゐるに過ぎない。そしてこの共同體的土地所有關係が崩壞するにつれて封建制が一層明瞭な姿でたちあらはれてくる。共同體的土地所有の崩壞は既に大化前にさへ見られる。而してそれに伴つて書紀大化元年條には「勢有る者、水陸を分割きて私地と爲し、百姓に賣り與へて年に其の價を索ふ。今より以後、地を賣ることを得じ」[1] とあり、この「賣る」は用益權の販賣、即ち土地賃貸

なることが明らかであり、莊園制度を形成する諸要素の一つ、莊園領主と莊民の關係が生れつゝあつたことを示す。而してかゝる莊園制度は天平七年、卽ち紀元七三五年の弘福寺領讃岐國山田郡田地圖[2]に依れば、「右田□八町九十八束代直米四十一石六斗」、「右田數十一町四百十二束代直米六十□石三斗」、「三百四十束代墾田得、直米三石四斗」等とあり、天平勝寶七年、卽ち紀元七五五年の越前國使等解文[3]に依れば、東大寺領越前國桑原庄において「賣田九町、價稻七百廿束」とあり、天平神護三年（七六九年）の東大寺領墾田地檢校帳[4]には「全佃三百四十二町四段一百九步」とあり、少くともこれらの時代には、ヨシその不輸不入制が確立せずとも莊園の態を具へたものが存在せることを示してゐる。既に六四五年には豪族による未開山林の占有が禁ぜられて居り、七一一年には重ねてまた禁ぜられて居り、七二三年には有名な三世一身令が發せられてゐる。六八九年には下毛野朝臣子麻呂が奏して奴六百口を免したとあるが、[5] これが自家の奴隸名簿に載つてゐる事實上は良民であるものの追求權を抛棄したものか、後に續日本紀にある、鹿島神宮の神賤の事實上農奴化せるを神戸とした如き解放であるか明らかでないが、後者とすれば、此處に當時六百口の農奴を擁する莊園が成立したわけである。而して桓武天皇の延曆十六年、卽ち七九七年には莊園に浮浪民が集まり、國司に對捍し、租稅を納れず、とあるからその不輸不入制のみならず、莊園軍隊さへも起つてゐると見るべきである。

1) 岩波版、日本書紀、下卷、一六五頁
2) 大日本古文書、七卷、四四頁
3) 大日本古文書、四卷、五二頁

4) 大日本古文書、五卷、六六二頁

5) 岩波版、日本書紀、下卷、三一九頁

さて、かゝる社會變革過程のうちに奈良時代にまでなほ殘存せる「部」の結末はどうであつたらうか？　この時代がなほ封建制度の確立と云ふ點で不充分であつた限りで、奈良時代に入つてもなほ奴隷制度と「部」の制度が殘存した。そして奴隷制度は前代において「部」の制度の擴大化によつて抑制され勝ちであつた點から解放されて、一時、逆に、擴大しさへした。併し間もなく奴隷制度のこの一時的開花も終り、奴婢の「解放」――この「解放」は單に自家の奴隷名簿に載つてゐて現身のない奴隷（自家所有の奴隷の血のつながつてゐる人間）の追求權の放棄であり、農奴化に過ぎぬことが大部分らしいが――も行はれる。「部」の制度は、工業方面に活動したものがかゝる方面における勞働力の不足を補ふために殘存せしめられたのであるが自由な賃銀勞働者としての工人が分化し、「班田農民」の間に工藝が普及すると共に次第に廢止され、消滅した。併しその一部はあるひは武士の發生に伴つて所謂「家人」となり、あるひは豪農の家抱・名子となつて殘り、あるひはまた今尚殘存する――民主主義の不貫徹故に――特殊部落制度となつてゐる。

五、部研究に關する文獻

一、史料

古事記、日本書紀、風土記、同逸文、古語拾遺、舊事紀、日本靈異記、高橋氏文、新撰姓氏錄、萬葉集、令義解、令集解、延喜式、續日本紀、類聚三代格、大日本古文書、編年部

二、「部」を研究せる論文

＊印は筆者未見のもの

（イ）單行本

瀧川政次郎氏　律令時代農民の生活
瀧川政次郎氏　日本奴隷經濟史
太田　亮氏　日本上代における社會組織の研究
太田　亮氏　日本古代史新研究
栗栖　赳夫氏　日本經濟史要

（ロ）雜誌論文

小中村淸矩氏「御子代御名代考」、史學雜誌、第一編、八、九號
小中村淸矩氏「品部・雜戸考」、史學雜誌、第二編、第十九號
喜田　貞吉氏「御子代・御名代考」、歴史地理、第三十三卷、第五號以下第三十四卷四號
津田左右吉氏「子代・名代の部について」、史苑、第二卷、三・四號
津田左右吉氏「古語拾遺の研究」、史學雜誌、第三十九編、第九・十・十一・十二號
津田左右吉氏「上代の部についての補考」、史學雜誌、第四十編、第一・二・四號
川上　多助氏「品部・雜戸考」、民族と歴史、第二編、第二號
宮崎道三郎氏「部曲考」、法學協會雜誌、第二十五卷、第三號第二十七卷、第三號
中田　薫氏「我が古典の『部』及び『縣』に就て」、國家學

會雜誌、第四十七卷、第九・十號

祝　宮靜氏「律令時代の賤民制度概說」、史苑、第二卷、第三號以下

祝　宮靜氏「大化以前の勞働制度に關する考察」、國學院雜誌、第三十五卷第一・二・三號

祝　宮靜氏「我が國奴隷經濟時代に於ける奴隷とその使役者との交渉に就て」、史苑、第二卷、第六號

祝　宮靜氏「律令時代に於ける神戶と社殿修造との關係に就て」、國學院雜誌、第三十七卷、第二號

祝　宮靜氏「律令による雜戶陵戶の比較」、國學院雜誌、第三十五卷、第十二號

瀧川政次郎氏「中古賤民の等級に就いて」、史學雜誌、第三十五編、第五・八號

瀧川政次郎氏「雜戶と陵戶との異同に就いて」、國學院雜誌、第三十六卷、第一號

瀧川政次郎氏「氏賤考」、史潮、第二卷、第三號

三浦　周行氏「古代賤民考」、史學雜誌、第九編、第十・十一號

五、「部」研究に關する文獻

*小中村義象氏「賤民考」、史學雜誌第三編

*丸山　二郎氏「語部考」、史苑、第三卷、第六號

*著者不詳「神戶に關する一二の考察」史林第十九卷の二

勝田　勝年氏「語部に關する一考察」、國學院雜誌、第四十一卷、第三・五號

*中山　太郎氏「日置部異考」、中央史壇、第十二卷、第十號

*田中　治平氏「我國古代の日祭氏族について」、中央史壇、第十二卷、第八號

朝山　皓氏「中山太郎氏の日置部異考を讀みて」、國學院雜誌、第三十三卷、第十二號

*著者不詳「阿波國における忌部族調査史料」（報告）

濱田耕作氏・梅原末治氏「出雲上代玉作遺物の研究」、（京都帝大考古學報告、第十册

「部」に對する方法論的論爭を行へるものは此處に示さなかつた。また最近の「歷史科學」誌上における渡部、早川等の勞作は本論集に抱含さるるので擧げない。

三、「部」研究の參考史料

さきに示せるものの外、「上宮法王帝說」、「上宮聖德太子傳補闕記」、「催馬樂」、「政治要略」、「類聚國史」、「皇太神宮儀式帳」、「律疏殘篇」、「律逸」、「格逸」、「式逸」、「江家次第」、「和名類聚抄」、「後漢書」、「魏志」、「宋書」、「隋書」、「舊唐書」、「新唐書」等の支那文獻、「好太王碑」等は直接資料にならなくとも參考すべきである。

四、「部」に關する參考文獻

太田亮氏「姓氏家系辭書」、吉田東伍氏「大日本地名辭書」、松岡靜雄氏「日本古語大辭典」、津田左右吉氏「神代史の研究」、津田左右吉氏「古事記・日本書紀の研究」、阿部弘藏氏「日本奴隸史」など參考にすべきである。

古代日本に於ける政治的支配形態

伊豆公夫

一、序　説

我々の共同研究の結果として、日本古代史における奴隷所有者的社會構成の意義は確認せられたと思ふ。併し本稿では、それを一應前提としつゝも、課題である「政治的支配形態」の具體的た分析のうちに、探り當てた諸々の徴表が、如何に奴隷所有者的社會構成の存在を歸結させずには措かないかを、叙述することを意圖してゐる。すなはち、一應の前提――もしくは假定を、政治過程の面において確めやうとするものに外ならない。この場合、政治過程が、社會の經濟的構造によつて制約されてゐること――從つてそこから第一義的なものは引き出せないといふことは、注意しておかねばならぬ。

併しそれにも拘らず、政治過程に集中される社會的諸關係の基本的矛盾は、制約的なもの（經濟的社會構成の問題）を照らし出すに充分である。從つて基礎的な課題の解明によつて一應得られた前提を、確めるための具體的分析の面として、政治過程を持つことと、逆にそれから前提への反省がなされることとは矛盾しないのである。

さて、政治過程の具體的分析は、一般的な前提を確めるために具體性が要求されるのであるが、具體性は取りもなほさず日本的特殊性であるから、そこにあらはれた特殊的た諸徴表は、前提と一致すると同時に、更に深められた性格をそれに與へるものであらう。すなはち奴隷制社會の日本的特殊性が、政治過程の具體的分析によつて一層明らかにされるであらう。本稿の展望は、そこまで辿りつく豫定である。

かういふ風に、具體的分析によつて、一般的な前提を確めやうとするときには、どうかすると資料の選擇に先入感が入る恐れがあり、その前提に適合するやうな資料だけを選びとるといふ過誤に陷り易い。これを防ぐには資料を頭末に至るまで、殘りなく占有し、凡ゆる角度からこれを研磨する必要があるのである。ところが、本稿ではその時代の關係上、根本資料が非常に少く、支那の漢から唐に及ぶ間の數種の史籍中日本に關する部分及び、古事記、日本書紀が主要なるものである。かく根本資料の少いといふ事は、一應殘りなく搜索出來るといふ便宜と同時に、當代の社會機構を全面的に照らし出すことの不可能に近い困難をも結果する。のみならず、これら文獻の信憑性に至つては、既成史學の批判にさへも堪え得ない。併し、これを全然斥けることは無意味であるが故に、批判的な眼を以て、背後に隱されたものに到達すべく利用することは、我々の態度でなければならない。

そこで、政治的支配形態とは何か。それは總體的な政治過程の全部を意味するものではない。また、具體的な政治上の事件を次々と追つてゆくことをも内容としない。階級アンタゴニズムの發生以來、生産手段と勞働力の結びつきの或る形態に規制せられ、また逆にそれを繼續させてゐる所の强力の體樣――換言すれば收取と絡み合つてゐる階級對階級の關係である。この關係は、當然支配する階級が上位に立つて、支配されるものを統制・制壓する形態としてあらはれる。從つて政治過程の中心題目ではあるが、その全部とはいへないし、また政治的事件の具體的な發展を追究することとも違ふのである。

併しもちろん、一定の政治的支配形態を研究するためには、全體的な政治過程から切り離したものを抽象することは出來ないし、また具體的な史的現實と關聯せしめないでは説明出來ない。要するに他の題目に對すると同様、全體

的であり具體的である事と結びついて、發展における分析が必要である。

わが古代における政治的支配形態の分析が私の課題である。その內容を、豫め示唆的に書くとするならば、第一章は主として國家形成の過程を問題とし、いはゆる國造制度と氏姓制度の連繫及びその發展が、どういふ社會的階級的基礎構造の上に行はれたかを見やうとする。この場合、古い氏族制的なものの形骸が、どの程度まで保存され、發展に絡みついてきたかを、特に注意したいと思ふ。第二章は、主として政府體制の發展を取り扱ひ、國造制度から郡縣政治への過渡を內容的に明らかにすると同時に、人民諸層の動きに就いても論析をこころみる。第三章は、主として國家機能としての法律が、如何にその活動において階級諸關係を、或は露はに或は隱微に表現してゐるかを、認識することに重點をおく。但し、これらの各章において一時代の諸特徵を橫斷的に分割して述べるのではなく、內面的統一の線上に•章を追うて發展的に記述する。各章とも、結局は大化改新へ歸着するところの展望を持たしめられるが、なほ改めて大化改新の社會的政治的意義につき概要を述べることは必要と思はれるので、第四章――結論はそれに充てられるであらう。そして、全體の根抵に橫たはる社會經濟的構成の性格、階級諸關係の本質、更にそれらの日本的特殊性が、明らかにされるべきである。

かくのごとく包括的なものではあるが、あらゆる問題を何もかも網羅しつくすといふ事は色々の事情で出來なかつたことを讀者諸氏にお斷りしておかねばならぬ。

二、國造制度と氏姓制度の連繫

A　魏志所載耶馬臺國の狀態

知られ得る日本古代社會の世界史的登場は、後漢光武帝の中元二年（紀元五七年）に、「倭奴國奉レ貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國之極南界也、光武賜以二印授一。」といふ後漢書の記載に始まるやうである。次いで、安帝の永初元年（紀元一〇七年）に、「倭國王師升等、獻二生口百六十人一。」とある。最も有名な魏志東夷傳中の倭女王國に關する記事は、魏の景初二年（紀元二三八年）前後の事情を物語つてゐるものと推定されてゐる。併し前漢書地理志に「夫樂浪海中有二倭人一、分爲二百餘國一、以二歲時一來獻見云」とあるのは、年代こそ不明であるが、紀元前後の狀態を指してゐると考へられ、これらの總てに先立つものであらう。

これらの支那文獻も、それぞれ記載の年代よりは後に出來たものであるが、記紀（いづれも紀元八世紀の編述とされてゐる）よりは早い上に、若干の不正確を除けば、記紀のやうな宗敎的政治的潤飾は少いと見られる。卽ちその史料としての價値が大である所以。併しこればかりでは、充分でないから、紀元前後から三世紀に至る考古學的研究と、記紀のこれに該當すると推測される時期の記事とを補充し對校して見ることによつて、大體わが古代社會史の冒頭を輪廓づけることが出來やう。

さて、これらの文獻には、すでに「國」の存在が記されてゐるが、事實果して然るものがあつたかどうかは疑問とされなければならぬ。社會と國家とを混同する見解に從へば、人類社會のはじまる所、それは同時に國家の發足であつたのだから、蒙昧野蠻の時期にも國家があつたことになり、右の疑問は解消する。併し勿論、かやうな見解は今日眞面目に取り扱ふことの出來ない非科學的なものであり、國家の起源および其の發達は、歴史的に考察されなければならぬ。そして、これについては、我々はすでに大綱においては充分展開された學說を持つてゐる。それによれば、發生的には氏族制度の反對物への轉化であり、その基礎には階級對立による社會的分裂を有し、社會の產物であるが表面上それを超越し益々それから遠ざかる公力(ゲワルト)として發展し、本質的には經濟的に支配する……………である(註一)。前記の國なるものが、かやうな理論の意味で、嚴密な「國家」たる性格を備へて居つたかどうかは分析を俟たねばならぬ。

他方に於て、記紀の神話傳說に、國家的認識が强度にあらはれてゐるのを見る。二神の國生み神話、大國主命の國土經營、出雲國讓り等々の記載には、すでに國といふ觀念の發達が見受けられる。これは前記の史實と契合するか否かの問題でなく、記紀編纂から餘り遠くない年代の國家的認識が、神話傳說の上に反映せしめられたものとして解釋することが出來る。

後漢書に於ては使人が大夫と自稱し、また生口即ち奴隸を貢獻したことに事實的內容は限られてゐるが、魏志では記述が非常に詳細である。從つて今魏志によつて、當時の社會における注意すべき事實を、なかんづく「國家」に關係ある部分を檢索することから、記述を始めたいと思ふ。(註二)

魏と交通した倭女王國は、筑紫に當るか、大和に當るか、曾て大いに論爭せられ、今でも確論を見ない。今日我々は、其の位置の如何に關せず、紀元三世紀における日本社會の先進的なタイプとして把握するにとどまつてゐる。當面の課題にはそれで充分である。併し此の點の解決は、必ずしも第二義的なものではない。解決の方向は、魏志の記述における社會の諸特徴が如何なる統一性を以て社會的構成の或る段階を表現してゐるかの解析と、大和・筑紫の考古學的に見た地方的差異の研究等によつて拍車をかけらるべきで、從來のやうに地名の解讀推定に重點をおくことのみであつてはならない。かういふ解決の方向をとると、筑紫であるか大和であるかの確定は、次に續いてわが文獻に現れて來る社會（五世紀乃至七世紀）への前行形態をなすといふ點がはつきりし、連絡がつけられるわけであつて、統一的に取り扱ふことが可能となり必至となる。

魏志には、「今使譯所﹅通三十國」とあり、また女王國すなはち耶馬臺國を中心として、二十九の國名を擧げてゐる。これらのうち狗奴國を除いて、他は女王國に服屬するかのやうに讀まれる。就中「伊都國」は「郡使往來常所﹅駐」であり、また一大率が置かれて諸國を檢察したので諸國之を畏憚したといはれてゐる。これらの諸國には概ね正副の官があつて、卑狗（彥）卑奴母離（夷守）爾支（主？）多模（玉）彌彌（耳）などと呼ばれてゐたらしい。諸國の戶數は、信憑するに足らないとしても、伊都國は千餘戶、奴國は二萬戶、投馬國は五萬戶、耶馬臺國は七萬戶である。

諸國の社會狀態は、一般的にしか書かれてゐないので、先進的なものと後れたものとの對照はないが、農業は主要な生產部門となつてゐた事は疑ひを容れない。そして或は「南北市糴」といひ、或は「國國有﹅市、交﹅易有無﹅」とい

ふから、少くとも交換經濟の存在は認められ、また諸韓國及び支那と女王國との間の貢獻的形貌をとつた貿易は相當に發達してゐた。

その國の階級關係に就いて知り得るところは餘り明瞭でないが、生口すなはち奴隸の事は數箇所に出ており、また「尊卑各有二差序一、足二相臣服一」といひ、「下戸與二大人一相二逢道路一、逡巡入レ草、傳レ辭説レ事、或蹲或跪、兩手據レ地爲二之恭敬一」と書かれてゐるところを見ると、奴隸以外に身分の不平等がある事がわかる。そして租賦を收め、「其犯レ法輕者沒二其妻子一、重者滅二其門戸及宗族一」といふからには、政治權力が確立されてゐたことを肯定させるものがある。女王卑彌呼は千人の婢に侍かれ、宮室樓觀、城柵嚴に設け、常に武器を持つた兵士が守衞してゐる有樣であつた。

以上の諸點は、すでに三世紀の日本社會に身分制度があり國家の成立を見てゐたことを承認させる。併し、他面において原始社會における氏族制度の遺存と見られるものも、魏志の記述から發見出來る。父母兄弟が臥息その處を異にしてゐるのは、古い男女別居の習慣が殘存してゐるものと見られる。死者を葬つた場合に、「擧レ家詣二水中一澡浴」といふ禊祓の習慣、また船旅に當つて「持衰」といふタブー的人物を連れて行くこと、事ある時は骨を灼いて吉凶を占ふこと、また耶馬臺國の卑彌呼女王が「事二鬼道一能惑レ衆」とあつて女性の巫覡を想像させること、――これらを通じて東洋における氏族制度の或る段階の宗教であつたシャーマニズムが、なほ強固に支配的であつたことを見る。女王國を始め、諸國の官とされてゐるものは、彥、主、耳等いはゆる原始的姓（かばね）として、氏族または部族同盟の首長が自ら稱したものに當るごとくであり、後のわが文獻における國造・縣主の前身に當る者を想定せしめる。

この事は又、氏族制度の殘存を意味するものであり、少くとも女王國を除いた諸國は、箇別的な獨立國家とされるよりは、氏族團體の變質したものにとどまつてゐることを示唆する。そして女王國自身も、これらの諸國に貢納せしめてゐたらしくはあるが、卑彌呼・臺與と相次いで女性の巫覡を統率者と仰ぎ、而も如何なる性質のものであつたかは判らぬが、所謂「共立二一女子一爲レ王」といふ點など、なほ原始的な性格を帶有するものがあり、部族同盟の域を完く脫したとはいへないとする論據も成り立ち得るごとくである。

魏志の記載を全幅的に信頼することは勿論出來ないが(註三)、以上の社會的關係に就いての概觀からすれば、二大傾向の輻輳してゐることが確實であるやうに見られる。すなはち一方には、すでに階級分裂は進行し國家的外貌を備ふる機構が成立してゐたと見られるが、他方にはなほ原始氏族制度の殘存が相當に根强いものであつたことも否定出來ない事實である。この二つの傾向の輻輳＝相剋からして、當時の日本社會が、國家形成の過渡期にあつたと歸結することが穩當であるやうである。併しこの過渡期は、原始共同體の崩壞か、階級的な社會構成の成立かに關して、どちらにもつかぬといふ中間的なものではなくて、重點は明らかに後者に置かるべきである(註四)。

(註一)　エンゲルス「家族私有財産及び國家の起源」、マル・エン全集、第十二卷、八一二頁

(註二)　以下魏志から隋書に至る本文は太田亮氏編「漢・韓史籍に顯はれたる日韓古代史資料」に據つた。併し「一大國」を「一支國」とし、「壹與」を「臺與」とするが如きは通說に據る。

(註三)　後漢書・晉書はいづれも年代的には魏志の後に出來ており、同樣の事を記しても範は魏志にとつたらしい。この點では魏志の記述は最も權威的であるが、但し社會的發展段階を異にした魏人が、倭國の社會狀態を正しく理解し、表現したか

どうかは疑問である。また中華夷狄史觀による粉飾の企てられることは常に認められるところで、倭人が太伯の子孫と自稱したとか、國が會稽の東にあつて朱崖儋耳に近いから風俗が似てゐるとかいふ記述は、この史觀に原因してゐる。(註四) 志田不動麿氏の「國史と海外史の交關・支那史」(歷史教育講座、第七輯)によれば、魏志中の韓傳と比較して、文化的には韓人の方が支那の影響を受けて先進的であつたとするも、政治生活においては倭國の方が中央集權的國家の成立といふ點で優れてゐるとされた。韓傳中の「國邑雖レ有二主師一邑落雜居、不レ能二善相制御一無二跪拜之禮一」といふ語はその論據たり得る。併し倭女王國を直ちに中央集權的であるとするのは問題である。

B　原始共同體の社會とその解體

紀元三世紀前半、魏志記載の日本社會の狀態にあらはれた過渡期的相貌――二大傾向の輻輳は、我々の論究の向ふところを二つに分つ。一は過去に、一は次に來るべき時期への展望に。第一のものは、當時殘存・變質せるものに過ぎないが、併し以前の時期に盛であつたと推論される原始氏族制――無國家の社會へ遡る道であり、考古學上の成果の助けを得ることが必要である。第二の道は、魏志的社會の發展して行く方向を系統的に見究めやうとするものであり、特に階級對立及び國家の成長過程を通じて、一つの全體的な社會經濟的構成を把握するまでに至るのである。この場合、支那文獻はなほ有力な資料であるが、漸次記紀の重要性に壓倒せられてしまふのである。

だが第一のものを詳しく究明することは、本論にとつて重要ではない。重點は第二のものに置かるべきである。その比重を以て、原始氏族制に就いて觸れておくに止める。

魏志倭人傳における氏族的遺制について、文献的に遡行することは不可能であるが、歴史學的比論によつて、遺制遺物から原型の存在を推定する事の可能は、常識的にもすぐ納得出來るところである。同じく魏志の韓傳に、「國邑雖ニ有主帥一、邑落雜居、不レ能ニ善相制御一」とあるのは、わが女王國のやうな權力の出現する直前の段階を推測せしめるものがあり、また日本書紀景行紀に蝦夷の狀態を記して、「村に長無く、邑に首勿し。各封堺を貪りて並に相盜略む……男女交居て、父子別無し。」といひ、成務紀に國內の狀態を記して、「然れども黎元蠢爾にして野心を悛めず。是れ國郡に君長なく、縣邑に首渠無ければなり。」（註一）といふのは相一致して更に未開の段階を指したものと考へられる。かうした段階の記述は、嘗て原始共同體の社會が存在したことを示してゐる。更に、韓人・蝦夷同樣日本と人種的に親近な關係にあり、また相交通するところがあつた琉球族には、門中といふ氏族制度が永く存續し、勿論有史時代（十二世紀以後）に入つては變質して封建制に絡み合つて殘存して來たのであるが、その原型を容易に辿り得るものである。すなはち村落は門中を以て組織され、女巫たる根神が祭祀を司り、共同墓地あり、土地は班田收授的な若しくは定期地割的なものであつて共有の性質を持ち、人民集會で事を議し、共同耕作が行はれた（註三）。なほ、記紀にさへも、原始共同體の先行を推測せしめる資料は幾らもあるが、これらは甚だ變質を經たものであり、違つた視角から眺められなければならぬから、ここでは略しておく。

考古學的には、紀元三世紀は所謂古墳時代の前期に屬し、また金石併用時代の終末期である。魏志によれば、當時の墓制は「有レ棺無レ槨、封レ土作レ冢」とされ、また卑彌呼の死するや「大作レ冢徑百餘歩、徇レ葬者奴婢百餘人」とあつて、「古墳」的なものが造られたことは確實であるが、これが圓墳か前方後圓墳であるか判らないので、耶馬臺國

の九州說と大和說を裁斷する材料とするに足らない。棺有つて槨無しは貴族の墳墓にも當てはまるかどうかわからぬが、これは九州に多い箱式組み合せ石棺を想起させるものがある。なほ魏志によれば倭人は當時、南鮮へ行つて鐵を交易したといはれてゐるし、魏からは銅鏡や刀劍や金を得たとされてゐるが、銅または鐵を農具に用ひたらしくはない。金屬は貴族階級の奢侈品（最初は宗教的權威を標示するものが多い）にのみ用ひられたやうであり、考古學的遺物とも一致する。

　紀元前後から二世紀にかけては、古墳はまだ未發達の狀態にあり、九州の甕棺は南鮮と同一文化圈に屬したことを示す。支那からの影響は樂浪等四郡を通じて間接に及んだものと考へられ、銅劍・銅鉾・銅鏡等は漢式のものが副葬品としてこの期の墳墓から發掘されてゐる。この期には彌生式土器の傳播が著しい特徵をなし、それは農業の主要生產部門化の進行と結びつけて考へられてゐる。而して農具は、片刃石斧や石庖丁（これを農具とせぬ異說もあるが）に見られるやうに、一般に石器であつたから、その點ではモルガン・エンゲルスの所謂未開の上段にも達せぬものである。但し北九州の貝塚等に早くも鐵滓の發見せられることや、魏志中の鐵鏃に關する記事、韓土に鐵を求めた記事などにも見られる通り部分的に鐵の使用は始まつてゐた。この期は、文獻上後漢書の記載に應ずるものであるが、紀元五七年或は一〇七年の記事（前出）に見られる倭國の狀態は、三世紀の耶馬臺國に比して、段階を幾分異にするのではないかと想像される。國家過程のごときにも、五七年の朝貢者が倭の奴國であつたことからしても、まだ氏族共同體的性質を帶びた「諸國」が分立してゐたことを思はせる。

　前漢の武帝が紀元前一〇八年に衞氏朝鮮を滅ぼし、樂浪・眞番・臨屯・玄菟の四郡を置いて以來、北鮮はもちろん、

やがて南鮮を通じて日本（北九州）へもその文化的影響を及ぼして行つたのであるが、この漢文化の導入以前には日本列島は概して石器時代にあつたものと考へられる。紀元前一世紀、特にその後半は、日本における金石併用時代の發端であるらしい。そしてこの石器時代が、氏族制度の典型的に開展せられた時期であることは疑ひの餘地が無からう。

かうした氏族共同體の社會は、それ自體太初からあつたのでは無く、典型的に開展せられたものは最高の段階であるが、それに至る年代は限りなく長かつたとしても、崩壞はやがて始まるのであつた。生產力の發達は、氏族共同體相互の交換はもとより、共同體內部の分業に基いた個人間の交換をも促し、蓄積された共同體財產を增大すると同時に、その私有化の契機をもつくり出す。選擧された公僕である族長が、自らの私有財產を增加する便宜を利用すると同時に保管を託された共有財產とも結びついて、これを……するに至る。この事が、逆に族長の勢力を强め、……………貴族身分を成立せしめる。そして私有財產の最初の形態は奴隷であつて、種族奴隷が族長の家內奴隷に轉化することによつて、奴隷の所有非所有を契機とする族長對氏族成員の貧富の差は增大する。奴隷の主なる源泉は征服戰爭であるから、エンゲルスの次のやうな記述が當てはまる。「掠奪戰は最高軍司令官や部將の權力を高める。後繼者を同家族に於て習慣的に選擧する事は、特に父權の發生以來次第に、初めは大目に見られたる、次には要求せられたる、而して最後には簒奪せられたる………に移る。…………、………………の基礎が置かれる。かくして氏族制度の機關は人民內に卽ち氏族・部族・種族內に張つた根から次第に引き離されて、全氏族制度はその反對のものに顚倒する。卽ちそれは、種族自身の事務を自由に處理する爲の種族の組織より、隣接民族の掠奪及び壓迫のための組織とな

り、且つそれに應じて、（以下三十九字削除）」（註三）

一般的な、階級及び國家の成立過程に關しては、これ以上立ち入ることを避ける。次には、具體的にそれが日本において如何に進展して行つたかを見るべきであるが、三世紀に至る過渡は旣に觸れるところがあつた。明瞭さは、資料の關係上缺けてゐるが、大體のコースは辿り得られると思ふ。

そこで、次には魏志的社會の發展して行く方向を見究める、第二の道への出發點に立ち戻らねばならぬ。

（註一）岩波文庫版「日本書紀」、中卷、九一頁、一〇二頁

（註二）田村浩氏「琉球共產村落之研究」、四〇頁、四六頁

（註三）「家族私有財產及び國家の起源」、マル・エン全集、十二卷、八〇八頁

C　宋書時代における國造制度の成立

魏志にあらはれた耶馬臺國は、卑彌呼女王の以前凡そ七八十年前には男王が支配してゐたこともあるといひ、大亂を經て卑彌呼の代に至り、一應治まつたごとくであり、帶方郡を經て魏京に使者を遣はす事二回に亘り、魏からも帶方郡太守の使者が詔書印授を奉じて倭國に至つたものである。そして倭國からは生口、帛布等を貢献したのに對し、魏では「答二汝所一献貢直二」として對價の品物を與へた外に、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚其他の品物を特賜したとあり、一種の交易がなされたわけである。ところが、卑彌呼は狗奴國の男王卑彌弓呼と不和で相攻擊し、使者がその事情を帶方郡に至つて訴へてゐるうちに、死歿した。卑彌呼に次いで男王が立つたが、國中服せず大

亂となり、卑彌呼の宗女臺與を擁立するに及んで漸く治まつた。そして紀元二四七年及び二六六年（この時は魏は晋に代られてゐる）に貢献してゐる。

その後、晋書には餘り通交の記事も無く、或は東夷といふ中に倭人も含まれてゐるのかも知れないが、宋書に至つて俄然表面に現れて來るまで殆んど一世紀半、その間の事は何ら窺ひ知ることが出來ない。從つて宋書の倭國が魏志の耶馬臺國の發展であるかどうかは俄かに斷定出來ないのである、ただ四世紀になつて、朝鮮には高句麗、百濟、新羅の所謂三韓が對立の形勢を生じて、魏志時代の村落群立から國家的統一への道程が開展し、そこへ日本が進出し來つて百濟を同盟國とし、新羅・高句麗と抗爭したといふ事實が、高句麗の好太王碑によつて知られる。この活動は、宋書における倭國の行つたものであり、それが大和政權のものであることは、倭王武の上表によつて推論出來る。

宋書によれば、倭王讃が永初二年（紀元四二一年）に朝貢し來つて以後、珍、濟、興、武と累代の王が通交を求めて來てゐるが（二十五字刪除）學界の定説である。今それに從ふとすれば、はじめて大和政權の國際的聯關における年代の論定がなされ得る時期に入つたわけであり、また古い部分は確實性を缺いてゐる記紀の敍述と內容的な照校をなし得る段階に辿りついたわけである。

倭王武の上表は宋の順帝昇明二年（紀元四七八年）に使者を以て達せられたものであり、その眼目は高句麗の强盛に對して歷世抗爭し來つたが、なほ勝利を得るに至らないので、暗に宋の後援を得たいことと、「持節都督、倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王」の除授を得やうとする事に在り、結局は朝鮮半島に對する經營問題が中心になつてゐる。この上表を通じては、國內の社會的諸關係を殆んど知る事は出來ない。それ程明瞭なアウ

トラインを殘してゐるとは云へない魏志にさへも及ばないのである。

併し、この上表から抽き出し得る二三の重要な論點がある。「自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國」といふ有名な記載によつて、大和政權による全國統一が武の時代より遙か以前に成就されたごとく見える點はその一つであり、この統一の意義を考察することが重要である。なほこのうち毛人は蝦夷等を、衆夷は熊襲（後代は隼人）等を、海北は朝鮮を指すものと考へられる（註一）。從つて文義上、中央部の統一は更に早かつたものと考へられるし、この指示の場面は、邊境への征服戰爭が行はれた特別の時期であると考へることが出來る。この征服戰爭と結びついた「躬擐甲冑」の軍事安東大將軍の點が非常に注目される。而してこの征戰が奴隸の獲得・擴大に意義を持つたことは當然歸結されるところである。以上については後段、國內文獻との對校によつて詳論する。

次の論點は國際關係であり、朝鮮と支那に對するものである。好太王碑、武の上表によつて、日本の軍隊が半島に侵入し、高句麗等と輸贏を爭つたことは眞實であり、任那日本府を足場として、南鮮に大きな勢力を振つたことは疑ひが無い。上表中にも「道遙百濟、裝治船舫、而句驪無道、圖欲見吞、掠抄邊隸……臣亡考濟、實忿寇讎壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大擧、奄喪父兄、使垂成之功不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志」（註二）とあり、高句麗に對しては必ずしも有利ではなかつたやうであるが、新羅・百濟に對しては要求せる爵號にも見られる通り、宗主國を以て自任してゐた。尤も宋の除正によれば「百濟」が無いので、當時百濟は單に同盟國であつたに過ぎないのであらうと推測される。いづれにしても、日本が南

鮮に進出してゐたことは疑ひないが、伊東信雄氏の論文「古代に於ける國家の發達」に述べられたやうに、「數萬の兵士が海を越えて出征し、多年に亘つて互に勝負を爭ふこの國を賭しての大事業が當時の國民に與へた心的影響は大きい。」とし、「國内に於いての支配者も被支配者も、征服者も被征服者も、一度外に出て共に敵に向へば、勝利を望む心に於いては一つである。その勝利は國民全體の欣びであり、その敗北は國民全體の悲しみである。ここに國民の心は一つに結びつき、國内の統一は精神的にも次第に堅くなつて行く。………古代日本の國家意識の昂揚と、それに伴ふ國内の精神的統一の完成は、實に半島征戰の賜物であつた。」とするのは、その觀念論的「全體主義」の觀點は問題外とし、事實に對する評價なり認識なりも誤つてゐるのでは無からうか。（註三）

なほ、當時支那は南北朝對立の時代であつたが、日本が南朝たる晉・宋以下に通じて、その援を求めたのは、高句麗及び時としては百濟が、北朝に通じたのと對抗の意味であらうと想像される。高句麗は南朝にも通じて封冊を受けたこともあるが、隣接の關係上北朝と親しく、魏書には其の交通の頻繁さが示されてゐる。尤も、接壤國は戰爭の可能性もあり、南北朝が隋によつて統一されて、强大な國家となるや、大衝突が起つて唐代にまで持ち越される。

魏志的社會から、宋書の時代に至るまでに、大和朝廷による國土統一が一應成就されたことは、確認されなければならない。そこで問題は、この期間における社會發達の態樣を追跡し、特に本稿の題目たる政治的支配形態に關說し

なければならぬ。そのためには、記紀の叙述を批判的に採用すること、多きを加へなければならない。

魏志において「諸國」といはれたものが、獨立國家として認められず、氏族制的性質をなほ帶びた村落の集團であり、「官」といはれ或は世襲の王とされたものが、其の酋長に外ならない事は現在概ね一致してゐる見解である。

これらの村落は、血縁的な氏族團體が變質して地縁的なものとなつたが、依然として共同體的性格を失はぬものであつたらうと想像され、先進的な地方では解體傾向も發生したが、遲れた地方では氏族的性質を強く殘存したものであつたらしい。

遲れた地方の村落共同體は、先進的な地方のそれの原始的形態であるが、そこにも既に世帶共同體（いはゆる大家族的な）への分割は始まつてゐたであらうし、從つて父家長制的な關係も漸次强まりつゝあつたであらう。そして他方舊氏族制度における族長の地位の世襲化に伴ふ、共同體またはその聯合の上に立つ酋長＝魁帥の身分の確立があつた。これらの酋長＝魁帥の下にある一般共同體成員が、如何なる收取・制壓を受けてゐたかの具體的內容は殆んどわからない。併し漸次不自由民化されて行つたであらうとはいへ、魏志における「上戸」と「下戸」との關係程度のもので、なほ耕作地は共有であり、一定の租賦を納めた程度であらうと推測される。而も是等の酋長に率ゐられる共同體の聯合が、それぞれに原始國家性を表現しつゝあつた事も否定せられない。かうした酋長＝魁帥に率ゐられる村落共同體はわが文獻の可成り後代にまで停滞的な存在を確められるところで、書紀の神武紀から神功紀に至るまでに屢々出て來る國津神、土蜘蛛等をはじめとし、應神紀の吉野の國樔人、その他蝦夷・隼人等も異民族といふよりは、この段階に停滞してゐる僻地の共同體を指すものであるやうだ。

そしてこれらの酋長＝魁帥は、書紀の讀み方によれば氏ノ上と同じく、ヒトコノカミと訓じてあるが、後に述べる氏姓制度の完成した社會における氏ノ上とは質的に異るものであるとしても、その原型たり得るもので、自稱または他稱の姓を以て尊貴をあらはしたのである。この姓は太田亮氏によれば原始的カバネとして蒐集せられ、彦（ヒコ）、媛（ヒメ）、梟帥（タケル）、戸畔（トベ）、耳（ミミ）、主（スシ）等を主なるものとしてゐるが、この外に公（キミ）、君、首（オビト）等もその起原が古くは無いかと考へられる。（註四）これが後の國造、縣主、稻置に關係を持つてくる。

なほ、この遲れた共同體の段階にある社會に奴隷が既に存在したことは疑ひが無いが、それは氏族共有の奴隷か、酋長私有のもので、なほ初期の性質を帶び、急速に發展する可能性は其の經濟的條件によつて阻まれてゐた。

これらの孤立せる村落共同體、もしくはその聯合が、生産力の發展と共に、内的には解體の方向を、外的には隣接共同體と接觸または抗爭の方向をとるやうになつたものは、社會的發達の速度が高まり、たかんづく征戰を通じてその勢力を擴大して行つた。征戰の結果は被征服共同體を破壞して奴隷化する場合と、共同體の内的構造には手を加へずに貢納を課して支配する場合とが考へられるが、奴隷制の發達を促す經濟的條件の備はつてゐなかつた五世紀以前の日本社會では、後者が主要な形態であつたやうである。かういふ過程を踏んで、筑紫、出雲、吉備、大和、上野等に有力な中心社會が出來上り、その文化も大いに進んだが、これらは結局大和によつて統一された。それが三世紀から五世紀にわたる間に、朝鮮南部にまで及んだのである。

そこで、かうして出來上つた體制は、中央の共同體の聯合（嚴密には部族同盟）に對して服從する舊來の酋長＝魁帥の率ゐる各地の共同體（及びその聯合）といふ關係であるが、これを我々は國造制度と名づけてゐる。すなはち酋

長＝魁帥が、自ら名乘るか或は中央の政權から强ひられるかして、國造、縣主、稻置などと官職の意味をも含む稱號を持つに至る。そして前者との間には貢納關係が行はれるのであるが、これは文獻上當時的なものであつたといふ證據は無い。多分、倭國が支那の諸朝に貢獻したといふ場合のやうに、最初は隨時的なものであつたであらう。隨時に土地(屯倉＝田莊)部民を獻じた例は多く、後には舍人・仕丁・采女等を獻ずることが國造の義務とされてゐる。(註五)當時また、中央には政府機構も發達しておらず、强大な數豪族が蟠居してゐたことであるから、國造・縣主からの貢納も時に應じてそれぞれに向けられた。(註六) 國造制度における貢納が、中央政權の主なる財源でなかつたことは、それぞれの豪族が屯倉＝田莊の設置に全力を注ぎ、それを全土に普遍せしめ、その際國造・縣主に强制して土地人民を收め、もしくは貢獻させたことによつて知られる。(註七)

(註一) 志田不動麿氏「國史と海外史との交關——支那史」二八頁に、「武の上表に見える東の毛人國といふのは蝦夷を指し、西の衆夷の國といふのは九州の熊襲を指すこと明であるが、海の北の九十五國は何を指すものか分りかねる。」とあるが、武上表の他の部分、殊にその爵號からしても、また當時の國際情勢からしても朝鮮であること疑ひがない。書紀には海表または海西とある。神代紀にのみ海北道中の語があらはれるが、これは九州北部であらうといはれる。

(註二) 太田氏「漢・韓史籍に顯れたる日韓古代史資料」五四頁

(註三) 伊東信雄氏「古代に於ける國家の發達」——「文化」昭和十年五月號、七七頁

同氏の記述が大體において進歩的であるにも拘らず、最近その影響漸く强まりつゝある和辻哲郎氏の「日本古代文化」と相通ずる「心的影響」「精神的統一」等の觀念論が暴露されてゐることは遺憾である。

（註四）太田亮氏「日本上代に於ける社會組織の研究」第四編、第二章、原始的カバネ

（註五）「日本書紀」、下卷、一六八頁

（註六）雄略紀に吉備大海が大伴大連室屋に韓奴六口を贈り、家人部となすは一例。「日本書紀」、中卷、二三二頁

（註七）書紀安閑紀には最も典型的な例として、三島縣主飯粒が贖罪その他の意味なくして、命のままに良田四十町を獻上したのと對比して、大河内直味張（これも國造）が土地を惜しんで獻上せず罰せられたことが記されてゐる。「日本書紀」、中卷、三〇二―三〇四頁

D　氏姓制度及び田莊＝部民制度の成長

そこで、次には中央における共同體の聯合の性質と、その財源たり支柱たる屯倉＝田莊の形成過程、ならびに部民及び奴隷の發展に問題を轉じなければならぬ。

中央とは、少くとも四世紀以降いはゆる大和朝廷を指し、地域的には特に大和・河内を中心に、畿内諸國を包括する。ここでは考古學上知られてゐる通り、石器時代からの連綿たる傳統を持ち、農業時代に入つてからは、豊沃なる土地條件に惠まれて生產力の發達著しく、人口の增大と共に娘氏族が四方に溢れ出て、遲れた地方の共同體を征服し、つひに出雲・筑紫等の强大勢力をも破つて、直接支那朝鮮と連絡して先進文化を吸收するに至つた。この中央に對する地方の服屬關係がいはゆる國造制度といはれる貢納關係で、最初は共同體による共同體の支配としてあらはれたものである。

併し國造下の地方が停滯的な村落共同體である間に、中央における生產過程の發達と、それに伴ふ階級分化とは、新たなる風貌を進步しつゝある社會に賦與した。ここでは、舊氏族制の解體は、地方にもまして急速であり、激烈であつた。共同體の首長は、貴族階級たる位置の確立をいそぎ、その私有財產增加の一途を辿つた。が、それにも拘らず、舊氏族的な、またそれの後繼者としての父家長的な制度の形式が强固に保存され、すなはち舊氏族制の平等な諸內容は反對物に轉化されたけれども、形式は却てこれを締めつける强力として、止揚されずに利用されたのである。

であるから、記紀時代の氏や氏ノ上が、原始氏族社會の單純な遺制＝殘存形態であると考へるのは不充分な見解である。といつて、全然それとは無關係に人爲的に造り出されたものとする事も出來ない。それは氏族制度の歪曲された遺制＝殘存形態であり、氏族制度の內容を反對物たらしむべく强力を以て締めつけるところの、止揚されない形式なのである。そして、それはカバネの制と結びついて、いはゆる氏姓制度の體系をなし、政治的支配形態として展開されるのである。この場合、國造制度との連關は、もとより考察せられねばならぬ。

氏姓制度の本質について略言する。氏は、文獻にあらはれた時代においては、殆んど原始共同體の平等なる血緣的集團であるところの性質を喪失してゐる。氏は貴族の團體であつて、氏ノ上及びその家族が、舊共同體員（氏人）や部民や奴隸を、統治するための上層機構であり、後者に屬するものは、程度の差はあるが、舊氏族制に於て享有した諸權利を奪はれてしまつてゐる。血緣といふことは强調されてゐるが、それは內部の結束のための信仰ではなく、氏ノ上が皇別・神別等々の祖先を誇示することによつて、自己を尊貴ならしめる目的を持つてゐる。（尤も血緣性が後代に至つて强調された一つの理由は、民族的統一國家の實現のためでもあつた。）書紀孝德紀に、「既にして頃

者、神の名、天皇の名々より始めて、或は別れて臣連の氏となり、或は別れて造等の色となれり。是に由りて率土の民心、固に彼此と執へ、深く我汝を生して、各名々を守る。又拙弱き臣連、伴造、國造は、彼の姓と爲す神の名、主の名を以て、自が心の歸る所に逐ひて、妄りに前々處々に付く。」（註一）とある。

氏ノ上は、國造・縣主同樣、嘗ての酋長＝魁帥であるが、中央のそれは臣・連の姓を有するものが多い。これもその起源は自稱の原始的カバネから發出してゐるらしいが、大和政權の國土統一に伴つて、おのづと原始的カバネの淘汰が行はれ、彥、媛、梟帥、戸畔等は早く滅びたのに對し、中央貴族の臣連は最も尊貴な爵位の如きものとなり、公君、首、直、造、吉士などは大抵國造等の姓として殘るか、または新たに發生し、貢納關係を反映して低位の姓として殘された。要するに、氏ノ上及びその家族に、氏と姓が統合されて集約した身分制、それが氏姓制度のすがたであつたのである。（百九十一字削除）

氏姓制度と國造制度が結びついた政府體制＝國家機構が、ここで述べたやうな典型的なものとして立ちあらはれたのは、幾世紀かの永い發展の成果であつて、大化改新直前に至つて、かやうな狀態にまで辿りついたのである。而もここには、まだ完備した「國家」の成立は無く、漸次的な形成過程を進みつゝあるものであるが、その點の論明と、また國家機構の內容考證は次章に讓る。

國造制度と氏姓制度は、結びついて當時の社會における階級關係の表現であるが、更に屯倉＝田莊を基調とする部民制度の考察をすることなしには、全社會的な階級的構成を通觀することは出來ぬ。

屯倉＝田莊及び土地問題一般に關しては、本書中における渡部義通氏の論究及び、同氏の論文「屯倉・田莊の研究」

等に讓らなければならぬ。併し要約すれば、これは中央貴族の所謂「直轄私領地」であり、彼等の財源は主にこれに基いたものと考察せられる。氏そのものが何ら血緣共同體的性質を持たず、族長的貴族の權力機構であつたから、從つて屯倉＝田莊もその意味では貴族の個人的私有地であり、氏族共有といふやうなものではなかつた。そこで耕作せしめられたものは、いはゆる部民の主なる形態（註二）であるところの田部であるらしいが、その中には種々なタイプがあつて、明瞭に範疇化され得ない。その由來は、國造等から貢獻された村落共同體の成員、秦人・高麗人・漢人等の歸化人、蝦夷等の捕虜、罪人、奴婢等雜多であるが、その階級的性格は渡部氏によれば次の如くである。「當時の自營農民（良民）よりは身分卑しく、屯倉＝田莊と共に、その所有者の生産手段の一であり、その子孫は世襲的に屯倉＝田莊所領者に私屬して全的に餘剩勞働を收取された。たとへその或る類型のものが農具の所有者である如き場合と雖も、彼等が土地所有者に直接的・人格的に私屬してゐた點で、田部は如何なる自營農民とも『封建農奴』とも異り、その『奴隸』的特質が濃厚である。そして、この性質は、田部がその土地の本來的住民でなく一應彼等の土地から引離され・新たに私領地の私有農民團として編成されたものであつた場合に、一層著しかつたであらう。」（註三）

　これに對して部民＝農奴說も、その租調なる地代形態類似の收取や、戶をなして生活したこと等々の理由を以て有力に主張されてゐるが、私は大體渡部氏と同じく奴隸と見るものである。その理由は、賜與・貢獻その他の處分がなされたか否か、農具・食糧等を土地所有者から全給されたか否かにかかはることは勿論であるが、資料上これらは明らかにされ得ない點もあるから、主として全體的な社會構成のうちにおける關係と發展的な地位の見通しによつて論を立てる。屯倉＝田莊は、すでに開墾された土地に創設されたこともあるが、概して村落共同體の共有地（後世の入

會地）の如きものを貴族が占取し、そこへ捕虜や共同體の成員を强制的に集めて勞役せしめ、開墾して經營するのであるから、結局において土地が問題なのでなく、勞働力が生産手段の第一位を占める。この點は大土地所有と農奴制の結合において重點を前者におく封建主義とは異つてゐるやうに思ふ。貴族が屯倉＝田莊を擴大するためには、まづ勞働力たる部民（奴隷的非人格的な）が必要であつた。當時、收略すべき共同體の所有地は、その前提下に第二義的なものに過ぎなかつた。

なほ、部民が村落共同體から引き裂かれて、農奴的な形貌をとらうとも、それは古典的奴隷制への過渡として、なほ舊氏族的共同體的性質の殘存による半自由民的性格を持つためであつて、エンゲルスの云つたテッサリアの農奴や、スパルタのヘロトにも類似し、古典的奴隷への前段階たる方向を持つことを意味するのである。（註四）そしてこの方向への牽引のためには、なほ家內奴隷の域にとどまつてゐたが、奴婢と呼ばれた典型的な奴隷の存在が規定條件となつたのであり、この「奴婢」式奴隷の傳統は後漢書の生口以來確められるところである。併し部民と奴婢との間は、移すべからざる區別があつたのではなく、大河內直味張が贖罪のために獻じて三島竹村屯倉に土着せしめた部曲（ウンヤツコ）は氏族共有奴隷と考へられてゐるから、奴婢を部民にしたといふ場合もあつたのである。（註五）部民と奴婢との身分的差異もさう甚しくは無かつたであらう。この點は奈良朝令制における兩者の後身たる家人と奴婢の移行規定からも想像される。

この部民制度が、古典的奴隷制に發展し得ず、その量的擴大は進んでも、質的變化をもたらさず、停滯的に內攻した原因として、秋澤修二氏は「奴隷制の日本的形態を必然的ならしめた根本的なものは日本古代社會における生産力

の發展の各地方における不均等（不均衡）である。」とし、この不均衡によつて共同體崩壞の種々た段階が共在・混在し、その結果として中央貴族の高度に發達した屯倉的大土地私有は奴隷勞働力を需要するにも拘らず、遲れた村落共同體の成員の奴隷化は困難であり、また外征による奴隷獲得の經濟的基礎をなさないので、「この奴隷供給源の狹隘のために、かくて奴隷制の發展は内進的方向をとる。即ち、農村共同體員を共同體から奴隷制の方へ引き裂いて『部民化』せしめることが起る。」とした。（註六）

「この日本型奴隷制としての部民制を必然ならしめた諸條件は、また同時に、日本における奴隷制そのものの發展を制約し、全體としての奴隷制の日本的形態を必然的に規定した。」――といふのは中央（部民制度）と地方（村落共同體）との不均衡が交換關係の全國的發達を妨げ、逆にその交換關係（商業、商人資本）の發達の不十分さが奴隷制のより高き段階への發展を阻止したのである。大體において正しい示唆的な說明と思ふが、幾分補正を要する。

何故ならば、部民制度は村落共同體に比し、不均衡的に高度な經濟ではない。といふのは、農業技術上兩者の間に大なる相違があつたと思はれないし、唐式の集約的な農具・肥料等々を一般に使用するやうになつたのは、よほど後代のことであつたらしいのである。ただ灌漑排水の方では、池溝の開鑿は割合に早く、田莊＝部民制度と交互關係にあつたものであるが、この點はまた後述する。かくの如く、技術上にも分業や協業に基くマチフンヂウム的大經營（古典的奴隷制）を展開させる條件はまだ成立してゐなかつたし、また部民制度の村落的性質及び中央貴族の集團もまた共同體的生活を脫し得ないこと等が相俟つて、都市を發生せしむる前提を作り出さなかつた。大和朝廷も決して都市的なものでは無かつたのである。この中心都市が出來ないといふことは、農業と手工業の分化、商品生產の發達、商

人資本の成長等を抑制した。いはば中央（畿內）の都市性が、廣大な地域に散在せしめられたので、屯倉＝田莊における部民の奴隷性も停滯的になつたこと、恰も非商工都市たるスパルタの周圍に、停滯的なヘロト型奴隷の村落が存在したのと類するものではなからうか。——併しこれらの部民制度に內在する停滯性の外に、中央と地方の不均衡、及びそれに基く交換經濟の發達の不充分さが、奴隷制の古典的形態への移行を抑止する重要な條件であつた。

中央貴族の主要なる財源は、かくの如く屯倉＝田莊的土地所有と結びついた部民制度にあつたが、その外に勢力を失ひ零落した貴族や、氏族內の氏人の後身が、「自營農民」的形態に於て存在し、大貴族に貢租を納れてゐるやうな分子もあつたし、また家內奴隷としての奴婢の集團も、大貴族や寺社に集中されて、單に奢侈的のみならず、產業的にも驅使されたと考へられる。この奴婢は奴隷としては、典型的なものであつて、生產過程において占めた重要さは、部民には及ばなかつたことが明らかであるが、階級的編成の基礎におかれて、いはばその旋回の契機となつてゐる。

以上階級的內容において見た國造制度、氏姓制度、部民制度は相互に作用し合ひ結びつくと同時に、獨立的な性質をも保有して、複雜な社會體系を作り出し、その總和が四世紀以後七世紀に至るまでの社會的構成を規定してゐるのである。而して、そこには、中央における屯倉＝田莊領有者たり部民・奴婢の所有者たる貴族を最上層に、遲れた村落共同體を率ゐて貢納する國造等卑姓の貴族、その下に收取を受ける自營農民、これと略々同格で中央貴族の統制下にある氏人＝公民、屯倉＝田莊と結びつけられた部民・貴族の家內奴隷としての奴婢、これらが主要な身分＝階級としてあらはれてゐる。社會的發展と共に、階級アンタゴニズムが發生・成長し、その抗爭が銳化してゆく。この地盤

の上に、國家の形成過程が進み、諸矛盾の止揚は社會的變更を求める。大化改新は、この課題に對する一つの結論であつた。

(註一)「日本書紀」、下卷、一八一頁

(註二) 部民の大部分は田部の形態をとつたと思はれるが、其の他に奈良朝において雜戸等として殘つた工業的技藝的な雜多な部民がある。早川二郎氏「上代における部、その内容、意義及び歴史」(歴史科學、昭和十年十一月號) 參照。これらは必ずしも集團的に、即ち屯倉=田莊的に生活せしめられたのではなく、各共同體から驅り集めて中央に召役せしめられるものもあつた。また、彼等が生活を主として農業によつて維持してゐたことは、定説である。

(註三) 渡部義通氏「屯倉・田莊の研究」(「歴史科學」、昭和十一年一月號、六三頁)

(註四) 相川春喜氏「歴史科學の方法論」、三五〇頁。「この『部民』が『戸』をなせることは、その公民=家族員から半『奴婢』的傾向へ貶下されてゆく過程を示して居り、いはゆる『半農奴』又は『一種の農奴』でないことは、そこでは、賦役地代關係が問題なのではなく、その起點が家長制的奴隷制でありその牽引の必至的な强度によつて、公民=家族員から引き下げられ、そこに直接的人格的支配の關係が示されてゐることから、説明される。」

(註五)「日本書紀」、中卷、三〇四頁

(註六) 秋澤修二氏「奴隷制の日本的形態」(「經濟評論」、昭和十一年一月號、九八、九九頁)

三、政府體制の形成過程

A　諸階級＝諸身分の對立關係

國造制度と氏姓制度の連繫として見た七世紀以前の體制は、村落共同體の農民と、屯倉・田莊における部民の收取を經濟的基礎とする貴族階級支配の政治形態としてあらはれた。尤もこれは、既に述べた通り、雜多な生產關係＝階級關係が共在する複雜な當時の狀態から、最も指標的な、前段階から次の段階への發展道程において主流たるものを擧げたにとどまるものであつて、却て基調性を持つた身分としては、家內奴隸として貴族の手に集中されつゝあつた奴婢があり、鬪爭力を持つた階級層としては、零落した卑姓の貴族や、大貴族の共同體からはみ出して被收取者となつた氏人があつた。

これらの諸階級＝諸身分が生產過程において占めた位置については、前章で一應觸れたと思ふのであるが、次にその對立關係を調べ、政治的抗爭の樣相を探索することに移りたいと思ふ。

奴婢が、生殺賣買し得る全然の生產手段であり、人格的存在を認められない典型的な奴隸であることは疑ひないが、大化以前の文献において部民程に頻繁に出て來ないので、彼等が生產上如何なる役割を勤めたかを分析することは困難である。併し卑彌呼女王に侍婢千人あつたといふことや、物部守屋の滅亡後其の奴の半ばを四天王寺に納れた

といふ有名な崇峻紀の記述は、（註一）どれ程信用すべきかは別問題としても、奈良朝以後の狀態とも考へ合せて、貴族・寺院の手に相當大なる奴婢の集中があつたことを肯定しても間違ひ無いやうに思ふ。彼等が如何に生産上驅使されたかはわからぬが、貴族が屯倉＝田莊の擴大に努力したことは、その主要な收取源泉が部民にあつたことを物語るもので、奴婢は或は奢侈的に、或は生産上補助的に用ひられたものではないか。大化改新に部民の解放があつて奴婢の解放は問題とされてゐないことを、貴族の最も重要な收取源泉が奴婢にあつた爲め手を觸れなかつたのであるとする推論も成り立たぬではないが、これらの奴婢を活用すべき特殊の大土地所有形態、および工業上の大規模經營といつたやうなものが殆んど搜索出來ないところを見ると、否定的に考へられねばならぬ。要するに奴婢の大衆的驅使を內容とする古典的奴隷制への發展の歷史的前提條件は發達してゐなかつたのである。

併し、すでにこの奴婢の存在したことが、部民の奴隷的方向への牽引に前提となつたことは既述した。而もそれは奴婢への急速な陷落を抑塞されてゐたが、その理由としては屯倉＝田莊制度の內的な停滯性及び崩壞し難き村落共同體との連繫――要するに全社會的規模におけるアジア的に停滯的な性格が考へられなければならぬ。

次に國造下の村落共同體の成員が、部民の存在によつて、恰も奴婢と部民との關係に類似する奴隷化方向への牽引を受けたことを見落すことが出來ぬ。それは二つの道を通じてなされた。中央貴族が奴隷供給源泉の不足のため、國造を壓迫して强制的に共同體から成員を貢獻せしめる場合、部民と成員との間に格段の身分的差別が生じたとは思へないから、すでに半奴隷化の傾向は內在してゐたに違ひないが、同時にかゝる「裂き取り」が共同體內部に反作用して、國造の制壓による成員の半奴隷化も意識的になされたであらう。もう一つは、國造治下の共同體の附近に屯倉＝

田莊が設けられた場合、直接それへ成員が部民として裂きとられなくても、或は國造が中央貴族の屯倉＝田莊の管理を委任されたり、或は國造の無力のため、その地方全體が引つくるめて田莊化されたりすることによつて、共同體内部に部民化の影響が及んだと見るのは當然である。

なほ田莊＝部民の管理は、國造が貢納の一樣式として、委任を受けて中央貴族に奉仕する形態もあつたが、大抵は專任の伴造の職掌であつたらしく、大化改新前後の詔勅には臣連・國造・伴造と常に呼びかけられ、可なりの重要性を持つ存在であつたやうである。

これらの奴婢・部民は、いづれも貴族階級に收取・制壓せられ、共同體農民は直接には卑姓の貴族たる國造・縣主に併し後者を通じて間接にはやはり中央貴族に收取を受けた。彼等が貴族階級に對立したことは、乏しいながらも文獻上求められるし、疑ひを容れないが、併し社會發展の原動力となる程に有力な役割を演じなかつたことは、種々な理由からして當然である。奴隸制生産そのものの袋路的性質、集團的行動を不可能にする階級自覺の未熟等は奴婢を全く下積みたらしめ、村落共同體の停滯的な性格は農民をして國造に對する反爭に移ることさへも不可能とした。ただ部民は最も先進的な大貴族階級と、その主要財源たる屯倉＝田莊を媒介として對立する關係上、より多く抗爭に進出し得たらしく、大化改新における重要題目たる部民の解放も、その積極性を考慮に入れることによつてのみ、理解し得られる事柄である。尤もこの部民の解放は、貴族の私民を統一して國家の公民とするといふ面では、勿論彼等の利益が顧慮された結果ではなかつた事を、併せ考へるべきである。

併し要するに、この三者のいづれもが、展開されてゆく政治抗爭に有力な階級として登場し得なかつた。

大貴族の共同體から漸次はみ出された氏人＝公民の要素は、主として中央＝畿内に特殊の層として形成せられて行つたと思へる。國造下の共同體農民と地位は同じいやうに考へられるけれども、所屬共同體の崩壞過程はずつと進んでおり、初期の商人などはこの中から出たのではないかと思へる。從つて若しも奴隷制が古典的に發達し、都市・商品生産・交換經濟が希臘・羅馬的に發展を遂げたならば、この層は量的にも質的にも勢力を增し、族長的貴族階級と對立抗爭する自由民の階級（都市商工業者）を形づくつたであらう。併し日本古代社會の具體的諸條件は、これを展開させなかつた。ただ、それにしても、この層が先進文化地帶に相當密集して、高度の文化に接觸し得る機會があつたことからして、幾分活動性を示し得たであらうと想像される。

最後に、卑姓の貴族の或る者は、殆んどこの公民と異る所がなく、相移行することもあつたのではないか（例へば氏姓の假冒の場合）と思はれるが、社會的變更には後者以上に能動的な役割を果して居る。そのうち、服屬せしめられた地方の國造等が中央貴族に反爭する場合、たとへば筑紫國造磐井や吉備下道臣・上道臣の叛（註二）といふやうな抗爭は古い型であつて、進步的な性質を持たないが、大化改新のやうに强大な蘇我氏に對抗して卑姓の貴族達が立ち上つてゐる時には、何等かの進步性が反映して來るのである。つまり彼等の動きに、公民や奴婢・部民等の支配體制に對する不滿が微弱ながら浮び上つてくるといふわけである。

だが、上下の關係をはつきりと具現してゐない、同じ水準の貴族間の爭ひ、而も有力な大貴族間のそれ、――は文獻上最も多く、また現實にもさうであつたと信ぜられる。それは例へば、平群大臣眞鳥と大伴大連金村が爭ひ、（註三）物部大連守屋と蘇我大臣馬子とが爭つたやうに、（註四）强橫な二大貴族の政爭としてあらはれることもあつたが、多

くの場合は………の爭ひが大貴族の對立に關連し來つた。（註五）（百九十字削除）

貴族間の黨爭は、下積みの被支配諸身分に何らの積極的な役割をも與へなかつたから、それは一階級內の權勢爭ひであり、內訌にとどまるものであつた。けれども、そこにさへ社會的動向は示顯されないわけにはゆかなかつた。それは部分的に見れば併體化現象とも取れないことはないが、全段階の通觀の上に立てば、一つの社會經濟的構成の發展過程であつて、また言ひ換ふれば國家形成の道程でもあつた。葛城、平群、大伴、物部、蘇我の諸豪族が相次いで凋落してゆくうちに、つひに大化改新が實現されたのであつて、その途中における貴族階級間の抗爭が直接にこの改革を導びいたことは疑ふべくもない。そしてそれは、單に諸豪族の恣意的な政權爭ひが生んだ結果ではなくて、背後にある社會的經濟的諸關係の內在的矛盾の展開が一つの歷史的必然性を以て改革を制約したのであり、被支配諸身分はこの貴族間の抗爭から影響を受けたし、また逆に影響をも及ぼし得たのである。

（註一）「日本書紀」、下卷、八二頁、崇峻紀元年

（註二）「日本書紀」、中卷、二二五頁、雄略紀七年吉備下道臣前津屋を不敬を以て誅す。中卷、二四八頁、吉備上道臣、星川皇子の亂に與するを以て、罰として山部を奪ふ。吉備氏は、出雲、筑紫の舊勢力が凋落した後にも、國造階級中の有力な者として存續したらしい。中卷、二九〇頁、繼體紀二十一年、筑紫國造磐井、火豊二國に據つて叛き誅せらる。國造中の有力な者が中央政權によつて服屬せしめられ終つたのは、大體この時期であらう。

（註三）「日本書紀」、中卷、二七一頁。この平群氏討滅は表面武烈天皇と眞鳥の子鮪との影媛をめぐる歌垣爭ひとして述べられてゐるが、事實は大伴・平群の爭ひである。

（註四）「日本書紀」、下卷、八一頁。この爭ひは、崇佛・排佛の爭ひといはれ、周知の通りである。併し、これにも穴穗部皇子と泊瀨部皇子（崇峻）との皇位問題が關連してゐる。

（註五）「日本書紀」、下卷、一一九—一二六頁

B　人民諸層の政治的積極性

以上述べた通り、中央の貴族階級——特にその代表的な者としての物部・蘇我等の大豪族——に向つて諸階級＝諸身分の對立が集約せられたにも拘らず、政治鬪爭は主として貴族間の內訌として展開されて行つた。ではあるが、書紀の乏しい記載の中からも、被支配諸身分の動きは看取される。それは、はつきりした目的を持つて展開されたのでは無かつたが、自然發生的な具現であるとしても、全社會機構に與へた衝撃は大きかつたに違ひない。事實、國家體制の發展は、これら被支配諸身分の行動に照應して、秩序防衞の樣相を呈してゐることが見られるのである。

書紀の記載によれば、次の如き一連の事例がある。殆んど傳說時代に入るが、崇神紀六年に、「百姓流離、或は背叛するもの有り、其の勢德を以て治め難し。」（註一）とある。流離といふ現象は、土地を離れることを意味し、或る場合には反抗の一態樣である。蝦夷の叛といふのは、必ずしも階級的意味を持たないが、景行紀五十一年の、「是に神宮に獻れる所の蝦夷等晝夜喧譁して出入禮無し。……………群卿に詔して曰く、其の神山の傍に置きし蝦夷は是れ本より獸心ありて中つ國に住ましめ難し、故(かれ)其の情願のまにまに、邦畿之外に班ちつかはせ。是れ今播磨、

讃岐、伊豫、安藝、阿波凡そ五國の佐伯部の祖なり。」（註二）とある蝦夷は、征戰の俘虜が奴隷化されたものである。應神紀三年に、「十一月處々の海人さはめきて命に從はず。則ち阿曇連の祖大濱宿禰を遣して其の訕哤（さはめき）を平げしむ。因りて海人の宰（みこともち）とす。」（註三）に於て、海人は元來奴隷では無かつたのだが、この騒ぎによつて却て鎭められて部民化されたものと解すべきではなからうか。宰は伴造に當るらしい。其の五年、「諸國に令して海人及び山守部を定む。」とあるのを參照すると意味がある。仁德紀六十七年に、「此の時に當りて妖氣稍動きて、叛く者一二始めて起る。」（註四）併し、氏姓所有の身分者間における上下の抗爭として、最も著しいものは允恭紀にあらはれた氏姓の錯亂である。「四年秋九月辛巳朔己丑、詔して曰く、上古の治、人民所を得て、姓名錯はず……………………。上下相爭ひて百姓安からず。或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高き氏に認む。其の治に至らざることは、蓋し是に由りてなり。……………、豈其の錯を正さざらむや。群臣議り定めて奏せ。」（註五）これは勿論、奴隷的身分の者の關係するところでなく、中央における貴姓者と卑姓者の對立である。「是に諸人各木綿手繦（ゆふたすき）を著けて釜に赴きて探湯す。則ち實を得る者は自らに全く、實を得ざる者は皆傷れぬ。是を以て故らに詐る者は愕然、豫め退きて進むこと無し。是より後、氏姓自らに定まりて、更に詐る人無し。」この味橿丘の著名な盟神探湯は卑姓者の假冒による進出を防止したものであるが、他方むしろこの時を以て、從來の原始的カバネの貴卑が序列的に確定されたと想像することが出來る。すなはち、それまで各自が勝手に稱してゐた原始的姓が、爵位化すると同時に、傳説的な・多くの場合揑造された血緣的由來＝氏が大體において結合的な三系統（神別・皇別・蕃別）に公認せられ、政治形態としての氏姓制度が整へられたのは恐らくこの時であらう。以後は臣・連の全盛時代であり、原始的カバネのうち、その貴姓たる

ことが確認されたと思はれるのである。

次に非常に注意すべきは、雄略紀にあらはれた蝦夷の叛である。二十三年の條に、「是の時に、征新羅將軍吉備臣尾代、行きて吉備國に至りて家に過れり。後に率ゐたる五百の蝦夷等、……………………と聞きて、……(中略)……乃ち相聚結して傍郡を侵し寇ふ。是に於て尾代家より來りて蝦夷に娑婆水門に會ひて、合戰ひて射る。蝦夷等或は踊り或は伏し、能く箭を避け脱る、終に射るべからず。是を以て尾代海濱上に空彈弓弦す。踊り伏しし者二隊を射死し、二嚢の箭既に盡きぬ。…………蹤く逼め殺す。」(註六) この記載から、蝦夷が奴隷として征戰に從軍せしめられたこと、「時失ふべからず」との念を有したこと、尾代側に弓矢があつたのに對し充分な武裝を與へられてゐなかつたらしいこと等、色々な事を知り得るが、事件の本質としては、かの(十字略)スパルタクス等の一揆に類するものがあるやうに思はれる。

顯宗紀に、「天皇久しく邊裔に居て、悉に百姓の憂ひ苦むことを知りませり。恒に枉屈かれたるを見て、四體を溝隍に納るるが若くおぼす。」(註七) といふごときは、少くとも百姓枉屈の事實を證してゐる。かうした事は大化改新に近づくに從つて、一層强力に釀成されて行つたのである。

(註一)「日本書紀」、中卷、四四頁
(註二)「日本書紀」、中卷、九八頁
(註三)「日本書紀」、中卷、一四一頁
(註四)「日本書紀」、中卷、一七七頁

（註五）「日本書紀」、中卷、一九七―八頁
（註六）「日本書紀」、中卷、二四三―四頁
（註七）「日本書紀」、中卷、二五一頁

C　國家形成に關する一般的理論

翻つて、國家形成に關するエンゲルスの、あまねく知られた記述を顧みて見やう。

彼は「家族私有財産及び國家の起源」第五章「アテネ國家の發生」で、問題を次の如く提起する。

「氏族制度の諸機關が、或は改造せられ、或は新機關の侵入に依つて押しのけられ、最後に全く眞の國家官廳に依つて代られると共に、他方に於ては、自己の氏族、部族、及び種族に於て自衛を目的とする眞の『武裝人民』がこの國家官廳に隷屬せる、從つて…………しても亦使用し得る所の武裝せる『公的權力』によつて代られる、といふやうな國家の發達が如何にして行はれたか……。」（註一）

彼はこの過程を、三つの異る型において觀察し分析した。最も純粹な、典型的形態を示すアテネでは、國家は直接に氏族社會自身の中に發達する階級向立から生じた。ローマでは、氏族社會が氏族外のプレブス（平民）の中におかれた排他的貴族となり、この兩者の對立とプレブスの勝利的融合が、古い血緣制度を打破してその碎片の上に國家を建設する。ゲルマン人では、國家は直接に他種族の大きい領域の征服から發生するが、この場合氏族制度は地域的なマルク制度に變じて永く存續する。

かうした三つの典型が、氏族制度から國家が發生する總ての形態を網羅しつくしてゐるわけでは無いことは、云ふまでもない。支那、日本の具體的な分析は、それぞれの特殊な形態を示すであらう。

さて、氏族制度の崩壞が、國家の成立に導いた過程において、制約的な條件となつたものは、勿論生産力と生産關係の矛盾であるが、それは奴隷の發生及び、當初に於てはそれと同義語であり漸次土地・商品・貨幣にまで內容を豐富にさせてゆく私有財産の蓄積によつて道を開かれてゆく。共同體內部における、また共同體相互間における分業の發生が更にその基礎に横はり、交換關係・商品生産・商人の成長は、この分業と結びついて私有財産を更に發達させ、貧富の差を大ならしめる。而してそこに生ずる階級分化は、典型的な場合には族長的貴族と平民の對立としてあらはれ、尨大な奴隷群は大抵の場合下積みであり、能動的な役割を演じない。

「要するに、氏族制度は滅亡して行つた。社會は日毎に益々それよりはみ出て成長して行つた。氏族制度は、その眼前に生じた最惡の弊害すら、之を阻止する事も、除去する事も、出來なかつた。然るに國家はその間に秘かに發達して行つた。」（註二）

そして國家の形成は突如として起つたものではなく、氏族制度の崩壞と反比例的に、平行して、また相互作用のうちに、漸次的に發達して行つたのである。だから、國家の形成がいつから始まり、いかなる時期に完結するかといふことは、困難な題目に屬する。最も完成したといふ意味ではブルジョア國家まで下らなければならないし、萌芽としては氏族協議會にまで遡らねばならない。併し、かやうな普遍的概念は、役に立たない。國家の最初の段階として、古代國家に問題を限定するときは、階級分裂が相當に進行して抗爭が始まつた時を嚴密な意味で發端とし、その抗爭

が鋭化して…………よる收拾（或る場合には鎭靜、或る場合には妥協）がなされるときを以て一應の完成とする。從つて、國家の完成は、直ちに古代國家の終焉ではなく、その以後新たなる生産力と生産關係の矛盾が具象化されるまでは、古代國家として繼續する。

その完成の契機に就いて、エンゲルスがアテネを例として述べてゐるところは次のごとくである。

「氏族制度は收取せらるる民衆を何等救濟し得なかつたとすれば、之をなすは只發生しつゝあつた國家の外にはなかつた。而して國家はソロンの制度に於てこれをなし、同時にそれ自身、古い制度を犧牲にして新に力を加へた。ソロン――紀元前五九四年に行はれた彼の改革が如何に遂行せられたか、はこゝに少しも關係が無い――は、所謂政治的諸革命の端を開いた、而も財産に對する侵害を以て。從來の諸革命は皆、一種の財産に對する他種の財産の保護であつた。それは、一を害せずして他を守り得ない。フランス大革命に於ては、ブルジョア的財産を救ふために、封建的財産が犧牲にせられた。ソロンの革命に於ては、債務者の財産のために、債權者の財産が耐え忍ばねばならなかつた。」（註三）

ここで示唆的なことは、ソロンの改革が、階級向立の外見的調停者として現れた國家の役割を示し、その際妥協的な形で古い財産所有者に一應の犧牲を忍ばせた點にある。併しなほ、ここでも國家形成の過程が完結したとはいはれてゐない。一世紀近く遲れたクライステネスの革命（紀元前五〇九年）が、貴族の反噬を最終的に清算し、「之と共に氏族制度の最後の殘滓も亦亡びた。」

又曰く、「クライステネスは、彼の新制度に於て、氏族や部族を基礎とする四の種族を無視した。その代りに、既

にナウクラリアに於て試みられた所の、專ら居住地に據る市民の區分を基礎とする新組織が採用せられた。」（註四）

「かくしてその輪廓が出來た國家が、アテネ人の新社會狀態に如何に適合してゐたかは、富、商業及び工業の急速なる繁榮が之を示してゐる。社會的並に政治的諸制度の基礎となつた階級對立は、もはや貴族と平民とのそれではなく、奴隷と自由人、無權被護民と市民とのそれであつた。」（註五）

アテネ國家の形態的完結がクライステネスの改革に劃せられること、古典的奴隷制社會の基礎にある階級對立が自由人（奴隷所有者）對奴隷として示されてゐること——これも又示唆すること多い記述である。

國家に就いての最も一般的な定義としては、——

「それは寧ろ、一定の發達段階に於ける社會の產物である。それは、この社會が一の解くべからざる自家撞着に陷り、自から除去し得ざる和解し難き對立に分裂してゐる事を告白するものである。然るにこの對立が、矛盾する經濟的利益を持つ兩階級が、それ自身及び社會を無益の戰の中に亡ぼさないためには、表面上この社會の上に超越し、この爭を抑壓して『秩序』の限界内に保つべき權力が必要になつた。而してこの、社會より發生したが然しその上に超越し、それより益々遠ざかる權力が國家である。」（註六）

そして古い氏族制度に對して國家を特徴づけるものとしては、次の諸徴表が擧げられた。

一、領域に從つて國民を區分すること、言ひ換へれば血緣制から地緣制への移行

二、武裝した力として自らを組織した住民とは、もはや一致しない公的權力の組織

三、公的權力を維持する爲の國民の醵金（租稅）（註七）

（註一）「家族私有財産及び國家の起源」マル・エン全集第十二卷、七六〇頁
（註二）同上、七六四頁
（註三）同上、七六四―五頁
（註四）同上、七六七頁
（註五）同上、七六八頁
（註六）同上、八一二頁
（註七）同上、八一四頁

D　池溝・墳墓・歸化民

さて、以上のやうに整理された國家發生に關する學說と、日本における國家形成過程の現實とを照らし合せて、何が一般的に契合してゐるか、何が特殊的な型を鑄出してゐるかを確めることは、困難ではあるが不可能では無いであらう。その材料となるべき社會發展の狀況、及び階級關係、なかんづく諸對立の進行については、すでに概觀を試みた。更に政治的支配形態の特徵を示す諸事實を引き出しつゝ、問題の中に入つて行かう。

三世紀の魏志における日本社會に、すでに國家の形成が始まつてゐたことは觸れるところがあつた。その以前は、文獻的に社會の內容が知られて居ないので、何とも云ふことが出來ない。そして魏志における日本社會に、古代國家の完全た形成があつたのでは無いことは、その氏族制度の遺存が相當に根強いことを示す諸徵表によつて推察出來

る。完結した國家の內容としての血緣制から地緣制への移行は、かの共同體的「諸國」における氏姓を帶びた族長的貴族の存在によつて、疑問とせられる。民衆からの公的權力の分離は、「共立」の存續によつて疑はれる。公的權力維持のための國民的醵金としての租稅は、僅かに「租賦」の一語によつては、直ちにさうと斷定出來ない。

漸次的た古代國家の形成過程は、特に日本に於ては徐々として進んだもののやうである。併し、そこに飛躍が全然無かつたといふわけではない。さうした飛躍の時期を劃してゐる歷史的なエポックとして、魏志に次いでは雄略天皇を中心とする時代があり、次に十七條憲法を發せられた聖德太子の時代が、最後に大化改新が來る。

雄略天皇の治世は、すでに述べた通り宋書倭國傳の記事と契合するところがあり、遡つては應神天皇以來一時期をなしてゐる。この時期は、既記の通り、國內の「統一」が一應成就されて、蝦夷・熊襲・三韓にまで及んだといふが、この「統一」は國造制度による村落共同體の大和朝廷への貢納關係の成立と同意語である。またこの時代に屬する允恭天皇の氏姓錯亂を正すための盟神探湯施行は、事は傳說的であるけれども意義深いものがあり、從來の原始的カバネから氏姓制度への發展を劃してゐるやうに思はれる。これ以後、臣連等中央貴族の姓が高貴なものとなり、國造・縣主・稻置等の諸姓（公、直、首）等が卑姓に落ちて行つたらしく見えるが、この事は國造制度の成立と關係があり、國造等の服屬を反映するものでなければならぬ。この意味で、氏姓制度と國造制度は、この段階において論理的にも、歷史的にも連繫の上に立つてゐる。

併し、氏姓制度と國造制度の連繫が、それ自身を以て完成せる國家機構を形ちづくつてゐるかどうかを考へると、さうとは肯定出來ない。これは統一國家の外觀を呈してゐるが、中央の氏姓的貴族は、歪められた形態ではあるが、

古い氏族的性質をまだ帶有し、その支配する土地・人民に對しては、他の勢力が及ぶことは出來ない。また地方の國造等が支配する村落共同體の成員は、たとへ貢納關係によつて中央と繋がれやうとも、直接に政治的支配を中央から受けるのでは無い。從つて、宋書記載の五世紀において、魏志的日本社會よりも統一の相貌は大いに躍進して來たが、國家形態の本質においては、なほ古い氏族制度の强い殘存に影響されてゐるといはねばならないのである。ただ國司が始めは屯倉地帶に、後には國造下の共同體をも含む包括的な地域に監察者として派遣されたり、また國造が中央へ召集され朝參したりする過程が進行するにつれて、中央と地方の關連は强まり、政治機構としての國造制度の意義は高次化されて行つたと見なければならぬ。

かゝる、整頓せられた氏姓制度と國造制度の連繫を、支那古代史上の意味を借り來つて封建主義のやうに考へる見解もある。「史記」などによれば周の侯伯は、それぞれ周の王室から土地人民を封ぜられた藩屏であるといふことになつてゐる。併しこれは、橋本增吉氏が論文「支那古代の封建制度」で論じたやうに、氏族制的性質のものに外ならなかつた。

「蓋し周の封建制度なるものは、その性質上氏族的部落の擴大せられたものに過ぎないのであり、單に一部落の力を以てしては他の諸部落に對する統括力及び抵抗力が不十分なることを感ぜし結果、更に一層有力なる國家體制を組織して、その威力を持續せんが爲めに考案せられた制度であり、卽ち同姓同族の男子をばその武力によりて征服せし、眞にその版圖として認めらるべき部分に分封し、以て王室の藩屏たらしめんとする制度である。」（註一）

この說明には疑問もあるが、いはゆる「古代封建制」なるものが、氏族制度の變質しつゝある過渡に外ならないと

見る點では正しい。そして或は封建制のごとくに解された國造制度が、この周代の侯伯制度と類似してゐることが認められる。たとへば、周における王室と同姓すなはち姫姓諸侯伯が澤山存在することと、日本の國造が主として皇別・神別を以て稱してゐることには、中央氏族共同體が征戰の結果勢力範圍を擴大したことに結びつけて考へられなければならない。併し、周に於ても同樣であらうと思ふのであるが、同姓同族の男子を分封したといふ血統關係が、娘氏族の母氏族からの分離といふ意味では若干認められるとはいへ、わが國造制度においては寧ろ中央及び地方相互間の假冒によるものが多い。たとへば國造・縣主を始めて置いたのは、書紀では神武紀に見えるが、孝靈天皇から吉備臣、孝元天皇から筑紫國造・越國造、崇神天皇から毛野君等、國造中の有力者であつたと思はれる者が血統を引いてゐる。また景行紀には、七十餘の皇子を國郡に封じて、各其の國に如(ゆ)かしめたといふ記事があり、(註二)成務紀には、四年の詔に「今より後、國郡に長を立て、縣邑に首を置く。即ち當國の幹了者を取りて、其の國郡の首長に任じ、是を中區の藩屏と爲せ。」とあり、同五年「諸國に令して、以て國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、並に楯矛を賜ひて以て表と爲す。」とある。(註三)これは勿論史實として…………くもなく、歷史製作者の意圖を分析する資料たり得るのみであるが、併し全然この中に國造制度形成の過程が示されてゐないとはいへない。すなはち、氏姓に關する文獻の記載が嚴密であるかどうかは疑問とされても、臣や別といつた姓を有する國造には、中央との血統的連關が想像されるやうである。これは母系制度と關係を持ち、中央から出かけて行つた貴族が、地方酋長の女子と婚姻した關係は實在したであらう。併し、大體論としては、やはり假冒が大部分であらう。すなはち中央では、自然發生的に出來て來た氏族共同體の延長としての國造制度を、恰も中央から任命し封册した地方官吏の如く說明し、また

地方の國造達は中央に服屬してその關係が强まるにつれ、皇別・神別等の尊貴な血統關係を假冒することを必要とするに至つた。歷史家達はこの關聯の結節點に立つて、國造制度の政治的血統的意味を相當以上に强調したと考へられる。この點は周の場合にも當てはまるのでは無からうか。

さて應神——雄略期は、單に氏姓制度と國造制度の連繫における統一國家の形成といふだけで、その重要さは終らない。部民と田莊が、その最盛時には入らなかつたにしても、明瞭にその姿をあらはし來つたのは、この時期である。池溝の開鑿、古墳の築造等の大土木工事が發展し來つたのも、この時期である。また韓人・秦人等が捕虜又は歸化人として流入し來り、文化上は勿論、政治・經濟等にも重要な役割を演ずるに至つたのもこの時期である。今、それらの意義に就いて略叙して見よう。

部の設置が最も早く見えるのは、垂仁紀に鳥取部、鳥養部、譽津部を定めたことにあらうと思はれ、屯倉の設置も同紀の來目邑屯倉に始まるやうである。（註四）これらは勿論傳說時代のことで、信憑に困難であるが、仁德紀には倭の屯田・屯倉の爭奪が重大事件として現はれて來てゐる。その中に、「傳に聞る。纏向玉城宮御宇天皇（垂仁天皇）の世に、太子大足彥尊に科せ倭の屯田を定めしむ。是の時に勅ふ旨は、凡そ倭の屯田は每に御宇天皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇に非ざれば掌ることを得じ。」（註五）とあり、言外に屯田＝屯倉が、他の貴族にも所有せられる性質のものがあることを示すと同時に、そこに氏族共有から個人私有への移り行きがなされつゝあることを偲ばせるものがある。

次に同じく仁德紀に、「十三年秋九月、始めて茨田屯倉を立つ。因りて舂米部を定む。」（註六）とある記事は、屯

倉と部民との關係を示すものとして注意に値する。以後屯倉創設と關連して部民を置いた記事も、書紀に屢々見られるが、これによつて考へられる事は、屯倉が單純な大土地所有ではなくて、その創設と共に特別に耕作者として部民を驅り集めることが必要なものであつたといふ點である。この部民が共同體から强制的に、概して個人單位において引離されてくるといふ點にその半奴隷性が示されてゐるが、屯倉がどうも既に開墾された豊沃な土地では無く、部民を勞役せしめる事によつて新に開墾して行く大土地である人爲的な點が、土地占有者としての農奴の零細耕作の上に築き上げられた封建的大土地所有とは異る性格のもので、ここにも奴隷性が潜在してゐるのである。

右の茨田屯倉創設の前々年、すなはち仁德紀十一年に難波堀江が開鑿され、同時に茨田堤が築かれた。これは茨田屯倉と重要なつながりを持つてゐるものと思はれる。すなはち、池溝の開鑿や堤防の築造などの、治水灌漑に關係する土木事業は、一般に村落共同體をも含めての大地域を益するためといふよりは、中央貴族の直領たる屯倉＝田莊の經營のために、否寧ろその必須の前提として行はれたと見るべきである。尤も、この場合に、後に僞れる歸化韓人の使役以外に水利工事によつて直接利益を蒙らぬ村落共同體から、役丁を徴發して用に宛てたことは疑ひないところである。

かうした水利工事は、文獻上はやはり古く、崇神紀六十二年、「詔して曰く、農は天下の大たる本なり。民の恃みて以て生くる所なり。今河内狭山の埴田水少し。是を以て其の國の百姓農事に怠れり。其れ多に池溝を開りて、以て民の業を寛めよ。冬十月、依網池を造る。十一月、苅坂池、反折池を作る。」(註七)とあるに始まる。併し、これも屯倉・部民の發生と同樣、傳説時代のことであり、實際に盛となつたのは仁德天皇時代以後であらう。この水利工事は、

現在まで残つてゐる池溝の遺跡から見て、大規模の勞働編成を必要としたものであることは疑ひがない。その點、アジア的生産様式論爭におけるマジャール・ヴィットフォーゲル等が重視した、アジアにおける村落共同體を結合するものとしての水利灌漑工事の意義、及びその勞働編成者としてのデスポチックな官吏機構の成立に關するマルクス、エンゲルスの所説を想起せしめるものがある。ただ、日本の特殊性として强調せらるべきは、この水利灌漑工事が遅れた共同體のために行はれたのではなく、發達せる先進地帶における中央貴族直轄の屯倉＝田莊の創設・擴大と結びつけて行はれたことであり、その點一歩奴隷制社會への近接を推論させるものがある。

併し、この池溝開鑿、堤防築造等の大土木工事は、更に宮殿の造營や、墳墓の建設における大規模性と對照せられる時に、ますます當代を明らかにする重要なメルクマールであることが判つて來る。仁德天皇の四年、高臺に登られて遠望し給ふたるに、民の烟氣上らないのを以て其の窮乏を察せられ、三年間課役を免ぜられたといふ有名な記事がある。其後民力復興して、諸國より宮殿朽壞を修理するために税調を貢る事を請願したが、なほ許し給はず。十年冬十月に至り、「甫めて課役を科せて、以て宮室を構造る。是に於て百姓領されずして、老を扶け幼を携へて、材を運び簣を負ひ、日夜を問はずして力を竭して競ひ作る。是を以て未だ幾時も經ずして宮室悉に成りぬ。」（註八）この百姓は、必ずしも部民ではあるまい。

また顯宗紀に、播磨國に濳匿せられた弘計・億計兩皇子が身分を顯されるや、巡察の國司來目部小楯は大いに驚き、「是に於て悉に郡の民を發して宮を造る。不日權に安置せ奉る。」（註九）とあるのも、造宮に役せられた人民の、單に部民のみでないことを暗示する材料である。

墳墓の方は、この時期がいはゆる古墳時代の最盛期として、大和を中心とする前方後圓墳の巨大なる規模が、今もなほ瞠目すべき大勞働の編制を想望せしめる。この古墳築造の勞役は、これも全く傳説であるが、崇神紀の倭迹迹姫命の墓に就いて次の如く記されてある。「是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故れ大坂山の石を運びて造る。即ち山より墓に至るまで、人民相踵ぎて以手遞傳運ぶ。時の人歌ひて曰く、大坂に、踵ぎ登れる、石群を、手ごしに越さば、越しがてむかも。」（註十）以てその技術的方面をも推測せしめるものである。仁德紀によれば、天皇は生前陵墓を營ませられた。即ち六十七年冬十月、「河内の石津原に幸して、以て陵地を定め給ふ。丁酉、始めて陵を築く。是の日に鹿有り、忽に野中より起きて走りて役民の中に入りて仆れ死ぬ。」（註十一）とあるが、この役民も恐らく共同體から徵發されたものと考へられる。

すなはち、ここから推定出來るところは、仁德天皇時代においては部民制の發展は相當に認められたであらうけれども、大土木工事等に動員せられた勞役人民は多分に村落共同體の成員を以て充てられたであらう事である。國内の一應の統一、及び餘威を驅つて朝鮮にまで及んだ時期を隔ること遠くないこの時に、奴隸制の伸展への一轉機たるを意味する共同體民衆の徵發＝召役がかくも巨大なる諸土木工事をなし遂げ得たことは不思議でない。一般にこの時期の灌漑や古墳の巨大性から、直ちに古典的な奴隸勞働を結論する見解があつたが、當時の社會的諸關係を總體的に考察するときは、それは幾分速斷であつたとせられねばならぬ。奴隸の方向に引き寄せられつゝはあつたが、勞役者は主に共同體（それも中央に近い所の）成員であつた。この大土木工事を契機として、部民制の發展が促發せられ、同時に共同體成員の不自由化が强められたと見るのである。雄略天皇期へかけての社會的動向はその線上にある。

これらの水利灌漑工事と、秦人・漢人等の歸化民との關係は注意を惹くものがある。さきに引いた茨田堤・茨田屯倉等に關して、日本書紀では「是の歳、新羅人朝貢る。則ち是の役に勞ふ。」とあり、古事記では「また秦人を役てて、茨田堤、茨田三宅を作りたまひ、また丸邇池、依網池を作りたまひ、また難波の堀江を堀りて、海に通し……」云々（註十二）となつて居るが、秦人と新羅人は大體同じであらう。それから漢人といはれる系統もあるが、これも新羅・百濟から來た蕃別の人民である。水利灌漑工事は、技術的に相當進步した段階のものであるから、歸化民を役する必要さは、墳墓等の場合よりも勝つてゐると考へられる。併しそれは無視せられぬとしても、これらの「歸化韓人」の階級的性格は、概して被征服奴隷であつたことに重點が置かれなければならないであらう。そして、是等の「歸化韓人」は、屯倉＝田莊と絡み合はされて、部民制發展の主導樞軸たらしめられたやうである。三韓との戰爭がある限り、この方面からの「歸化韓人」（實は大部分略取された俘虜）の源泉が涸渇しなかつた。畿内地方の屯倉＝田莊に、「歸化韓人」が多く植えつけられたのはこの時期に最も盛で、次期には征戰不利のため幾分衰へ、從つて屯倉＝部民制度發展の重心は、土着日本人の共同體略取に移されて行つたのである。「歸化韓人」の部民化の絕頂時代たる雄略天皇の時には、書紀によれば、「十五年、秦の民分散れ、臣連等各欲の隨に駈使ひ、秦造に委ねず。是に由りて秦造酒公甚だ以て憂と爲して天皇に仕ふ。天皇愛寵みたまふ。詔して秦の民を聚りて秦酒公に賜ふ。公仍りて百八十種の勝部を領率ゐて、庸調絹縑を奉獻る。朝庭に積む。因りて姓を賜ひてウヅマサと曰ふ。」（註十三）とある。部民化された歸化韓人を率ゐる者、すなはち伴造はやはり韓人で、卑姓の貴族とされた。なほ百濟から奉献したといふ種々の工人、たとへば雄略紀に出てくる陶工、鞍工、畫工、錦織、譯語等々も部民的奴隷である事は疑ひないが、欽明紀にお

ける易博士、暦博士、醫博士等はさうであると斷じ得ない。（註十四）從つて所謂「歸化韓人」は奴隷ばかりでなく、貴族や自由民もあつたのである。

かうした貴族や自由民が、その後の社會的發展に關與した重要さは、部民制の形成に樞軸となつた「歸化」奴隷に比して劣らぬものがあつたやうである。すなはち、秦造や東漢直等は、屯倉等の伴造とせられた關係上、朝廷の財政等に關與して勢力を振ひ、またその富力も大なるものがあつた。秦造は、大藏掾として、皇室の財政を掌り、東漢直は蘇我氏の謀臣として、最後まで蘇我氏に盡してゐる。卑姓の貴族たる身狹村主青（雄略紀）以下、支那朝鮮への遣使・留學生には歸化人が多く任ぜられ、大陸の社會制度や思想を傳來する大きな役割を果した。高級な技術者や史等の學藝思想を掌つた歸化自由民は、社會の最も先進的なイデオローグとして、舊制度破壞運動の溫床をなした。なほ「歸化民」中には、支那との貢獻關係によつて將來された漢織、吳織、衣縫（雄略紀）等、支那人もあつたらしいが、其の數及び重要性は云ふに足らない。

これらの歸化民の動きは、雄略天皇時代以後、ますますテムポと強度を増し、社會的變革に極めて重要な契機となり得た。

（註一）「白鳥博士還暦記念東洋史論叢」、七三九頁。なほ周代の社會組織に就いては、佐野利一氏「中國に於ける國家成立の一例證」（「歷史學研究」、昭和九年十一月號四三頁以下）參照

（註二）「日本書紀」、中卷、八〇頁

（註三）「日本書紀」、中卷、一〇二頁

（註四）「日本書紀」、中巻、六六、六八頁
（註五）「日本書紀」、中巻、一五六頁
（註六）「日本書紀」、中巻、一六四頁
（註七）「日本書紀」、中巻、五五頁
（註八）「日本書紀」、中巻、一六二頁
（註九）「日本書紀」、中巻、二五五頁
（註十）「日本書紀」、中巻、五一頁
（註十一）「日本書紀」、中巻、一七五頁
（註十二）岩波文庫版「古事記」、九七頁
（註十三）「日本書紀」、中巻、二三九頁
（註十四）「日本書紀」、中巻、二二七頁。下巻、四一頁。崇峻紀（下巻、八五頁）にも僧や鑪盤博士や瓦博士など見えるが、奴隷では無いであらう。

E　隋書所載時代の中央體制における轉換

さて、以上の諸項は、一應國造制度と氏族制度の連繫による國家的統一と規定された應神——雄略天皇時代の政治的支配形態に具體性を與ふる重要徵表であると思ふが、被支配人民から獨立した公的權力の、具象的な集中的なあら

はれとしての政府體制はどういふものであつたかが、殘された問題となる。この點に就いては、書紀等の記載が、後代の形態を可なり遡つて當てはめたと思はれるので、相當割引して考へられなければならぬ。併し、宋書上表にも見られる如く、……………………………權威は儼然たるものがあり、對外的にも對內的にも政務の複雜を加へるに從つて、恒續的な政治機構が造られつゝあつたことは認められなければならぬ。それは氏族協議會の後身・發展=轉化たるの性質をまだ完全に脫せず、大臣・大連等の勢力は往々にして…………ものがあつたが、すでに政府體制の內容は存在し始めてゐた。雄略天皇の遺詔に、「方今區宇一家、烟火萬里。百姓艾安、四夷賓服………臣連伴造每日朝參し、國司郡司時に隨ひて朝集れり。」ではあるが、「但し朝野の衣冠、未だ鮮麗なることを得ず、敎化政刑、猶未だ善を盡さず。」（註一）で、衣冠政刑の不充分は、中央政府の未だ充分な確立に至らないことと關連する。なほこの……、隋の文帝の遺詔から大部分の語辭をとつたものではあるが、當代の事情を全然反映せぬとは言はれないと思ふ。

記紀、なかんづく書紀には、これに類した箇所が多いので、從來盛に文獻學的批判の的にされてゐる。極端な見解、すなはち後代の擬書說はさておき、充分に文獻學的分析を經ることは、史料として活用する上に絕對條件である。併し、「古事記及び日本書紀の新研究」以來「上代日本の社會及び思想」に及ぶ津田左右吉氏の、極めて懷疑的な一々の措辭にまで及ぶ微細な分析は、却て文獻學に捉はれ、原本を否認しつゝ原本に捉はれたものであると思ふ。（註二）要するに單なる文獻學だけでは認識を歪曲せしめるのだ。全體的な社會史的考察が必要である。そして、かうした見地に立てば、多くの潤飾はあれ、また捏造はあれ、具體的な事件の信否は別として、一般的な社會史的徵表

を捉へることは不可能でない。私が古文獻、なかんづく書紀を大いに利用してゐるのは、この心構へにおいてである。

魏志と照應する三世紀の日本社會、宋書と相應する五世紀のそれを、發展過程における環として捉へて來た我々は、それから百數十年を隔てた七世紀初頭、すなはち推古天皇＝聖徳太子の時代を第三の段階として評價するが、幸ひにもこれ迄と同樣、支那史に簡單な記述を見出す。隋書倭國傳は、それに當るわけである。

「開皇二十年、倭王姓阿毎、字多利思北孤、號二阿輩雞彌一、遣レ使詣レ闕、上令三所司訪二其風俗一、使者言、倭王以レ天爲レ兄、以レ日爲レ弟、天未レ明時、出聽レ政、跏趺座、日出便停二理務一云、委二我弟一、高祖曰、此大無二義理一、於レ是訓令レ改レ之、王妻號二雞彌一、後宮有二女六七百人一、名二太子一、爲二利歌彌多弗利一。」（註三）

この使者の言によると、倭王は未明に政務に就き、日出後は弟たる「日」に施政を委任するといふ思想で、政廳を閉ぢるといふのであるが、我が文獻にはかやうな事實は發見出來ない。併し、隋書倭國傳の記事全體は信ずべき點が多々あるので、絶對に否定するわけには行かぬ。政務が、なほ宗教的觀念と結びついて行はれた事を意味するものであらう。後宮の女子とは、釆女制に當るものと想像され、古くは卑彌呼女王の侍婢千人といふやうなものがあつたが、その發展として、奢侈的家内奴隸の性質を持つたものでは無いかと考へられる。

次に「内官有二十二等一、一曰大徳、次小徳…………員無二定數一」とあるのは、書紀では推古紀十一年（紀元六〇三年）にあらはれて來るものと、位階の順序は異つてゐるし、創設の年代も隋書開皇二十年（紀元六〇〇年）に既に在つたとすれば一致してゐないわけであるが、併し冠位の設定といふことだけは確められる。これは人の知るごとく、從來

の氏姓制度を破棄した廢墟の上に立つたものでなく、ただ側面から掘りくづす爲の工作であつた。從つて氏姓制度と全然無關係なものでなく、寧ろ其の變貌しつゝある過渡を示すものである。冠位の名稱の變化は、大化改新及び天武＝持統時代に。それぞれ起り、暫時的な性質を持つにとどまつたが、推古期以來一貫した方向を辿つた。それは從來の氏姓帶有に概ね尊貴の順列に應じて與へられたといふ意味に於て、氏姓制度と妥協したものであつたが、前期においてはまだ完全に政府體制の中に織りこまれたとはいへなかつた氏姓貴族を、朝廷の官吏として順列的に整序しやうとする意圖において、統一國家の完成に向ふ努力は明らかに示されてゐる。

　而して氏姓制度が冠位制に絡み合されて前期（雄略天皇時代）とは異つた形貌に進みつゝあるとき、同じく前期の政治的支配形態の一部をなした國造制度も、變化して來たことが示唆されるのは、「有二軍尼一百二十人一、猶二中國牧宰一、八十戸置二一伊尼翼一、如二今里長一也、十伊尼翼、屬二一軍尼一。」といふ隋書の記載である。「軍尼（クニ）」は國造に、「伊尼翼（ナキ）」が稻置に當るとするのは定說である。八十戸に稻置を置き、十稻置を一國造に屬せしめると書かれてあるが、かういふ整然たる地方制度が當時實現されて居つたかどうかは疑問である。寧ろ否定せらるべきであらう。併し、ここには前期の國造制度が違つたものに移りつゝある傾向が示されてゐる——その點を積極的に評價せねばならぬ。國造・縣主・稻置は村落共同體（及びその聯合）の酋長であり、氏族的性質を成員と共に班有するものであつたが、その勢力は大小種々の差があつて、或る者は中央貴族に劣らぬ田莊＝部民を有して一地方の覇者たり得たが、或る者は僻遠の地に孤在して村落の長たるに過ぎなかつた。併し、いづれにしても國造制度は、氏族社會の變質・展開したものとして、自然發生的な性質を脱し切らなかつた。ところが隋書の記述はかうした國造制度が中央との交渉のうちに、

漸次違つたものに移行したことを暗示する。といふのは、わが文獻における史的現實から引き出し得るところでもあるが、推古天皇時代に入るともはや地方の國造達は、中央の貴族勢力に對抗し得る條件を失つてしまつてゐる。貢納關係は强化され、その勢力下にある共同體の土地・人民は中央貴族の田莊＝部民に奪ひ去られた。これに反抗する者は、吉備臣、筑紫國造等のやうに擊破された。その結果として國造たちの物質的基礎が狹隘となり、その支配する土地・人民の規模は小さくなり、また氏姓制度上からは卑姓の貴族に貶下された。彼等は嘗て有した獨立性を失つて、可なりの程度まで中央政府の地方官化して行つた。隋書の記述は、この意味を捉へるに及んで、活きて來ると思ふ。大業四年（紀元六〇八年）隋使裴清等が來朝した時、途中の地理を記して、「度二百濟一行至二竹島一、南望二聃羅國一、經二都斯麻（ツシマ）國一、逈在二大海中一、又東至二一支（イキ）國一、又至二竹斯（ツクシ）國一、又東至二秦王（スワウ）國一……………又經二十餘國一、達二於海岸一、自二竹斯國一以東、皆附二庸於俀一」にある「諸國」なるものは、一應魏志の「諸國」を類推させるけれども、その質に於ては相當に變化して來て居り、國造等の中央への服屬關係は比較にならぬ程强まつたと見ざるを得ない。

氏姓制度及び國造制度の連繫として規定された原始的な國家形態が、この期に至つて大いに變質を示し來り、集權的な政府體制が步一步形成せられてゆく道程――その基礎には如何なる社會的經濟的關係の變化があつたか。

最も制約的な要因として、段階から段階へ引き上げて行く規定力となつたのは、中央貴族による田莊＝部民制の全國的擴大に外ならなかつた。書紀によると安閑天皇の時代は特に注意すべき轉機であつたものの如く、伊甚（上總）國造は贖罪のために屯倉を、三島縣主は勅命により良田四十町を、大河內直は贖罪のため钁丁五百丁を春秋に、廬城部連は釆女及び屯倉を、武藏國造は裁判に對する謝意を表して四所の屯倉を獻じた。その他、全國に屯倉＝部民の置

かれたことおびただしく、筑紫、火、豊、播磨、備後、阿波、紀、丹波、近江、尾張、上毛野、駿河等に及び、又「詔して國國に犬養部を置く。」九月甲辰朔丙午、櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔して屯倉の税を主掌らしむ。」(註四)とも記載されてゐる。その盛大見るべきである。また……………に、筑紫國の重要性を明らかにして、「故れ朕れ阿蘇仍君を遣して、河内茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしむ。蘇我大臣稲目宿禰は宜しく尾張連を遣して尾張國の屯倉の穀を運ばしむべし。物部大連麁鹿火は宜しく新家連を遣して新家屯倉の穀を運ばしむべし。阿倍臣は宜しく伊賀臣を遣して伊賀國の屯倉の穀を運ばしむべし。官家を那津の口に修造てよ。又其の筑紫、肥、豊、三國の屯倉、散けて縣隔に在り、運輸遙に阻れり。儻如須要ゐんとせば、以て卒に備へ難し。亦宜しく諸郡に課せて分移し、那津の口に聚め建て、以て非常に備へて、永く民の命と爲すべし。」(註五)と、那津官家の建設に力を注がれたのも、前代の方針の延長である。

併し、屯倉=部民の擴大には、中央の强大貴族も競つてその方向に奔命した。すでに雄略天皇の遺詔に、「大連等民部廣大にして國に充盈つ。」とあり、又右に擧げた……………を深く考察して見ると、朝廷が茨田屯倉から穀を那津に運輸すると同樣、蘇我・物部・阿倍等の諸貴族も自家の勢力下なる諸屯倉から運輸すべく命ぜられたもののやうである。(二十八字削除)量的には相並んで多くの屯倉=部民を所有してゐたことを示すのでは無からうか。(註六)(三百一字削除)

また皇極紀には蘇我蝦夷が擧國百八十の部曲を發して自れの陵墓を作つた時、乳部の民をも强いて徴發した不遜を示す記事があり、(註七)屯倉=部民の擴大はつひに諸貴族間の奪取戰を展開し、大化改新の詔に所謂「臣連等、伴造、

國造、各己が民を置きて、恣情に駈使ふ。又國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財と爲て、爭ひ戰ふこと已まず。」といふ狀態にまで立ち至つたのである。

（註一）「日本書紀」、中卷二四二頁

（註二）拙稿「日本古代史序說」（昭和七年、東大文化）に於ける津田氏論參照

（註三）太田氏前揭「日韓古代史資料」、九九頁

（註四）「日本書紀」、中卷、三〇六頁

（註五）「日本書紀」、中卷、三〇八頁

（註六）この點について從來の說明では、屯倉は皇領たり、諸豪族は單にその管掌者に過ぎず、運搬の任に當つたのであると解されてゐるが、私は本文のやうに解釋したいと思ふ。この個所は、大臣大連等と卑姓の臣連との關係についても暗示するところがある。

（註七）「日本書紀」、下卷、一四〇頁

F　古代日本國家の特殊性

田莊＝部民制度の全國的擴大は、少數中央貴族への土地＝人民集中の傾向を益々强めることであり、國造等治下の

村落共同體にもその影響は浸透して、解體化を强力的（ゲワルチツヒ）に促進した。併しそれにも拘らず、根強い共同體的な性格は殘存して、執拗な停滯性を以て、田莊＝部民制度の急速な全國化を阻止した。否、田莊＝部民制度なる、奴隷社會性の濃厚な經濟的社會的關係が、古典的社會構成にまで發達し得なかつたことに、共同體的性格が直接現れてゐるのである。

從つて應神――雄略期から推古期への發展も、飛躍的なものでなく、徐々たるものであつたのである。そこで、國家成立過程における「日本型」、日本的具體性＝特殊性はどこにあるかといへば、氏族制的＝共同體的性質が長く殘存し、反對物への轉化が氏族制的形式の固定＝强制＝締めつけとして、示顯して行つたことに求められなければならぬ。國造制度と氏姓制度の連繫としてあらはれた政治的支配形態の成長＝變質の過程は、正にかゝるものであつた。（百十二字削除）卽ち氏族制的殘存の强さによつて、徐々として………が形ちづくられ、停滯的ではあるが國家機構が成長し、氏族制度が階級對立によつて…………ことなしに、形骸そのものが……に化して行つたのである。であるから、止揚さるべきものが、變貌しつゝ永く殘存した。そして、古典的奴隷制はつひに開花せず、部民制度としての展開が行はれたので、氏族遺制的性質に規定された奴隷社會的構造が普遍的となつたのであつた。

かゝる政治的支配形態を規定する停滯性を持つた經濟的基礎に就いては、第一章で觸れてゐる。要するに、生產力の未成熟にもとづく古代的分業または協業の未發達、交換關係・商業資本・都市の微弱な存在、中央と地方との經濟的不均衡・特に後者における村落共同體の閉鎖性が桎梏となつたこと、國際的貿易にとつて地理的な不便があつたこと、奴隷供給源泉の涸渇等々を擧げることが出來る。

併し、かうした政治的經濟的停滯性が原則上存在してゐたにも拘らず、日本の古代社會はいつまでも同じ箇所に足踏してゐなかつた。一般に村落共同體の執拗な殘存は東洋諸國に見られるのであるが、日本では印度のやうに數千年間殆んど社會的構造に變化の無い型とは違ひ、また支那のやうに或る段階が後戻りして幾度も繰り返されるといふ型とも異り、そのテムポは遲く、また古い遺制の淸掃が完全には行はれなかつたとしても、絕えざる上向＝發展があつた。であるから、古代國家も雄略朝期から推古朝期へと發展の道を確實に辿り、更に大化改新に至つて、一應の舊制度止揚が試みられ、古代國家形成上における完結が劃されたのである。

その原因はどこにあるか。それは階級向立とその抗爭が、比較的正常な軌跡を追うて展開して行つたことに求められねばならぬ。言ひ換へれば、抗爭のうちに社會發展の動力が作り出されて行つたのである。併し、その階級抗爭が古典的なものと僅かに類似するのみで、具體的には異つた性質を持つてゐたことが、その特殊な發展を基調づけたことは言ふまでもない。

推古朝期における階級對立は田莊＝部民制度によつて土地・人民集中の動向裡にある中央貴族と、その制度下にある部民及び奴婢とが基本的な線を形ちづくつた。そして、同じく中央貴族から收取を受ける氏人＝公民、及び地方における同身分で併しながら共同體に一層深く根を持つた國造下の自由民もまた、貴族階級に對立してゐる。併し、日本古代社會の特殊性は、この貴族と自由民の抗爭が銳化せず、古典諸國におけるやうに兩者の分裂と止揚から國家が生れるといふ道を踏まなかつたことにある。（九十九字削除）

而も、大化改新は、かうした主要階級の抗爭によつては直接展開されず、中央貴族間の爭覇、および貴姓貴族と卑

姓貴族の抗爭といふ形貌をとつたのである。すなはち、田莊＝部民制度の全國的擴大は「率土主義」の統一國家實現に向つて拍車をかけると同時に、複雑な階級向立とそれに基く社會不安の解決が要望され、その幅輳の上に限定的な意味での氏族制度の止揚がなされ、東洋的政治の確立を見るに至つたのである。

推古朝期には、この改新が既に實現のスタートを切り始めた。時の攝政聖德太子は、歸化韓人や卑姓の貴族を隋に留學せしめ、東洋的デスポチスムスの制度・政治機構の現實を視察せしめると同時に、數世紀來徐々に浸透して來た大陸思想――儒教の王道主義に基いて「…………、…………」を明らかにし、また印度思想――佛教の力を借りて舊氏族制のイデオロギーたる原始神道に打撃を加へた。また冠位十二階の制度が、政府體制の上から、氏姓制度を消極的に除き去らうとしたものである事は既述した。（六十六字削除）

憲法十七條は、大部分論語・詩經・文選等支那文獻から引用した語句を以て作られており、津田左右吉氏によつて大化後の……と斷ぜられ、その說は有力であるが、私は雄略天皇の遺詔の場合と同じく、たとへさうであるとしても、聖德太子の御思想＝政策を充分に表現してゐると思ふ。又これを法律では無いとし、道德的訓誡に過ぎぬとする說があるが、私は寧ろここに太子の政治原理の體系を見る。

その第一條は和を貴しとし、上下の抗爭を戒めてゐる。第二條は三寶を敬すべきをいひ、佛教の指導原理たることを明らかにしてゐる。第三條は君は天也、臣は地也の思想を述べ、「地天を覆はむと欲する時は、則ち壞るゝことを致さむのみ」とする。第四條は群卿百寮、禮を以て本とすべきをいひ、禮の觀念を以て身分制を基調づける。第五條乃至第十四條は、訴訟の公平、勸善懲惡、賢人任官、官吏精勵、信賞必罰等、官吏の心得べき條項を掲げたものであ

るが、國家機構＝政府體制の一段の强化＝發展のための原理たるべきものであらう。このうち第十二條は少し趣を異にし、「國司、國造、百姓に斂めとること勿れ。國に二君非し、民に兩主無し。率土の兆民、王を以て主と爲す。所任官司は、皆是れ王臣なり。何ぞ敢て公と與に、百姓に賦め斂らむ。」とあり、最も注意すべきものである。（百六十六字削除）そしてまた、國造を國司同樣、中央政府に完全に從屬する地方官たらしめやうとする意圖も暗に示されてゐる。第十五條は、私を以て公を妨げるのは臣の道でないとし、第十六條は論語で有名な民を使ふに時を以てするといふ方針を掲げてゐる。いづれも東洋的政治の原理である。併し、第十七條に「大事は獨り斷む可らず、必ず衆と共に論ふべし。」とあり、政府官僚の獨斷專制を排してゐるが、これは後世の民主々義とは違ひ、古代的氏族的思想の殘存であり、またそれが人民をも含めた衆論であるとは思へないから、質的には異つたものである。

憲法十七條にあらはれた、聖德太子の政治原理は、それが現狀に卽するものと解せられるならば、何ら變革的なものを持たない。併しそれが當爲的なものであると解されるならば、將來の動向に力强い槓杆たり得る性質のものである。歷史は後者であつたことを實證し、中大兄皇子・中臣鎌子を中心とし、隋・唐留學生等を……太子の御遺志を實現したものである。

ただ、そこに自由民・部民等の活動力がどれ程まで反映してゐるかは、更に後章——結論において論析したいと思ふところである。

四、古代法律の社會的性格

A 古代法における宗教的色調

政治的支配形態は、種々の具體的な面を以てあらはれて來る。階級的社會構成においては、それは國家の諸機能として發現するものが多いが、それのみにとどまるものでない。部分的な、直接的收取に絡まる抑制の形態にも、支配の性質は認定されねばならぬ。たとへば個々の奴隷所有者が奴隷に對して生殺の權を行使して勞働を强制し、封建領主が農奴から經濟外的强制によつて地代を徵發する場合のごときである。

併し一般論として、階級對階級の總體的な諸關係の下では、國家機能の諸性質こそ其の樞軸をなす事は、冗語を必要としない。しかも、その集約的な一つの面は、法律の制定及び、特に犯罪に對する刑罰の實施形態にあらはれるのでは無からうか。勿論それは支配形態の全部でもなければ、また最も重要な場面でも無い。最も重要な場面といへば、生々しい階級拮抗の線上における……のゲヴルチッヒな組織に外ならないが、これは露はな或は隱微な諸態樣の廣汎な全體に亘つてゐる。寧ろ徵表的なものとして、法律及び刑罰の具象的な姿態を捉へることによつて、前記の重要な場面の核心に觸れることが出來やう。

原始氏族制の社會においても、强制的な性質を持つた法が、旣に存在して居つた。それは勿論、文字の未だない段

階のこととて、不文慣習法の形態をとつてゐた。而も、原始宗教の勢力が非常に强かつたので、他の凡ゆる文化的表象がさうであつたやうに、法も宗教的色調を帶びて作られ、實施されざるを得なかつた。すなはち法は、多くの場合神意によつて生れたものとされ、內容に於ても實現過程においても宗教と結びついてゐた。それにも拘らず、原始共同制の民主々義的性格は宗教的被覆の下に脈打つてゐたのである。たとへば裁判は共同體の集會に於て行はれ、全成員の參加のもとに行はれるから、擅斷主義とは反對である。共同體に對する罪は個人に對する罪よりも重く見られたが、警察・獄舍といつたやうな制度はない。個人間の紛議には仲裁手段が講ぜられる。また個人間の加害に對する報復は有名な Blutrache（血の復讐）に委せられ、相手が他の共同體に屬する限り、共同體相互間の爭ひに發展することもある。

併し、これらの合理的な內容は、氏族制の崩壞過程において、漸次反對物に轉化して行き、而も宗教的な被覆は……………………高め、階級的溝渠を深くするために利用せられる。印度のマヌ法典、バビロンのハムラビ法典のごときはその例で、………よつて專制的支配の機能を强めやうとする性質のものであつた。アジア諸國には、その社會的經濟的構造の停滯性に規制されて、類似した氏族遺制的宗教性が古代法制に見られる。

國家形成過程にあつては、ソロンの立法に於てさへも、なほ神意に問ふといふ擬制を必要とした。僭主クライステネスの出現、及び羅馬の十二銅表に至つて、かうした宗教性は稀薄化されたやうである。すなはち國家の完成は、法制上宗教的被覆が一應拂拭された側面からも、測ることが可能である。

日本における古代法に關する歷史的記述は、最古のものとしては、やはり魏志にこれを求めなければならぬ。「不

盗竊一、少ニ諍訟一、其犯レ法輕者沒ニ其妻子一、重者滅ニ其門戸及宗族。」これだけでは支那人の主觀が相當に働いてゐると思はれるし、全體的な社會構成の中における法の性格はわからぬ。ただ、これは共同體の成員もしくは族長的貴族の或る者にまで及ぼされたのでは無いかと考へられる。門戸・宗族を滅すとあるのがそれを示唆する。「沒妻子」とは、奴隸化する事を意味し、贖罪による奴隸發生が認められ、更にその前提として奴隸の階級的存在が確定せられる。奴隸の位置については、卑彌呼の死んだ時、「大作レ冢徑百餘歩、徇レ葬者奴婢百餘人」とあるので、貴族の埋葬に當り、殉死せしめられたことが、充分に物語つてゐると思ふ。

殉死に就いては有名な垂仁紀の記述が、傳說時代ではあるけれども、魏志と一致して其の存在を示す。これは古代東洋諸國の一般的風習であつた。（註一）垂仁天皇二十八年、「群卿に詔して曰く、其れ生くる時に愛みし所を以て亡者に殉はしむ。是れ甚だ傷なり。其れ古風と雖も良からずば何ぞ從はむ。今より以後、議りて殉はしむることを止めよ。」（註二）と、天皇の仁慈が傳へられてゐる。併し、淸寧紀によると、雄略天皇の崩後隼人が殉死したといひ、それは自發的であつたと書かれてゐるが、殉死の風習はなほ保存されてゐた事がわかる。（註三）大化改新に至つても、まだ殉死は廣く行はれてゐたらしい。二年の葬制に、「凡そ人死亡ぬる時に、若しくは經ぎて自ら殉ひ、或は人を絞ぎて殉はしめ、及び張ちに亡したる人の馬を殉へ、或は亡したる人の爲めに寶を墓に藏め、或は亡したる人の爲めに髮を斷り股を刺して誄す。此の如き舊俗は一に皆悉に斷めよ。」（註四）とあるのを見よ。この點にも魏志（三世紀）と大化改新（七世紀）の間に、或る種のものが停滯的に保存されてゐることが現はれてゐる。

魏志的社會から大化改新への過程には、もちろん著しい發展があつた事に疑ひは無いけれども、或る方面は餘り變

化なく停滯してゐた。この停滯的方面は、概して氏族制の形骸の殘存といふかたちをとつて現れた。而もその內容においては、奴隷制の日本型と關連するところがあつた。

宋書には、國內の社會事情に關する敍述が無いから、從つて法律に關するものも見出せない。故に、記紀を材料として考察することが必要である。魏志所載の法に關する記事があまり簡單で、全貌を復原し難いのに反し、半ば傳說的ではあるが、わが文獻の記事は魏志以前をも幾分髣髴させる。

法律の發生形態及びその實施形式に宗教性が極めて濃厚であつた事は、わが古文獻によつても見られるが、併しそれは原始氏族制のそのままでは無かつた。素盞嗚尊が無狀き爲行を働いたので、罰として千座置戶の解除を科せられ、鬚を切り手足の爪を拔かれて高天原から追放されたといふ神話も、その傳へらるるや古くからであつたかも知れぬが、犯罪の贖ひとして解除をするといふ形態は、ずつと後代にも同樣であり、必ずしも原始制に特有では無い。解除の一般性は、書紀孝德紀の詔中に數例を擧げて其の弊習を極論してゐる事からも見られる。その一つに「復た邊畔に役はれたる民有り、事了へて鄕に還る日、忽然に得疾して路の頭に臥死ぬ。是に路の頭の家乃ち語りて曰く、何の故か人をして余が路に死せしむると。因りて死者の友伴を留めて、强がちに祓除しむ。是に因りて、兄路に臥死ぬと雖も、其の弟收めざる者多し。」（註五）これは役民の悲慘を語る好資料であるが、タブーの賠償性としてあらはれた解除についても示唆する所がある。

なほ素盞嗚尊の犯罪として、廢渠槽、埋溝、毀畔、重播種子、挿籤、馬伏せ等、農業妨害を列擧してゐるが、水稻耕作における技術と關係ある是等の徵表は、よほど後代のものでなければならない。古事記によると、仲哀天皇の條

に「生剝逆剝、阿離（あなはち）、溝埋、屎戸（くそへ）、上通下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚」等の犯罪が列擧されてゐるが、屎戸以前は素戔嗚尊の犯罪と一致してゐること、注意を惹く。（註六）

これらの事は、神話傳說が其の源泉においては古くあつたらうとも、記載年代に至つて、餘り遠からぬ社會事情を反映せしめられたことを物語り、犯罪ならびに刑罰の相貌もすでに氏族制變質過程の餘程進行した時期のものと一致してゐるのである。

氏族制時代には、法の淵源は神意に求められたが、その變質過程においては、………された族長的貴族または父家長的………………………となつた。わが「法律」に當る古語を「ノリ」といふのは、かゝる神法的意味と關連する上位者の意思を尊重する思想のあらはれで、牧健二氏の語を借用するならば、「權力者の意思が法律であると云ふ思想が強くて、法律を表示すべき言葉の內に迄其れが現はれてゐると云ふことは、日本固有の法律觀念を考へる上に注意す可き點である。即ち甚だ君主主義的であつて民主主義的の要素を缺いて居る。後世に至るまで法律を、定、掟、置目、條目、式目、法度、等と云ふが如きは同樣の思想に基くのである。」（註七） 四世紀乃至七世紀に發展した國造制度と氏姓制度の連繫の上に立つ…………の法制はかゝる性質を帶びつゝあつたのである。

（註一） 重松俊章氏「支那古代殉葬の風習に就いて」――「東洋史論叢」四八一―五四〇頁。視野の廣い、すぐれた論文である。

（註二） 「日本書紀」、中卷、六九頁

（註三） 「日本書紀」、中卷、二四九頁

（註四）「日本書紀」、下卷、一七六頁
（註五）「日本書紀」、下卷、一七七頁
（註六）岩波文庫版「古事記」、八二頁
（註七）牧健二氏「日本法制史概論」、二〇頁

B　裁判及び刑罰の諸相

宗教的被覆の下にある裁判及び刑罰の諸相も、わが文献に現はれた四―七世紀の實例によると、もはや氏族制の原型は殘されてゐなかつた。ただ、氏族制の形骸と、それに絡まる原始宗教の被覆とが、成長しつゝある國家＝法の形態に特性を與へ、また强化した。

原始氏族制に於ける長老＝祭司的觀念形態として、諸民族に普遍的なマジックとタブーは、階級分化の進行と共に一層…………に轉用されて行つた。古代日本に於ては、その著しい現はれとして、マジックの一形態たる盟神探湯（くがたち）、タブーの財物賠償形態たる解除（はらへ）（祓除）を見る。

盟神探湯は、既にも述べた通り、氏姓制度＝階級制度確立のために、神意に借りて裁斷を下したものが允恭紀所載の通り行はれてゐるが、これは長い期間にわたつて、裁判の一般的形態として行はれたらしくある。應神紀に甘美內宿禰がその兄武內宿禰叛狀ありと讒した時、「……則ち武內宿禰と甘美內宿禰を推問ひたまふ。是に於て二人各堅く執らへて爭ふ。是非決め難し。…………神祇に請して探湯せしむ。是を以て武內宿禰、甘美內宿禰と共に、磯城川

の涯(ほとり)に出でて探湯を爲す。武内宿禰勝ちぬ。」(註一) また繼體紀に、任那人が大和朝廷から派遣された毛野臣の失政を訴へて、「毛野臣樂みて誓湯(くかたち)を置きて曰く、實ならむ者は爛れじ、虚あらむ者は必ず爛れむ。是を以て湯に投(い)れて爛れ死ぬる者衆し。」(註二) とその濫用を指摘してゐる。隋書にも「或置二小石於沸湯中一、令三所レ競者探二之、云、理曲者卽手爛、或置二蛇瓮中一令レ取レ之、云、曲者卽螫レ手矣」(註三) と、内容を可なり具象的に說明してゐる。

Gottesurteil として、その起原は古いものであつたらうが、發展・變質の途上に盟神探湯は非原始的なものとなつてゐる。すなはち、氏族制度決定の場合に用ひられたやうな階級的政治的意義は措くも、一般にもはや單なる神意の表現でなく、裁判手段として立ち現はれてゐる。のみならず隋書の場合は、其の前にある「毎レ訊二究獄訟一、不二承引一者、以レ木壓レ膝、或張二强弓一、以レ弦鋸二其項一」といふ語と結びつけられて、探湯が拷訊のデスポチッシュな方法に轉化してゐる事を示してゐるのである。拷訊に關しては、書紀中若干の例を見る。欽明紀に馬飼首歌依が、盜みをなしたと譖せられて、その無實を誓つたが、「遂に苦問に因りて地に伏して死ぬ。」とあり、また舒明紀に、「三月、悉に采女を奸せる者を劾へて皆罪す。是の時三輪君小鷦鷯、其の推鞫に苦しみて、頸を刺して死ぬ。」とある。(註四) 隋書と照應せしめて考へるとき、宗教的裁判方法が後代に拷訊に轉化して行つたことを認むべきであらう。

裁判形態の他の例として、盟神探湯よりは一層進歩したものとしては、「解部(ときべ)」と稱する一種の裁判吏をして審問せしめる制度の行はれたことが、令制によつても知られる。「風土紀逸文」中に次の記載がある。「筑後國風土記に曰はく、上妻縣、縣の南二里に筑紫君磐井の墓墳有り。……(中略)……東北の角に一區劃有りて號(なづ)けて衙頭と曰ふ。

〔衛頭は政を致す所なり〕其の中に一つの石人有り、縦容として地に立てり。號けて解部と曰ふ。前に躶體にして地に伏せる一人有り。號けて偷人と曰ふ。〔生けりし時猪を偷みし爲に罪に決められむとするなり。〕側に石猪四頭あり。贓物と號く。」（註五）云々。筑紫君磐井は國造中の最も勢力有るもので、その墳墓は支那風の石人石馬によつて飾られてゐるから、この裁判形態も支那思想と關係があるかも知れぬ。併し有力者の政廳における審問は、概してかうした形態をとつたものと想像しても別段支障は無い。

贖罪としての祓除（はらへ）におけるハラヘツモノ（祓具）は、奴隷や采女や土地その他の財産であつたが、何人がこれを受けたかといふに、書紀の諸例は概ね天皇に奉献されたことになつてゐる。これは犯罪の性質にもよるが、また後代の狀態をあらはすものであらう。一般個人間にも其の風習が强かつたことは、既に擧げた孝德紀の諸例で判明する。祓除を收受するのが朝廷で無い例としては、清寧紀に星川皇子の與黨三野縣主小根が、亂後死を免れんがために大伴大連室屋に田十町を獻じ、また草香吉士漢彥に田地（たところ）を與へたとある。（註六）また欽明紀に、搒訊に死した前記馬飼首の子を神奴に沒したとの記事があるが、古くは沒人奴隷化の場合には神祇に入れたものであらう。（註七）それが漸次、有勢者の私有に轉じたものと思はれる。魏志の「沒其妻子」には既に其の端が開かれ、隋書の「盜者計レ贓酬レ物、無レ財者沒レ身爲レ奴」は個人間の關係のやうであるが、主として權力的な沒人を指す。併し勿論、公的權力の獨立性は高まりつゝあつたとはいへ、まだ氏族遺制の殘存も强かつたから、解除における私的要素は公的贖罪と完全に分離さるゝことは無かつたのである。

刑罰の諸相として、なほ色々なものが文献上殘つてゐる。「滅其門戶及宗族」と魏志にあるのは、叛者に對する族

滅として實際にあつたらしく思はれるが、必ずしも嚴密なものでなかつた。筑紫國造磐井が叛して誅せられても、其子葛子が糟屋屯倉を獻じて死を免れてゐる。（註八）物部、蘇我氏が滅ぼされても、なほ其の一族中助命された者も多かつたと見えて、史上其の後裔が現はれて來る。支那の「族滅」のやうに徹底的でなかつたやうである。また白鳥淸氏は論文「古代日本の神判に就いて」中で、火刑が屢々有つたことに就いて、それを神判との關係において詳說してゐるが、幾分擴張され過ぎた感があり、また精神分析的解釋はどうかと思はれる。（註九）黥刑は沒人奴隸化する場合に併せ行はれたもののやうに見える。貶姓も行はれた。允恭紀に、皇后若かりし日に無禮の言をなした闘鷄國造を、後に稻置とした記事がある。（註十）大化改新に近づくに從つて、流刑、杖刑、禁獄等發達した刑罰が史上にもあらはれて來る。大化改新後、唐制にならつて律に笞・杖・徒・流・死、五等の刑罰が定められた先觸れであらう。

（註一）「日本書紀」、中卷、一四三頁
（註二）「日本書紀」、中卷、二九六頁
（註三）太田氏前掲「日韓古代史資料」、一〇〇頁
（註四）「日本書紀」、下卷、五〇頁、一二九頁
（註五）「風土記逸文」——大倉研究所編「神典」、二〇五六頁
（註六）「日本書紀」、中卷、二四八頁
（註七）「日本書紀」、下卷、五〇頁
（註八）「日本書紀」、中卷、二九二頁

(註九)　白鳥清氏「古代日本の神判に就いて(二)」――「史苑」第四巻、第一號

(註十)「日本書紀」、中巻、一九六頁

C　成文法への行程と大陸母法の影響

これらの犯罪と刑罰との對立を通じて發展し來る法律は、種々の階級關係が共存した當時の段階を反映してゐるのであるが、文獻の性質上貴族的身分に關係あるものが多く、一般人民や部民=奴婢に關するものは少い。併し奴隷的身分に對しては、神意を擬した盟神探湯の裁判形式さへ必要でなく、また解除のごときも意味なく、生殺與奪の權を握る箇々の奴隷所有者の擅斷の下に、嚴酷な刑を課せられたことは想像に難くない。大化改新以後の律令は、唐制を直輸入したものであり、日本的條件に適合せしめられた點は過重評價出來ないから、それを以て直ちに改新以前の事情に類推することは出來ないが、主人が奴隷を殺戮または遺棄した場合には、殆んど刑罰を科せられないのに對し、奴隷が主人を殺した場合には最も惡逆の罪として、極刑であることは勿論、その裁判にも特別の條件があつた。獄令によれば、死刑は中央に覆奏してから決せねばならないのであつたが、「家人奴婢殺レ主、不レ須二覆奏一」であり、また「從二立春一至二秋分一、不レ得レ奏二決死刑一、若犯二惡逆以上一、及家人奴婢殺レ主者、不レ拘二此令一」とて、即決また刑執行にも延期が無かつたのである。(註一)　改新以前、私的な法または刑罰が箇々の奴隷所有者によつて行はれた時代に、これよりも寛恕であつたと考へることは不可能である。又一般人民に對する刑罰としての沒人奴隷化が長く生命を維持したことは、社會構成の本質すなはち奴隷制に觸れるところがあつたと考へられねばならぬ。

これを要するに、法律、その中でも刑法的性質のものには、奴隷制的基礎構造を反映し、またそれを強制する階級關係が歴然と顯はれてゐる。併しまた、氏族制の形骸によつて根強く絡まれた社會的停滯性は、この分野にも見落す事は出來ない。發展は、徐々としてゐる。そして隋唐の制度が輸入せられて、俄然新しい系統が古いものと摩擦を生じつゝ、社會を空前の活潑な狀態に捲きこんだ推古期以後、法律の分野でもテムポは急峻になる。成文法の問題が提起されなければならぬ。

不文慣習法と成文法の交代は、必ずしも時期的に先後して現はれると限らず、また國家が成立してゐるか否かの徴表たり得るものでは無い。併し、當然文字・文學無き原始制時代には、不文慣習法しかあり得なかつたし、國家形成に伴つて、それが成文化され、一層の强制力を持つて來るのは必然である。ところが古代日本に於ては、單なる從來の慣習法の成文化では無く、大陸法制の移植・導入といふ形態が、上方からなされたので、それが從來の慣習法と適合して後者を成文化したに過ぎない場合もあつたが、全然新奇な內容を以て、現實の史的發展の動向に先驅し、またはこれを歪曲する場合の方が多く、從つて從來の慣習法と衝突し、少くとも摩擦を生ずる程度は大きかつた。この摩擦は勿論母法の作られ實行されてゐた社會の段階が高く、相違してゐるといふ點からも來たであらうが、むしろそれは支配者の政治原理に基いて上部からなされたといふ點に出るのではあるまいか。

普通に聖德太子の憲法十七條の發布を以て成文法の始めとする。これを道德的訓誡または官吏の服務規律と解する者もあるが、私は既に述べた通り政治原理の體系と見る。そして、成文法とするには相當不足してゐるものがあると思ふが、全然その性質を否定すべきでは無い。それは勿論、大陸の東洋的デスポチスムスの移植であるが、今然日本

の現實社會に無縁なものではなかつた。殆んど總てが原典を支那經史に求め得るものであるが、その選擇にはおのづから原則があつた。日本的現實と關連せしめて解釋されるものとしては、前章で說いた如く、第十二條の國司國造私斂の禁、及び第十七條大事は衆議によるべしに於ける原始性の遺存等を考へることが出來る。また第五條には、訴訟に對する公平が要求されてゐるが、「其れ百姓の訟は、一日に千事あり。一日すら尙爾るを、況んや歲を累ねてをや。頃、訟を治むる者、利を得て常と爲し、賄を見て讞を聽す。便ち財有るものの訟は、石をもて水に投ぐるが如し、乏しき者の訟は水をもて石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民、則ち所由を知らず臣の道亦焉に闕けぬ。」（註二）とあるのは、實狀を寫したものとして、日本的な具象性が出てゐる。隋書では魏志にならつて、「人頗恬靜、罕二爭訟一、少二盜賊一」としてゐるが、事實さうでなかつたことは、其の前に「其俗殺レ人、强盜及姦皆死、盜者計レ贓酬レ物、無レ財者沒レ身爲レ奴、自餘輕重、或流或杖」以下、拷訊や盟湯や蛇瓮等のこと、既に引用した部分を書き列ねてゐることからも知られるし、書紀大化改新の詔中には、當時訴訟の甚しく多かつたことを示す記載が溢れてゐる。たとへば部曲の交雜・地縁團體化を、「遂に父子姓を易へ、兄弟宗を異にし、夫婦互に名を殊にせしめ、一家五に分れ六に割く。是に由りて爭競ふ訟、國に盈ち朝に充つ。終に治を見ずして相亂るゝこと彌盛なり。」（註三）と敍述してゐることも爭訟の多いことと關連する。そしてこの爭訟の多いことは、社會不安の徵表であり、人民の不滿・その一つの抗爭形態を示してゐるのである。前記第五條が單に政府官僚の訴訟に對する公平な態度を、一般的に要望したにとどまらず、當時の情勢に對する顧慮が加へられてゐると見るのは、其の點からである。そしてこの場合、「乏しき者の訟は水をもて石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民、其の所由を知らず。」とて、貧民に對する同情が表せられてゐるこ

とは、氏族制度を一應打破して全國的な統一の上に立つ東洋的モナルヒーを實現せんとする勢力の、政治原理として重要な性質を示すものといふべきである。

最初の成文法としての憲法十七條は、統一國家の形成に向つて拍車をかける性質のものであつたらうと想像される。（八十四字削除）

大化改新の詔勅の內容は、極めて多岐にわたつており、其の歷史的瞬間における具體的施政方策にとどまるものもあるが、また國家政治の綱領たり、少くとも當時においては不易と考へられた原理的なものが多い。從つて、これは勿論法律たる資格を有し、それが文書を以て發布されたとすれば（大體さう信じて疑ひは無いが）、成文法たるの實を備へてゐる。從來、法制史家は成文法として、まづ憲法十七條を擧げ、次に律令（近江令から養老律令に至る）を持つてくるが、私見によれば大化改新の詔勅が、制定法としての重要性を持つてゐることを、正しく評價せらるべきであると思ふ。尤も、大化以前に於ても詔勅として傳へられてゐるものは多い。これらは成文法として發布せられたかどうか疑問であるが、不文制定法の性質を備へたものは有つたと思ふ。（四十八字削除）

蘇我氏討滅後の大化元年の詔は、或は東國の國司に與へられた戸籍・校田の法であり、或は伴造・尊長者に與へられた訴訟の法であり、又天下の民に與へられた良賤男女所生の法であつたが、これらは甚だ漠然としており、有名な土地兼併・賣與索價の禁止と同樣、直ちには實行性を持たなかつたのでは無いかと想像される。ところが、二年正月の改新の詔は私地・私民の廢止、郡縣制の實施、班田收授及び租庸調の決定に就き內容が如何にも具體的である。引き續く其の後の詔勅には、概ね「卿等、臣連、國造、伴造及び諸百姓」を對象とすることを明示して、更に詳かに班田、

租庸調等に就き施行細則を定めてゐる。

律令は、まさにこれら改新の詔勅が整頓せられ、形式化せられたものであり、その發展に外ならなかつたのである。そして寧ろ、唐制を極めて文字を追うて移植した律令よりは、現實の狀態を反映しつゝそれに適應し、もしくはそれに轉換の動機を與へた改新詔勅の方に、生き生きした法律の形成過程が表現されてゐるのである。併し、それにも拘らず、律令が政治的支配體制の機能原理として、驚くべく精緻を極めた體系を持ち、爾後の社會構成に規制力たり得、永い期間にわたつて影響を殘し、取りも直さず大化改新によつて導き出された社會的階級的再編成に於ける象徴的な果實であつたことは、充分に評價され盡さねばならぬと思ふのである。

（註一）小中村清矩「令集解講義」、二〇九、二一六頁
（註二）「日本書紀」、下卷、九五頁
（註三）「日本書紀」、下卷、一七九頁

五、結　論――大化改新の性質規定

A　前提的要約

以上に於て、三世紀から七世紀にかけての日本社會を、その政治的支配形態の面から分析してきた私は、ここで一應の要約をなす必要に迫られる。

西暦紀元前の幾世紀、日本列島は概して石器時代の技術的條件下にある原始氏族制の社會によつて占住されてゐた。この期間にも、大陸との交通はあつたと推測されるが、紀元前一世紀に、後漢の樂浪郡を媒介として、劃期的な金屬文化の輸入を見た。これが直接の衝動となり、また內部的には氏族社會の生産力が充實・發展したことにより、はじめは共同體的所有の形をとり、後には族長等貴族身分の私有として發達する財産の蓄積が起り、從つて階級分化が進行し、社會は明らかに次の歷史的段階へ移つて行つた。

紀元後一世紀には、後漢書によれば、共同體の聯合は、貴族化した…………「諸國」となり、奴隷の存在が確められた。併し、社會的構造は氏族制の色彩がなほ强く、血緣的共同體から地緣的なそれへの傾向が進行してゐたではあらうけれども、遲れた地方では崩壞はまだ發端であつた筈である。農業の主要生産部門化も成就せられたとはいへず、金屬も貴族の奢侈品または武器に用ひられたにとどまり、遲れた地方の共同體及び奴隷は依然石器を用ひてゐた。

三世紀の倭女王國にも、氏族制の遺存はなほ强くあつたが、ここでは階級分化が既に著しく、强力な部族同盟が、被征服共同體から貢納せしめる關係が成立しており、それと共に支配的共同體の內部にも「上戶」と「下戶」の懸隔が强まり、家內奴隷の發達があつた。そしてまだ統一的な中央集權政府が樹立されたとはいへないが、少くともその傾向は確認された。從つて、ここに完成された國家は認められないが、すでにその形成が進行しつゝあつたことは疑

ひを容れない。

宋書の記載から推して、恐らくは四世紀中に、大和を中心とする國土統一が實現されたものと思はれる。すなはち一世紀から三世紀にかけては、筑紫、出雲、吉備、大和等に最も强大な部族同盟＝原始國家が發達し、その他大小の聯合が各地に群在しておつたのが、結局大和の勢力によつて征服されたのである。そこで大和の部族同盟——但し實質に於ては族長的貴族の同盟に變化しており、一般舊氏族員は被收取者としてその支配を受けてゐる——が、征服せられた全土の共同體乃至部族同盟の上に君臨することになつた。この共同體による共同體の支配は、內部的には氏族制度による貴族政治の確立であり、對地方的には國造制度による貢納關係の普及であつた。そして氏姓制度と國造制度の連繫が、取りも直さず國家的機構としてあらはれたのであるが、この組織は我々が圖式的に描く程整然たる體系であつたのではなからう。

大和による國土統一の征戰は、東北の蝦夷、西南の隼人、及び南朝鮮にまで及んだが、その結果として得られたものは俘虜奴隷の可なりな群集であつた。すでに征戰・犯罪其の他の理由による家內奴隷は、漸次發達しつゝあつたが、この期における增大は飛躍的であつたのである。文獻によると、蝦夷は神奴や軍役に用ひられ、隼人は宮廷守衞に、韓奴は農耕土木に用ひられたやうであるが、これだけにはとどまらないとしても、大體その文化程度に應じて使役の用途も定まつてゐたものと思はれる。このうち、韓人の奴隷は最も重要な役割を演じ、歸化韓人と結合して、或は技藝的に、或は產業的に用ひられた。四世紀から五六世紀にかけての池溝開鑿・築堤土木等には彼等が多く驅使され、その結果として發達する屯倉＝田莊等の貴族私有地の勞働力として定着せしめられ、部民となつた。そして中央貴族

が、單に大和附近のみでなく、全國的に私有地を擴大して行くにつれて、國造下の村落共同體からも成員がもぎ取られて、部民化し、「私地私民」の傾向は益々强まつた。宮殿・古墳等の築造には、これらの部民のみならず、中央における公民――すなはち、支配的共同體に屬して收取されてゐる舊氏族員も召役された。結局田莊＝部民制度の進展と共に、公民の地位の低下、零落も促されたのである。

かうした生産＝階級諸關係に制約されて、階級向立は鋭化した。併し、そこには種々な生産關係の共在に基く、複雜な形貌があらはれた。經濟上可なり高度に發展した中央は、地方の國造制度下に遲れた村落共同體と對立してゐる。地方の國造中にも、中央貴族に劣らぬ勢力を振ひ、田莊＝部民を所有してゐる者もあるが、概して停滯的な共同體の上に立脚する貴族身分として、沒落への運命にある。その中央貴族に對する反抗も、五世紀には頻發したが、其の後振はない。併し、この共同體の停滯性が、中央先進地帶における田莊＝部民制の發展にも影響し、それが古典的奴隷制に展開する道を抑塞してゐる。商品生産・交換經濟・商人資本の發達は、この中央と地方との不均衡（寧ろ地方の停滯的な共同體の制約性）によつて拒まれた。田莊＝部民制にも、共同體的性格は具現し、更に氏族制度の內容をなす貴族身分にも原始制の遺存は見出された。氏族社會の階級分裂として本質的な、貴族對平民の關係は、充分に發展せず、平民＝公民は中央貴族に收取・制壓されながら、經濟過程におけるその位置が重要でなかつたので、古典的な段階をつくり出す活動性を持たなかつた。貴族は、公民共同體成員から大なる抵抗を受けずして、支配階級たり得、「……」……得たのである。だが、貴族は田莊を通じて、部民と鋭く對立した。量的にはともかく、質的には最も重要で、發展の動向を示すものであつた。この外に家內奴隷たる奴婢も、勿論無視することは出來ないが、抗爭に

於ける積極性は乏しい。

五世紀から七世紀にわたつて、各種の經濟制度が共在し、從つて複雜な階級向立を生んだが、併し集約的なものは、中央貴族對部民としてあらはれた。部民は繰り返して述べた通り、日本的特殊性における奴隸であると想定される。基本的對立が貴族對奴隸である以上、この社會を奴隸所有者的構成と見るべきである。併し、此の奴隸所有者＝貴族は、同時に共同體成員＝公民を、また國造制度下における村落共同體（これは全く團體的に收取される）をも收取し、制壓を加へてゐる。この收取・制壓は、氏族制度の形骸を締めつけることによつて可能とされたもので、その意味で貴族は、氏族制的性質を帶有する奴隸所有者である。

奴隸所有者的社會經濟構成は、奴隸所有者對奴隸の關係を基礎として成り立ち、既に國家はその古代性に於て完成してゐるべきである。列島社會に於て、早くから（三世紀）國家形成の認められるのも、すでにこの社會構成の段階に入つてゐたからである。併し複雜な生産諸關係＝階級諸關係の共在は、奴隸所有者對奴隸の關係を、發展の動向を示すものとしながら、量的にも、また必ずしも質的にも、主要なものとはしなかつた。氏族制の遺存は遲れた村落共同體のみならず、公民＝氏人の生活にも蔽ひかぶさり、更に部民・奴婢をさへも締めつけてゐた。

從つて國家＝公權力の成長過程にも、一方では奴隸所有者的社會構成を反映する性質が夙にあらはれてゐたが、それと結びついて他方では氏族制の遺物が清掃されないで、村落共同體の停滯性に基調づけられつゝ、漸次に支配機構と化してゆく徑路を認めることが出來るのである。村落共同體を急激に破壞せず、而も共同體による共同體の征服といふ形態を以て起ち上つて來た點では、ゲルマン國家の型に似てゐる。氏族が氏族外のものの中に置かれて、公權力

となつて行つた點では、ローマ型に似てゐるともされやう、更に大化改新といふ更革によつて、一應財産所有者にも打撃を加へた點では、ソロン改革のアテネを思はせるかも知れぬ。が、村落共同體を基礎として、中央集權的なデスポチスムスが樹立された點では、アジア的＝支那的な型の相貌をも備へてゐる。併し、これらの類似點は、それぞれの型との適合を證明するには足りない。

ここには、具體的特殊性といふ意味での、「日本型」がある。それは、先進地帶の可なり高度な發展に對する、遅々としてアジア的に停滯せる地方の不均等な發展によるものとして觀察され、またその先進地帶に於てすら、各種の生産＝階級諸關係が、複雜に交錯し、また共在する事情を反映するものである。………、始めは氏姓制度と國造制度の連繫として氏族制そのものの形式が貴族階級によつて利用される權力形態としてあらはれ、漸次奴隷制的基礎構造の發展を反映するに至るが、而も大化改新以前においては、なほ完結せるものとしては見られないのである。併し、聖徳太子の攝政時代以後、俄然として更革の機運は動き、大化改新に向つての歴史的傾斜は増す。いま、改新直前の社會狀態ならびに階級關係の考察に移る事にしよう。

B　改新直前の社會狀態及び階級關係

日本型奴隷制としての部民制度は、大土地所有形態としての田莊制度と結びついて、全國的擴大の一途を辿つた。而も豪族間には、田莊＝部民の爭奪が激化し、いはゆる「臣連等、伴造、國造、各己が民を置きて、恣情に驅使ふ。又國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財と爲て、爭ひ戰ふこと已まず。」といふ有樣であつた。そしてこの爭ひ

の間に、平群、大伴、物部等の豪族は相次いで倒れ、最後に蘇我氏が残つた。（六十六字削除）であるから、統一的な中央集權政府確立への基線となつたものは、經濟的には田莊＝部民制度の集中化であつたといふことが出來る。

そして、田莊＝部民制度が、いはゆる私地・私民として豪族に分有せられる狀態から、國家的規模において集中化せられると共に、またこれを全國的に擴大し、國造制度下の村落共同體にも及ぼさしめやうとする動向が發展した。所謂「國司、國造、百姓に斂めるとること勿れ」であり、ひとへに村落共同體を屯倉＝田莊の水準に置かうとするものである。

上部からの變革が、かくの如く統一の必然性に根ざした、東洋的デスポチスムスの形成としてあらはれ來ると同時に、輻輳して下部にも動搖は增大し、一つの社會的更革が豫兆され、また要求された。第二章でも述べたごとく、部民の反抗はその例に乏しからず、また舊共同體成員たる公民は、ギリシヤ・ローマ的古典社會におけるやうな活動性を示さなかつたとはいへ、全然無爲ではなかつた。大化改新直前の社會不安の兆候としては、爭訟の多いこと、豪族の兼併によつて土地を失ひ流離する者の不平、天災地異の頻發に對する社會的感受性の增大、迷信的な常世神を祭れといふ巫覡の出現等によつても察せられる。（註一）

大化改新によつて、一應舊氏族制の遺物が打ち破られ、ここに公權力の完全な獨立、古代國家の完成を見るに至つたのは、必ずしも部民・公民等の活動性に左右されたものといひ難いかも知れぬ。併し、少くとも、大化改新によつて確立された公的權力が、かうした諸層の活動性に對向する必要上作り出されたものであるとの認識は、改新の諸政策を吟味することによつて肯定されるところである。すなはち右に述べた上部からと、下部からの更革への動きは、

單なる幅輳といふよりは、正に對極的なものであり、その結節點に、はじめて古代國家の完結が成就されたのである。この點においては、國家形成過程が、階級分化を前提條件とするといふ一般理論と食ひ違ふ所はない。第二章における該叙述を參照されたい。

而して、以上のやうな上部からの變革の重要性を認めた炯眼なる有產者的歷史家は、大化改新は政治革命であつても社會革命では無いと結論した。「私有地民を廢して國家の民とするといふことは、民衆の所屬關係を改め、其の編成を新にしたまでのことであつて、民衆の身分、其の政治的社會的地位などに關する變革を意味するものでは無かつたことが推知せられる。……………………………………………………………………………。」（註二）——だから、「以上の考察がもし誤つてゐないならば、私有地民の廢罷は單なる政治的制度の變更であつて、社會組織の改革で無いことが、明らかであるといはねばならぬ。民衆に於いては、上に述べた如く、領主が變つたのみであり、彼等の社會的地位が改められたのでは無い。」（註三）といふ結論が導き出される。これは、大化改新の結果と、歷史的意義＝本質を考察したものとしては、一應正しい。併し、過程と、その階級的基礎の洞見に於て缺けるところがある。やはり、既に述べた通り、氏人・部民等の人民諸層、なかんづく奴隸的身分のものの活動性を考慮に入れなければならぬ。この活動性は現實には成果を收め得なかつたが、前記の「非社會革命說」を否定するに充分な歷史的底潮として發展したのであつた。

奴隸的身分は、それ自體新しい社會構成を導き出す主體的條件たり得ぬと考へられてゐる。それは、生產機構に技術的發展（機械、動力）が導入されず、磨滅的に勞働力たる奴隸を使役するにとどまつてゐる制度から來てゐる。併

し、階級としての奴隷が、全然抗爭に起ち上らないものであるとか、その活動が社會的發展に何らの影響を與へ得ないものであるとかいふ議論は、生じ得ないと思ふ。奴隷所有者的社會構成においては、奴隷の運動は自らの解放に向つて進み、それが主觀的意圖の如くには成就されなかつたとはいへ、次の社會構成に對する能動的な一槓杆たり得たのである。

ただ古代日本に於ては、奴隷的分子の活動と同時に、氏人＝公民及び卑姓貴族の動搖が起つたその具體的な形態に特徴がある。停滯的な、氏族制から漸次反對物に、殘滓をつけつゝ轉化して行つた過程が、ここに結果した。而も集約的に、矛盾の焦點となつたものは、氏姓的族長的貴族身分であつたから、一應その打破が試みられたのは必然であつた。

大化改新を惹き起した外部的な要因として、いはゆる「國際關係」を考察する事を逸してはならぬ。白鳥庫吉氏によつて支那大陸には、北方の蠻族と中國の漢民族との間の對抗が歴史的現象として反覆され、その度毎に周圍の弱小民族に影響が及び、兩者の對抗が激烈である時には邊境を顧みる必要が無いから、弱小民族は自立する事が出來、一方が勝つて天下を統一すれば餘威を借つて邊境諸國を壓迫するに至るといふ理論が唱道された。（註四）これは、現象における反覆ではあるが、歴史的法則性といふ程のものではない。歴史的法則性は、嚴密にいへば社會の內在的矛盾による發展に置かれるべきだからである。

また大體に於て、さうした傾向は認められるとしても、地理的に特殊な條件におかれてゐる日本列島には必ずしも當てはまらないことは、史實によつて明らかである。大陸から、武力によつて列島にまで觸手を伸ばして來たことは

稀であり、海を隔てて東北に連なる日本列島はその地理的條件によつて、時代の如何を問はず不侵略を誇つた。却て漢、魏、宋、齊、隋、唐に對してその文化を慕つて、はるばる日本から使者を遣り、貢獻したといふことに、日本側の積極的な歸附が現はれてゐる。ただ、隋・唐の時代、卽ちわが推古期から大化改新に至る間には、この關係に考慮すべきものがあつた。といふのは、魏・宋の時とは違つて、大陸の文物を積極的に輸入し・移植するために留學生や學問僧を盛に送ると同時に、國家的體面を重んじて讓らず、また朝鮮に於てつひには唐と衝突する迄に立ち至つてゐる。

隋への有名な國書に、「日出處天子、致二書日沒處天子一無恙云々」とある對等の禮を以てせられた事は、隋書に出ており、書紀によればこの時とは別のものであるらしいが、「東天皇敬みて西皇帝に白す」の冒頭ある國書が見られる。これに對し、隋では、「帝覽レ之不レ悅、謂二鴻臚卿一曰、蠻夷書有二無禮者一、勿二復以聞一」とし、返書を與へなかつたので、遣使小野妹子が非常に困惑し、歸途百濟人に囚へられて隋書を掠取せられた旨を奏上した事件が起つてゐる。（註五）すなはち、隋では中華意識を傷けられたので、大いに憤つたらしいのであるが、日本側から見ると、魏・宋の朝貢時代に比して、國家的自覺が高まつたことは疑ひなく反映されてゐる。それは、國內の經濟的發展に基く實力の增大、國家形成の進行等に依存してゐるが、同時に聖德太子によつて明らかに揭げられた東洋的政體の確立意圖を表はしてゐると考へられる。この意味では、隋・唐に對する對等原理も、國內對策的意味を持つことが强いとされねばならぬ。で、白鳥庫吉氏的認識に基いて、隋・唐からの壓迫が我が國に及ぼした影響を過重評價し、大化改新もこれに對抗する必要上促進されたと見る見解は疑はしい。卽ち瀧川政次郎氏は、「日本奴隷經濟史」において、

「大化の改新は、朝鮮半島に於ける唐との勢力爭ひに破れた日本が國際的生存競爭に後れざらんが爲に、從來の氏族聯合より成る薄弱なる社會組織を廢して、唐大帝國の如き強大なる中央集權的國家を建設せんとした國民的運動である。」（註六）と考へた。隋唐との「國際關係」が、大化改新に何らかの刺戟たり得たことを指摘することは正しいが、これ程までにその意義を重大視するならば誤謬である。また改新における下からの活動性を捉へないで、「中央集權的國家を建設せんとした國民的運動」を考へることは、意味が無い。（註七）

國際關係における緊張は、主として對內的政策の意味を以て考へらるべきである。魏・宋時代以來、常に彼の文化を慕つて朝貢したことはあつたが、單に其の壓力に影響されて受動的に交通したものではない。雄略天皇時代以後、高句麗や新羅と戰つて敗れ、半島における足溜りを失つた事は認められるが、その事が大化改新に及ぼした能動性は國內における階級向立の發展、田莊＝部民制度の全國的擴大、その上に立つ統一的公權力の完成といふ主要原因に比べると、副次的でしかない。

唐との衝突も大化改新以前には起らず、齊明・天智天皇の時に短期間交戰したのみで、直ちに復交してゐる。蝦夷に對する攻擊が、大化以後になつて重要な意味を帶びて來たことと考へ合せて、改新を促した原因と見るよりは、改新の過程にあらはれた對外的緊張、もしくは改新の結果であると見たい。併し勿論、大化改新以前における隋・唐との關係が持つ重要性を認めないと云ふのではない。魏・宋期においては、輸入・移植されることが少く、舊制度を破棄すべくは抵抗が餘りに大であつた大陸の思想及び制度が、推古期以後強力に働いて改新の指導原理となつた重要性、及び從來朝貢的態度をとつて來た遣使がいはゆる國家的「自覺」に立つに至つた對內政策的意味は充分に評價さ

れねばならぬ。ただその過重評價を戒むるのみである。

（註一）「日本書紀」、下卷、一四八頁

（註二）津田左右吉氏「上代日本の社會及び思想」、二五四頁

（註三）同書、二五八頁

（註四）白鳥庫吉氏「東洋史における南北の對立」――東洋史講座所收

（註五）「日本書紀」、下卷、一〇一頁。なほ支那側では舊唐書に「其人入朝者多自矜大、不レ以レ實對、故中國疑焉。」と日本の「國家的自覺」を評價してゐることを參照する必要がある。

（註六）瀧川政次郎氏「日本奴隷經濟史」、三五頁

（註七）國際關係に就いて云々したのは、列島社會の内的矛盾の發展に改新の主要原因を見ず、「國家主義的」に外部的條件を過大評價する瀧川氏の傾向が相當進歩的歴史家に影響を與へた點に注意するためである。例へば伊藤藏平氏の「日本國家の成立過程」を見よ。

C 改新の主なる内容

大化改新直前の狀態、及びその原動力となつた主要モメントを略敍したから、次には大化改新の施政に就いて論析し、その社會的政治的意義を明らかにしたいと思ふ。但し紙面の都合上、最も簡單に述べ、詳細は、他日獨立のテーマとして取り扱ふ時に讓ることとする。

大化改新の主なる內容は、あまねく知られてゐる通り、二年春正月の「改新の詔」に於て盡されてゐる。第一に、皇室の子代の民・屯倉、及びそれと對置される諸貴族の部曲の民・田庄を罷め、これを公地・公民とする事にあつた。

第二に、天皇の行政大權を確立し、臣連・國造・伴造等の私地私民に對する支配を撤せしめ、京制・國郡里制を定めて中央集權的國家機構を完成した。

第三に、戶籍・計帳・班田收授の法を施いて、租・庸・調の率を定めた。（註一）

これらの大綱が、果して現實に行はれたかどうかは、第一に決定されねばならない問題である。非常に多くの摩擦と抵抗があつたことを、我々は史的發展の線上に認める。併しこの摩擦と抵抗こそ、却て改新が强行され、實施されたこととの反對證明である。そして動と反動との複雜な交錯のうちに、改新の現實が具體化され、當初の意圖を越えてさへ發展して行つたことが肯定される。なほ、班田收授法の全國的實施に就いては、疑問もあるとされるが、考古學的・文獻的資料は豐富に存在してゐる。

三つの大綱は、旣に屢々述べて來たところの、國家成立の三徵表に照應するものである。尤も、必ずしもその一つが、一般論における重要命題の一つと嚴密に照校されることは困難である。のみならず、一般的命題と一致しない、歪曲された諸形態が發生してゐる。その具體的特殊性こそ却て、生き生きした歷史的現實を示すものである。併し、大體において照應され得る一般的命題が揃つてゐることは、まづ注意されて然るべきである。血緣的團體から地緣的組織への轉換は、日本では劃然として起つたもので無いことは繰り返して述べたが、併し氏族制度が形骸として永く

存續して、貴族階級の政治的支配のために………………來たから、その意味で血緣的な性格は淸掃されなかつた。改新において、部民＝田莊を廢止するといふのは、この制度に絡みついて來た氏族制的殘滓を淸掃する意味があつた。次に、人民から獨立した公權力の組織は、これも漸次的に成長して來たものではあるが、改新政府の中央集權的機構（舊氏姓貴族の官僚化、國造・稻置等の地方吏化）に至つて、つひに確立されたものと見なければなるまい。さて、この政府を維持する財源は、租・庸・調の整然たる體系によつて、すでに租稅としての發展があつたものが、一層完成せられるに至つた。而も、この時以後租稅＝地代一致のアジア的形態が明瞭に立ちあらはれ、封建制への隱然たる轉回が準備され始めたのであるが。

以上の諸點からして、大化改新の大綱は、古代國家の成立を示顯するものといつてよいであらう。だが、問題はその一般的命題が加何に具體的な形貌をとつてあらはれ、歪曲され、鋭くされてゐるかを見極めるにある。

田莊＝部民を罷めて、公地・公民とする事は、一應氏姓貴族階級に加へられた打擊であるが、同時にこれらの貴族に對して食封（へひと）を與へられたことによつて、本質的には大きな變化が無かつた模樣である。食封を通說に從つて、與へられた一定數の戶からあがる庸・調及び租の一部（全給の場合は全部）を收入する事であると解するならば、國家によつて媒介せられた部民制の存續である。併し、私民（部民）的性質は法制上だけにしろ一應除かれたことを注意しておく。

かく氏姓制度の打破は、本質的なものには及ばなかつたが、田莊＝部民の沒收、東洋的デスポチスムスの善政主義的王道原理、土地兼併を排して均分法を强行した事等に、改新直前の階級向立に對する外見上の調停者としてあらは

れた古代國家の意義を認める事が出來る。日本型奴隷制たる部民の廢止といふことにも、部民階級の活動性が反映られなかつたとは考へる事が出來ない。この意味からして、大化改新における均田法は、支那に於て屢々繰り返されたのと異り、僅かに一度あらはれたに過ぎなかつたが、奴隷制の急激な發展を抑止して、同時に階級向立を緩和せんとする停滯的な性質に於て、支那諸朝と同樣の意圖が存在したと考へる。村落共同體を基礎とするアジア的デスポチスムスの樹立・編成替へは、その以前における收拾すべからざる社會的分裂と關連するところがあつたのである。

けれども、この調停者たる外貌が、事實において制…者たるに外ならず、またさう發展せざるを得なかつたことは、歷史的な必然であつた。微かではあつたにせよ、改新が人民諸層の動きに作用せられざるを得なかつたとすれば、この作用に對する堅固な障壁が一層強く發展せしめられたことは當然であり、それは貴族的官僚機構の整備となつて出現した。そしてこの機構において、氏姓制度は强硬に抵抗し、「大夫は民を治めしむる所なり。能く其の治を盡すときは、則ち民賴る。故れ其の祿を重くするときは、民の爲めにする所以なり。」との善政主義原理を得て、前記食封を保つことを得、冠位・墓制・良賤の法其の他の身分關係再編制によつて、依然たる尊貴の位置を守ることを得、天智天皇の時には氏上に刀を賜ひ民部・家部を定める等の事ありて稍もすれば改新前の舊制にさへ戻らうとし、つひに壬申の亂をさへ惹き起すに至つたのである。これは、結局に於て、新たに公民として劃一せられた人民大衆に對向する意味を持つたのであつた。そしてこの氏姓的殘滓は、平安朝の藤原氏一門及び鎌倉幕府の政治機構にさへ、すがたをあらはしてゐるのである。

次に公民は如何なる階級的性質を帶びたものか。それは大體において、村落共同體（氏姓貴族及び國造の支配下に

ある）の成員と、屯倉＝田莊に隷屬せしめられた部民とから形成せられた。量的にも半々であつたらしく、奈良朝の殘存戸籍から臆測される。では、この場合もとの共同體成員と部民とが、公民に劃一されて、同一の階級的地位に置かれたのは何を意味するだらうか。奴隷性を帶びた部民が解放されて、自由民的な由來を持つ共同體成員に比肩せしめられたのであらうか。それとも共同體成員が部民の地位に落されたものであらうか。

改新の眼目たる部民の廢止は、單にこれを國有奴隷に變へたに過ぎないとの觀察も成り立ち得るごとくである。何となれば、田莊・部民制度の全國的擴大の線に沿うて、これを國家的規模に集中・統一したものに外ならぬからである。併し王道善政主義の政治原理が、奴隷制の發展に抑止的に働いたことは、すでに述べた通りであり、部民の公民化には、少くとも法制上・外形上だけでも解放が試みられたと見るべきである。公民は、部民と違つて贈與・處分し得る非人格的なものでは無くなつてゐる。それは收取・支配の對象ではあるが、單なる生產手段と見る事は出來ない。形態上は、奴隷制發展が抑止（チェック）せしめられたことになつてゐる。

一方共同體成員に關してはどうであるか。中央貴族の下にあつても、國造制度下においても、彼等が租稅を納めてゐたであらうことに變りは無いが、土地は彼等が屬する共同體の所有であるといふ事に特徵があつた。封建農奴も、土地の占有者であつて、經濟外的强制によつてのみ地代を領主に納れた點、共同體農民と似てゐるところがあるが、併し土地の共同所有では無くて私的占有のみがあつたので區別される。共同體成員の土地共有は、併し時代の下ると共に質的に變化を來し、貴族によつて或は田稅（たちから）、或は弓弭（ゆはず）の調（みつぎ）、手末（たなすえ）の調（みつぎ）、或は各種の土木工事や田莊への召役といふ形態で收取される毎に、實際は彼等の土地に對する貴族の權利が强化されて行つた。で、大化改新直前には彼等の

位置たるや、非常に部民に近いものとなつた。それが、班田收授法と結びつけられた租・庸・調の實施によつて、一段と拍車をかけられたのである。中央貴族の食封が、舊來の田莊＝部民の上に成立せしめられたのであればともかく、一般公民の上に置かれたものであるならば、公民（舊共同體成員よりの）にも奴隸的性質は加つたわけである。併し問題は班田法及び租・庸・調の內容と意義とにある。

班田收授の法が、舊慣を基礎として大陸制度を加へたものであるか、それとも反對に大陸制度の移植に重點を置いたものであるかは從來の論點の一つであり、內田銀藏氏は數箇の理由を擧げて・舊慣說を强調せられた。（註二）これに對し、瀧川政次郎氏は異說を唱へ、大化改新前後には氏族共產制は存せずとし、大寶二年の戶籍に戶主と戶口所有の奴婢の別があることを以て理由としてゐるが、問題は土地所有にあるのに、奴隸の私有を持つて來てゐるのは駁論になつてゐない。更に「又內田博士は、班田法が大化改新の後、九州の一部を除く外、何等の苦情も起らず、何等の騷擾もなくして、圓滑に其の實行を見るに至つたのは、偏へに大化以前に我が國民が之に類似の慣行を有してゐた爲めに、之を當然の事と考へてゐたからである、と云ふ風に考へられてゐるが、私はさうは考へない。班田法が大化改新以後圓滑に行はれたのは、反對に國民が大化以前に於ける土地私有の弊害に苦しんでゐたからである。又大化の新政府の勢力が明治維新政府のやうに强大であつたからである。大化の臣連伴造が、新政府に唯々として其の田莊を獻つた事は、維新の諸大名が競つて版籍を奉還した事を考へれば、信ぜられない事では無い」（註三）としてゐるが、歷史的想像以上の有力な論證を以て、內田氏に迫つてゐるとは考へられない。

私は瀧川氏同樣移植說を重く見る。併し單に、大化改新以前の土地私有の弊害が、人民をしてこの法を受け易から

しめたといふ說では滿足出來ない。やはり、人民の擡頭に對向して確立された東洋的デスポチスムスの國家の公力を以て實施されたことの政治的意義を重視したい。但し、改新直前には、共同體的土地所有もよほど變質して來てゐるが、古くその典型的なものがあつた事の內田說は勿論正しい。いはゆる「舊慣」は、わが班田法が每四年ごとに土地を全部とり上げて再分配するのではなく、戶を單位に口數の過不足に應じて班每に收授するといふ點で、改新直前の共同體內部を想像せしめるものとして特徵づけられる。而も改新以後、煩雜な土地均分の實施が重大問題として當路者を苦慮せしめてゐるのは、それ以前の「舊慣」をそのまま踏襲したものでなかつた事を物語る。

要するに、班田法は中央權力によつて要請せられたといふ意味で、從來の共同體成員に對する一打擊であつた。そして、戶籍・計帳の法を設け、人爲的に五十戶を單位とする里制を定めて從來の自然成長的共同體に斧鉞を入れ、段每の租稻二束二把、從來の賦役に代へて田の調(後の庸)をとり、また戶每の調として布帛及び土產副物を收むる等、租庸調の定率による重課は、いよいよ共同體成員を窮地に陷れたもののやうである。そして租率が增し、雜徭・出擧・義倉粟等の附加稅が本稅以上に重くなり、中央政府から派遣された官吏の收斂橫暴が甚しくなるにつれて、公民一般の零落化は益々進み、つひに流浪もしくは莊園に逋逃して新たなる生產關係に入るに至つたのである。が、それにも拘らず、共同體は班田法によつて完全に崩壞せしめられず、莊園制においても根強く生き續け、アジア的封建制の日本型としてあらはれてゐることは、前揭氏姓制度の殘存と必然の關聯に於て注意せられねばならぬ。

かくて、改新における公民の位置は、舊部民より見れば一應奴隸的身分からの上昇であり、共同體成員から見れば寧ろ部民の水準に貶下されてゆく傾向を認め得る。これは矛盾のやうで、矛盾ではない。改新國家そのものが階級分

化における一應の調停者としてあらはれた面と、また一般民衆に………公的權力として確立された面の複合が、公民なる身分階級の上に結節點を見出したのである。そして經濟的基礎構造に存在したアジア的な停滯性がここにも反映して、公民階級は古典的奴隸制に行き得ざる、半奴隸的性質を帶びさしめられた共同體成員といふ内容を持つてあらはれたのである。從つて、要約すれば、大化改新は内容に於ては部民＝田莊制の國家的規模における擴大統一であり、形式においては部民的半奴隸を共同體成員と同一の水準に起さしめて、一應その不滿を緩和することであり、その綜合に立つて古代國家の聳立が實現されたものである。

最後に、公民階級以外に官戸・家人・雜戸等の舊部民形態のものが殘存せしめられ、また典型的家内奴隸たる官私の奴婢が、大化元年國司への詔では「若し良男婢を娶りて生めらむ所の子は其の母に配けよ。若し良女奴に嫁ぎて生めらむ所の子は其の父に配けよ。」と增加を目的とする法さへ樹てられ、（註四）其の他令制にも犯罪による沒人、負債による役身折酬が繼續發展せしめられたことは、重大な意義を有するもので、一應解放された部民と共同體成員から成る公民階級になほ奴隸性が殘存することと相俟つて、いはゆる奈良朝時代を引續き古代奴隸制的社會と規定する私見の論據たり得るものである。この點の論究は他日詳細に試みたい。

尨大な機構を有するアジア的中央集權國家は、八省百官に舊氏姓貴族を吸收し、地方には朝集使・國司を派遣して舊來の國造等を郡司以下の卑官に任じ、村落共同體に外力が加つて人爲的に整理された鄕里を統制支配した。改新に於て一應打撃を加へられた舊氏姓貴族は、幾次の反抗を通じて妥協的に東洋的デスポチスムスと融合し、食封制及び奴婢制を以てその財源としたが、進んで位田・職田・功田等の擴大、及び有勢者としての地位を利用しての墾田・出擧等

の實行により、土地兼併に專心するに至つた。その結果、貴族の大土地所有は再び堰を切つたやうに進んだが、一方公民階級への重歛は彼等を益々窮迫せしめ、貴族の土地を小作人として耕作し口分田の收入不足を補ふか、或は土地を失つて全然貴族の私有地に逃入するか、若しくは國衙の收歛から免れるために貴族寺院に土地を寄進するかの形態をとつて農奴化への道を急いだ。莊園制による封建主義の成立はその結果である。而してその傾向は奈良朝の後半になつて顯著となり、いはゆる平安朝に至つて完成したのである。

大化改新は直ちに封建主義に端を開いたものではない。併し、改新によつて收取源泉として確立された公民階級の沒落は、封建主義に向ふ道をしか見出さなかつた。歴史的必然性の流れであつた。

（註一）「日本書紀」、下卷、一六五―一六八頁

（註二）內田銀藏氏「日本經濟史の研究」、上卷、一六四―一七六頁

（註三）瀧川政次郎氏「法制史上より觀たる日本農民の生活」、律令時代、上卷、六四―六五頁

（註四）「日本書紀」、下卷、一六二頁

上代における社會經濟的構成

秋澤修二

一、奴隷所有者的構成の普遍的法則と特殊的形態

私は嘗て（『經濟評論』第一卷、第四號、拙稿『日本に於ける國家的土地所有の問題』において）、日本的な歷史的諸條件の下における日本古代國家の形成の特殊形態の辯證法的な理解、特に日本における國家的土地所有の成立の必然性の氏族制度崩壞の辯證法的な歷史的過程の把握からの解明を意圖した。そこにおいて、私は、日本における國家的土地所有の發生過程を鋭き辯證法的矛盾の（特に日本的特殊的矛盾の）過程として辯證法的に把握せんとした。そして、『奴隷と自由民との社會の最初の階級への分裂』（六六頁）を强調し、奴隷所有の貴族、寺院の手への集中化の事實、卽ち、日本における奴隷制の存在の事實を指摘しながら、しかもなほ、日本にあつてギリシア、ローマにおけるが如き大規模な奴隷制度が行はれなかつたといふ事實、卽ち、日本における奴隷制はギリシア、ローマ（特にギリシア）におけるが如き、莫大な數の奴隷とその强制勞働の基礎の上に全社會の上層建築が聳えてゐるところの、ギリシア、ローマ的奴隷制、謂はゞ『古典的奴隷制』の形態をとらなかつたといふ事實、及び日本における奴隷制がギリシア、ローマ的古典的奴隷制にまで展開しなかつたといふこの事實を規定した諸要因について說明した。しかも、その際に、當然にも、社會の歷史的發展の普遍的法則と特殊的法則との辯證法的同一性が强調されたのである。

當時における貴族の大私有地『卽ち、御縣、屯倉、田莊等の大私有地は封建的な領有地ではなく、そこには土地に植え付けられた農奴は存在しなかつた。かゝる大私有地は奴隷及び部民の勞働を動員することに依つて、耕作され

た。また他方、部民は世襲的貴族に依つて私有された貢納的氏族員であつて、領主の領有地に縛りつけられた、封建的農奴ではなかつた。』（七一頁）、と私は書いた。また私は、部民を次の如く規定した。『それは決して農奴——封建的隷農——ではない。部民は封建的領主に依つて領有されたのではない。部民への支配は直接的な人的支配であつて、土地に依る支配ではない。この點において部民は半奴隷的である』（六九頁）と。

その後、一九三四年ガイムク機關誌『先資本主義社會史の諸問題』二月號中に發表されたコヴァレフの『奴隷所有者的構成の若干の問題について』なる論文が邦譯された（『歴史科學』第三卷、第十三號譯載）。このコヴァレフの論文は社會經濟的構成の繼起的發展に關するレーニン的規定を强調したのであり、『奴隷所有者的構成』の普遍性を主張しつゝ、ゴーデス的見解を或る意味において超越し、開展せしめ、古代史研究の領域における謂はゞ『レーニン的段階』の確立の方向に一歩を進めるために役立つたと思はれる。

然し、コヴァレフは、同論文中において、『奴隷所有者的構成』一般の概念の下に、やゝもすれば奴隷制發展の具體的な諸段階、氏族的共同體崩壞の諸々の過渡的形態、即ち一言で云へば、階級社會生成の辯證法的諸過程を平面的に解消する傾向を示してゐる。この點においてコヴァレフの見解に對しては若干の批判的檢討が必要である。

だが、それにも拘らず、私が『經濟評論』十二月號において强調したところの『奴隷と自由民との階級分裂は社會の最初の階級分裂であつた』（七八頁）といふこと、このことをコヴァレフが『奴隷所有者的構成は最初の敵對的構成であつた』と規定したことは極めて重要である（註一）。

コヴァレフは『奴隷的所有者構成』の普遍性を强調してゐる。然し、この『普遍性』は形式論理的に抽象的に把握

されてはならない。即ち、この奴隷所有者的構成の『普遍性』は形式論理的な意味での『普遍妥當性』ではなく、辯證法的な『普遍性』、『特殊性』との辯證法的同一性においてある、『普遍性』でなければならない。即ち、すべての民族が文字通り例外なく一つの固定化された模範化されたフォルムとしての奴隷所有者的構成の段階を通過しなければならぬと云ふ如き意味のものではない。即ち、形式的絶對的に定式化された奴隷所有者的構成の抽象的普遍性ではない。この意味において、ギリシア、ローマ的形態の『奴隷所有者的構成』のみを排他的に『奴隷所有者的構成』と考へ、ギリシア＝ローマ的な奴隷制、即ち、『古典的奴隷以外のものを基礎とする奴隷所有者的構成はあり得ない』と主張することは誤りである。こゝに於いては『奴隷所有者的構成』は非辯證法的に抽象化され『古典的奴隷制』の一定型にまで固定化されてゐる。

レーニンは書いてゐる。『最初は無階級の社會、即ち貴族の存在してゐない太初的家長制的原始社會があり、次に奴隷を基礎とした社會、奴隷所有者の社會となつたのである。近代的文明の全歐洲も、またかくの如き段階を經過して來たのである。二千年前には、奴隷制度が全然支配的であつた。世界の爾餘の部分の大多數の民族がこの時代を經過した。發展の最も遲れてゐる諸大陸の間には、現在なほ奴隷制の形骸が存在してゐるものもある。人々は、この奴隷制度を今日なほ、例へば、アフリカにおいて發見するであらう。奴隷所有者と奴隷――これが最初の階級的大分裂である。』（註二）

即ち、世界の爾餘の部分の大多數の民族が奴隷制の時代を通過したといふこと、奴隷所有者と奴隷は最初の大きな階級分立であるといふこと、――このことは、奴隷と奴隷所有者とへの社會の分裂は社會の收取階級と被收取階級へ

の最初の分立であるといふことを意味してゐる。これは社會の歴史的發展――氏族共同體の階級社會への發展――の辯證法的な普遍的法則である。それはまさに辯證法的な普遍的法則であるが故に、こゝに奴隷制の（從つてまた奴隷所有者的構成の）與へられた歴史的諸條件の下における諸々の特殊的形態（特殊的型制）が問題となつてくる。奴隷制は社會發展の必然的な歴史的段階である。『奴隷制』、または『奴隷所有者的構成』たる範疇は辯證法的な範疇でなければならないのだ。

たゞにギリシア＝ローマ的古代においてのみならず、また爾餘の諸民族の間においても『………の支配的形態』であつたところの『奴隷制』なる『奴隷所有者的構成』、即ち辯證法的普遍的範疇としての『奴隷所有者的構成』の概念は、云ふまでもなく、ギリシア＝ローマ的な謂はゞ『古典的奴隷制』を排他的に意味するものではない。ギリシア＝ローマ的勞働奴隷制の發達は商品生産の發達に伴はなければならなかつた。最初の敵對的構成としての『奴隷所有者的構成』はより普遍的な歴史的範疇である。それ故、『奴隷所有者的構成』なるかゝる範疇の意味に於いては、東洋史、特に日本史における『奴隷所有者的構成の缺如』を單なる形態的考察のみから推論することは甚だ危險であると云はなければならない（註三）。

（註一）　エンゲルスは云つてゐる。『最初の大きな社會的分業は、勞働の生産性の高まり、從つて富の高まりとゝもにまた生産領野の擴大とゝもに、與へられた歴史的な全諸條件の下において、奴隷制を必然的に齎らした。最初の大きな社會的分業から、二つの階級、即ち主人と奴隷、收取者と被收取者への社會の最初の大いなる分裂が發生した。』（F. Engels: "Der Ursprung der Familie, d.s Privateigentums, und des Staats." herausgegeben von Ladislaus Rudas. S. 155—156.）

奴隷制とともに收取階級と被收取階級への社會の最初の大なる分立が行はれたといふことを語つてゐるこのエンゲルスの言葉は極めて重要である。即ち、こゝでは、奴隷制は氏族共同體を階級社會に向つて崩壊させるところのものであり、氏族共同體は奴隷制の方向に必然的に崩壊するといふ、社會の歴史的發展の普遍的法則が語られ、奴隷と奴隷所有者との向立が社會の最初の階級向立であることが語られてゐるのである。このエンゲルスの思想をレーニンは彼の『國家について』のうちにおいて展開した。

(註二) レーニン『國家について』邦譯、レーニン選集、第二卷『國家學說』一七〇頁。

(註三) 早川二郎氏は『唯物論研究』四月號所載の『東洋史における奴隷所有者的構成の「缺如」を如何に說明すべきか?』において東洋史における奴隷所有者的構成の「缺如」について語り、また『唯物論研究』七月號所載の氏の論文『奴隷所有者的構成の東洋的形態の問題』のうちにおいて、東洋史における奴隷所有者的構成の「存在」を考へることは出來ないといふことを次の如く語つてゐる。即ち、『斯やうに如何なる點から見ても「古典的奴隷」制以外のものを基礎とする奴隷所有者的構成はあり得ない、而してこの意味において東洋史に奴隷所有者的構成の「存在」を考へることはできないのである』(七四頁)と。こゝでは奴隷所有者的構成は古典的奴隷制の基礎の上にのみ可能であるといふ理論的根據から、東洋史における奴隷所有者的構成の「存在」が疑はれてゐる。然し、古典的奴隷制の基礎の上にのみ奴隷所有者的構成が可能であるといふ理論的根據そのものに問題がある。この問題は經濟制度(ウクラド)と社會經濟的構成の關係についての問題を包含しており、この經濟制度と社會經濟的構成の問題については後に詳述し、從つて日本史に關する限りでの東洋史における奴隷所有者的構成の缺如の問題についても後に詳しく論ずるであらうが、要するに、奴隷制度または奴隷所有者的構成なる範疇を辯證法的な普遍的な歴史的範疇として、マルクス=レーニン主義的に把握するならば、奴隷所有者的構成の缺如の問題は東洋

史における奴隷制の發展過程を具體的に分析することなしには、安易に立論することは出來ない。況んや、奴隷所有者的構成が古典的奴隷制の基礎の上にのみ初めて可能であるといふ理論的根據が維持され得ない場合においては。

奴隷制及び奴隷所有者的構成の範疇が以上の如き辯證法的た普遍的歴史的範疇であるならば、こゝに、奴隷制の日本的形態（日本的型制）、奴隷所有者的構成の日本的形態（日本的型制）の問題が我々の前に立ち現れてくる。

國家が氏族制度の廢墟の上に成立した形態は、各々の民族において、その所與の歴史的諸條件に制約されて、多少異つてゐた。エンゲルスは次の如く云つてゐる。

『國家が氏族制度の廢墟の上に起つた三つの主要形態を、我々は上に個別的に考察した。アテンは最も純粋な古典的な形態を示してゐる。卽ち、こゝでは國家は直接的に且つ主として、氏族社會そのものゝ內部に發展する……對立から發生する。ローマにおいては、氏族社會は、氏族社會の外部にある無權利的ではあるが義務を負ふ多數のプレブスの中の一つの排他的貴族となる。プレブスの勝利は古い血族制度を打破して、その碎片の上に國家を建設し、そのうちに氏族的貴族とプレブスとの兩者はまもなく全く融け込む。最後に、ローマ帝國のドイツ人征服者の場合には、……は直接に他者の大きい領域の征服から發生する。そしてこの他者の大きい領域を支配するために氏族制度は如何なる手段をも提供せぬ。然し、かゝる征服に古き住民との眞劍な闘爭も、より進歩せる分業も結合されておらず、被征服者の經濟的發展段階は征服者のそれと殆んど同一であり、從つて社會の經濟的基礎は古きまゝであるが故に、氏族制度は幾世紀もの間、變化せる、地域的な形態においてマルク制度として存續し、そして後の貴族血族、及びパトリツィール血族のうちにさへ、否デイトマルシェンにおけるが如き農民血族のうちにさへ、弱められた形態でしばら

く若返ることが出來る』（註）。

註　F. Engels : "Ursprung der Familie, des Privateigentums, und Staats" S. 165.

卽ち、こゝにおいてはアテナイとローマとゲルマンとの國家成立の三つの形態が說明されてゐる。この國家成立のアテナイ的形態、ローマ的形態、ゲルマン的形態は、これらの諸氏族における氏族共同體の崩壞の特殊性の表現である。我々はこゝに、階級社會形成過程における共同體的關係の崩壞の特殊的諸形態に注目しなければならぬ。氏族共同體の階級社會への崩壞の過程は、所與の歷史的社會的諸條件の下において、その各々の特殊的形態を受けとる。

だが然し、この共同體的諸關係の崩壞の特殊性、國家形成、階級社會成立の特殊的諸形態は、氏族社會の崩壞、階級社會成立の社會の歷史的な普遍的運動法則に依つて貫徹され、共同體的諸關係の崩壞過程の特殊性は共同體的諸關係の崩壞の歷史的普遍的な法則の普遍性と辯證法的な同一性の關係にある。卽ち、氏族社會崩壞の特殊性は氏族社會崩壞の普遍性なのである。

ところで、奴隷と奴隷所有者とへの社會の分立が社會の最初の階級への分立であり、奴隷制は氏族共同體を階級社會に向つて崩壞させるところのものであり、氏族共同體は奴隷制の方向に必然的に絕えず崩壞する。これは氏族社會の階級社會への崩壞の社會の普遍的な歷史的運動法則である。奴隷制または奴隷所有者的構成なる範疇の普遍性はまさにこの點にあつた。

從つて共同體的諸關係の崩壞の特殊性は奴隷所有者的生產諸關係の發展の特殊性と不可分の關係にある。

ローマ帝國を征服したゲルマン人の國家は封建制的形態をとつて歷史の舞臺に立ち現はれた。腐敗し行きづまつた

ギリシア＝ローマ的奴隷制の滅亡の上に、地主と隷屬せる農民とのゲルマン的關係があらはれた。エンゲルスは云つてゐる。『强力なる地主と隷屬せる農民との關係は、ローマ人にとつては、古代世界の免れ難き沒落形態であつたが、今やそれはフランク人にとつては新しい發展の出發點であつた』（註一）。ヨーロッパ封建主義は、崩壞しつゝあつたギリシア＝ローマ的な古代的生産樣式および古代ゲルマン共同體の崩壞の結果發達し、且つ部分的にはゲルマン的野蕃人のローマ帝國への侵略の結果實現されたところの社會經濟的諸關係の特殊な綜合として形成された。それ故、ゲルマン人のローマ帝國征服の上に成立したゲルマン的國家、そこに於て發展した封建主義の場合には、右のやうな相互規定的な歷史的諸條件を全體的に相互的聯關的に考察しなければならない。ゲルマン的國家成立の特殊性、ゲルマン的共同體的諸關係の崩壞の特殊性は、かくの如き相互規定的な歷史的諸要因の全體的聯關から抽象的に引き離されては、正しく理解されることは出來ない。共同體的諸關係の崩壞のゲルマン的特殊性は、また當然にも、共同體的諸關係の崩壞の普遍的法則に依つて貫徹され、規定されてゐなければならない。ゲルマン人に依る征服行爲そのものはこゝでは決定的なものではない。この點においては我々は階級社會成立の問題に關して、全く反マルクス主義的なカウツキー主義と鋭く對立しなければならぬ。然し、古代ゲルマン共同體のそれ自身の獨自な自己運動的な崩壞の特殊性は、崩壞しつゝあるギリシア＝ローマ的な古代的生産樣式との相互規定的聯關から離れ、當時のヨーロッパに於ける所與の歷史的諸條件から抽象されては、把握され得ない。古代ゲルマン共同體の崩壞過程の特殊性は、奴隷所有者的諸關係の未展開、奴隷制の發展の不充分さのうちに存してゐる。タキツス時代の古代ゲルマンの社會は、血緣的紐帶に基づくものではなく、地域的諸關係に基づいて建てられてゐた。古代ゲルマンの農村共同體內部における矛盾は古

代ゲルマン共同體を階級社會に向つて崩壊せしめてゐた。そこにおいては共同體の成員以外に、奴隷のみならず、農奴及び貴族の萠芽が見出された。

マルクスは云つてゐる。『ゲルマン蠻族にとつては、農奴による農業が傳統的生產であり、それは田園の孤立的生活を意味したが、彼等はローマの諸州をかゝる條件に服させるに當つて、該地に生ぜる土地所有の集中が既に古き農業組織をば全く覆へしてゐただけに、一層たやすくそれを成し得た』（註二）（傍點——引用者）。即ち、ゲルマン的共同體は農奴制的諸關係に向つて崩壊したかの形態をとつてゐる。確かにさうだ。そしてこのことは、崩壊しつゝあるギリシア＝ローマ的な古代的生產樣式（奴隷所有者的生產樣式）との相互規定的聯關において理解されなければならない。ゲルマン的共同體崩壊の特殊性はかゝる歷史的諸要因の聯關の下に把捉されなければならない。マルクスは征服の三つの形態について述べて、ゲルマン的征服に關して次の如く云ふ。『またそこに相互影響が働いて、もつて新しい方法が、一つの綜合が成立する（ゲルマン族の征服運動における或る程度までの事實）』（註三）と。即ち、ゲルマン的征服に依るゲルマン的國家の成立、農奴制的諸關係の發展は、まさにかゝる綜合であつた。

（註一） F. Engels: „Ursprung" S. 149.

（註二） マルクス『經濟學批判の序論』マル・エン全集、邦譯、第七卷、三九七頁。

（註三） マルクス『經濟學批判の序論』同上。

だが然し、このゲルマン的共同體の崩壊過程の特殊性の場合においても、共同體的諸關係の崩壊の普遍的法則は自らを貫徹せねばならぬ。そして、與へられた歷史的諸條件の下において、即ち、崩壊する古代的生產樣式（奴隷所有

者的生産様式）との相互規定的、綜合的關係の下で、この普遍的法則はゲルマン的特殊的形態をとつたのである。

共同體は、必然的に奴隷制の方向に向つて崩壊する。

タキツスの『ゲルマニア』のなかには、王、貴族等の文字が散見される。タキツス時代のゲルマン人の間にかゝる王、貴族等の萠芽が既に現はれてゐたことは事實であらう。然し、これらのものは單にその萠芽であつたに過ぎない。『紀元のはじめ頃、彼等が歴史に登場した當時、ゲルマン人達はなほ野蠻人（バルバアレン）であつた』（註一）とフランツ・メーリングは書いてゐる。

また、メーリングに依れば、當時のゲルマン人の『かゝる諸民族の内部においては、一般的な民族の集會が最高の主權を行使した』。『そしてかゝる民主的制度は、各々の個々の民族がそれに分解してゐたところの、種族の下部構造の上に基づいてゐた。種族とは、約百家族を包括し、從つてまた百人組（Hundertschaften）と呼ばれたところの、血族の集團であつた』（註二）。『したがつて、また、種族は全く民主的に組織されてゐた。すべてのその成員は自由人であり、人格權に於けるが如く、相互に他者の自由を守る義務を負ひ、血縁は紐帶に依つて連結された一つの同胞であつた。平和の際には種族の長官が、戰爭の際には彼等の指揮者が選擧された、然し彼等は他のすべてのものと同じ一般自由人であつた。分業は最初に純粹に自然發生的形態のうちにあつた。それは男と女の間にのみ成立してゐた。男は戰爭をやつた、漁獵狩獵に行つた。食料を作り、そのために必要な道具を作つた。女は家事を司どり、衣類や食事を準備し、料理したり、縫物をしたりした』（註三）。然し、『種族の内部においてゞはないが、諸民族の内部に於いて貴族主義の最初の形跡が見出された。各々の官吏の本質のうちにそれらが世襲的身分に發展するといふことが存し

てゐる。……そのやうにして、各民族のうちに於いて、一般自由人の大衆の上に、戰利品の分前、貢納、贈物等々に依つてゲルマン人としては大きな富を獲得した一つ或ひは若干の家族が成長した。かくて、自由た人々、彼等の主人と生死を誓ひ、彼の家人として彼のために生活してゐた最も勇敢な戰士たちを家來とすることが、これらの家族にとつて可能にされた。「首長ら」(Vordersten)や「王侯ら」(Fürsten)は、平和の際には裁判を行ひ、或ひは戰爭の際には彼等の上に立つて總指揮を行ふために、これらの諸家族から選ばれるのが常であつた。だが然し、彼等は決してそれに對する法律的要求權を持つてはゐなかつた。各々の民族の内部における決定的な法廷は一般民族集會であつた。それに反して、かゝる貴族は常に新たな戰利品に依つてのみ結合されることの出來た彼等の家來達とともに、すべての野蠻人と同樣にゲルマン人にも固有な暴力的な盜賊的な性格を强めることに寄與した』(註四)。

このやうにして、ゲルマン人達のローマ帝國の版圖内への侵入が進められたのである。

(註一) Franz. Mehring : Zur Deutschen Geschichte" S. 27.

(註二) Franz. Mehring : Zur Deutschen Geschichte" S. 27—28.

(註三) F. Mehring : S. 28.

(註四) F. Mehring : S. 28—29.

當時のこれらのゲルマン人の下には不自由人たる奴隷とこの奴隷よりの被解放者がゐた。タキツスの『ゲルマニア』には、當時のゲルマン族は骰子投遊びに熱狂して、所有品を賭けて爭ひ、所有品がなくなると、さらに身體の自由をも賭けることがあるといふ記事がある。そして、敗れたときには、勝者の奴隷となると記されてゐる(註)。

（註）Tacitus : "Germania" Reclam S. 29.

これらの奴隷は、恐らく、征服された先住民族（例へばケルト人）及び戰爭の際に於ける捕虜（スラブ人やローマ人等）で、主として被征服的他種族民であつたであらう。當時のゲルマン人の間にあつては、マルク共同體的諸關係が強く支配し、血族的關係がなほ強く支配してゐたので、これらの被征服民的奴隷は共同體に依つて所有されたところの所謂『種族奴隷』であつたと考へられる。卽ち、これらの奴隷は種族に依つて共有された奴隷であつたと思はれる。これらの奴隷は、自己自らの家屋や宅地を有し、たゞ奴隷主に對して穀物、牛、或ひは器具等の一定の貢賦をなすか、またはマルク共同體内部の手工業的勞働をなしたに過ぎなかつたらしい。彼等は打たれたり、鎖でつながれたり、勞働强制に依つて罰せられたりすることは、甚だ稀であつたとタキツスは語つてゐる（註）。卽ち、當時のゲルマン人は、そのうちにおいて奴隷制度が充分な發展を遂げ得るまでの生産力の發展段階にいまだ到達してゐなかつたのである。然し、ゲルマン人たちが彼等の勝負に彼等自身の身體の自由を賭けて、負けた場合に勝つたものゝ奴隷となるといふ、さきのタキツスの記述は、彼等の間にあつて奴隷勞働の必要が漸次に高まりつゝあつたといふことを語るものではなからうか？　要するに、この端初的形態における奴隷制が古代ゲルマン人の共同體的諸關係を階級分立の方向に崩壞せしめる要因であつたことを我々は看過してはならない。卽ち、ゲルマン人の場合には、所與の歷史的諸條件の下において、共同體的諸關係の崩壞の普遍的な歷史的法則はゲルマン的に特殊化されたのである。然しなほこの場合にも、崩壞しつゝあるローマ的古代的生產樣式との相互規定的聯關、綜合的關係において、共同體的諸關係の崩壞の普遍的法則が自らを貫徹してゐること、卽ち奴隷制なる範疇の普遍性に我々は注目しなければならない。

（註） ,, Germania" S. 29－30.

さて、ところで我々は日本における問題に立ち歸へらう。日本における共同體的諸關係の崩壞の特殊性は何であるか？ この共同體的諸關係の崩壞の日本的特殊性の解明が、階級社會成立の日本的形態、國家形成の日本的形態、即ち、日本における最初の敵對的社會經濟的構成を明かにする。ところで、共同體的諸關係（農村共同體的諸關係）の崩壞の日本的特殊性の解明は、共同體崩壞の普遍的法則、奴隸制または奴隸所有者的構成なる範疇の前述の說明から明かなやうに、日本における奴隸制の發展の理解、即ち、奴隸制の日本的形態の分析と不可分的な關係におかれてゐる。私は、この論文において、奴隸制の日本的形態の分析から、日本における最初の敵對的社會經濟的構成を明かにすることを意圖した。云ふまでもなく、敵對的社會經濟構成の解明は奴隸制の發展の分析からのみ果されることは出來ない。餘剩勞働の收取形態、全社會の階級的構成、特に農村共同體內部の階級的分化等のあらゆる側面から全面的になされねばならぬ。それにも拘らず、奴隸制發展の分析、奴隸制の日本的形態の分析は、奴隸制なる範疇の普遍的意義からして、古代社會の餘剩勞働の收取形態、全社會の階級的構成、農村共同體の階級的分立等々を解明する鍵であり、從つてまた、最初の敵對的社會經濟的構成の理解の鍵である。

結論を豫め云ふならば、日本における最初の敵對的社會經濟的構成は奴隸所有者的構成であつた、然しそれは著しく日本的特殊的形態における奴隸所有者的構成であつた。この奴隸所有者的構成の日本的形態は先づ奴隸制の日本的形態から出來る限り明かにすることがなさるべきである。この問題は當然にも二つの問題を包含してゐる。それは第一に、奴隸制度そのものゝ發展の日本型の分析、第二には、經濟制度（ウクラド）としての奴隸制と社會經濟的構成

としての奴隷所有者的構成の問題、即ち一般的に經濟制度（ウクラド）と社會經濟的構成との問題である。そして、第二の問題には獨自の社會經濟的構成としての『アジア的生產樣式』の問題が必然的に絡んでゐる。

そこで我々は、先づ、獨自の社會經濟的構成としての『アジア的生產樣式』の問題を一應解決して、我々の問題を進めよう。

二、『アジア』的生產樣式について

一つの獨自の社會經濟的構成としての『アジア的生產樣式』の問題は、社會經濟的構成とは何か、の問題に直接に關聯してゐる。

古代的、封建的、近代資本主義的の個々の階級的社會經濟的構成は、それ〴〵それ自身の構造的特質を有し、各々それ自身の特有の法則を有してゐるが、それにも拘らず、それらは何れも敵對的な社會經濟的構成である。この敵對的社會構成の經濟的構成は諸階級の敵對關係に、被治者階級が提供する餘剩勞働を治者階級が階級的に收取するといふことの上に基づいてゐる。この…………の經濟的基礎は、生產手段に對する私有の種々の形態、即ち古代的、封建的、資本主義的所有である。そこで、敵對的社會經濟的構成の繼起的前進的發展は、古代的、封建的、資本主義的である。

『社會經濟構成』とは、その基礎に支配的な生產樣式が橫はつてゐるところの一定の社會經濟的體制である。そ

して『生産様式』とは社會經濟的構成の基礎に横はる生産諸關係の總體として規定することが出來る。

マルクスは云つてゐる。『生産諸關係はその總和において、人が社會的諸關係、社會と呼ぶところのものを構成し、しかも一定の發展段階における一つの社會、固有な特殊な性質を有する一つの社會を構成する。古代社會、封建社會、ブルジョア社會は、その各々が同時に人類の歴史における一つの特殊の發展段階を示してゐるところの生産諸關係の總和である』（註）。

（註） K. Marx : „Lohnarbeit und Kapital" (Reclam) S. 78.

こゝにおいては、社會經濟的構成の完全な規定が示されてゐる。即ち、生産諸關係の總和が社會を構成する。そして、この生産諸關係の總和が生産様式であつた。マルクスはなほ次の如く書いてゐる。

『人類は、彼らの生活の社會的生産において、一定の、必然的の、彼らの意思より獨立せる關係を、即ち彼らの物質的生産力のある一定の發展段階に適應するところの諸々の生産關係を、與へられたものとして受けとる。これらの生産關係の總和は、その社會の經濟的構造、すなはち、法律的および政治的上部構造がその上に立ち、一定の社會的意識形態がそれに適應するところの、現實の土臺をなす。物質的生活の生産様式は、社會的の、政治的のおよび精神的の生活過程一般を條件づける』（註）。

（註）『經濟學批判』序文、邦譯マル・エン全集、第七巻、四一五頁。

レーニンは社會經濟的構成に關するマルクス的規定をより發展させた形で次の如く特徴づけてゐる。即ち、レーニンに依れば、社會經濟的構成は、『與へられた生産諸關係の總和』、具體的な歴史的に一定の『物質的生活諸關係の構

造』、『生きた不斷の發展のうちに存在する』特殊な『社會的有機體』であり、それは具體的な歴史的に一定の發展段階に常に存在し、『機能、矛盾的發展、衰微、およびより高度な形態へ、他の社會的有機體への轉化を自己の歴史的法則とする』『社會的有機體』である（註）。卽ち、辯證法的な具體的全體としての、不斷に發展するオルガニスムスとしての生きた『社會的生産有機體』――これが社會經濟的構成である。

（註）プリゴジン『社會構成論』（邦譯）參照。

そして、この社會經濟的構成の現實的基礎を形成するところのものは、生産關係の總和としての生産樣式である。この生産樣式は前階級社會においては、生産諸關係の同質の總和であるが、その他の社會においては生産諸關係の異質の總和である。そして、生産關係の總和としての生産樣式は『勞働力と生産手段との結合の樣式』であり、敵對的社會における生産樣式は、マルクスの云ふが如く、『餘剩勞働が直接生産者や勞働者から收取される形態』、卽ち餘剩勞働の收取樣式である。

さて、右の如く、敵對的社會における支配的生産樣式が勞働力と生産手段との特殊な結合樣式であり、これらの生産樣式の各々に一定の收取樣式が對應してゐるとするならば、敵對的社會經濟的構成の繼起的な發展は、それらに古代的（奴隷制的）、封建的、資本主義的の三つの餘剩勞働の收取樣式、生産手段に對する三つの私有の形態が對應してゐるところの、古代的（奴隷所有者的）、封建的、資本主義的の三つの社會經濟的構成の發展でなければならない。

從つて、獨立の社會經濟的構成としてのアジア的構成、或ひは獨立の生産樣式としてのアジア的生産樣式なるものは不可能である。

マルクスは『經濟學批判』の序文において社會經濟的構成の前進的諸紀元を劃して云つてゐる。『大づかみには、アジア的、古代的、封建的、及び近代ブルジョア的の生産様式が經濟的社會構成の前進的諸紀元として區別される』と。さて、こゝに云ふ『アジア的生産様式』を土地共有制が存した共同體のことであるとし、結局原始共産主義と合致せしめる見解がある。然し、こゝに云はれてゐる『アジア的生産様式』とは敵對的社會構成であるが故に、この見解は正しくない。また、他方には、アジア諸國において見出される若干の諸特性、これらの諸國における土地に對する支配權の……手への集中、國家に依る灌漑等々の社會事業の組織、國家に依る經濟生活に對する干渉等の諸特性をもつて、『アジア的生産様式』を獨立した社會經濟的構成と見做す見解がある。アジアの諸國にこれらの諸特性が存在してゐることは事實である。然し、このことは何ら所謂『アジア的生産様式』が獨立した社會經濟的構成であるといふことを證明しない。何故ならば、生産様式を決定するものは勞働力と生産手段との特殊な結合様式であり、直接的生産者からの餘剩勞働の收取の様式であるからである。

我國においては、『アジア的生産様式』を獨立した社會經濟的構成と見做す見解に、森谷克己氏のそれと相川春喜氏のそれとがある。森谷氏は云ふ。『「アジア的生産様式」とは「經濟上より見たる社會發展系統の累進的諸時代」區分の一大エポックをなすものであり、從つてそれは經濟的範疇として取扱はれ、その種的差異は先「古代的」な一大エポックの社會經濟的構造自體のうちに求められねばならぬ』（註一）と。また氏は云つてゐる。『謂ゆる「アジア的生産様式」とは既に詳述せる如く、創唱者の場合、實は原生的の農業共同體を意味したものに他ならない。太古的社會系統の最後期を劃し同時に謂ゆる「古代的」社會の堆積を見るべき基點をなすものと見做された農業共同體は、

それ自體、歴史經過中種々なる解體化的タイプを示した。が、田土の共有を伴なふ村落共同體が古典的形態であると看做された』（註二）。

（註一）『謂ゆる「アジア的生産様式」再論』、『歴史科學』十年九月號、六〇頁。

（註二）同上、五五頁。

『アジア的生産様式』を『原生的の農業共同體』を意味するものとし、先『古代的』な一大エポックとしての獨自の社會經濟的構成と見做す森谷氏のかゝる見解は、所謂『アジア的生産様式』を、結局、敵對的社會における生産様式としてゞはなく、寧ろ生産諸關係の同質の總和としての、先階級社會の生産様式、原始共産主義的生産様式にまで解消してしまふものであり、從つて一つの生産様式としての所謂『アジア的生産様式』の獨自性は實はそこでは失はれてしまつてゐるのである。

これに對して、相川氏の見解は、所謂『アジア的生産様式』を社會發展の先『古代的』な一大エポックとして、先『古代的』な獨立的な社會經濟的構成と見做す點においては、森谷氏の見解と通じてゐる。然し、相川氏はこれを森谷氏の如く『原生的な農業共同體』を意味するものとしてゞはなく、寧ろ先『古代的』な最初の敵對的社會構成と見做してゐる點において森谷氏と異なる。相川氏はこの先『古代的』な獨自の社會經濟構成としての『アジア的生産様式』を『共同體的私有』の段階または『父家長制型奴隷制』の段階と考へてゐるやうだ。ところで、『父家長制型奴隷制』なるものについて云へば、この『父家長制型奴隷制』なるものは奴隷制の一タイプを基礎とする社會的生産關係を意味するものであり、從つてこれは奴隷制——古代的生産様式（奴隷所有者的生産様式）でなければならず、か

くて所謂『アジア的生産様式』の生産様式、社會經濟的構成としての獨自性は失はれてしまふ。生産様式、社會經濟的構成を決定するものは勞働力と生産様式との結合の様式、直接的生産者からの餘剩勞働の收取様式でなければならぬ。かくて敵對的社會經濟構成の繼起的發展は古代的（奴隷所有者的）、封建的、資本主義的以外のものであつてはならない。『父家長制型奴隷制』なるものは奴隷制の一タイプ、奴隷制發展の一段落であつて、先奴隷所有者構成としての獨自の敵對的社會經濟的構成をなすものでは斷じてない。

相川氏は『アジア的生産様式』を規定して次の如く云ふ。

『一言にしていへば、「アジア的生産様式」なる歴史的範疇は一般に「社會的生産過程の最初の敵對的形態」として「古代的（ギリシヤ・ローマ的）生産様式」の前に位し、「本來東洋的な」共同體（＝國家）所有に基礎をおく世界史的一時代を劃するものであること、――更に――このマルクスの確固たる世界史過程に對する創見的思想は、一八五九年の「經濟學批判」に定式化されたものであるが、既に一八四五年―六年の手稿「ドイッチェ・イデオロギー」に示され、一八五〇年のエンゲルスとの往復書簡にその基礎分析を示し、一八六七年に初版を有つ、「資本論」の大著に貫徹してゐるものであること、これである。「アジア的生産様式」なるマルクス的範疇は、いはゆる社會の經濟的構造の史的發展過程に關する體系的叙述の不可缺な部分であつて、決して「否定」乃至は「默殺」さるべきではない』（註一）。

相川氏は『アジア的生産様式』についての氏の規定を基礎づけるために何よりもマルクスの『ドイッチェ・イデオロギー』のうちにおける『共同體的所有』の概念及び『經濟學批判』における『アジア的、古代的、封建的、近代ブルジ

ヨア的生產樣式』なる社會の經濟的構造の繼起的諸時代の特徵づけの思想を據りどころとする。『マルクスは一八四六年の「ドイッチェ・イデオロギー」で既に、世界的規模での經濟的發達史に對する獨創的な體系的叙述を果してゐた。中でも、分業及び財產の歷史的諸形態の分析と辯證法的な叙述は注目すべき個處であつて「アジア的生產樣式」の社會の經濟的基礎構造はこの「共同體的私有財產」の名の下に說明されてゐる』（註二）と相川氏は云ふ。

（註一）『歷史科學の方法論』二六五頁。

（註二）同書、二四二頁。

マルクス及びエンゲルスは生產力の、從つて分業の發展諸段階によつて財產（所有）の諸形態を、種族財產、古代的な共同體財產及び國家財產、封建的又は身分的財產の三形態に區別した（『ドイッチエ・イデオロギー』岩波文庫版、一三六―一三七頁）。そして財產の第二形態について次の如く云つてゐる。

『第二の形態は古代的な公共團體財產及び國家財產である、これは特に契約若しくは征服による數多の種族の一都市への結合から生ずるものであつて、そしてこの場合にも奴隸制は依然として繼續して存在する。公共團體財產と並んで、既に動產所有、そして後にはまた不動產私有が發展するが、然しそれは一つの例外的な、公共團體財產に對して從屬的な形態としてゞある。公民はたゞ彼等の共同社會のうちにおいてのみ、彼等の勞働奴隸に對する支配力を有しており、そのために既に、公共團體財產の形態に拘束されてゐる。公共團體財產なるものは活動的な公民の共同の私有財產であつて、これらの公民は奴隸に對する關係上、この自然生的な聯合の仕方のうちに止まることを餘儀なくされてゐるのである。それだからこれを土臺とする社會の全構成は、そしてこれとゝもに民族の力は、特に不動產私

有が發展する程度に應じて同じ程度に崩壞する。分業は旣により一層發展してゐる。我々は旣に都市と農村との對立を、後には都市の利害を代表する國家と、農村の利害を代表する國家との對立、そして諸都市そのもの丶內部においても產業と海上商業との間の對立を見出す。市民と奴隷との間の階級關係は完全に發達してゐる』(註)。

(註)『ドイッチエ・イデオロギー』一三六―一三七頁。

マルクスは、こ丶において、共同體的所有の關係の下における共同體的諸關係の崩壞過程、私有財產制の發展、階級社會の形成の過程を說明してゐる。相川氏はこれに對して、マルクス及びエンゲルスは『古代ギリシヤ・ローマ及びゲルマン太古史を溯つて、その「全史觀」の「先史的基礎の要點」の發見に努め、そこに、奴隷の端初的形成の史的基礎、種族財產から古代的共同體(及び國家)財產への移行における、最初の敵對的所有關係の開始を分析し、正にそこに「古代ギリシヤ・ローマ的」社會構造に先行する一時代を創見したのではなかつたか』(註)と云つてゐる。成る程、この共同體的所有(或ひは共同體的私有財產――ゲマインシャフトリッヘ・プリファートアイゲントゥーム)が私有財產制の發展の必然的な先行段階であり、古代的奴隷所有者的構成の必然的な史的先行段階であり、その點において、この共同體的所有の關係は歷史的普遍性をもつてゐることは事實である。だが、マルクスは、こ丶では、この共同體的所有の關係の下における奴隷所有者的生產樣式の發展過程を說明してゐるのであつて、この共同體的所有そのものは決して一つの獨自の先『古代的』な社會經濟的構成、及び一つの獨自の先『古代的』な生產樣式を構成するものではない。社會經濟的構成の現實的基礎をなす生產樣式を決定するものは、勞働力と生產手段との特殊な結合樣式であり、敵對的構成の場合には、餘剩勞働の收取樣式であるからである。卽ち、この『共同體的所有』は先階級

社會から階級社會への發展の必然的な過渡的段階ではあるが、この過渡的段階としての共同體的所有の段階が先『古代的』な獨自の敵對的社會經濟的構成をなすといふ論據は何處にも見出され得ない。また相川氏自身もこれが獨自の先『古代的』社會經濟的構成をなすといふ積極的な且つ充分な論據も擧げてはゐない。

（註）『歷史科學の方法論』二六八頁。

この『共同體的所有』なる段階は先階級社會から階級社會への必然的な過渡的段階であつて、實は、先階級社會的構成の最後の段階であり、奴隸所有者的構成への過渡的段階であるところの『農村共同體』の段階であつた。そして、この『共同體的所有』の下においては、原始的共同體そのものゝ內包する必然的な辯證法的矛盾がますます鋭化されており、『ドイッチェ・イデオロギー』のさきに揭げた個所においてマルクス自身が說明してゐる如く、旣に不動產私有、奴隸制度が發展しつゝあり、階級對立が發展しつゝあつたのである。そして、さらに、これが、相川氏が述べてゐる如き『父家長制型奴隸制』を基礎としてゐる場合には、奴隸所有者的構成が發展しつゝあつたのである。

この『共同體的所有』（或ひは『共同體的私有』）が一つの獨自の先『古代的』な敵對的生產樣式をも、敵對的社會經濟的構成をも決してなすものではないといふ點は度外視するとしても、相川氏に依つて所謂『アジア的生產樣式』として規定されたところの、この『共同體的私有』、しかも社會發展の必然的な一段階としての『共同體的私有』からは、所謂『アジア的生產樣式』のすべての諸特性――卽ち、アジアの諸國における土地に對する支配權の……手への集中化、國家に依る灌漑等々の社會事業の組織、經濟生活に對する國家の干涉、統治の專制的性質等々――はいいいい直接的には導出され得ない。また相川氏も、この社會發展の必然的な一段階としての『共同體的私有』からこれらの

諸特性のすべてを導出してはゐない。

先階級的社會は『農村共同體』を通過して階級社會へと移行する。『農村共同體は、社會の第一次的構造の最後の段階であるとは云へ、それは同時に第二次的構造への過渡的段階である。換言すれば、共同財産に基づく社會から、私有財産に基づく社會への過渡的段階である』（註一）とマルクスは云つてゐる。先階級社會の生産様式、原始共産主義的生産様式は原始共産主義的生産關係の同質の總和として現はれた。こゝにおいては勞働と所有との同一性がその基礎をなしてゐる。然し、同時に、この先階級社會的生産様式はそれ自身の辯證法的矛盾、即ち勞働と所有との同一性に矛盾し、この勞働と所有とを分離せしめるところの諸契機を内包してゐる。勞働と所有との分離、この矛盾は既に萠芽的な形態で發展しつゝある。先階級社會的構成の基本的矛盾――勞働と所有との分離、勞働力と生産手段との從來の統一の分裂の發展とゝもに、原始共産主義的生産諸關係と並んで、それと矛盾せる生産諸關係が發展する。先階級社會的生産様式は、もはや、原始共産主義的生産様式の同質の總和ではなくなる。先階級社會的構成の最後の段階たる『農村共同體』の段階には、この矛盾はさらに鋭化される。マルクスはこの矛盾を『農村共同體』の二元性として特徴づけてゐる。

マルクスは『ヴエ・ザスリッチ宛書簡』の第三草稿のうちで云つてゐる。『農村共同體の構造に固有な二元性がそれに力強き生命を與へる。……自然的血縁の強い狹い紐帶から解放された土地共有制とこれに依る社會的關係とが、共同體に一の堅固な基礎を確保し、同時に個々の家族の獨占區域たる中庭付の家や分割耕作や收穫の個別的擁有やが、ヨリ原始的な諸共同社會の組織體とは相容れない個性を發達せしめる』。『時の經過とゝもに、この同じ二元性が農村

共同體の崩壞の基礎に變り得る』（註二）。

（註一）『マルクス・エンゲルス・アルヒーフ』第一卷、二八五頁。

（註二）同書、三一六―三四二頁。

その構造に固有な二元性に依つて必然的に崩壞しなければならぬところのこの農村共同體の段階、共同體的私有の段階は、共同所有に基礎をおく社會から私的所有に基礎をおく社會への移行の過渡期であつて、それ自身決して獨自の先『古代的』な敵對的生産様式をも、敵對的社會經濟的構成をもなすものではない。では、所謂『アジア的生産様式』とは何か？

云ふまでもなく、生産様式を決定するには、根本的な生産關係、階級間の關係、（即ち、餘剩勞働の階級的收取關係）、生産手段と勞働力との結合様式から出發しなければならぬ。では所謂『アジア的生産様式』とは、東アジアの專制主義的諸國における生産關係は封建的生産關係であると見なすことによつて、それは根本においては封建的生産様式と規定さるべきであらうか？　所謂『ゴーデス的見解』（ミーチン、ラズウモフスキー監修の『史的唯物論』、プリゴヂンの『カール・マルクスと社會經濟的諸構成の問題』等もまた）『アジア的生産様式』をかくの如く規定してゐる。

然し、これらの所謂『ゴーデス的見解』は『アジア的生産様式』の問題、アジアの專制主義的諸國における生産關係、及び生産様式をこれらの諸國における所與の特殊的な歴史的諸條件から全く抽象して、單に抽象的にのみ餘剩勞働の收取様式、生産手段と勞働力との結合様式を問題にしてゐる。それの所與の特殊的な歴史的諸條件から全く抽象

して、これらの諸國の生産關係、生産樣式を形式的に封建的と規定することは甚だ危險である。即ち、これらの所謂『ゴーデス的見解』の根本的缺陷はそれの抽象的な理論的立場のうちに存してゐる。これらの諸國の生産諸關係、生産樣式はこれらの諸國の具體的な歴史的諸條件から引き離して論ずることは出來ない。

東洋における農村共同體は、その發展と崩壞に數千年を必要とした。その結果、東洋における幾多の諸國は幾千年の間土地の私有財産制にまで到達することが出來なかつた。『東洋においては私有に・封建的な土地所有に到達しなかつた』（註一）とエンゲルスは一八五三年六月五日にマルクスに宛てゝ書いてゐる。またマルクスは、アジア的なデスポティスムスを考察して、この『停滯したアジア的デスポティスムスの基礎』として『二つの相互依存的な事情』を擧げてゐる。『政治的方面におけるあらゆる無爲な運動にもかゝはらず、アジアのこの部分が停滯的性格をもつてゐる理由を完全に說明するものは相互に支へ合ふ次の二つの事情である。即ち、第一は公共事業が中央政府の事業であるといふこと、第二に、それと並んで、全國が若干の比較的大きな大都會を除いて、極めて愼重な組織を持ち、それ自體一個の小世界を形成してゐるところの村落（村落共同體）に分解されてゐたことである。』（註二）即ち、閉鎖的、孤立的な村落共同體は、それ自體、東洋的デスポティスムスの一つの確乎たる根抵を形成してゐたのである。マルクスは、また、一八八一年三月にヴェ・ザスリッチ宛書簡の草稿中に云つてゐる。『農村共同體の孤立、一つの農村共同體の生活と他の農村共同體のそれとの間の關聯の缺除。この局部的小宇宙、それは必ずしも、原始型に內在する性質として何處にでも見出されるわけのものではないが、しかも、その存するところ何處にでも共同體の上に、中央集權的專制を出現せしめます』（註三）と。

（註一）マルクス・エンゲルス往復書簡、邦譯『マル・エン全集』第十七卷、四五九頁。

（註二）『マル・エン全集』第十七卷、四六四―五頁。一八五三年六月十四日附マルクスのエンゲルス宛書簡。

（註三）『マル・エン全集』第二十一卷、四一八頁。

かくて、アジア諸國の發展の特殊性はアジア諸國における農村共同體の崩壞の特殊性のうちに見出される。所謂『アジア的生産樣式』なるものゝ內容をなすアジア的諸特性は、アジア諸國における農村共同體の崩壞のアジア的諸特性である。農村共同體はそれの構造に固有な『二元性』によつて崩壞する。そこでは既に階級的關係が發展する。從つて所謂『アジア的生産樣式』の下では階級的諸關係の發展が見られ、所謂『アジア的生産樣式』なる言葉で特徴づけられてゐるアジアの專制主義的諸國に於ける社會は階級社會である。然しそれにも拘らず、『アジア的生産樣式』なるものは、上述したやうに、如何なる獨自の社會經濟的構成をも、獨自の生産樣式をも――先古代的な敵對的構成をも、非敵對的構成をも――なさない。所謂『アジア的生産樣式』とは、アジアの幾多の諸國において典型的な形態で見られるやうな、農村共同體の崩壞過程の特殊性、農村共同體の鞏固な遺在に依つて規定されたところの――そしてそれはアジアの幾多の專制主義的諸國におけるが如き特殊な歴史的社會的條件の下に於けるところの――アジア的諸特性であるに過ぎない。從つて、所謂『アジア的生産樣式』なるものに依つて特徴づけられてゐるところの、アジアにおける幾多の專制主義諸國の社會經濟的構成が如何なるものであるかの問題は、これらのアジア社會における農村共同體の崩壞の特殊性の考察を含めての、これらの社會における特殊的な歴史的社會的諸條件の下における生産諸關係、生産手段と勞働力との結合樣式、階級諸關係、餘剩勞働の階級的收取樣式の分析からのみ解明せられ得る。

それ故、我々は今、日本における最初の敵對的社會經濟的構成が何であるかの分析に際して、一つの獨自の社會經濟的構成としてのアジア的構成、或ひは一つの獨自の生産樣式としての『アジア的生産樣式』——先古代的敵對的構成又は先古代的非敵對的構成——の問題に顧慮し、惑はされる必要は絶對にない。『アジア的生産樣式』とは如何なる獨自の先古代的敵對的または非敵對的生産樣式、社會經濟的構成でもなく、アジアの專制主義的諸國の特殊的な歴史的社會的諸條件の下にあらはれた農村共同體の崩壞の特殊性に依つて規定されたところのアジア的諸特性に外ならないからである。

我々は何よりも、日本における共同體的諸關係の崩壞の特殊性、奴隷制の發展過程、その日本型、階級的諸關係の發展過程の考察を通じて、日本に於ける最初の敵對的な社會經濟的構成が何であるかを解明しなければならぬ。そして、その際、特に、社會經濟的構成の現實的基礎をなす生産樣式の考察において、勞働力と生産手段との結合樣式、餘剩勞働の收取樣式を、ゴーデス的見解におけるが如く、抽象的にではなく、具體的に、具體的全體的な所與の歴史的社會的諸條件の下に考察しなければならぬ。そして、こゝに於いては、當然にも、社會發展に於ける最初の敵對的生産樣式としての奴隷所有者的生産樣式の日本的形態の分析が重點となる。

さて、奴隷制の日本的形態（日本的型制）の考察、日本に於ける最初の敵對的社會經濟的構成の分析の問題に直接關聯する問題は、社會經濟的構成と經濟制度（ウクラド）とに關する問題である。

社會經濟的構成と經濟制度とを同一視することは誤りである。經濟制度とは生産樣式そのものゝ發展に於ける一定段階である。例へば、封建社會において資本主義的生産樣式が發生するとすれば、それは最初、經濟制度としてのみ

現はれる。それは資本主義的生産樣式の一定の發展段階である。マニュファクチュアの如きは一つの經濟制度であつた。また、例へば、敵對的構成からの無階級社會への過渡にあつて、資本主義の胎内で成熟したものではなくて、單に………との聯關においてのみ現はれてきた社會主義的生産諸關係は、最初は社會主義的經濟制度であつて、………のための鬪爭過程においてのみ支配的な社會主義的生産樣式に轉化するところの、社會主義的經濟制度としてのみ現はれて來たに過ぎない。

經濟制度は單獨にそれのみでは社會的經濟的構成の物質的基礎を構成しない。經濟制度とは一定型の生産關係として規定することが出來る。そして、かゝる一定型の生産關係としての經濟制度は生産樣式そのもの丶發展の一定段階である。この意味において、『經濟制度』は謂はゞ『生産樣式』の辯證法的な部分である。それ故、經濟制度は、過渡期の經濟における資本主義の場合におけるが如く、先行する社會經濟的構成の遺物であつたり、また封建社會における資本主義的生産關係の場合（マニュファクチュアなぞもこのやうな場合と考へられる）に於けるが如く、新しい社會經濟的構成の萌芽であつたり、また商品生産制度の場合の如く社會經濟的構成の個々の要素であつたり、さらにまた一定の社會的經濟的構成の段階であつたりする。從つて一定型の生産關係としての『經濟制度』は生産諸關係の總和としての『生産樣式』と辯證法的な關係をなしており、經濟制度は生産樣式（或ひは社會經濟的構造）と別個なものであると同時に同一物である。即ち、經濟制度は社會經濟的構成の辯證法的個別者または辯證法的部分である。

我々は何よりも經濟制度と社會經濟的構成の辯證法的關係の理解の上に立つて、奴隷制の日本的形態、日本における最初の敵對的社會經濟的構成の考察に向はなければならない。

三、『國家的封建主義』について

奴隷制の日本的形態（日本的型制）の考察を通して、日本における最初の敵對的社會經濟構成の解明がなされねばならない。社會經濟的構成と經濟制度との關係、奴隷制及び奴隷所有者的構成なる歴史的範疇の意義については前述した。こゝでは、日本における奴隷制の發展、大化改新以前における奴隷制、大化改新以後における奴隷制の考察から、奴隷制の日本的形態なるものが檢出され、この日本型奴隷制と日本における最初の敵對的社會經濟的構成との構造的關係、卽ち、日本的特殊的形態における奴隷所有者的社會經濟構成の考察にまで導かれねばならない。奴隷制的生產關係の日本的形態が奴隷所有者的社會經濟構成の日本的形態を如何に規定したかの問題にまで論究されることが必要である。

私は嘗て（『經濟評論』第一卷、第四號、拙稿『日本における國家的土地所有の問題』において）、日本における國家的土地所有の必然性の氏族制度崩壞の辯證法的な歴史的過程の把握からの解明に際して、奴隷制なる歴史的範疇の普遍的意味とギリシア・ローマ的奴隷制から區別された日本的奴隷制なるものゝ存在について語りながら、日本における古代國家は封建主義の一特殊形態としての『國家的封建主義』の形態において歴史の舞臺に立ち現はれたと規定した。然し、この『國家的封建主義』なるものゝ社會經濟的構成としての意義が不明確であるといふこと、さらに日本古代國家における所謂『國家的土地所有』が『班田農民』からの餘剩勞働の一應封建的な收取形態と結びつけられ

てゐたといふ現象と當時における日本型奴隷制との必然的な構造的聯關が殆んど全く究明されなかつた點において、この規定は今や自己批判されねばならぬ。所謂『國家的土地所有』と結びついた國家的封建主義的收取の現象形態と日本古代國家のアジア的デスポティスムスの政治形態、卽ち日本古代階級社會の全上層建築が日本的な奴隷制的生産諸關係とこの生産諸關係の總和としての日本型奴隷所有者的生産樣式との必然的な構造的聯關において理解されねばならぬ。奴隷制及び奴隷所有者的生産樣式（または社會經濟的構成）の普遍的意義が確認され、勞働の生産性の發展が氏族共同體的諸關係を崩壞させ、この勞働の生産性の高まり、從つて富の高まりとゝもに、また生産領野の擴大とゝもに、與へられた歴史的全諸條件の下において、奴隷制が必然的に齎らされるといふこと、從つて、共同體的諸關係は奴隷制の方向に必然的に崩壞するといふことが社會の歴史的發展の普遍的法則として確認されるならば、日本における最初の敵對的社會經濟的構成が何か、の問題は日本奴隷制の發展の問題から切り離しては考察され得ない。

しかも我々は、既に封建的生産關係が現實に現はれてゐるといふことそれ自體が奴隷所有者的社會經濟構成の實存を拒否する論據とはならぬといふことを、經濟制度と社會經濟的構成との辯證法的關係の理解から學んでゐる（本論文第一、第二章參照）。所謂『國家的封建主義』なるものが一つの鋭き辯證法的矛盾物であることを私は既に拙稿『日本における國家的土地所有の問題』において說明した。然しこの一つの鋭き辯證法的矛盾物としての所謂『國家的封建主義』なるものが、單にその現象形態から――卽ち、所謂『國家的土地所有』と結びついた餘剩勞働の地代＝租稅形態における收取（註）から――單純に封建主義の一特殊形態として規定されてはならない。寧ろ、この一つの辯證法的矛盾物としての『國家的封建主義』がその社會的基礎、卽ちその社會の現實の生産諸關係（及びその生産諸關係

の總和としての生産樣式）から如何に必然的であつたかゞ、究明されなければならない。そして當時の社會的全建築の基礎としての生産諸關係の理解のためには、日本における共同體的諸關係の崩壞と奴隸制的生産關係の發展との考察、その特殊性の分析が必須的である。

かくしてのみはじめて、所謂『國家的封建主義』なるものゝ『社會經濟的構成』としての意義、それが本質的には如何なる社會經濟的構成であるかゞ解明せられ得る。

考察は日本型奴隸制に集中される。

（註）マルクスは、アジアにあつては地代の自然形態が同時に國家租税の主要要素であることを語つてゐる。（『資本論』アドラツキー版、一四六頁參照。）我々はこの地代と租税との形態一致の班田農民からの餘剩勞働收取の行はれた大化改新後の日本古代社會の社會經濟的構成を、その地代收取の故に、直ちに封建主義的構成と規定してはならないのである。

四、日本における奴隸制の發達

鐵器時代における社會の物質的生産力は、著しく發展した。氏族的社會の内部に發展した分業、それより發生する個人間の交換、及びこの兩者を包括する商品生産の完全なる發達が、この氏族的社會そのものを根柢から覆すに至る。氏族的社會における生産の不斷の増加とそれに伴ふ勞働の生産性の不斷の増加とは、人間勞働力の價値を高め、奴隸制度は今や社會制度の本質的な構成部分となる。また分業の發達に依つて、商品生産が生産の支配的形態となる

や、自由人と奴隷との差別の外に、富者と貧者との差別が起り、社會の階級への分化が生起する。社會の階級への分化とゝもに、氏族共同體は破壞せられ、氏族制度のこの廢墟の上に國家が成立する。氏族制度崩壞、國家成立のこの過程は、一方においては諸氏族、諸胞族の部族への結合、親戚諸部族同盟の一つの民族への融合過程であり、他方においては、一民族に依る他民族の征服と掠取の過程である。この過程を通じて、氏族制度は隣接民族の壓迫と掠取のための組織、自己の一般的被支配民に對する……………機關に轉化する。エンゲルスは云つてゐる。

『あらゆる部門――牧畜、農業、家内手工業――における生産の高まりは、人間の勞働力に對して、それの維持に必要であつたよりもより多くの生産物を生産する能力を與へた。それは同時に、氏族、世帶共同體、或ひは個々の家族の各成員がなすべき日々の勞働量を高めた。新しき勞働諸力の加入が望ましくなつた。戰爭がそれを供給した。即ち、捕虜が奴隷に轉化されたのである。最初の大きな社會的分業は、勞働の生産性の高まり、從つて富の高まりとゝもにまた生産領野の擴大とゝもに與へられた歴史的全諸條件の下において、奴隷制を必然的に齎らした。最初の大きな社會的分業から、二つの階級、即ち、主人と奴隷、收取者と被收取者、とへの社會の最初の大いなる分立が發生した』（註一）。

また次の如く云つてゐる。『第二の大きな分業が現はれた。則ち、手工業が農業から分離した。生産の不斷の高まりとそれに伴ふ勞働の生産性の不斷の高まりとは、人間的勞働力の價値を高めた。その前段階においてはなほ發生しつゝあり、且つ散在的であつた奴隷制が、今や社會制度の本質的な構成部分となる。奴隷は單なる助手たることを止める。田野や仕事場で束になつて勞働に驅り立てられる。農業と手工業との二大主要部門への生産の分裂とゝもに、

直接的に交換のための生産、卽ち商品生産が發生する。それとゝもに商業――たゞに種族の內部やその境界におけるものゝみならず、また海外商業――が起る。これらすべては然しなほ甚だ未發展である。貴金屬は主要な且つ一般的な貨幣商品となり始める。然しまだ鑄造されずに、たゞむき出しの目方に依つてのみ交換せられつゝ。

富者と貧者との差別が、自由人と奴隸との差別と並んで現はれる――新しい分業とともに社會の階級への新たなる分立があらはれる。個々の家長の財產的差別は、共產主義的世帶共同體を、苟もそれがその時まで維持されてゐたところでは何處でも、破壞する。それとともにかゝる共同體の會計のための土地の共同耕作を破壞する。耕地は最初は一時的に、後には永久的に個々の家族の利用に委ねられる。完全なる私有財產への移行は漸次にそして對偶婚の一夫一婦制への移行と平行して完成される。單婚家族が社會の經濟的單位となり始める』（註二）。

（註一） F. Engels, : " Der Ursprung der Familie, des Privateigentums, und des Staats" S. 155—156.

（註二） F. Engels, : " Der Ursprung" S. 158.

石器時代における日本原始社會においては原始共產主義的生產關係がなほ支配的であつた。日本の石器時代の遺物、遺跡のうちには富の個人的蓄積を示すべきものは見出されない。石器時代の住居趾や共同墳墓地における副葬品についても、個人的富の蓄積を示すべきものは殆んど見出されない。

だが、金石併用期或ひは彌生式土器の時代（紀元前一世紀から紀元後三世紀）になると銅劍・銅矛・銅鏡・銅鐸等の銅器・後漢の鏡・玉類・ガラス玉等の個人的富の蓄積を表現すべき考古學的材料が見出され、また北九州から發掘される甕棺の遺跡からは奢侈品が見出され、これが個人的墳墓であるといふこと、さらにそれと聯關して個人的富の一定

の蓄積の程度がうかゞはれる。やがてその後に見られる高塚制なる方數百間にも達する圓形古墳の遺跡のうちには豐富な副葬品、裝飾品、農業用具の模造品等が見出され、これが貴族の個人的墳墓であるといふこと、さらにこれらの貴族の手への生產手段・富の集中化の事實が推論される。

この金石併用時代（或ひは彌生式土器の時代）には農業生產が行はれてゐた。このことは彌生式土器に籾殼痕が見出されることや當時の銅鐸繪畫の模樣からも理解される。そして、銅器及び青銅器は、この時代のはじめに支那から北九州を傳はつて日本に輸入された。

さらに、鐵器の使用とともに日本古代社會の物質的生產力は著しく發展し、氏族的社會の內部における分業の發展、勞働の生產性の高まり、富の增大が、氏族的社會そのものの崩壞と社會の階級への分立、奴隸制の發展、强大種族による隣接諸種族の征服・掠取・統一・貢納的關係に依る政治的支配の關係の發展を促進した。鐵器時代の初期（紀元後一世紀から飛鳥朝時代まで）における墳墓の形式は圓塚墳・積石塚・及び前方後圓墳の豐富な副葬品を作つた大規模な墳墓形式で、それはその手に豐富な個人的富を蓄積した大貴族の墳墓であるといふことゝ、またこの大墳墓の築造のためには莫大な奴隸勞働の動員（收取）が必須的であつたといふことゝを物語つてゐる。

丹後國函石濱・及び筑前國松原等の金石併用時代の遺跡から王莽の貨錢が發掘され、さらに降つて陸奧國是川の遺跡からは北宋の景德元寶が發掘されてゐること、また貴族も墳墓から支那製の高價な鏡鑑玉類が發見されることは、當時の貴族と支那との間に貿易關係が見られ、主として高價な精工品が支那から輸入されたことを物語つてゐるが、これらの支那製高價品と交換されるものは恐らく當時の日本における奴隸であつたであらうと考へられる。

『後漢書東夷列傳』中の『安帝紀永初二年の條』には『倭國王師升等獻二生口百六十人一、願二請見一』と記されてゐる。これは當時（紀元一〇八年頃）における支那への奴隷輸出を物語り、さらに貴族の多數の奴隷所有の事實を示してゐる。墳墓形式やその他の考古學的資料が物語つてゐるやうに、當時――鐵器時代に入るとともに――社會の階級への分立（貧富の懸隔）、奴隷制の成立と發展が促進されつゝあつたのである。『魏志倭人傳』は紀元二三世紀頃の日本の社會狀態を記して、『下戸大人と道路に相逢ふときは逡巡して草に入る』と云つてゐる。既に貧富の階級的差別がはつきりとあらはれてゐる。さらに記紀の記述に依れば、土地私有、貧富の階級的向立、奴隷制、部民制、貢納的關係に依る政治的支配關係（國造制度）の發展が見られる。

奴隷は戰爭に依る捕虜に依つて供給された。奴隷は最初所謂『種族奴隷』――氏族、種族の共有奴隷であつた。この『種族奴隷』は、分業に依る氏族社會內部の階級分立と私有財產制の發展とゝもに、家族の私有奴隷――家內奴隷及び生產的勞働奴隷――にと轉化して行つた。既に紀元二三世紀頃には、比較的進步した畿內・九州等の諸種族の間に酋長（氏族的貴族）とその下にある氏族員（一般自由民）及び奴隷への階級分立が見られる。そして記紀等の文獻に依れば、氏族の酋長は『氏上』、一般氏族員は『氏人』、奴隷は『奴』と呼ばれてゐた。そして、さきに擧げた『後漢書東夷列傳』の記述が示してゐる如く、進步した種族のうちにおいて當時既に可成り多くの奴隷が存在し、その大部分が貴族に依つて所有されてゐたことは確かである。

かくの如くして、世襲的な氏族的貴族の基礎がおかれ、氏族的共同體そのものゝ內部に貴族と一般氏族員との對立關係が生み出され、奴隷制の發展が勞働から全く分離して他人の勞働の收取の上に生活する支配的階級を形成せしめ

るとともに、經濟的に比較的進步した種族による近隣諸種族の征服と掠取とは、從來よりもより廣汎な範圍に進められ、貢納的關係に依る政治的支配が成立する。それとともに氏族制度の機關はその存立の根源、氏族的共同體から引き離されて、それの反對物に轉化する。卽ち、それは隣接諸種族の掠取及び壓迫のための機關、自身の氏族員・奴隷に對する…………………………機關に轉化する。進步した畿內種族は發展の後れた東北・九州その他山間諸地方の諸種族を征服して、紀元五世紀の頃、畿內を中心として貢納的關係に依る政治的支配を打ち建てた。これが所謂『耶馬臺國』であり、この征服に依る貢納的關係の政治的支配の形成の過程は、古事記、日本書紀に神話的形態で語られてゐるところの過程である。そして、當時の貢納的關係に依るこの政治的支配、特に『耶馬臺國』の事情については、『魏志倭人傳』が比較的明確な資料を與へてゐる。『魏志倭人傳』に依れば、この『耶馬臺國』の女王『卑彌乎』は『婢千人を以つて自ら持す。唯男子一人あり。飲食を給し、辭を傳へて出入す。宮室に居處す。樓觀城柵嚴に設く。常に人あり、兵を持して守衞す。』――といふ有樣であつた。こゝに政治的權力とゝもに莫大な富と莫大な奴隷の所有が見られる。

征服の發展とゝに、畿內の征服種族長に對する被征服種族長または氏族長としての『國造』『縣主』の臣屬關係が生ずる。『國造』『縣主』の統率下に全氏族團體の畿內の支配者に貢納したところの關係、卽ち貢納關係に依る政治的支配形態が『國造制度』であつた。

エンゲルスは云つてゐる。『かくて、氏族制度の諸機關は、民族內における、卽ち氏族、胞族、種族內におけるその根から漸次に引き離されて、全氏族制度はそれの反對に轉倒する。卽ち、それは彼等自身の事務を自由に處理する

ための諸種族の組織から隣接諸種族の掠奪及び壓迫のための組織となる。そしてそれに對應してその諸機關は民意の道具から自己の民族に對する…………獨立的な諸機關となる。然し、このことは、若しも富への貪慾が氏族員を富者と貧者とに、分裂せしめなかつたならば、また若しも「同一氏族內部の財産的差別が、利害の一致を氏族員の敵對に轉化せしめ」(マルクス)なかつたならば、そして、若しも奴隷制の擴張が既に勞働して生計を得ることを、たゞ奴隷にのみふさはしく、强奪よりもより恥ずべきことゝ考へさせはじめてゐなかつたならば、決して可能ではなかつたであらう』と。(註)――(傍點引用者)

(註) Engels: "Ursprung der Familie" S. 159—160.

こゝには、政治的强力の成立の物質的社會的條件が説明されてゐる。この政治的强力の成立とその社會的條件との關係は辯證法的に把握されなければならない。征服に伴ふ政治的强力の成立が社會の階級への分立・階級向立・不平等・收取・支配・壓迫を生み出すのではない。寧ろ逆に氏族共同體の階級への分立、共同體的諸關係の階級的諸關係への發展轉化、收取と被收取との關係の成立こそが、征服に依る掠取・壓迫・及び支配・征服に伴ふ政治的强力の成立の現實の條件である。財産的不平等と收取、即ち氏族共同體の崩壞、階級の成立、奴隷勞働の收取こそが征服に伴ふ政治的强力の成立を可能ならしめる。それと同時にまた逆に、この征服に伴ふ政治的强力の成立は氏族共同體の崩壞と階級的對立關係の成立、發展、奴隷制度の發展を促進する。こゝにおいては交互作用的な辯證法的な關係が成立してゐる。

經濟的に比較的進歩した種族の隣接諸種族に對する征服、支配、壓迫は、この征服種族內部における氏族共同體的

諸關係の解體、私有財產、土地私有の發展、奴隸制（奴隸勞働の收取）の發展を前提としてゐる。そしてまた逆に、この發達した種族による隣接諸種族の征服、支配、壓迫の過程は氏族共同體的關係の解體、社會の階級への分立、私有財產、土地私有（特に貴族に依る大土地私有）の發展、奴隸制の發展を促進し、制約する。『魏志倭人傳』及び『後漢書東夷傳』が語る紀元二三世紀の頃の倭人の謂はゞ『諸種族國家』（女王國『耶馬臺國』、男王國『狗奴國』など）の有樣や、畿內、九州地方からの考古學的資料から考へると、紀元二三世紀頃の鐵器使用時代における北九州及び畿內地方には氏族共同體の解體の進行過程、征服に依る政治的强力の成立過程が見られる。卽ち支配的貴族による豐富な富の私有、多數の奴隸所有の事實と『婢千人を以て自ら持し』『樓觀城柵嚴に設く。常に人ありて、兵を持して守衛す』（『魏志倭人傳』）る如き政治的强力の成立がうかゞはれる。

進步した畿內貴族による發展の後れた東北その他の山間諸地方の諸種族の征服を通じて打ち立てられた所謂『耶馬臺國』卽ち『大和國家』は『國造制度』なる貢納關係による政治的支配形態をもつてゐた。この『國造制度』の發展過程を通じて、氏族制度はそれの反對物に轉倒した。支配的種族內の社會の階級への分立、世襲的貴族に依る大土地私有の發展、奴隸所有（奴隸制）の發展は『國造制度』の發展・轉化を規定し、『國造制度』の發展は土地私有と奴隸所有との發展を促進する。この『國造制度』の下で御縣、屯倉、田莊等の世襲的貴族の大土地所有と奴婢制及び日本型奴隸制としての『部民制度』が發展した。『部民制度』は『國造制度』の下で特殊なる日本型奴隸制として發展した。そしてこの貴族の大土地所有と奴婢制、『部民制』の發展はやがて『國造制度』そのものを否定するに至る。大土地所有の發展と奴隸所有（奴隸制度）の發展とは、『國造制度』の發展と相互規定的相關的關係をなしてゐる。大

土地所有の發展と並んで、奴隷制の發展が『國造制度』の下における氏族共同體的諸關係の解體において演ずる役割は重要である。奴隷所有（奴隷制）の發展こそが大土地所有の發展を可能ならしめ、奴隷所有者、大土地所有者としての支配者的貴族の政治的力を強化しつゝ、『國造制度』の下で氏族共同體的諸關係を解體せしめる。そして、こゝでは、特に『部民制度』と『國造制度』との相互規定的相關的關係に注目されなければならない。

『奴隷制』は種族の共有奴隷制から、父家長制的奴隷制、家内奴隷制、古典的勞働奴隷制にと發展する。生産の發達と大土地所有の發展とゝもに、從來の段階ではいまだ偶發的なものであつた奴隷制が益々重要な意義を獲得し、貴族、社寺等の大私有地の耕作に、その他手工業勞働に多くの奴隷が使役されるに至り、奴隷制度は社會の本質的な構成部分となる（註）。

（註）『日本書紀』の崇峻天皇二年七月の條には蘇我馬子が諸皇子とともに物部守屋大連と戰つた際、『大連親ら子弟と奴軍とを率いて、稻城を築きて戰ふ』（『日本書紀』岩波文庫版、下卷、八一頁）と云はれており、また『亂平ぎて後、攝津國に四天王寺を造り、大連の奴半と宅とを分けて、大寺の奴、田莊と爲し、田一萬頃を以つて迹見首赤檮に賜ふ』（八二―八三頁）と云はれてゐる。當時、大化改新前に可成り多くの奴隷が貴族、寺院、神社等に依つて使役され、奴隷所有が主として彼等の手に集中化されてゐたことは明かである。

さて、大化改新前における社會の階級構成は、（一）氏上（氏族的貴族）、（二）氏人（自由民）、（三）部民（半奴隷）、（四）奴婢（奴隷）であつたと規定され得る。そして（一）氏上及び（二）氏人は氏姓を有し、（三）部民は氏のみを有し、（四）奴婢は氏姓何れをも有せず、たゞ名のみを有した。そしてこのうち（三）部民と（四）奴婢とが

我々の日本型奴隷制の研究の對象となる。

五、奴隷制の日本的形態

大化改新前における奴隷制の日本的形態の把握は、部民と奴婢との考察を通して、特に部民制度の歴史的條件の分析を通してなされる。

云ふまでもなく、奴隷と奴隷所有者への社會の分立は社會の最初の階級分立であり、奴隷とは『ものを言ふ道具』、勞働力であるとゝもに生産手段であり、奴隷所有者の財産である。

A　奴婢

奴婢とは男女兩性の奴隷である。『戰爭が新しき勞働諸力を供給した。卽ち捕虜が奴隷とされた』とエンゲルスが云つてゐる如く、奴隷は主として戰爭による捕虜から構成された。『韓奴』『高麗奴』『蝦夷奴』などの名稱が示してゐるやうに、三韓や蝦夷に對する征服の結果生じた捕虜が奴隷とされたことは事實で、このことはまた文獻も證明してゐる。然し、生産の發達と分業の發達とは奴隷勞働力の需要をます〳〵增大せしめ、自由民（一般氏族員）をも奴婢化する傾向があらはれた。奴隷供給の源泉の主要なるものは、戰爭に依る捕虜であるが、それ以外に犯罪人の奴隷化、負債に依る奴隷化、賣買に依る奴隷化——これら四種がある。

第一の點について云へば、『日本書紀』景行天皇四十年日本武尊の東夷征伐の時に『因りて以て其首帥を俘にして從身らしむ』（註一）とあり、また、『日本書紀』神代記下には、隼人族の祖先なる火闌降命が彦火火出見尊に降參して、『乃ち自ら伏罪ひて曰く、今より以後、吾れ將に汝の俳優の民たらん、請施恩話（こういけたまへ）』（註二）とあり、さらに仁德天皇紀五十三年田道を遣はして新羅を撃たしめたる條に、『即ち四邑の民を虜へ以つて歸る』（註三）とある。これはいづれも征服に依つてその俘虜を奴隷としたことを物語るものである。

第二の點に關して云へば、『魏志倭人傳』は『犯レ法者沒二妻子一。重者滅二其門族一。』と記して、日本古代に犯罪人の家族を沒して奴隷とする風習があつたことを傳へてゐる。また『日本書紀』には武内宿禰を誣告した甘美宿禰が沒官せられて紀伊直の祖の奴となつたといふこと（註四）及び…………玉縵を盜める根使主の子孫が沒官されて茅渟縣主の負嚢者（ふくろかつぎひと）となつたといふ記述（註五）は犯罪者の奴隷化を物語る。

第三の點に關して云へば、持統天皇紀五年三月の詔に『若し貸倍に准られて賤（やつこ）に沒れ（い）らば良に從へ。其の子奴婢に配へりと雖も、生める所は亦皆良に從へ』（註六）と云はれてゐることから負債者が利息を出すことが出來ないときには奴婢となることが明かに見られる。

第四の點に關して云へば、同じく持統天皇の詔に、『若し百姓の弟、兄の爲に賣らるゝ者有らば良に從へ、若し子、父母の爲めに賣らるゝ者は賤に從へ』（註七）と云はれてゐることから賣買に依る奴隷が明かとなる。

なほ、この他に『後漢書東夷傳』中の『倭國王師升等獻二生口百六十人一』及び『日本書紀』欽明天皇十一年の條の『因りて高麗の奴六口を獻る、別に王人に奴一口を贈る』（註八）といふ記述のうちに見られるやうに、奴隷の贈與

が行はれた。これは、奴隷が『ものを云ふ道具』であり、奴隷所有者の財産である場合に當然である。

（註一）『日本書紀』岩波文庫版、中卷、九四頁。
（註二）同、上卷、八五頁。
（註三）同、中卷、一七四頁。
（註四）同、中卷、一四三頁。
（註五）同、中卷、二三八頁。
（註六）同、下卷、三二五頁。
（註七）同、下卷、三二四―五頁。
（註八）同、下卷、三四頁。

これらの奴婢は官奴婢、私奴婢、神奴、寺奴婢に區別される。官奴婢の例は記紀に多く見出される。私奴婢の存在は武內宿禰を誣告した罪に依つて甘美宿禰を紀伊直の祖の奴としたといふやうな諸例に依つてわかる。神奴婢の存在は、景行天皇四十三年の條に『則ち俘にせる蝦夷等を以て神宮に獻る』（註）といふ記述等々によつて理解される。また寺奴婢の存在については、崇峻天皇紀の蘇我馬子が物部守屋大連を滅した際に『分二大連奴半與一宅、爲二大寺奴田莊一』といふことその他の例に依つて理解される。

（註）『日本書紀』中卷、九六頁。

そしてこれらの奴隷は農業生産、手工業的生産、等の生産勞働及び家內勞働に驅使された。さきに景行天皇四十三

年に神宮に奴隷として獻ぜられた蝦夷等について次のやうに記されてゐる。即ち、『是に神宮に獻れる所の蝦夷等晝夜喧譁きて、出入禮無し。時に倭姫命曰く是の蝦夷等神宮に近づく可からずと。即ち、朝廷に進上げたまふ。仍りて御諸山の傍に安置さしむ。未だ幾ばくの時を經ざるに、悉く神山の樹を伐りて隣里に叫呼ひて人民を脅かす。………羣卿に詔して曰く、其の神山の傍に置きし蝦夷は、是れ本より獸心有りて中つ國に住ましめ難し。故れ其の情願のまゝに、邦畿之外に班ちつかはせ。是れ今播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波、凡て五國の佐伯部の祖なり』（註）と。この記述から、奴隷として神宮に獻ぜられたこの蝦夷が可成りの大多數のものであつたことが理解される。また『日本書紀集解』『聖徳太子傳暦』に『子孫從類二百七十三人、爲二寺永奴婢一、沒二官所領田園十八萬六千六百九十代一、定二寺永財一』とある點、及び物部守屋大連の奴の半と宅とを分けて大寺の奴田莊とした』といふ點とを併せ考へると、當時の大貴族物部大連は莫大な私有地とともに、約五百人近い奴隷を所有してゐたわけである。さらにまた『魏志倭人傳』に『卑彌呼以死、……殉葬者奴婢百餘』と云はれてゐる點等から見ても、大私有地の所有者たる貴族の手への多數の奴婢の集中化の事實が理解される。

（註）『日本書紀』中卷、九八―九九頁。

この奴隷所有はその後はさらに發展する。『萬葉集』卷二には『奴らが夜晝といはず行く道を吾はことごと宮道にぞする』（註一）と歌はれてゐる。奴隷の群が夜晝となく生産に驅使される有樣がうかゞはれる。また持統天皇紀には下毛野朝臣子麻呂が奴婢六百人を免じたといふことが云はれてゐる。即ち『辛未、直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏して、奴婢陸佰口を免さむと欲す。奏すに可されぬ』（註二）と。これは貴族の手に集中化されてゐた多數の奴婢の解放と、

從つてまた多數の奴隷の貴族の手への集中化の事實とを示してゐる。また『萬葉集』卷七には『住吉の小田を苅らす子奴かも無き奴あれど妹が御爲と私田を苅る』（註三）といふ歌がある。こゝには官奴婢ではなく私奴婢の存在と、この私有奴隷の田野耕作、農業生産への驅使の一般的事實とが物語られてゐる。即ち、田野における農業生産は主として奴隷勞働に依つて行はれた。私有地における農業生産への奴隷の驅使は一般的な事實だつたのである。それ故にこそ、奴隷勞働をもつてせず、自分から『私田を苅る』ものは、『住吉の小田を苅らす子奴かも無き』と疑はれ、不思議がられねばならなかつたのである。

（註一）『萬葉集』岩波文庫版、上卷、六七頁
（註二）『日本書紀』下卷、三一九頁。
（註三）『萬葉集』上卷、二七五頁。

奴隷制は、貴族に依る大土地私有の發展とともに、今や單に散在的な偶發的なものではなく、社會制度の本質的な構成部分とならうとしてゐる。氏族共同體的諸關係の解體と土地の私有化の進んだ畿内地方においては、奴隷は單なる助手であることを止め、貴族の大私有地や仕事場で大量的に勞働に驅り立てられる。奴隷はこゝでは農業及び手工業生産における主要な直接生産者とならうとしてゐる。然しそれにも拘らず、大化改新前の日本古代社會においては『部民』に依る生産の方が『奴婢』による生産よりもより決定的に重要な意味をもつてゐた。だが奴隷制なる歴史的範疇の普遍性からして、日本奴婢制のもつ意味は本質的である。奴隷制は種族奴隷制から父家長制的奴隷制、家内奴隷制、古典的勞働奴隷制と發展する。然しこれらの諸奴隷制は相互に分離された經濟制度または段階ではない。寧ろ

相互聯關的に結びついた經濟制度である。

畿内地方においては、奴隸所有者的貴族の大私有地や仕事場の或る部分では大量的に奴婢が生產勞働に驅使され、ここでは奴隸が農業及び手工業における主要な直接的生產者であり、奴婢制は家内奴隸制から大規模な生產勞働奴隸制に發展しつゝあつたが、全體的には、特に地方の奴隸所有者の下にあつては奴婢制は家父長制的奴隸制、家内奴隸制の形態をとつてゐた。

後年の『大寶二年御野國肩縣郡肩々里戸籍』には、無位無官の一豪族國造大庭がなほ五十九人の奴婢を所有してゐたことが見られる。

上政戸國造大庭戸口九十六

正丁	七	小子	九	耆老	一	並二十一
兵士	一	緑子	三			
正女	七	小女	六	耆女	一	並十六
次女	一	緑女	一			
正奴	十二	小奴	十二	耆奴	二	並三十
次奴	一	緑奴	三			
正婢	十二	小婢	一	緑婢	一	並二十九（註一）
次婢	一	小婢	十三	耆婢	一	

即ち、戸口九十六、奴婢五十九、奴婢外三十七である。

ところで、この上政戸國造大庭の戸籍通りの大家族共同體的な戸が當時現實に存在したかどうかは問題外として、少くともそれ以前の段階にはかゝる父家長制的大家族が現實に存在してゐたことは確かである。『大寶二年戸籍計帳』によれば、大庭以外の次のやうな戸口が見られる。

家	戸口	奴婢	奴婢外
上政戸縣造吉事	四四	一二	三二
不明	一二四	三六	八八
上政戸國造族文得	二六	二	二四（註二）

（註一）瀧川政次郎氏『日本奴隷經濟史』二五七―八頁。
（註二）瀧川政次郎氏『日本農民の生活、律令時代』における『戸籍計帳』

さて、國造大庭の戸口九六（うち奴婢五九、奴婢外三七）に比して縣造吉事の戸口四四（うち奴婢一二、奴婢外三二）はその奴婢所有率が可成り小さい。さらにこれら二つの戸口を國造族文得の戸口二六（うち奴婢二、奴婢外二四）と比較すると後者の奴婢所有率ははるかにづつと小さい。かゝる父家長制的大家族が現實に存在した時代におけるこれらの關係は、一方においては世帯共同體の崩壞過程における奴婢所有の不平等、奴婢の貴族の手への集中化の事實を物語ると同時に、また他方においては、奴隷制そのものゝ發展について云へば、そこに父家長制的奴隷制、家內奴隷制から畿內地方の奴隷所有者的大貴族及び大寺院における大規模な生産勞働奴隷制への發展の過程、その過渡

を見ることが出來る。しかも、國造大庭、縣造吉事の戸口のうちに、多數の奴婢とさらにこれに劣らぬ多數の奴婢外家族成員とのうちに、この多數の奴婢外家族成員が奴婢とともに家長の權力の下に服してゐたところの父家長制的奴隷制の姿を見るのである。

そこで、我々は以上の關係からして、大化改新前における日本の奴婢制を、畿内地方における一部の大規模生産勞働奴隷制、爾餘の地方における父家長制的奴隷制、家内奴隷制、及びこれの大規模生産奴隷制への過渡として規定することが出來る。

B 大土地私有と部民

大化改新前において部民は直接的生産者として奴婢よりも決定的に重要な意味をもつてゐた。そして『國造制度』の下で、この部民は大土地私有と不可分な相互規定的相關的關係にあつた。

大化改新直前には貴族による御縣、屯倉、田莊等の大土地私有、神社、寺院に依る大土地所有及び貴族、社寺による部民（部曲之民）の所有は著しく増大した。そして大所有地の發展と部民所有の發展とは貴族間に多くの爭鬪を惹起した。既に『日本書紀』雄略天皇紀二十三年の條には『大連等民部廣大にして國に充盈つ』（註一）と云はれてゐる。また孝徳天皇大化元年の詔には、『其れ臣連等、伴造、國造、各己が民を置きて、恣情に駈使ふ。又國縣の山海林野池田を割りて、以て己が財と爲て、爭ひ戰ふこと已まず。或は數萬頃の田を兼ね併せ、或は全く容針少地も無し、調賦を進る時に及びては、其の臣連、伴造等先づ收斂めて、然る後に分ち進め、宮殿を修治め園陵を築き造る

に、各が民を率ゐて、事に隨ひて作る』。また、『勢有る者、水陸を分割きて私地と爲し、百姓に賣り與へて年に其の價を索ふ』（註二）と云はれてゐる。

奴婢制の發展が大土地私有の發展との相關的關係において把握されなければならぬやうに、部民制度の發展も大土地私有の發展との相關的關係において把握されなければならない。そして、部民が當時の社會における最も重要な直接的生産者であつたといふことは、さきの『日本書紀』の記述からも理解される。部民の勞働力の收取に依つてのみ、貴族の大土地私有が發展し、また當時の歴史的社會的諸條件の下においては、大土地私有の發展は部民所有の增大と部民制度の發展を規定したことは明かである。

（註一）『日本書紀』中卷、二四三頁。

（註二）『日本書紀』下卷、一六四―一六五頁。

C　部民の意義

部民は『國造制度』の下において貴族に依る大土地所有の發展とともに起つた。『日本書紀』は『部民』＝『部曲』を『ウヂヤツコ』（氏奴）と訓ませてゐる。この點だけから部民のヤツコ的（奴隷的）性質を結論することは勿論正しくないが、然し、部民が異人種――歸化人、捕虜または被征服異人種――に依つて組織され、また主としてその大部分が被征服種族の氏族員（即ち貢納氏族員）を支配者の强力に依つて氏族組織から引き離して支配者（征服者）側から任命された『伴造』なる首長に依つて統率された獨立の團體に編成することによつて組織されたものである點に

おいて、それは一定の奴隷的性質を有し、且つそれが『ウジヤツコ』と訓まれることは決して偶然ではない。何故ならば、被征服的貢納氏族員は種族奴隷の一形態であるからである。部民は貢納氏族員が氏族組織から引き離されて別個な團體に編成されることによつて成立する。またこのやうにして成立した部民が必ずしも同一氏族員の集團、同一血族團體より發展したものでもないといふことは不思議ではない。歸化人を部民に編成した例、雄略天皇二年に宍人部をつくる際に、諸所から人を貢りて宍人部をつくつた例、また膳之大伴部の場合の例がこのことを證明してゐる。

部民制度は大化改新前における最も主要な勞働組織であつた。部民は百八十部、八十伴緒としてその數は夥しく、その屬する部の種類もいろいろであつたが、この部は朝廷に屬する品部(ともべ)と臣連等豪族に屬する部曲(かきべ)との二つから成つてゐる。部民は農業及び手工業の特定部に編成され『戸』をなして各氏（所有者たる貴族）に直屬し、伴造に統率されて、世襲的に同一の生産勞働にまたはその他の活動に從事し、所有者によつて世襲的に私有されたところの公民よりは低い賤しい地位にあつた『半奴隷』である。

部民は第一に政治的強力に依つて、特定勞働に從事するものとして、………貴族に隷屬せしめられ、私有せしめられたもの（鳥取部、楯部等の如き）。

第二に、公民の罪を犯したもの（陵戸の如き）。

第三に、犯罪に由つて部民とせられたもの（『日本書紀』履中天皇紀五年九月の條の飼部、雄略天皇紀十一年十月の條の鳥養部の如き、鳥養部は面に黥された）。

第四には、外國よりの俘虜（雄略天皇紀の家人部、景行天皇紀五十一年の條の俘虜奴隷蝦夷の部民化としての佐伯

部の如き)。

第五には、貢獻の男女(『古事記』應仁天皇の條なる手人部、雄略天皇紀なる西漢才伎、手末才伎、漢人部、衣縫部、肉人部の如き)。

第六には、歸化民(應仁天皇紀における弓月君の百濟より將ゐ來た百二十縣の民、及び阿知使主其子都知使主の將ゐ來た十七縣の民の如き)である。

以上の點からして、部民が『ウジヤツコ』と稱されるといふこと、犯罪者たる公民が刑罰として部民に貶下されるといふこと、部民に卑むべき黥が施されたといふこと、犯罪者の子孫が部民とされたといふこと、俘虜が部民とされたといふこと、貢獻された人間が部民とされたといふこと、さらに奴隷が部民化されたといふことが理解される。このことゝ並んで、さらに、部民の所有者が自己の贖罪のために自己私有の部民を獻納したといふ事實、及び、國造等が私有の部民を貢りて部をつくつた事實、即ち部民を贈與した事實がある。

即ち、『日本書紀』安閑天皇紀元年閏十二月の條に、『是の月、廬城部連枳莒喩が女幡媛、物部大臣尾輿が瓔珞を偸み取りて春日皇后に獻る。事發覺はるゝに至りて、枳莒喩、女幡媛を以つて采女の丁に獻る、幷せて安藝國の過戸の廬城部屯倉を獻りて、以つて女の罪を贖ふ。物部大連尾輿、事の己れに由ることを恐れて、自ら安ずることを得ず、乃ち十市部、伊勢國の來狹々、登伊の贄土師部、筑紫國の膽狹山部を獻る』(註一)と記されてゐる。また雄略天皇紀には、『更に人を貢りたまはんと欲して曰く、我が厨人菟田御戸部、眞鋒田高天、此の二人を以て、將に加へ貢りて宍人部とせんと請ひまをす。茲より以後、大倭國國造吾子籠宿禰、狹穗子鳥別を貢りて宍人部と爲し、臣連、

作造、國造、又隨ひて續きて貢る』（註二）とある。

そして、この二つの事實——部民の所有者が贖罪のために私有の部民を献納したといふ事實及び國造等が私有の部民を貢つたといふ事實——は部民の奴隷的性質を理解するための重要な點である。この二つの事實はさきに擧げた俘虜が部民とされたことや犯罪者たる公民が刑罰として部民に貶下された等との諸點とゝもに、部民の奴隷的性質を結論せしむる。即ち、部民は、『戸』をなしてその所有者に隷屬し、直接に賣買されることはなかつたが、世襲的に一定の生産勞働及び業務に從事して、所有者によつて世襲的に私有され、人的支配によつて、部民所有者の所有物として他に贈與されたり、献納されたりしたものであつて、そこには、封建的な賦役地代の關係ではなく、寧ろ奴隷制的關係が本質的であつた。

（註一）『日本書紀』中卷、三〇四—五頁。

（註二）同上、二一九頁。

さて、ではかゝる奴隷的性質を有する謂はゞ『半奴隷』としての部民の歴史的條件は何であるか？　或ひは、日本的特殊的な奴隷制としてのこの『部民制度』は奴婢制と如何なる必然的關聯にあり、貴族の大土地私有の發展と如何に必然的關聯をなしてゐたか？

後年の戸籍帳に依れば、全人口と奴婢人口との割合は次の如くなつてゐた。

籍帳の名稱	全人口	奴婢人口
大寶二年美濃國春部里戸籍	六三一	一三

同年同國栗栖太里戸籍	二四六	七
同年同國肩々里戸籍	一三七	五九
同年同國中里戸籍	八六	—
同年同國三井田戸籍	一五三	三
同年同國半布里戸籍	一、一〇一	二六
同國年代郡里未詳戸籍	六	六
同年筑前川邊里戸籍	四二五	四二
同年豐前國塔里及び加自久也里戸籍	二〇三	—
同年同國丁里戸籍	四九一	二五
同年豐後國郡里未詳戸籍	三三	—
養老五年下總國大島鄉戸籍	六一三	三
同年同國意布鄉及び小幡鄉戸籍	八九	五
同年陸奥國郡里未詳戸籍	三四	—
同年常陸國郡里未詳戸籍	七二	—
同年讃岐國郡里未詳戸籍	七	—
同年因幡國郡里未詳戸籍	五五	—

神龜三年山背國雲上里計帳	一九二	五二
同年同國雲下里計帳	二三六	二七
天平五年右京計帳	一八六	二八
同年山背國郡里未詳計帳	三三九	一一
合　計	五、四三五	三〇七

(瀧川政次郎氏『日本奴隷經濟史』一九六―一九八頁)

これに依つて見れば、奴婢人口の地方的分布の割合は畿内が第一、西海道が第二、東山道が第三、東海道が第四となつてゐる。しかもこの戸籍帳は、尋常の民戸の戸籍帳であつて、そのうちには五位以上の位階を有する貴族の戸は一つも存在しない。だが他方、我々は、既に、貴族や寺院、神社の手に二百人、三百人といふ莫大な奴婢群が集中化されてゐたことを知つてゐる。またこの貴族、寺院等による奴隷所有は主として畿内地方を中心としてゐたことを知つてゐる。そこで我々は、奴婢所有が、地域的に見れば、主として中央の畿内地方に集中されてゐたといふこと、また階級的に見れば、奴隷所有は貴族階級(寺院)の手に集中化されてゐたことを理解する。(そして、このことはまた部民についても云はれ得るのである)。だが、この事實は、また他面においては、全國的に見れば、奴婢所有が地域的にも階級的にも甚だ不均等であるとゝもに――これは當然なことであるが――、しかも特に、民戸による奴婢所有が甚だ少ないといふことを物語つてゐる。地方における農村共同體を内部的に崩壊するまでに、地方自體の奴婢制は發展してゐない。畿内地方を中心として發展しつゝある貴族の奴婢所有、部民所有は地方の農村共同體を崩壊せし

めつつあつた。だがそれでもなほ、當時の奴婢制は、その最盛期におけるアテナイ的形態の古典的奴隸制――そこにおいては、全自由民は女や子供を加へて、約九萬人、この他に三十六萬人の男女奴隸と、四萬五千人の無權被護民とがあり、成年の男市民一人毎に少くとも奴隸十八人と無權被護民二人強の割合であつたところの――の如き、莫大な數の奴隸とその強制勞働の基礎の上に全社會の上層建築が聳えてゐるところの奴隸制ではなかつた。卽ち、當時の奴婢制はそれ自身としてアテナイ的古典的奴隸制ではなかつた。奴婢制は本質的なものではあつたが、部民制的形態が支配的であつた。

また當時の奴婢勞働力は甚だ高價であつた。天平中期における奴婢の標準價格は成年奴一人稻八百束（錢二十貫）、成年婢一人稻六百束（錢十五貫）（註）で、當時の經濟狀態からすれば、それは甚だ高い價格だつた。この奴婢勞働力の高價は奴婢供給の不充分から來てゐる。奴婢供給の源泉の狹隘は地方における農村共同體の存在、全體としての生產力發展の不均衡によつて規定されてゐる。この事情は大化改新前においても同樣であつたと考へられる。

（註）瀧川政次郞氏『日本奴隸經濟史』一三六頁。

以上の點からして、日本奴婢制はそれ自身として、完成された奴隸制としての古典的奴隸制にまで發展してゐなかつた。畿內地方の貴族、寺院の奴婢所有のうちには古典的奴隸制への發展の傾向だけはあつた。然し、この日本奴隸制そのものとしては、それは完成された奴隸制としての古典的奴隸制ではなかつた。寧ろ、この不充分な奴婢制を完全なものにまでも補ふものとして、部民制なるものが國造制度の下で成立し、大土地私有の發展とゝもに廣汎に擴大した。部民制は別の形態において奴婢制を完成化するものであつた。部民制の形態支配と奴婢制の構造的基底性、本

質性との間には不可分的な必然的な聯關が存在する。部民制形態の發展と支配化とを規定する根本的なものは奴婢制の構造的基底性、本質性である。歷史的普遍的範疇たる奴隸制としての奴婢制こそが本質的であつたといふことが、大土地私有の發展とゝもに部民制の擴大、發展を可能ならしめた。貴族の大土地私有の發展及び生産の發展は大規模な奴隸勞働收取を必要とする。屯倉、田莊等の貴族の大私有地が發展するとゝもに、その地域の農村共同體員は部民として共同體から引き裂かれ半奴隸化せしめられる。農村共同體員は共同體から奴隸制の側に引き裂かれる。そして、農村共同體員をかくの如く『部民』化せしめるものは、實に、本質的なるものとしての奴隸制（奴婢制）である。即ち、本質的なものとしての奴隸制こそが部民制の形態を可能にする。このやうな諸條件、諸關係から抽象されて、部民、及び部民制度は考察され、規定されることは出來ない。かゝる歷史的社會的諸關係、諸條件から引き離して、部民をその賦役勞働形態の故に、またその戸をなして生活するといふことの故に、封建的隸農と規定することは全く誤つてゐる。

農業勞働に使役された部民たる『田部』は屯倉、田莊の所有者に餘剩勞働の全部を收取された。そしてこの田部のうちには自らの生産用具（農業用道具）を所有するものと所有しないものとの二種があつたが、生産用具を所有しないものが殆んどすべてゞ、用具を所有するものは『钁丁』（くはよぼろ）の如きものであつた。田部の使役樣式は、（一）『日本書紀』安閑天皇紀元年の條の『钁丁』の場合の如く春秋二季の季節的召役、（二）その他臨時召役、（三）屯倉土着の田部の場合の如き內容的に奴隸的な使役（例へば、『日本書紀』欽明天皇紀の白猪屯倉、田令に依つて管理され、韓人、高麗人等歸化人及び奴隸に依つて編成された韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉、海部屯倉等）であ

る。そして屯倉土着の田部は奴隷的内容の收取をうけた。『钁丁』は田部の變態であり、農村共同體員の部民としての田部への轉化の過渡的形態である。この田部としての部民化＝奴隷化の過渡形態としての『钁丁』は部民としての田部の本質把握のために極めて重要である。即ち『钁丁』は生産用具たる钁をかついで屯倉、田莊を耕作したもので、かくしてこれはやがて屯倉、田莊土着の田部に轉化する。

『日本書紀』安閑天皇紀（岩波文庫版、中卷、三〇四頁）には、『伏して願はくば、郡毎に钁丁を以て、春の時に五百丁、秋の時に五百丁、天皇に奉献ること、子孫絶たじ。此に藉りて生を祈み、永く鑒戒と爲さむ。別に狹井田六町を以て大伴大連に賂ふ。蓋し三島竹村屯倉には、河内縣の部曲を以つて田部と爲す元、是に起れり』といはれてゐる。

我々はこゝに、この『钁丁』なるものを通して、本質的なるものとしての奴婢制（奴隷制）が、大土地私有の發展とともに、農村共同體員を共同體から引き離し奴隷制の方に『部民』化せしめつゝ農村共同體を崩壞させて行く過程を見ることが出來る。構造的基底的なるもの、本質的なるものとしての奴婢制（奴隷制）こそが部民制形態の成立と發展を可能にするのである。日本における奴隷制なる範疇の普遍性、本質性との關聯からのみ部民制的形態、部民的形態ははじめてその本質において理解される。即ち、部民制は日本における奴隷制の變態、日本的變態的奴隷制であり、半奴隷としての部民は日本的變態的奴隷である（註）。日本奴婢制と日本部民制とのこの不可分的な必然的聯關を把握することは最も重要である。そこで、我々は、奴隷制の日本的形態は、この日本奴婢制と日本的變態的奴隷制としての部民制との必然的な聯關、結合の上に成立してゐる、ことを見る。この奴隷制の日本的形態の必然性を、社會の全體的關係において、我々はまた後に說明するであらう。

（註）こゝで日本の部民制とスパルタのヘロト型奴隷制との關係を論じたいのであるが紙數の都合で次の機會に讓らねばならぬのは殘念である。

六、大化改新後の奴隷制

大化改新後の奴隷制について、簡單に述べよう。大化改新は、從來の國造制度、部民制度を廢止し、國司、郡司による所謂『郡縣制度』をもつてこれに代へるとともに、中央集權的デスポテイスムスを打ち立てた。また土地は國有であると宣言されて、それは農民の間へ『口分田』として、貴族の間へ『位田』、『職田』、『功田』、『賜田』として支給されたのであるが、實際に土地私有が廢止されたわけではない。第一に、すべての土地が口分田として班田農民に支給されたわけではなく、また口分田の外に神田、寺田、位田、職田、功田、墾田等があり、貴族、寺院による大土地私有はなほ發展しつゝあつた。すべての御子代、御名代の民、處々の屯倉及び臣連、伴造、國造、村首の所有せる部曲の民が廢止されて、公民とされたわけではない。

手工業に從事する部の一部を存續せしめて部民は廢止され、これらの部民は公民及び奴隷に轉化されて行つたが、奴隷制はなほ發展し續けて行つたのである。部の一部は『大寶令』では『雜色人』として『品部及び雜戶』の二種類となり、『良民』中の『卑人』、『卑品』と呼ばれた。この大寶令に見える品部、雜戶の民、及び天智天皇紀に見える民部（カキベ）、家部（ヤカベ）の民は大化改新後の部民の存續形態である。

公民、品部、雜戸以外に、陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴婢の賤民があつた。陵戸、官戸、公奴婢は官有奴隸で、家人、私奴婢は私有奴隸である。そして公奴婢、私奴婢が純粹な奴隸であるのに對して、官戸、家人は准奴隸である。陵戸は治部省被管の諸陵司に隸屬せしめられて、課役に代へて…………の陵墓を守營した。犯罪者が陵戸とされた例が『日本書紀』に見えてゐる。官戸は、官奴司に隸屬して官田の耕作その他の勞務に從事せしめられた。家人は私家に屬する從僕で官戸とともに部民の存續形態である。そして、この家人及び官戸は、戸をなして生活してゐたこと、頭を盡して駈使せられないこと、及び賣買せられないこと（註）、この三つの點で公奴婢、私奴婢とは區別されてゐたが、その本來的な性質は奴隸であつた。

（註）養老の戸令には、『凡家人所レ生子孫、相承爲二家人一。皆任本主駈使。唯不レ得下盡レ頭駈使、及賣買上』とあり、また戸令集解には、『官戸駈使之法若爲』といふ問に對する答として、『不レ載レ文。然可レ准二家人一』とある。

だが然し、また養老の戸令には、『凡應レ分者、家人、奴婢、田宅、資財』とあつて、家人は奴婢、田宅、資財とともに所有者の財産であり、その奴隸的性質は明かである。

奴隸（官戸、家人、官奴婢、私奴婢）の貴族、寺社等への集中化の事實については、前にも斷片的に語つたが、大化改新後においても、大私有地の發展と相まつて奴隸制度は發展してゐた。多數の奴隸（奴婢）が貴族、寺社の所有の下で、農業及び手工業的生産勞働その他の家內勞働に驅使された。『續日本紀』天平十七年九月丙子の條によつて、中納言從三位巨勢朝臣奈氏麻呂の家には二百餘人の奴隸がゐたことが知られる。

宮廷に所屬の多數の奴婢が存在したといふことについては、天平勝寶二年に聖武天皇が東大寺に官奴婢二百人を施

入した時の文書、及び天平二年大倭國正稅帳に見へる官奴婢の食料支出記載から證明される。

寺院に所屬の多數の奴婢の存在については、正倉院所藏文書から、東大寺の所有奴婢數は三百五十餘人位、法隆寺のそれは、五百三十三人位、法興寺のそれは、籍帳の上においては一千七百十三人（そのうち、訴訟中に屬するもの七百二十四人、逃亡して有名無實となれるもの三百二十七人を除けば、現存奴婢六百六十二人）等々が知られる。神社に所屬の奴婢としては、『續日本紀』天平寶字二年九月丁丑の條に『鹿島神奴二百十八人』とあること等より推察される。即ち、これらの點から、當時寺院、神社に所屬した奴婢の數が莫大なものであつたことが想像される。

また、さきに擧げた巨勢朝臣奈氏麻呂が奴婢二百三人を免ぜんとしたこと、及び下毛野朝臣子麻呂が奴婢六百人を免ぜんとしたこと（『日本書紀』持統天皇紀）等から、當時の貴族による奴婢所有數が莫大なものであつたことが知られる。また當時における奴隷の分布の問題については前節に既に語つた。

これらの莫大な貴族、寺院、神社による奴隷所有は、だが然し、王朝時代における貴族の大私有地の莊園化とともに、隷農的關係に移行する。記紀その他の文獻にあらはれてゐるこの時代における大量的な奴婢の解放及び寺田、貴族大私有地における奴婢の農奴化の事實はこの關係を物語つてゐるのである。

七、日本奴隷社會の解體過程

奴隷制の日本的變態としての部民制と日本奴婢制との不可分的な必然的關係のうちに現はれ、そして大化改新後の

日本奴隷制の發展形態をも根本的に制約したところの、その日本的形態における奴隷制——即ちこの奴隷制の日本的形態の必然性が全體的に究明されなければならない。如何なる根本的要因が奴隷制の日本的形態を必然的たらしめたか？

奴隷制の日本的形態を必然的ならしめた根本的なものは日本古代社會における生産力の發展の各地方における不均等（不均衡）である。氏族共同體的諸關係を崩壞せしむるものは勞働の生産性の高まりである。だが社會の物質的生産力の發展が地域的に不均等であり、勞働の生産性の高まりが著しく不均等である場合には、共同體的諸關係の崩壞の著しく異つた諸段階が共在し、混在する。

考古學的資料に依れば、西日本に於いては既に紀元一世紀の頃より社會は鐵器時代に入つてゐるが、東北地方の一部では紀元十一世紀頃までも石器時代が繼續されてゐたことが明かである。また『日本書紀』神武天皇紀では、至るところの山間に、穴居其他のより未開な人間が住んでゐたことが記されてゐるが、これは少くとも當時（記紀の成立時代）の人々がかくの如き物語を創作すべき材料たる、山間における後れた未開人の存在を物語つてゐる。また同書應神天皇紀には吉野の國樔人の來朝を記して、「夫れ國樔は其の人と爲り甚だ淳朴なり、ことに山の菓を取りて食ふ、亦蝦蟆を煮て上味と爲す、名づけて毛瀰と曰ふ。其土は京より東南、山を隔てゝ吉野河の上に居り、峯嶮しく、谷深くて、道路狹く嶮し。故に京に遠からずと雖も本朝より來ること希なり、然れども此より後屢參赴きて以て土毛を獻る。その土毛は栗菌及び年魚類なり」（中卷、一四七頁）と述べてゐる。また景行天皇紀（『日本書紀』中卷、九一頁）には蝦夷の風俗を述べて、その生産發展の段階が著しく低い有樣を記してゐる。また、降つて齊明天皇紀には、蝦夷が

弓矢をもつて降つたといふことや、また蝦夷の國には五穀なく『肉を食ひて存活ふ』（『日本書紀』下卷、二〇八—九頁）といふこと、即ち蝦夷が當時いまだ採取經濟の低い生産段階にあつたことが語られてゐる。さらにまた、さきに引用せられた景行天皇紀における、俘虜となつた蝦夷が神宮に奉獻されたが、その低い生産の發展段階のために農業、手工業の奴隷として役に立たず、遂に諸地方に分たれて部民化せられたといふ事實、等はこの生産力の發展の地域的な不均等に基づく氏族共同體及び共同體崩壞の種々な諸段階の共在及び混在を物語つてゐる。

このやうな生産の發展段階、社會の發展段階の甚だしい地域的な不均等の歷史的社會的諸條件の下で日本奴隷制は發展し、そして奴隷と奴隷所有者との間に激しい階級向立、階級抗爭をも生み出した。——雄略天皇紀には…………………の事實が記されてゐる。即ち、『是の時に、征新羅將軍吉備臣尾代行きて吉備國に至りて家に過れり。後に率いたる五百の蝦夷等、………、乃ち相謂いて曰く、（中略）時失ふべからずと。乃ち相聚結みて傍郡を侵し寇なふ』（『日本書紀』中卷、二四三—二四四頁）と。

當時、奴隷の主要な供給源泉は俘虜となつた蝦夷であつたが、この蝦夷は、その低い經濟的發展段階の故に農業的及び手工業的生産奴隷として直ちに使役することは出來なかつた。奴隷制度は氏族共同體的諸關係を崩壞せしめるものであるが、この共同體的諸關係は逆にまた奴隷制度の發展の前に障碍を與へてゐる。地方における共同體的諸關係、農村共同體の强固な存在は奴隷供給源泉を狹隘化せしめる。

生産力發展の地域的な不均等は何よりも中央（畿內地方）との經濟發展の著しい相違、さらにまた地方そのものにおける各地域の經濟的發展の種々の相違となつてあらはれてゐる。旣に奴隷及び部民の分布の考察の際に明かにされ

たやうに、奴婢及び部民は中央（畿内地方）の主として貴族階級の手に集中化されてゐる。屯倉、田莊等の大私有の農村共同體との共在、混在の事實も、また、かくして生じたのである。一方においては、貴族の大土地私有の發展とともに、奴隷勞働の需要が高まつてゐるにも拘らず、奴隷勞働力の供給の源泉は擴大されない。蝦夷や三韓に對する、奴隷獲得のための、大規模な征服戰爭を起すためには、〔共同體（農村共同體）の地方における強固な生存、共存による〕、それに充分な生産諸力の發展の基礎、國内的經濟的基礎をもつてゐない。この奴隷供給源泉の狹隘のために、かくて奴隷制の發展は内進的方向をとる。卽ち、農村共同體員を共同體から奴隷制の方に引き裂いて『部民』化せしめることが起る。こゝに日本型奴隷制としての部民制度の必然性があつた。

この日本型奴隷制としての部民制を必然的ならしめた諸條件はまた同時に、日本における奴隷制そのものゝ發展を制約し、全體としての奴隷制の日本的形態を必然的に規定した。

中央（畿内）と諸地方との間の經濟的發展の著しい相違、奴婢、部民の中央（畿内）への集中化、諸地方における共同體的諸關係（農村共同體）の強固な生存、これらの諸事情――及びこれらの諸事情を惹き起した諸條件――は、分業の發達とともに起る交換關係の發展、商品生産、商品交換の全國的な擴大を妨げた。エンゲルスに依れば、『農業と手工業との二大主要部門への生産の分裂とともに、直接的に交換のための生産、卽ち商品生産が發生する。それとともに商業が起る』。この商品生産、商業（商業資本）の發展は、奴隷制を奴隷勞働による大規模な商品生産の段階にまで發展せしめる。ギリシア・ローマ的古典的奴隷制はかくの如くして現はれた。商品生産、商業資本の發達は奴隷制の發展をその最後の段階、その極點にまで追ひやる。商業及び商業資本の發達と奴隷所有者的經濟との間には

謂はゞ一つの "Zirkel"（循環）の關係が成立してゐる。マルクスは『資本論』で書いてゐる。『古代社會においては商業の作用と商人資本の發達とは常に奴隷經濟に結果した』（註）と。だが然し、古代における商業資本の發展の源泉はやはり同じ奴隷經濟であつた。このやうにして商業及び商業資本の發達と奴隷經濟との間には『ツィルケル』が成立する。この『ツィルケル』のうちで、奴隷制は、遂にそれ自身を崩壊せしむるまでに、その最後の極點に導かれる。

（註）"Das Kapital" (herausgegeben von Adoratskij, Dritter Band, Erster Teil, S. 364.

またエンゲルスは『家族、私有財産、國家の起原』において、古代（ギリシア・ローマ）の奴隷制度が衰滅したのは、その生産物のための市場が衰微したからであると語つてゐる。また他の個處においては新たな勞働奴隷供給の源泉がなくなつたとき、ローマの奴隷制は衰滅の道を辿つたとも云はれてゐる。

日本においては、さきにのべた諸條件が奴隷（奴婢）の供給の源泉を狹隘なものにし、その結果、奴隷制の日本的變態としての部民制の成立が必然的となつたのであるが、またこの同じ諸條件が、商品生産、商品交換關係、商業、商業資本の發達を不充分なものたらしめ、日本奴隷制のギリシア・ローマ的な古典的形態への發展を抑止し、必然的に日本型奴隷制の形態に止まらしめた。かくて、こゝに日本型奴隷制と奴隷制の日本的變態としての部民制度との不可分的な必然的關係の、奴隷制の日本的形態が必然的となつたのである。

このことは、また、日本奴隷制が、ギリシア ローマ的古典的奴隷制の場合の如き、商業及び商業資本と奴隷經濟との『ツィルケル』としての進路のない袋小路――エンゲルスはこれを『ローマ社會が陷つた出口のないヂレンマ』

と呼んでゐる――にまで追ひ込められ、救ひなき自己崩壞の運命を擔ふことなく、寧ろ容易に農奴制（隷農制）に推移すること、を可能ならしめた。大化改新後の王朝時代における大土地私有の發展、この大私有地の莊園化の過程を通じて、日本奴隷制は農奴制（隷農制）に推移し轉化して行つた。

さらに、奴隷制の日本的形態を必然的ならしめた上述の諸條件は、同時にまた、『大化改新』なる政治的改革を必然づけたのである。

卽ち、當時における大土地私有の發展、奴隷制度の發展は地方における農村共同體を、部分的に崩壞せしめつゝあつたのであるが、この農村共同體（或ひは氏族共同體的諸關係）の地方に於ける强固な生存は、大土地私有と奴隷制度との發展の桎梏であつた。大化改新直前において、有勢なる土地貴族の『田地兼倂』と奴婢、部民の所有との發展は、有勢者間の絕え間なき爭鬪を生み、『無レ容二針少地一』『爭戰不レ已』（大化元年詔）といふ狀態を惹き起した。一方においては奴隷供給源泉が狹隘化され、他方においては商品生產、商品交換の不充分な發達が日本型奴隷制の完成された形態（古典的奴隷制）への發展を抑止してゐるとき、當時の農村共同體における現行の地制制度を基礎とした『班田制度』の實施をもつて、外的權力により、全國的な規模で地方の農村共同體を崩壞せしめ、土地私有、私有財產制を全國的に貫徹することが必然的となつた。これが所謂『大化改新』である。『大化改新』は、共同體的所有から生產手段（土地）の私有化、私有財產制の確立への謂はゞ『槓杆』であつた。

大化改新によつて從來の部民制が廢せられたときにも、なほ、手工業的部の一部が存續されたといふ事は、商品生產、商品交換の不充分な發達に基づく、自由な獨立手工業者の未成長を物語るものである。だが然し、大化改新を槓

杆として共同體の解體、生産手段の私有化、私有財産制の確立が進むとゝもに、商業の可成りの發展（京の東西市及び各地に於ける市の發展、行商の發展等）が見られ、和銅元年には（和銅以前にも銅貨、銀貨の鑄造、使用が行はれたが）有名な和銅開寶錢なる鑄造貨幣が使用されるに至り、さらに土地私有の發展は小作制度（『田令』には『凡そ田を賃租するもの各一年を限る』とある）を生み、私有財産制の發展と貧富の懸隔とは『大寶令』にある如き富の程度による九等の階級的差別をも生み、遂に、天平五年右京計帳に見える如き助手としての工業奴隷（五人の奴婢）を有する獨立手工業者さへも成長するに至つた（註）。

（註）瀧川政次郎氏『日本奴隷經濟史』九〇頁。

かくの如き、鑄造貨幣の流通、商業の發達、土地私有（大土地私有）、私有財産の發達、獨立手工業者の成長に依つて、大化改新後殘された手工業的部もやがて漸次に消滅するに至る。かくの如き過程を通じてのみ、貴族の大私有地の發展、莊園の發展が現はれ、封建主義的諸關係が成長する。

莊園の發展によつて起る封建主義的農奴制（隸農制）は、かくて、大化改新を槓杆とする農村共同體の全國的な崩壞と土地私有、私有財産の發展過程を前提としてのみ可能であつたのである。

我々は以上、大化改新前及び改新後の日本型奴隷制を考察し、その必然性を究明した。そして大化改新前においても、改新後においても奴隷制が支配的であつたといふこと、そしてこの奴隷制の發展過程は日本における氏族社會の階級社會への發展、日本古代國家の成立と發展の過程であることを見た。王朝時代の中頃から奴隷制は漸次に衰微して行く。そして、大化改新前後における日本古代國家の成立と發展の時期には奴隷制は正に支配的な生産様式であつ

た。そしてこの支配的生産様式としての奴隷制は、その日本的形態における奴隷制、日本型奴隷制であつた。この奴隷所有者的生産様式の現實的基礎の上に日本型奴隷所有者的社會經濟構成が最初の敵對的社會經濟構成として成立した。日本的諸條件の下における奴隷制的生産諸關係の總和としての日本型奴隷所有者的生産様式が大化改新前後の日本古代國家の社會構成を奴隷所有者的社會經濟構成たらしめる。

大化改新における『班田制度』が實施以後數十年間に既に行き詰りに達し、急速な自己解體の道を辿り、『班田法』の『六年一班』が『十二年一班』となり『十九年一班』となり、やがて、四十年間も五十年間も班田なくして放置されるに至つたといふこと、また『三世一身の令』及び墾田の永久所有の許可令が出るに至つたといふことは、當時の班田農民が所謂國家『封建主義的農奴』の範疇に屬するものではなく、寧ろ大化改新による共同體崩壞、土地私有、私有財産制の全國的貫徹の過程において生じたところの、一般農村共同體員の日本型奴隷制の方向へ吸引された形態であつたに過ぎない。卽ち、こゝにおいても奴隷制が本質的なのであつて、この構造的基底としての奴隷制の支配の下においてのみ、大化改新による班田制、及び班田農民の成立も必然的だつたのである。當時の生産様式は奴制所有者的生産様式でなければならぬ。

そして、この日本的奴隷制（奴隷所有者的生産様式）の上に日本古代國家の政治形態、文化形態等の全上層建築が如何に必然的であつたかは獨立のテーマとなる。

附録

圖版解說

三澤章

第一圖版

A　銅鉾・銅劍とその溶范及び銅鐸分布圖

1

日本では、石器時代から金石併用時代への飛躍は、先進大陸文化――特に漢代の鐵器文化――の流入によつて著しく促進された。

水稻耕作技術及び金屬文化の輸入傳播を中心とする生產諸力の增大は、石器時代の採集經濟に基く繩文式文化の上に、新らしい特徴と意義を持つ彌生式文化を、西日本に於て特に急速に發展させた。

此の分布圖は、この大陸文化傳播の主要な徑路と過程とを明かにし、この時代に於ける社會的發展の地方的な差異を鳥瞰させるだらう。

2

第一の類型――狹鋒銅鉾・細形銅劍は、明かに大陸から輸入された型式であり、其の分布は此時代の大陸文化渡來の主要な徑路と北九州が先進文化を最も豐富に受容し得たことを示してゐる。

廣鋒銅鉾・平形銅劍は、第一類型の退化型として、日本に於て、武器から「威儀」の表徴物へと變移したものと考へられる。また、クリス形銅戈は、其の祖型を支那の戈に比定されてゐるが、日本で特異な型式として發達したと考へられ、これも同じく狹鋒より廣鋒への變移が見られる。

これら第二類型と溶范（主として砂岩製、現在のところ廣鋒銅鉾・廣鋒式クリス形銅戈鑄造用のものゝみ見出される）の分布を見れば、此の時代に北九州が鉾・劍文化の中心として果した先進的役割とその影響力とを知る事が出來ると思ふ。また平形銅劍が殆んど讃岐・伊豫にのみ分布してゐる事は、この地方が、一の特徴ある小文化圈を形成し得たことを示す樣である。

3

銅鐸に就ては、何等大陸からの傳來の徴標はなく、其の限りで日本の自生的文化であり、恐らく「寶器」であつたらうと推定されてゐるが、これにも亦、幾段の發展がある。

此の圖では便宜上二つの類型に區別して表示した。第一類型としては、始源的なものと云はれる安藝福田出土例の如き小形部厚なもの、及びより大形で流水紋・袈裟襷紋を有し然も未だ極端に形式化されぬ所謂典型式の一部を含めた。更に薄手大形となり袈裟襷を基調とする愈愈複雑な紋様と極度にまで形式化された形態を持つものを第二類とした。

第一類中の典型式が近畿地方を中心に分布し、第二類がその周圍の諸地方に多く出土を見ることも、寧ろこの文化の中心が前者にあつたことを物語る樣である。

4

前述の安藝福田では、細形銅劍・狹鋒式クリス形銅戈が銅鐸と伴出し、また讃岐羽方では袈裟襷紋を有する銅鐸と平形銅劍とが同時に發見されたが、此事は鉾・劍と鐸とが、或る期間併存してゐたことを直接證據立てゝゐる。併しまた鐸は、鉾・劍文化傳播の直接間接の刺激を受けて發展した文化の産物であると思はれる（鉾・劍と同時代に北九州に分布した彌生式系の遠賀川式土器が、やがて東漸する過程に於て其自身變移して櫛目紋土器に進化してゐるらしいことゝ、鐸とこの土器とが、その分布圈が一致するばかりでなく、其の特異な紋樣に於ても密接な關係があることも參考さるべきではあるまいか）。

5

この鉾・劍と鐸との分布圈內には、金石併用時代の文化が比較的急速に傳播したのである。これらの文化を享有したものが當時發生しつゝあつた治者層であつたことは、その性質や出土狀態からして窺はれ、從つてこの分布圖は、又當時の先進的社會關係の發展の地域を示唆してゐると思はれる。

圈外の南九州や東日本は、尙、石器時代の頗る低位な

社會段階に止つてゐたのであり、やがて其處にも彌生式文化が侵入する際には、繩文式文化の強い抵抗と影響とを受けるに至るのである。また分布圏内の同一地方に於ても勿論劃一的な發展があつたのではなく、山間僻地には、尙前代文化の根強い遺存が見られるのである。

B　農作物の證跡を有する彌生式土器出土地分布圖

彌生式土器を作る際に、その生地中に籾・藁等の押痕のついたものや、彌生式土器を出す竪穴住居址等の遺跡から、燒けて炭化した米の出る例が、近年特に考古學者の注意を引いてゐる。

これらは、何れも偶然的な契機によつて生じた遺物であるし、また調査の行き屆かぬ地方も多い樣であるから現在與へられた結果だけによつての詳細な論述は控へねばならぬ。然も尙、これは、農業生産存在の積極的な證據であり、比較的調査の進んだ北九州や近畿の地方では圖の如くかなり顯著な出土例が見られる。

彌生式文化の影響を受けぬ繩文式文化に伴つてかゝる積極的な證左が見出されない事と對比すれば、彌生式文化の基礎としての農業（特に水稻耕作）の發展を、此によつても伺ふ事が出來る。

中國・四國地方に殆んど分布を見ないのは、或は調査不充分の爲かと思はれる。

東日本に於ける分布は、北九州や近畿と同時代のものではなく、其の以後彌生式文化の第二次的傳播に伴ふものである。

附記

（A）

一、銅鉾銅劍に就ては高橋健自博士「銅鉾銅劍の研究」森本六爾氏「日本靑銅器時代地名表」及び雜誌「考古學」の報告

一、形式不詳のものは之を除いた。其によつて分布の大勢に決定的な變化を與へるものでないと思はれる。

一、銅鐸に就ては梅原末治氏「銅鐸の研究」と同氏による考

古學雜誌第廿三卷中の「補遺」及び森本氏前掲書出土地不詳のものは除外した。

圖版中の銅鐸の分類表中の形式別は森本氏前掲書中の形式分類によつて示した。

二、銅鉾・銅劍・銅鐸の形狀に就いては卷頭口繪參照。

（B）

一、森本六爾氏、「日本原始農業新論」中の地名表によつて作つた。

第二圖版

漢式鏡出土地分布圖

I

金石併用時代から鐵器時代初頭――所謂古墳時代――にかけての文化の躍進的發展は、三國から六朝へと時代の下降につれて愈々その度を強くした支那文化の影響と鐵製農具の採用によつて拍車をかけられた農業生産の一層の進展とによつて起つた。

巨大な古墳――殊に日本獨特の形式たる前方後圓墳――が當時の文化を特徴づけると同時に、其處に副葬された夥しい漢式鏡は、此時代の代表的遺物の一つである。

こゝでは、漢式鏡出土地の分布圖に基いて古墳時代文化の分布相の瞥見を試みるが、其際、次の諸點に深く注意を拂はねばならぬ。

一、この分布圖の記號は發見地點を示すもので、從つて必ずしも出土鏡の量的關係を正確に反映しない。

二、漢式鏡は古墳時代を通じて副葬されたが、その前期に特に盛であり、また地方によつても其の傾向に強弱の差があつた。

三、同じく漢式鏡と云つても、金石併用時代に傳來した前漢式鏡から、末期の古墳に見出される六朝時代のものまで殆んど五・六世紀にも亙る間の多種多様なものがあり、更に舶載鏡の模造に始まり、終には日本特有の形式――例へば鈴鏡――までも發達させた所謂仿製鏡をも含んでゐる。

この分布圖には此等の關係が抽象され、平面化されてゐる。

2

畿內の平野地帶には、圖の如く密集した分布が見られるが、此事は、此地域だけに全國出土鏡數の三十パーセント以上が集中されてゐることゝ全く照應してゐる。また各時代の舶載・仿製鏡の優秀なものが非常に多く發見せられて居る。

右の壓倒的な事實だけでも、此の時代に於て畿內が、最も多く支那文化を受容し且獨自な文化を發展させたことが窺はれる。(歷史時代の支配的政治勢力が此處に起つたのも決して偶然でない)。

更に畿內の周緣地方には、隨所に出土地點の小集合が見られるが、これは銅鐸の分布狀態を想起するならば、やはり畿內を中心とする文化圈の擴大と見做され、鏡の總數に於て此等を合算するならば、この文化圈は實に總鏡數の五十パーセント近くを占め、畿內勢力の充實を反映するものゝ様である。

3

畿內に次で發見地點の廣密な分布を見るのは、兩毛地方と北九州であるが、同じ事は鏡數に就ても云へる。

この二つの地方は、各々地方的な中心として畿內文化を受容し乍らも夫々特色ある文化を發展させたのである。

北九州では、甕棺・箱式石棺等の始源的な古墳から漢代の鏡も多く見出され、此地方の出土鏡數の七十パーセントは舶載鏡である。

これに對し、兩毛地方には、三國時代以降のものが多く、古墳も始源的樣式のものを全く缺いて居り、前と反對に七十パーセント近くの仿製鏡を出し、特に鈴鏡の發達が著しい。

これらの諸特徵と第一圖版に於て見た金石併用時代の情勢を結び付けて考へるならば、北九州が、支那文化の影響を強く受け、段階的に發達し、且畿內に追ひ拔かれた文化であり、兩毛地方に於ては、畿內に偏發され、飛

躍的に發展した特色ある文化の色の濃厚なることが窺はれる。

4

第一圖版に見た銅鉾・銅劍・銅鐸の分布地域に於ては、畿内とその周緣・北九州などは素より、海岸の平野地帶河川の流域の諸所に、漢式鏡の比較的濃密な分布が見出される。

この事は、前代の文化の、より一層の發展と普遍化とを物語つてゐる樣である。

出土鏡の數は備前・備中（吉備の地方）、播磨、周防と讃岐、阿波及び伯耆を中心とする地帶とに、比較的多い。其中最も多い吉備地方及び伯耆を中心とする地帶も大和一國の五分の一を出すに過ぎない。

九州の肥後と日向に夫々、稍々目に立つ分布が生じて居り、鏡の示す傾向も北九州とは全く異り、仿製鏡の比率が高く、其の質も比較的劣つてゐるのは、注意すべき現象である。

5

東日本に於ては、兩毛地方の外には、信濃の伊那谷と善光寺平及び遠江駿河の一部に發見地點が集中してゐる觀があり、其他は點々として散在してゐる。

特に信濃は兩毛と比肩する程の大量の鏡を出し、鏡の示す傾向も近似してゐることは興味ある事實であり、こゝにも古墳時代に入つて顯著な勢力が生じたことを知り得る。

6

以上を概觀すれば次の如き大勢が推察することが出來る。

一、金石併用時代から古墳時代にかけての文化圈の擴大を看取することが出來る。

前時代には尙尙低位な段階にあつた日向・信濃・兩毛の諸地方に、高度な文化勢力が形成され、其の分派は遠く僻遠の地に及んで居る。

（此の傾向は益々强化せられ、古墳時代末期に至つては殆んど本州全土に亙つて古墳が分布し、例へば漢式鏡出土の稀であつた南關東・常陸等の地方にも夥しい古墳群が形成されるに至るのである。

一、前代に銅鐸文化の中心として頭角を現はした畿內には、古墳時代に入つて斷然指導的な文化が結成され、その影響力が擴大强化しだ。

一、北九州と兩毛地方とは、近畿に對して特色ある二大文化地帶を形作つてゐた樣である。

一、各地方に於ける文化の一般的發展と同時に、文化の發展過程の地域的な差異が著しく見られる。後者は兩毛地方と北九州との對比に特徵的に現はれてゐる。

一、漢式鏡は、銅鉾・銅劍・銅鐸の場合に述べたと同樣の意味に於て、階級文化の表徵である。從つて各地方に於ける鏡の濃密な分布地域は、其處に統治的勢力の結成されたことを思はせる。

一、かくて金石併用時代に引續き、此の時代には、益々廣大な地域に亙つて、舊い社會關係が解體されつゝある他面に於て、畿內勢力による統一の過程の進行しつゝあつたことが看取される。

本圖は、後藤守一氏著「漢式鏡」所載本邦內地に於ける漢式鏡發掘地々名表に基いて作成した。技術上の都合で漢式鏡を出土する一村を一點として表はした。

尙、解說中の發見鏡の數量性質に關しては、主として前述の「漢式鏡」及び、考古學雜誌第十七卷第六號中の同氏の論文「一圖表の解」富岡謙藏氏「古鏡の研究」によつた。

古墳時代文化の地域的發展相は、時代別形式別された古墳の分布圖によつて最も精確に表現されるのに拘らずこゝでは準備の不足の爲、漢式鏡の分布圖を以てした。古墳の其は他日を期し度いと思ふ。



第一圖版 A圖 銅鉾銅劍とその溶范及び銅鐸出土分布圖

B圖 農作物の證跡を有する彌生式土器出土地分布圖

第貳圖版　漢式鏡出土遺跡分布圖



昭和十一年四月十五日印刷
昭和十一年四月二十日發行

檢印

日本古代史の基礎問題

定價 貳圓貳拾錢

著者 渡部義通

發行者 東京市神田區美土代町四 中村德二郎

印刷所 東京市麴町區土手三番町二九 谷口印刷所
代表者 谷口熊之助

發行所 東京市神田區美土代町四
白揚社
振替東京二五四〇〇番
電話神田(25)二二八五番